

# 史跡秋田城跡保存活用計画書 (最終案)



令和7年2月  
秋田市



## 例 言

- 1 本書は、秋田県秋田市寺内に所在する「史跡秋田城跡」について、文化財保護法第129条の2に基づき作成した保存活用計画書です。
- 2 本計画は、秋田市が主体となり作成し、令和5・6年度に国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の交付を受けて実施したものです。
- 3 本計画は、「史跡秋田城跡環境整備指導委員会」から指導を受け、また「秋田城跡歴史資料館協議会」から意見聴取を行いながら、事務局である秋田市観光文化スポーツ部秋田城跡歴史資料館が策定しました。
- 4 本計画策定にあたっては、令和5年度に実施した「史跡秋田城跡測量・図化業務委託」の成果が収録されています。業務委託は株式会社イビソク秋田営業所が行いました。
- 5 本事業で得られた成果品は、秋田城跡歴史資料館で保管しています。
- 6 本計画の策定にあたっては、文化庁文化財第二課、秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室の指導・助言を得ました。また、下記の諸機関からご協力を賜りました。記して感謝申し上げます。  
つがる市教育委員会、鹿角市教育委員会、秋田城を語る友の会、秋田城跡ボランティアガイドの会、秋田城跡史跡公園化推進協議会



# 史跡秋田城跡保存活用計画書

## 目次

第1章 計画策定の沿革・目的	1
第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画の目的	1
第3節 計画の範囲	5
第4節 委員会の設置・経緯	5
第5節 他の計画との関係	8
1 位置づけ	
2 上位計画	
3 関連計画	
4 都市計画関係法令	
第6節 計画の実施期間	13
第2章 史跡周辺（秋田市）と史跡秋田城跡の概要	17
第1節 秋田市の概要（史跡を取り巻く環境）	17
1 秋田市の位置	
2 秋田市の自然的環境	
(1) 地形	
(2) 気候	
3 秋田市の社会的環境	
(1) 人口・世帯	
(2) 産業	
(3) 土地利用	
(4) 交通	
(5) 文化遺産に関する施設	
4 秋田市の歴史的環境	
(1) 先史時代	
(2) 古代	
(3) 中世	
(4) 近世	
(5) 近代・現代	
第2節 史跡秋田城跡の概要	28
1 史跡の位置	
2 史跡の自然環境	
(1) 地形と地質	

(2) 植生	
3 秋田城の歴史	
4 史跡指定に至る経緯	
5 指定状況	
(1) 指定告示	
(2) 追加指定	
(3) 史跡指定地の状況	
(4) 管理団体・土地所有・公有化の状況	
6 史跡の調査成果	
(1) 国営調査	
(2) 秋田市による発掘調査	
<b>第3章 史跡の本質的価値</b>	<b>69</b>
第1節 史跡の本質的価値	69
1 最北の古代城柵官衙遺跡	
2 北方交流の窓口	
3 地上からも古代遺構が確認できる史跡	
第2節 史跡秋田城跡の構成要素	70
1 構成要素の分類	
2 構成要素の配置と地区別の特徴	
(1) 大畑地区	
(2) 鶉ノ木地区	
(3) 焼山地区	
(4) 大小路地区	
(5) 将軍野南地区	
(6) 高野地区	
(7) 児桜地区	
(8) 神屋敷地区	
第3節 史跡秋田城跡の本質的価値に準ずる要素	75
1 中世以降の歴史遺産等	
2 豊かな自然環境	
<b>第4章 現状・課題</b>	<b>81</b>
第1節 保存管理	81
1 現状	
(1) 保存管理計画の策定および改訂	
(2) 秋田市への現状変更許可事務の権限委譲	
(3) 保存目的の発掘調査事業	

(4) 土地公有化事業	
(5) 事業の達成状況	
2 課題	
(1) 史跡の保護と地域住民の生活環境との調和	
(2) 今後の発掘調査	
(3) 土地公有化事業の継続	
(4) 外来樹木の拡大への対応	
(5) 自然災害に対する備え	
第2節 活用	89
1 現状	
(1) 実績	
(2) 評価	
(3) 事業の達成状況	
2 課題	
(1) 学びの場としての拡充	
(2) 市民の交流の場としての活用	
(3) 観光資源としての活用	
(4) 活用から運営・体制強化への循環	
(5) 活用面からみた既存整備地の検討	
第3節 整備	104
1 現状	
(1) 実績	
(2) 評価	
(3) 事業の達成状況	
2 課題	
(1) 既存整備地の経年劣化への対応	
(2) 修理改修時の手法の検討	
(3) バリアフリー化等への対応	
(4) 復元施設等の経年観察の必要性	
(5) 未着手整備地（焼山・大畑地区等）における整備方針の検討	
第4節 運営・体制の整備	122
1 現状	
(1) 保存管理の運営・体制	
(2) 活用の運営・体制	
(3) 整備の運営・体制	
(4) 事業の達成状況	
2 課題	
(1) 市民協働による体制づくり	

(2)担い手育成と関係人口の拡大

<b>第5章 大綱・基本方針</b> .....	125
第1節 大綱.....	125
第2節 基本方針.....	125
1 保存管理	
2 活用	
3 整備	
4 運営・体制	
<b>第6章 保存管理</b> .....	127
第1節 方向性.....	127
1 発掘調査に基づく保存管理基準と地区区分の明確化	
2 保存管理基準に基づく土地公有化	
3 自然環境の適切な管理	
第2節 方法.....	127
1 現状変更等に対する方針	
2 史跡の構成要素に関する保存管理の手法	
3 現状変更等の取扱い方針および取扱い基準	
(1)各地区共通事項	
(2)地区区分別の方針	
(3)現状変更等の許可申請区分	
4 指定地外の周辺環境を構成する要素の保存管理の手法	
5 保存目的の発掘調査	
6 追加指定	
7 都市計画との関係	
(1)都市計画に関する規制	
(2)都市計画と史跡の保存管理基準および地区区分	
8 土地公有化	
9 植生管理	
10 災害を未然に防ぐための管理	
<b>第7章 活用</b> .....	145
第1節 方向性.....	145
1 学びの場としての活用	
2 市民の交流の場としての活用	
3 観光資源としての活用	
4 活用と整備、運営・体制との連携	



第2節 方法	145
1 史跡公園・ガイダンス施設の活用	
2 自主事業の拡充	
3 学校教育・社会教育・生涯学習の場としての利用促進	
4 市民の交流の場としての活用	
(1)市民の交流の場としての活用の促進	
(2)豊かな自然環境や景観の活用	
5 観光資源としての活用の拡充	
6 既存整備地や自然環境、景観の活用のされ方の把握と点検	
7 活用から運営・体制への橋渡し	
<b>第8章 整備</b>	<b>151</b>
第1節 方向性	151
1 自然環境や地形、景観を活かした整備	
2 既存整備地の修理改修と長寿命化	
3 未着手整備地（焼山・大畑地区等）に対する整備	
第2節 方法	151
1 保存のための整備	
2 活用のための整備	
(1)既存整備地の修理改修	
(2)修理改修にあたっての考え方	
(3)活用実態を踏まえた修理改修	
(4)復元施設等の管理	
(5)今後の整備事業（焼山・大畑地区等）	
(6)整備基本計画の改訂	
<b>第9章 運営・体制</b>	<b>159</b>
第1節 方向性	159
1 総合拠点施設としての秋田城跡歴史資料館	
2 市民協働による運営・体制の拡充	
第2節 方法	159
1 運営・体制の維持・継続・拡充	
2 市民団体等の育成と連携強化	
3 関係人口の拡大	
<b>第10章 施策の実施計画の策定・実施</b>	<b>163</b>
第1節 実施計画	163
第2節 保存管理の実施計画	163

第3節 活用の実施計画	163
第4節 整備の実実施計画	163
第5節 運営・体制の実実施計画	164
<b>第11章 経過観察・維持管理</b>	<b>167</b>
第1節 方向性	167
1 施策の取り組みの経過観察	
2 遺構・復元施設・保存活用施設等の経過観察	
3 復元施設と保存活用施設の維持管理	
第2節 方法	167
1 史跡の自己点検表	
2 管理カルテ	
(1)管理カルテ（遺構）	
(2)管理カルテ（過去の災害および災害のおそれのある地点）	
(3)管理カルテ（施設）	
3 維持管理	
引用文献	175
資料編	177
1 関係法令	
2 参考資料	

## 第1章 計画策定の沿革・目的

### 第1節 計画策定の沿革

秋田県秋田市寺内に所在する史跡秋田城跡は、わが国の古代国家における東北地方日本海側の支配拠点となった遺跡です（図1-1）。本書は、史跡秋田城跡の保存および活用に関する施策の方針を定めるものです。

史跡秋田城跡は、昭和14年に国指定史跡となり、その後、昭和30年代の文化財保護委員会（現・文化庁）による発掘調査（以下、「国営調査」という。）を経て、昭和44年に第1次保存管理計画を作成しました。昭和47年度に秋田市教育委員会が秋田城跡発掘調査事務所を設置し、市による発掘調査の成果に基づき、昭和52年度（昭和53年3月）に「史跡秋田城跡保存管理計画」（秋田市教育委員会1978a、以下、「保存管理計画」という。）を策定し、史跡秋田城跡の保存管理基準を定めました。また、この保存管理計画に基づき昭和53年3月に史跡の追加指定を行っています。

その後の発掘調査の進展により、保存管理基準とその地域区分を変更する必要が生じたため、昭和61年度（昭和62年3月、秋田市教育委員会1987a）と平成25年度（平成26年3月、秋田市教育委員会2014a）に、「保存管理計画」を改訂し、発掘調査事業や土地公有化事業などを継続しつつ、現状変更に対して適切な史跡の保存管理に努めてきました。

こうした保存管理の一方で、史跡秋田城跡のより積極的な活用を求める市民の要望に応じ、昭和61年度に『秋田城跡整備基本計画－秋田城跡・高清水の丘歴史の杜博物館－』（秋田市教育委員会1987b、以下、「整備基本計画」という。）を策定し、平成元年度から環境整備事業に着手しました。史跡の発掘調査成果に基づき遺構を復元表示した秋田城跡史跡公園は広く市民の憩いの場、学校教育・社会教育・生涯学習の場として利用されてきました。以後、整備基本計画に基づき、鶴ノ木地区、政庁、大畑地区の城内東大路、ガイダンス施設、史跡公園連絡橋を整備し、継続して取り組んでいます。

なお、昭和47年に設置した秋田城跡発掘調査事務所は、ガイダンス施設の開館や機構改正により、現在は「秋田城跡歴史資料館」として史跡秋田城跡に関する業務を行っています。

### 第2節 計画の目的

史跡秋田城跡は、保存管理計画に基づき適切に保存し、環境整備事業により史跡公園として広く市民に公開してきましたが、環境整備事業の着手から30年以上が経過し、初期に行ってきた復元施設等の経年劣化が顕著になるなど、修理改修が必要となってきました。



図1-1 史跡秋田城跡の位置と関連する遺跡

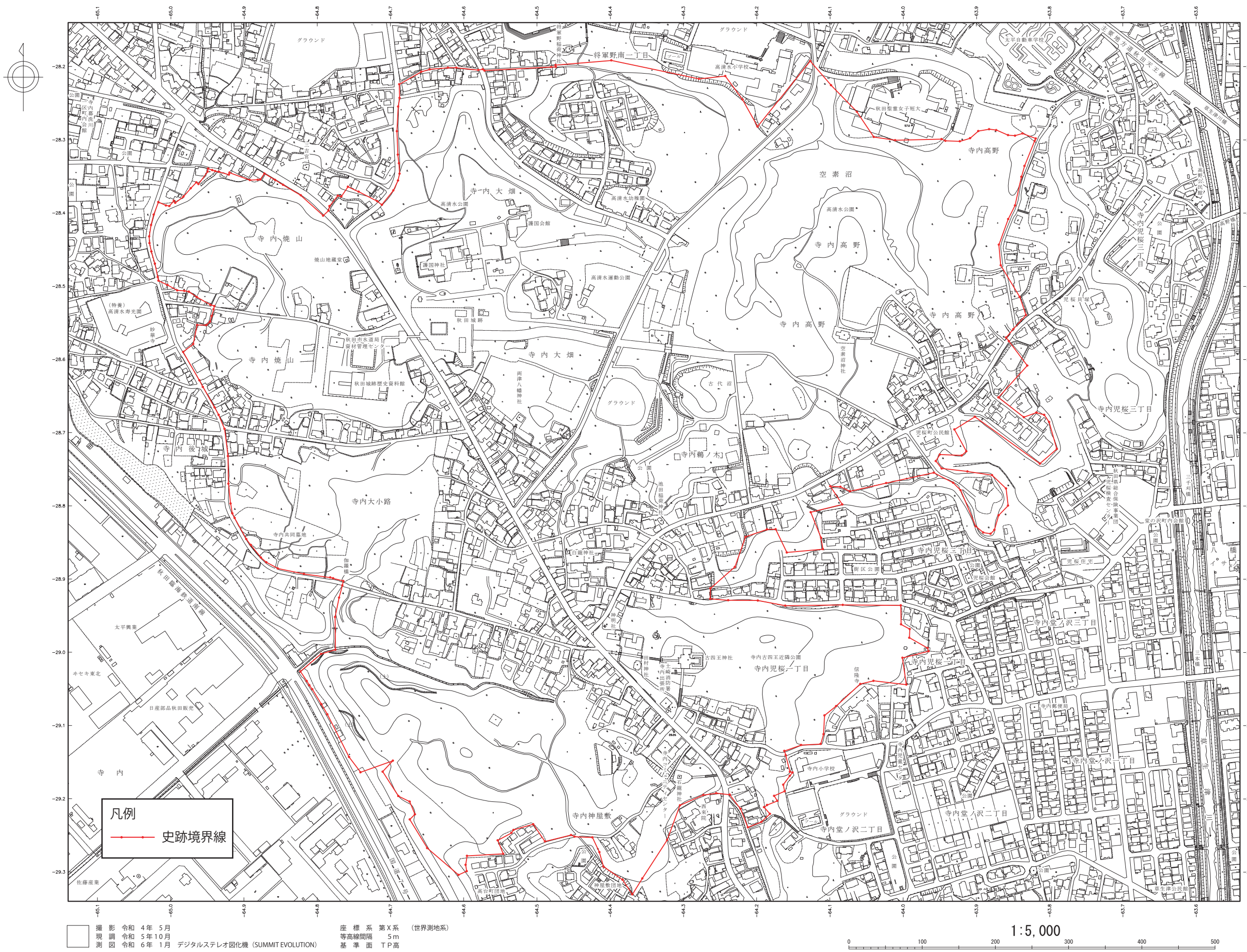


図 1-2 計画の範囲 (史跡秋田城跡指定範囲)

また、これまでは人口増に伴う宅地開発から史跡をいかに保護するかという点に重点が置かれていましたが、近年は文化財保護法の改正に伴い、文化遺産の観光資源としての利用や交流人口の拡大など、史跡に対して新たな役割が期待されるようになりました。

このような状況を踏まえて、秋田市ではこれまでの「保存管理計画」を改訂し、文化財保護法第129条の2に基づく保存活用計画に移行することとしました。この「史跡秋田城跡保存活用計画」（以下、「本計画」という。）は、これまで保存管理計画で運用してきた保存管理基準や地区区分に加え、史跡を現在に活かし、未来に継承するために、史跡の本質的価値を改めて整理し、史跡の適切な保存管理、整備、活用、運営・体制などについて、基本方針を定めることを目的とします。

### 第3節 計画の範囲

本計画で対象とするのは、秋田県秋田市寺内に所在する史跡秋田城跡で、旧雄物川（現・秋田運河）右岸の低丘陵に位置する古代城柵官衙遺跡です（図1-1）。本計画で主として対象とする範囲は、史跡秋田城跡として指定されている893,733.170㎡です（図1-2）。史跡指定地内については、図1-3のとおり旧字界をもとに「大畑地区」・「鶉ノ木地区」・「焼山地区」・「大小路地区」・「高野地区」・「将軍野南地区（通称：幣切山）」・「神屋敷地区（通称：勅使館）」・「児桜地区」の8地区に便宜上区分し、呼称します。

また、第3章で示す史跡秋田城跡の周辺地域を構成する要素としてあげる歴史的要素における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は表1-1であり、その位置は史跡秋田城跡との位置関係がわかるように図1-1に示しています。これらについても、指定地の周辺地域を構成する要素として、本計画で言及します。

### 第4節 委員会の設置・経緯

秋田城跡歴史資料館は、保存管理計画を本計画へ移行するに当たり、基本方針など必要な事項を検討するため、史跡秋田城跡環境整備指導委員会（以下、「整備指導委員会」という。）を、令和5年度に2回、令和6年度に3回開催しました。

整備指導委員会は、昭和62年に設置し、秋田市が実施する史跡秋田城跡の環境整備事業に関する指導、助言および検討を行うため、専門的知識を有する方々から構成された組織です。保存活用計画への改訂は、保存管理計画を再整理し、主に既存復元施設の修理・改修など整備に関する事項の追加を行うことから、整備指導委員会に計画案を諮り策定しました（表1-2、写真1-1）。なお、史跡秋田城跡の土地利用等に関する関係機関として、秋田市の公園課および都市計画課をオブザーバーとしました。整備指導委員会における審議の経過は表1-3のとおりです。

また、地域住民の合意形成や活用に関わる諸団体との意見交換として、学識経験者、

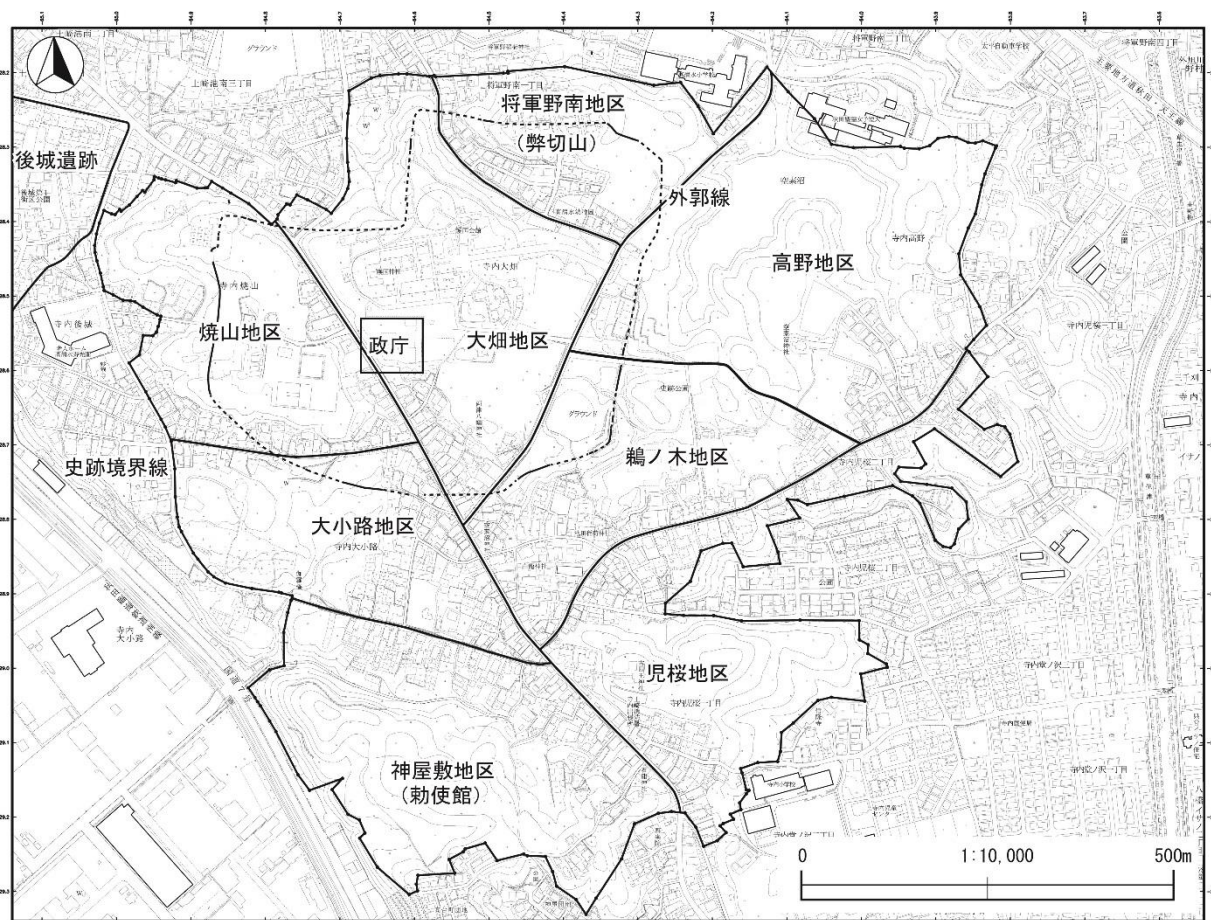


図 1-3 史跡秋田城跡の各地区名

表 1-1 史跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地一覧

遺跡No.	遺跡名	種別	時代	所在地
352	高野遺跡	遺物包含地	奈良・平安	秋田市寺内字高野
187	児桜貝塚	貝塚	縄文	秋田市寺内字児桜29
234	寺内焼窯跡	窯跡	近世	秋田市寺内字堂ノ沢
214	神屋敷遺跡	古墳擬定地	—	秋田市寺内神屋敷1
233	根笹山遺跡	古墳擬定地	—	秋田市寺内字神屋敷137
232	菅江真澄墓	墓地	近世	秋田市寺内字大小路
185	後城遺跡	集落跡	奈良・平安・中世	秋田市寺内後城
165	湊城跡	城郭	中世	秋田市土崎港中央三丁目他
148	穀丁遺跡	遺物包含地	中世	秋田市飯島字穀丁
357	雲祥院宝篋印塔	宝篋印塔	中世	秋田市飯島穀丁9-48
511	土崎湊御蔵跡	その他の遺跡(蔵跡)	近世	秋田市土崎港南一丁目
193	手形山窯跡	窯跡	奈良・平安	秋田市手形字大沢
116	右馬之丞窯跡	窯跡	奈良・平安	秋田市下新城字右馬之丞
87	谷地Ⅱ遺跡	窯跡・集落	縄文・奈良・平安	秋田市下新城岩城字谷地、末沢
88	大沢窯跡Ⅰ	窯跡	奈良・平安	秋田市上新城中字大沢61
89	大沢窯跡Ⅱ	窯跡	奈良・平安	秋田市上新城中字大沢61
90	小林窯跡	窯跡	奈良・平安	秋田市上新城五十丁字小林
156	古城廻窯跡	窯跡	奈良・平安	秋田市添川字古城廻

※遺跡No. は秋田市の周知の埋蔵文化財包蔵地の番号

表1-2 史跡秋田城跡環境整備指導委員会委員名簿（令和5～6年度）

氏名	現職	備考
伊藤 弘	筑波大学大学院准教授	造園学
熊田 亮介	秋田大学名誉教授	古代史
箱崎 和久	奈良文化財研究所都城発掘調査部長	建築史学
林 部 均	国立歴史民俗博物館研究部教授	考古学
三上 喜孝	国立歴史民俗博物館研究部教授	古代史
吉野 武	宮城県多賀城跡調査研究所長	考古学
渡邊 定夫	東京大学名誉教授	都市工学
【行政指導】		
氏名	現職	備考
浅野 啓介	文化庁文化財第二課文化財調査官	
市原 富士夫	文化庁文化財第二課主任文化財調査官	
森谷 康平	秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室文化財主任	
【オブザーバー】		
氏名	現職	備考
小野 義郎	公園課長	令和6年度
桜庭 竹士	都市計画課長	令和6年度
【事務局】		
氏名	現職	備考
富樫 純一	秋田城跡歴史資料館 館長	令和5年度
菊地 真	秋田城跡歴史資料館 館長	令和6年度
岡部 友明	秋田城跡歴史資料館 事務長	令和5年度
伊藤 由子	秋田城跡歴史資料館 事務長	令和6年度
菅 沼 隆	秋田城跡歴史資料館 主席主査	令和5年度
神田 和彦	秋田城跡歴史資料館 主席主査	
能登 園美	秋田城跡歴史資料館 主席主査	

表1-3 史跡秋田城跡環境整備指導委員会審議経過

会議	開催日	主な議題等
令和5年度第1回 (第60回)	R5. 8. 29	過去の実績・成果に関する評価、計画構成案、史跡の構成要素の特定について
令和5年度第2回 (第61回)	R6. 2. 8	計画構成案、構成要素の特定、活用・整備・大綱・基本方針の素案について
令和6年度第1回 (第62回)	R6. 7. 23	計画第1章、第3章～第11章の原稿案について
-	R6. 8. 28-9. 5	計画の骨格部分について各委員から個別指導
令和6年度第2回 (第63回)	R6. 10. 28	保存活用計画の修正原稿案について
令和6年度第3回 (第64回)	R7. 1. 23	保存活用計画の原案について

※括弧内の会議の回数は、昭和62年度からの通算





写真 1-1 史跡秋田城跡環境整備指導委員会開催の様子

表 1-4 秋田城跡歴史資料館協議会委員名簿（令和6年度）

氏名	現職	備考
熊田 亮介	秋田大学名誉教授	
高橋 学	秋田考古学協会 会長	
石塚 智佳	将軍野中学校 校長	
渡邊 系一	高清水小学校 校長	
滝澤 功	秋田城を語る友の会 会長	
中川 瑞穂	秋田城跡ボランティアガイドの会	
川口 洋一	秋田城跡史跡公園化推進協議会 会長	
加賀谷 正実	寺内地区市民憲章推進協議会 会長	

表 1-5 秋田城跡歴史資料館協議会意見聴取経過

会議	開催日	主な議題等
令和6年度第1回	R5. 8. 29	保存活用計画の構成について
令和6年度第2回	R6. 11. 21	保存活用計画の原案について

教育関係、史跡秋田城跡に関わる生涯学習やボランティア関係団体、公開活用事業に関わる地域団体から構成される秋田城跡歴史資料館協議会に対し、年2回開催される会議において意見を伺いました（表1-4・5）。

## 第5節 他の計画との関係

### 1 位置づけ

本計画は、文化財保護法第129条の2の規定に基づき、史跡秋田城跡の保存や活用に関し、基本方針や中長期的に取り組む総合的な計画として作成するものですが、文化財保護法をはじめ、秋田県文化財保護条例、秋田市文化財保護条例など関係法令に依拠しながら、上位計画である秋田市総合計画や秋田市文化財保存活用地域計画を踏

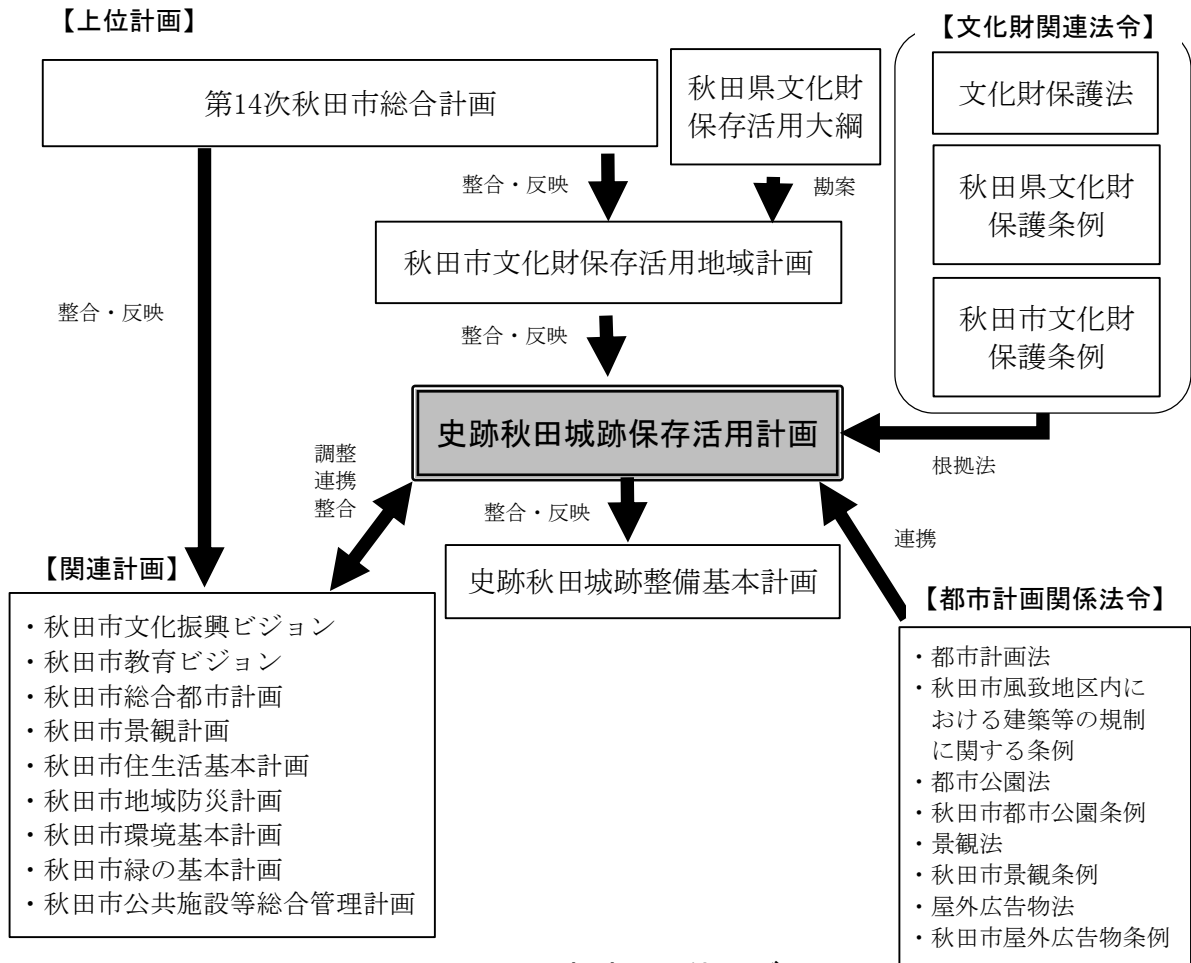


図1-4 本計画の位置づけ

まえるとともに、本市の各種関連計画との調整、連携、整合を図り計画します。また、史跡に関連のある都市計画の関係法令があります。

史跡秋田城跡および本計画に関連のある本市の上位計画・関連計画、都市計画関係法令は下記のとおりです（図1-4）。

## 2 上位計画

### ■第14次秋田市総合計画「県都『あきた』創生プラン」（令和3年3月策定）

本市の市政推進の基本方針を定めた計画で、「ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし～元気と豊かさを次世代に 人口減少を乗り越えて～」の基本理念のもと、目指す大局的な方向性として5つの将来像を設定しています。そのうち「将来都市像5 人と文化をはぐくむ誇れるまち」では「文化の創造」のもとに取り組む施策として「文化財の保存と活用」をあげています。

### ■「秋田市文化財保存活用地域計画」（令和6年7月策定）

「第14次総合計画」の掲げる基本目標を踏まえ、また「秋田県文化財保存活用大綱」を勘案し、本市における文化遺産の保存と活用に関して基本的な理念や方針を定めた計画です。基本理念「秋田市を知る、誇りを持つ、引き継ぐ～足もとの歴史文化を次

世代へ～」を実現するため、文化遺産の保存・活用に関する5つの基本方針を掲げています。「基本方針5 文化遺産を「いかす」」では、国指定史跡を地域資源として整備・公開する方針を示しており、史跡秋田城跡については、調査研究成果を踏まえた今後の保存活用計画を検討するとともに、史跡公園の適切な整備を図るとしています。

### 3 関連計画

#### ■第2次秋田市文化振興ビジョン(令和4年3月策定)

市政推進の基本方針「秋田市総合計画」のもと、本市を取り巻く課題や社会情勢の変化等を踏まえつつ、本市の文化振興の基本的な方針や重点施策を掲げ、具体的な成果を上げるために定めた計画です。市民一人ひとりが目標に向かって成長し、希望に満ちた生活を送ることができる「人と文化をはぐくむ誇れるまち」を目指すことを基本方針に、「文化をいかした魅力あるまちづくりの推進」を目標の一つとしています。その中の重点政策のうち「文化財の保存と活用の推進」では、文化財の総合的な保存・継承や有効活用に取り組むこととしています。また、「文化による都市の魅力向上」では、歴史と文化を楽しむ観光の促進を行うこととしています。こうした施策の中で、歴史や文化、芸術に触れ、親しむ文化施設等の一つとして、秋田城跡歴史資料館が位置づけられています。

#### ■第4次秋田市教育ビジョン(令和4年3月策定)

教育を取り巻く様々な課題を整理するとともに、将来展望を踏まえた本市教育の方向性を明らかにし、今後取り組むべき施策の展望を示した計画です。本市教育の目指す姿を「あきたの未来を ともにづくり ともに生きる 「自立と共生」の人づくり」とし、実現に向けた3つの目標を掲げています。施策の方向性においては「郷土に根ざしたキャリア教育の充実」として「ふるさとへの愛着と誇りを持ち、郷土の発展に積極的に関わろうとする態度をはぐくむため、郷土の歴史や文化、自然などについて理解を深める学習」の充実、「地域コミュニティづくりの推進」として「地域に根ざした活動の支援や地域と学校が連携した事業等の実施により、家族・地域の絆作りに努め、地域コミュニティづくりを推進」するとしており、各目標のもとに「郷土の伝統や文化等について学ぶ機会の充実」や「学校と連携した、地域における伝統文化の伝承活動等の実施」、「子どもや高齢者等が歴史や文化、祭りなどを学ぶ機会となる「世代間交流事業」の実施」に取り組むこととしています。

#### ■第7次秋田市総合都市計画(令和3年6月策定)

都市計画法第18条の2の規定に基づき、土地利用や都市施設の整備方針など、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めた計画です。全体構想での景観形成の方針の一つとして、歴史・文化をいかした景観形成をあげ、「歴史的・文化的資産の維持、保全とその周辺住民等の理解と協力により、歴史や風土を継承した景観形成を推進」するとしています。北部地域の構想では、住環境・市街地整備等の方針として、観光型まちづくりの促進を掲げており、史跡秋田城跡については「豊かな自然をいかしながら、散策路ネットワークを充実させ、レクリエーションの場として魅力の向上」を図

ることとしています。また、広域公園の活用として、史跡秋田城跡を「観光資源として活用するため、必要な施設の整備や体験学習等のソフト面の充実」を図るとしています。

#### ■秋田市景観計画（令和4年3月一部改訂）

景観法第8条第1項に基づき、景観行政団体である本市が策定する「良好な景観の形成に関する計画」で、景観づくりの目標や基本方針等を定めた計画です。景観づくりの三つの基本方針の一つとして、「地域の特性をいかした景観づくり」を掲げ、歴史、文化、伝統、またそれらによって培われてきた人々の営みや習慣、豊富な自然など、長い年月の間親しまれ受け継がれてきた地域の特性に配慮し、地域らしさを育て、次世代に継承する景観づくりに努めるとしています。史跡秋田城跡（高清水公園）を北部地区の地域資源とし、地域性をいかした景観づくりを目指すとしています。

#### ■第2期秋田市住生活基本計画（令和3年3月策定）

住生活基本法に基づき、市民の住生活の安定確保および向上の促進に関する施策の推進について定めた計画です。「秋田らしさ みらいに引き継ぐ 住まい・まちづくり」を将来像とし、目標の一つである「「ブランドあきた」を確立する住まい・まちづくり」の中で「豊かな自然・歴史・文化等を活かした住まいづくり」を基本方針とした取組を行うこととしています。

#### ■秋田市地域防災計画（昭和39年11月策定、令和7年3月一部修正）

災害対策基本法第42条に基づき、市域における大規模災害に対処するために定めた計画です。予防対策、応急対策および復旧・復興対策について、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊、公共的団体および防災上重要な施設の管理者・事業者等・市民・企業等の「自助」・「共助」に基づく防災活動を含めた総合的かつ計画的な防災対策を定め、市民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的としています。「文化財の災害予防」として、指定文化財や各文化施設の予防対策の必要性について記載しています。また、「文化財の保全対策」として文化財の各管理者が行う被災した文化財の応急措置と保全措置について定めています。

#### ■秋田市環境基本計画（平成29年10月 令和5年3月中間見直し）

市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保することを目的に、秋田市環境基本条例の基本理念の実現に向け、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために定めた計画です。基本目標4「あきたらしい自然に包まれ、人と自然が調和した心豊かな暮らしの実現」では「先人から受け継いだ歴史・文化と、豊かな自然環境が調和したまちづくり」を進めることを環境目標としており、その中の施策「自然と歴史的・文化的環境との調和」において、「文化財への理解の促進を図るため、復元整備した建物および発掘調査出土品を広く市民に公開するとともに、文化財に関連した各種講座および体験学習を実施するなど、文化財の活用を努めます」としています。

#### ■秋田市緑の基本計画（平成31年3月改定）

都市における緑地の保全や緑化の推進を計画的に実施するため、都市緑地法第4条

第1項に基づき本市の目指すべき緑の将来像や目標、施策を定めた計画です。対象となる緑地の分類表に「地域制緑地等」の「法による地域」として、「史跡・名勝・天然記念物等の文化財で緑地として扱えるもの（文化財保護法）」が記載されています。また、緑の機能別評価を示した「優れた歴史風土の緑」では「文化財と一体となった緑」に史跡秋田城跡をあげ、計画では各種文化財と一体となって風土・風格を備えた緑などについて、貴重な資源として保全していく必要があると明示しています。

#### ■秋田市公共施設等総合管理計画（令和4年1月改訂）

秋田市の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することで、市民ニーズへ適切に対応するとともに、将来負担の軽減を図ることを目的として定めた計画です。この中で、公共施設等のマネジメント実施方針として、「計画保全による公共施設等の長寿命化」をあげています。これは、「老朽化が懸念される公共施設等の増加が見込まれている中で、施設の安全性を確保しつつ本来の寿命まで使用すること、更には施設の長寿命化を図ることで施設の保全、更新に係る経費の削減と平準化を実現することが求められています。そのためには、施設を破損、故障後に修繕を行う「事後保全」の考えから、あらかじめ修繕や改修の計画を策定、実施する「計画保全」に改めることが必要」としています。本計画では、公共施設の「博物館等」の一つとして、「秋田城跡歴史資料館」があげられていますが、こうした「長寿命化」の考え方の方針は、史跡秋田城跡でこれまで整備してきた史跡公園内の施設にも適用することが可能です。

## 4 都市計画関係法令

### ■都市計画法（昭和43年6月15日 法律第100号）

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡のある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている法律です。この法律に基づく用途地域により、都市の中を住居系、商業系、工業系に大別し、建築物の用途と形態を制限しています。史跡秋田城跡の指定地内には、住居系の第一種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域および第一種住居地域があります（図1-5、表1-6）。

また、市街地近郊の自然景勝地・史跡・水辺・丘陵の緑地などを対象とし、自然の景観などを保護するため風致地区も定めています。史跡秋田城跡の指定地および周辺域は、昭和29年に高清水風致地区、昭和30年に焼山風致地区が指定されています（図1-6、表1-7）。

### ■秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例

（平成24年12月27日 条例第92号）

秋田市の風致地区における規制について定めています。風致地区において、建築物の新築や色彩の変更、宅地の造成、水面の埋立て、木竹の伐採、土石の類の採取などを行う場合は、秋田市長の許可が必要である旨を定めています。

### ■都市公園法（昭和31年4月20日 法律第79号）

都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする法律です。都市公園の指定などについて定めています。平成10年3月に史跡指定地内の一部

が都市公園「高清水公園」として開設されています。

#### ■秋田市都市公園条例（昭和39年7月10日 条例第35号）

秋田市の都市公園の設置や管理について必要な事項を定めています。都市公園内での禁止事項として、木竹の伐採、土石の類を採取し土地の形質の変更等を定めています。

#### ■景観法（平成16年6月18日 法律第110号）

都市や農山漁村等における良好な景観の形成を促進するための景観についての総合的な法律です。この法律に基づいて本市は景観計画を定めています。

#### ■秋田市景観条例（平成21年10月7日 条例第29号）

景観法や秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例にのっとり、景観計画の策定、行為の規制等に必要な事項や優れた景観の創造および保全に関し、必要な事項を定めています。

本市では市域全域が景観計画区域となっており、高さが10mを超える建築物や工作物、建築面積が1,000㎡を超える建築物の新設等は、あらかじめ届出を義務付けています。

#### ■屋外広告物法（昭和24年6月3日 法律第189号）

良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の表示および提出する物件の設置や維持ならびに屋外広告業について必要な規制の基準を定めることを目的とした法律です。文化財保護法により重要文化財に指定された建造物の周囲や史跡等に、屋外広告物の表示や掲出物件の設置を条例により禁止することができますと定めています。

#### ■秋田市屋外広告物条例（平成8年12月24日 条例第42号）

本市の屋外広告物に関して必要な事項を定め、都市公園区域のほか、文化財保護法、秋田県文化財保護条例、秋田市文化財保護条例で指定された建造物や史跡名勝天然記念物等について、屋外広告物の表示や掲出物件の設置を禁止しています。

## 第6節 計画の実施期間

本計画期間は、令和7年（2025）4月1日から令和17年（2035）3月31日までの10年間とします。また、実施期間を短期5年（令和7年度～11年度）と中期5年（令和12年度～16年度）に区分して実施します。それ以上を長期とします。

本計画に基づく取組は、計画策定後に地域や関係機関・団体の協力を得て実施し、事業や調査、活用などの成果や進捗に応じて見直すこととします。

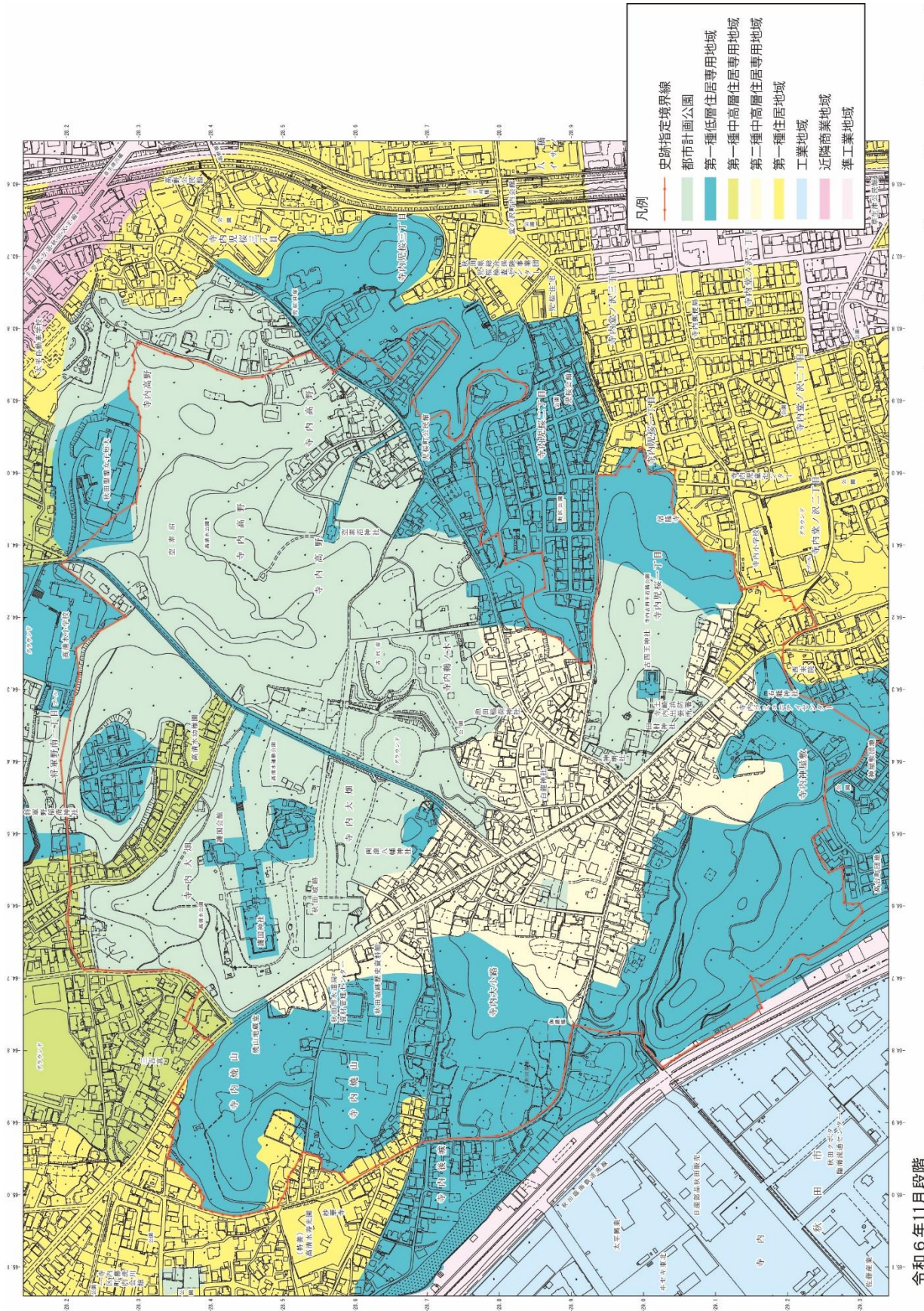


図1-5 史跡指定地および周辺の都市計画用途地域

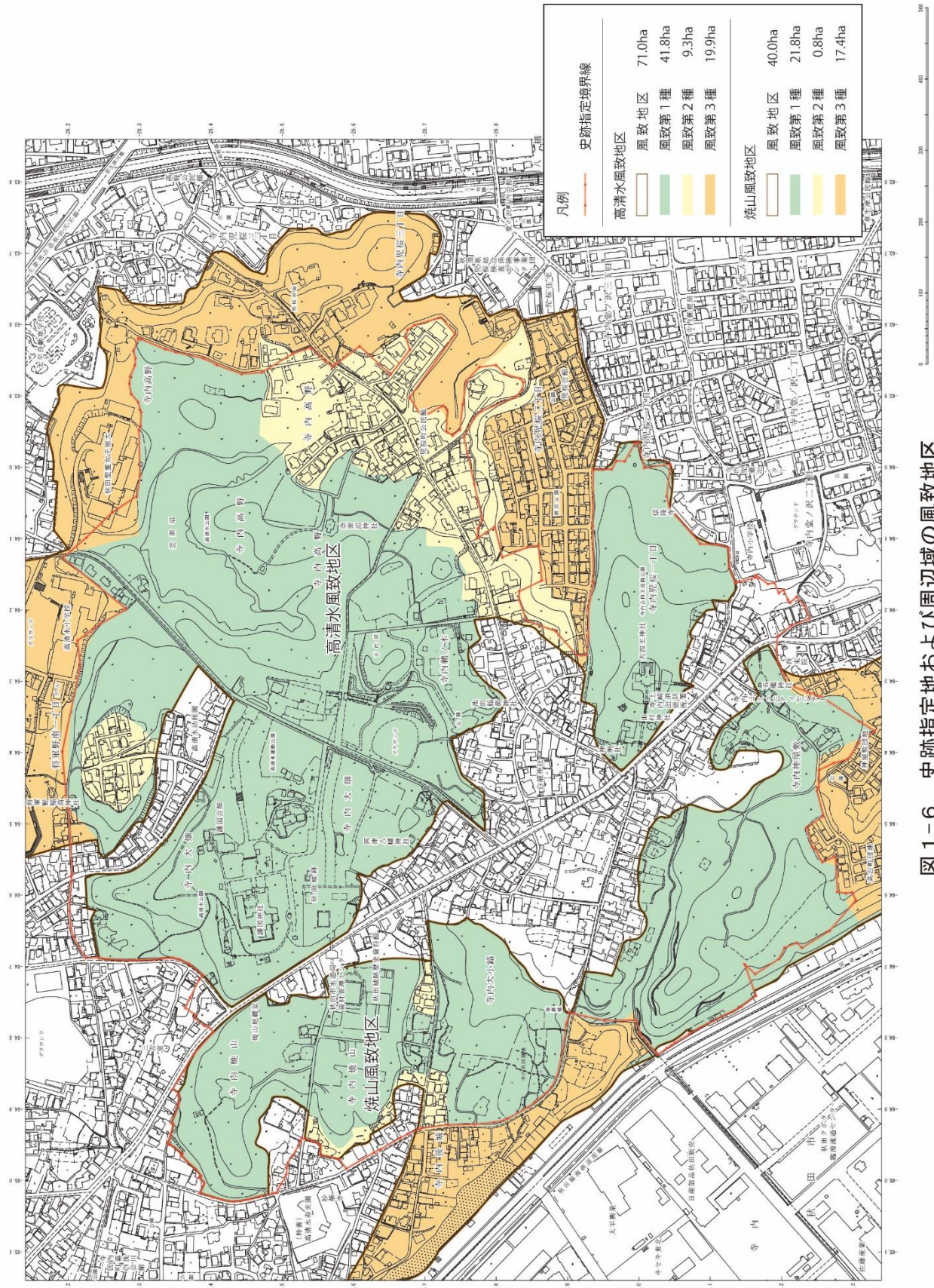


図1-6 史跡指定地および周辺地域の風致地区



表 1-6 都市計画用途地域の種類と内容

種別	用途地域のイメージ
第一種低層住居専用地域	低層住宅の良好な環境を守るための地域。小規模な店舗や事務所をかねた住宅や小中学校などが建てられる。
第一種中高層住居専用地域	中高層住宅の良好な環境を守るための地域。病院、大学、500㎡までの一定の店舗などが建てられる。
第二種中高層住居専用地域	主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定の店舗や事務所などが建てられる。
第一種住居地域	住居の環境を守るための地域。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられる。
近隣商業地域	近隣の住民が日用品の買い物をする店舗等の、業務の利便の増進を図る地域。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられる。
準工業地域	主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域。危険性、環境悪化が大きい工場の他は、ほとんど建てられる。
工業地域	主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられる。住宅や店舗は建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てられない。

参考：秋田市2022『秋田市の都市計画2022』

表 1-7 風致地区の区分と許可基準

建築物

技術基準	第1種	第2種	第3種
高さ	8 m以下	12m以下	15m以下
建蔽率	20%以下	30%以下	40%以下
外壁後退距離（道路側）	3 m以上	2 m以上	2 m以上
外壁後退距離（隣地側）	1.5 m以上	1 m以上	1 m以上
緑化率	10%相当	10%相当	10%相当

宅地造成等

技術基準	第1種	第2種	第3種
緑地率	40%以上	30%以上	20%以上

参考：秋田市2022『秋田市の都市計画2022』

## 第2章 史跡周辺（秋田市）と史跡秋田城跡の概要

本章では、秋田市と史跡秋田城跡の概要について述べます。なお、本章は「第3章 史跡の本質的価値」の根拠となっています。第3章の本質的価値に対応する記載について、根拠となる文章末には丸付き番号（①、②、③・・・）を付しています。

### 第1節 秋田市の概要（史跡を取り巻く環境）

#### 1 秋田市の位置

史跡秋田城跡が所在する秋田市は、東北地方日本海側秋田県沿岸部中央の、雄物川下流域に位置し、市域は東西 43.0km、南北 46.2km で面積は 906.07 km<sup>2</sup>です(図 2-1)。周辺には、潟上市、井川町、五城目町、上小阿仁村、北秋田市、仙北市、大仙市、由利本荘市が隣接します。

#### 2 秋田市の自然的環境

##### (1) 地形

東には標高 1,170m の太平山を擁する出羽山地、西には日本海が広がります(図 2-2)。秋田県を南東から北西に流れ日本海へ注ぐ雄物川が市域を流れます。また、その他市域を流れる主な河川は、雄物川の支流である太平川・旭川・猿田川・岩見川・新城川や八郎潟へ注ぐ馬踏川があります。

日本海の海岸線には幅 2～4 km の海岸砂丘があり、その背後には幅 3～6 km で南北にのびる沖積低地である秋田平野が形成されています。この秋田平野と連続する形で、上述の各河川の谷底平野が広がります。

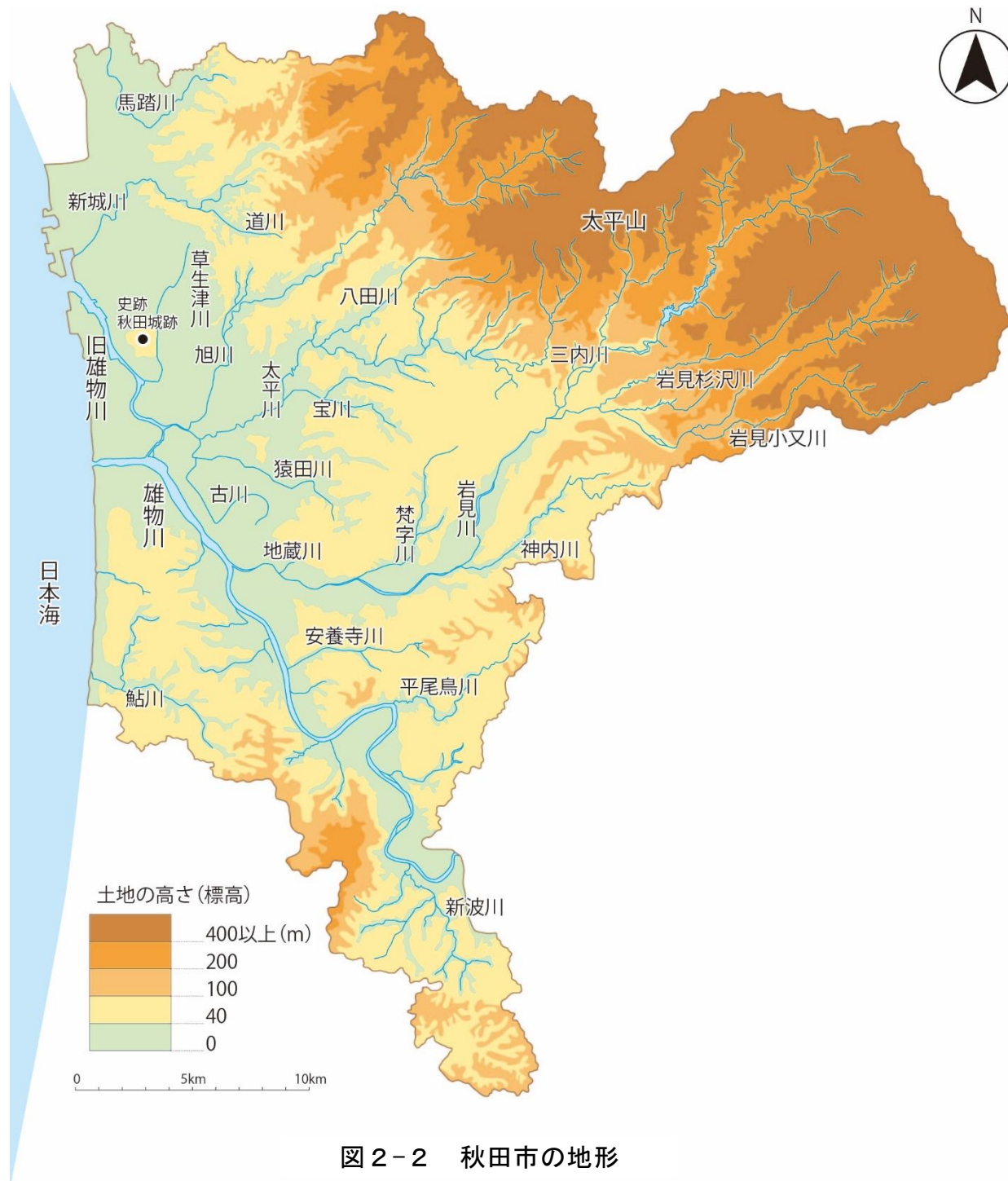
##### (2) 気候

秋田市の 30 年間（1991～2020 年）の平均気温は 12.1℃、1・2 月は 0℃ 近く、7・8 月は 25℃ 前後となります(図 2-3)。年間の合計降水量の平均は 1,741 mm で、冬季は北西の季節風が強く、降雪があり冬季でも降水量は 100 mm を超えます。積雪は秋田県内では沿岸部で少なく内陸部が多い傾向があり、最深積雪の平均値は沿岸部の秋田市は 37 cm、内陸部の湯沢市で 100 cm です。

秋田市の気候は温帯に属し、季節により寒暖の差があるものの、積雪は比較的少なく、生活しやすい環境にあります。



図 2-1 秋田市の位置



### 3 秋田市の社会的環境

#### (1) 人口・世帯

明治4年(1871)1月に藩名を久保田藩から秋田藩に改めた際に、城下町の名が久保田町から秋田町に改称されました。同年7月に廃藩置県により秋田藩が秋田県となり、県都として秋田町が選ばれ、明治22年(1889)に市制施行され南秋田郡秋田町が「秋田市」となりました。当時の市域の面積は6.87km<sup>2</sup>、人口29,279人、世帯数6,598戸でした。その後、昭和30年(1955)までに周辺町村と8回の合併を経て、平成17年(2005)に河辺町・雄和町と合併し現在の秋田市域となりました。なお、平成9年

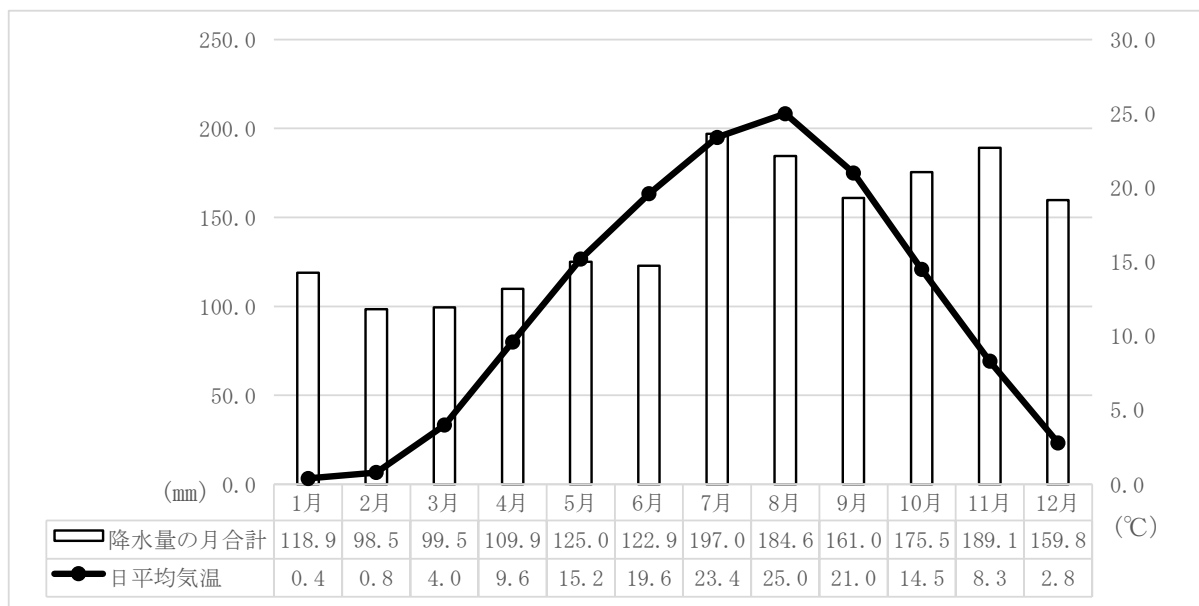


図 2-3 秋田市の気候

※平成 3 年（1991）～令和 2 年（2020）の平均（気象庁のデータを元にグラフ化）

（1997）に中核市となっています。

秋田市の人口は、周辺町村と合併しながら、高度経済成長およびそれ以降も増加を続けましたが、平成 15 年度（2003）には減少に転じています（図 2-4）。

平成 17 年（2005）に河辺町・雄和町と合併して 33 万人に達しましたが、その後減少が続き、令和 6 年（2024）6 月 1 日現在で 297,045 人、138,888 世帯となっています。国立社会保障・人口問題研究所によると、令和 27 年（2045）には、22 万 6 千人（平成 27 年（2015）から約 28%減少）になると推計されています。

## (2) 産業

秋田市は秋田県の人口の約 3 割、県内総生産の 3 分の 1 を占め、県内および北東北の拠点中核都市となっています。産業別就業者数の割合は、平成 2 年 10 月 1 日の国勢調査では、第 1 次産業 1.8%、第 2 次産業 15.5%、第 3 次産業は 79.6%となっており、就業者の多くが第 3 次産業に従事しています。

地場産業としては、秋田県内の豊かな天然資源を利用した木材・木製品製造や、パルプ製造、非鉄金属製造、清酒製造などが盛んで、近年は企業誘致により ICT 関連企業が伸びています。

## (3) 土地利用

秋田市の面積は 906.07 km<sup>2</sup>（90,607ha）で、平成 29 年（2017）時点での土地利用は、森林が 69.1%（62,616ha）、農用地（田・畑）が 10.0%（9,089ha）、宅地（住宅地・工業用地・その他宅地）が 6.5%（5,898ha）、水面・河川・水路が 4.1%（3,740ha）となっています。

また、市域の 45.7%にあたる約 41,437ha が秋田都市計画区域となっており、このうち市街化区域約 7,585ha、市街化調整区域約 33,852ha となっています（令和 6 年 9

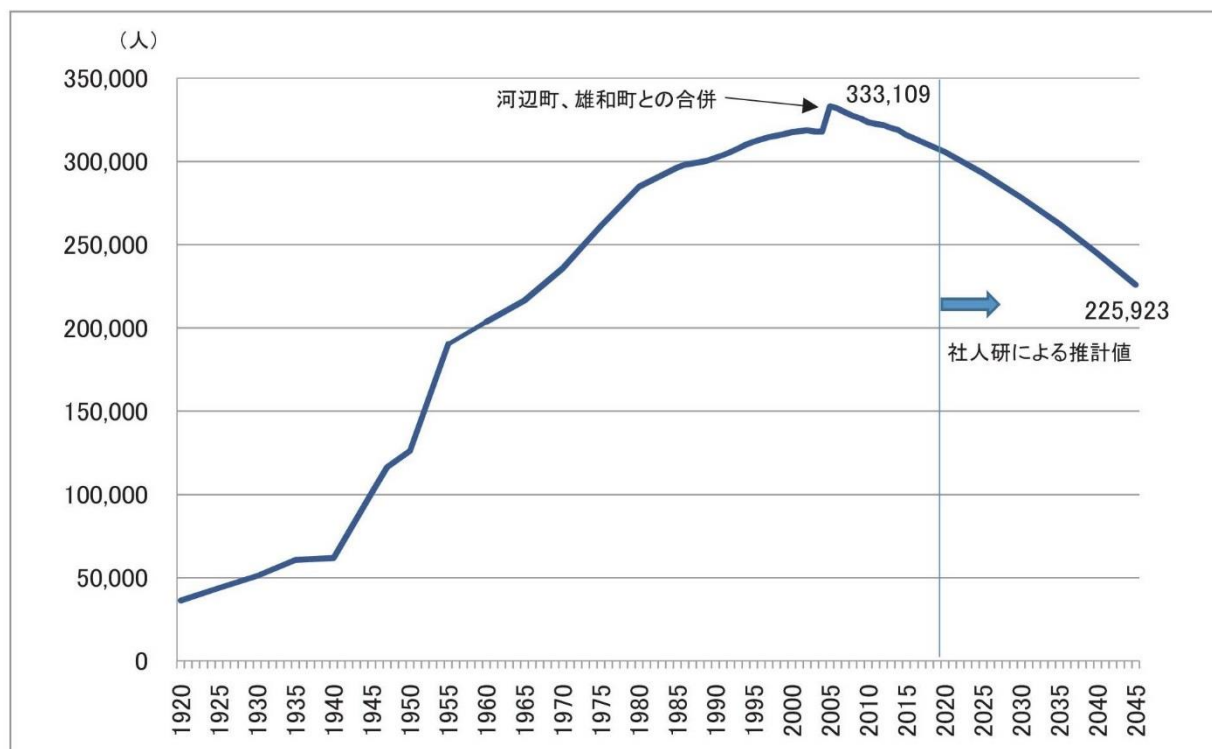


図2-4 秋田市の総人口の推移

※秋田市 2021『秋田市人口ビジョン』より

月 27 日変更)。

#### (4) 交通

秋田市は古くから陸路および海路が交わる交通の要衝となってきました(図2-5)。道路:秋田自動車道、日本海沿岸東北自動車道などの高速道路網が整備されています。

また、主要な幹線道路網として、国道7号と国道13号があります。

鉄道:東京~秋田間をつなぐ JR 秋田新幹線、福島から秋田を経由して青森までをつなぐ奥羽本線、新潟から秋田までの日本海沿岸をつなぐ羽越本線があります。

港:秋田港が、旧雄物川河口部の秋田市土崎港にあります。

空港:秋田空港は秋田市雄和椿川にあります。

バス:秋田中央交通株式会社が運行する路線バスの他、郊外において路線バスの不採算路線の廃止代替交通として、秋田市が運行するマイタウン・バス、中心市街地の主要スポットを巡回する中心市街地循環バス(愛称:ぐるる)があります。

#### (5) 文化遺産に関する施設

文化遺産の保存活用に関する公立の施設として以下の博物館・美術館があります。

##### ■秋田市立秋田城跡歴史資料館

史跡秋田城跡の調査研究成果の公開と活用の総合拠点として平成28年(2016)に開館しました。発掘調査による出土資料を展示・解説するとともに、史跡の保存管理・発掘調査・環境整備・活用事業等を行っています。史跡の一部は史跡公園として復元整備されており、史跡公園を案内する市民ボランティアが活動しています。

##### ■地蔵田遺跡出土品展示施設

木柵で囲まれた弥生時代前期の集落跡である史跡地蔵田遺跡に併設されたガイダンス施設です。平成25年（2013）に設置され、地蔵田遺跡の出土品が展示されています。史跡地蔵田遺跡は、「市民と生徒による手作り整備」をコンセプトとし、市民参加型による復元整備が行われ、現在も市民ボランティアが維持・管理や体験学習等の一部を担い、郷土学習の生きた教材として活用しています。

### ■秋田市立佐竹史料館

秋田藩主佐竹氏関連の史料の収集と展示を目的に平成2年（1990）に千秋公園内に開館し、江戸時代の秋田を紹介しています。令和7年度（2025）にリニューアルオープン予定です。なお、佐竹史料館は、久保田城御隅櫓、名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園、重要文化財旧黒澤家住宅、市指定有形文化財御物頭御番所を所管し、保存管理・活用を行っています。また、久保田城跡（千秋公園）を案内する市民ボランティアが活動しています。

### ■秋田市立赤れんが郷土館

明治45年（1912）に建築された旧秋田銀行本店本館（重要文化財）を核とした資料館として昭和60年（1985）に開館しました。木版画家勝平得之記念館と人間国宝の鍛金家関谷四郎記念室を併設している他、秋田市の伝統工芸品を常設展示しています。また、館内を案内する市民ボランティアが活動しています。

### ■秋田市民俗芸能伝承館（愛称：ねぶり流し館）

郷土の民俗行事や芸能の保存伝承、後継者育成のための練習、発表の場として平成4年（1992）に開館しました。竿燈・梵天・秋田万歳などの資料を展示しており、来館者が竿燈演技を体験することもできます。また、隣接して市指定有形文化財である旧金子家住宅があります。

### ■秋田市立千秋美術館

秋田総合生活文化会館・美術館（愛称：アトリオン）内に、平成元年（1989）に開館しました。前身は、昭和33年（1958）設立の秋田市美術館で、市街地にある美術館として親しまれてきました。佐竹曙山、小田野直武らの秋田蘭画など秋田にゆかりのある作家の作品を収蔵しています。令和6年6月にリニューアルオープンしました。

### ■秋田市土崎みなと歴史伝承館

秋田市土崎地区の歴史と文化を伝える施設として、平成30年（2018）に開館しまし

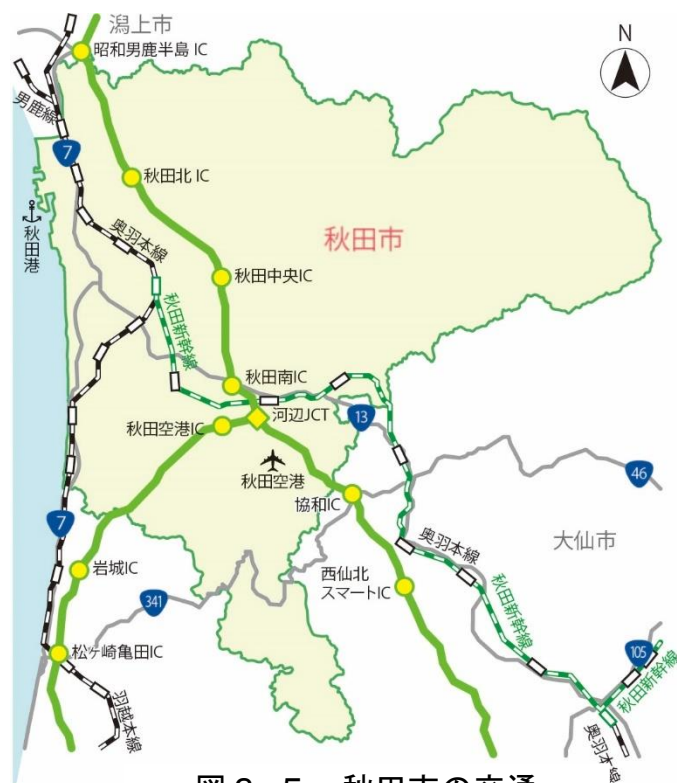


図2-5 秋田市の交通

た。毎年7月20・21日に行われる土崎神明社祭の曳山行事や、日本最後の空襲の一つとされる土崎空襲について展示するなど、土崎地区の歴史などを紹介しています。

#### ■秋田県立博物館

考古・歴史・民俗・工芸・生物・地質の6部門と「菅江真澄資料センター」「秋田の先覚記念室」からなる総合博物館です。分館として重要文化財 旧奈良家住宅も公開されています。

#### ■秋田県立美術館

昭和42年（1967）に開館し、平成25年（2013）に現在の場所に移転しました。公益財団法人平野政吉美術財団が所有する藤田嗣治作品を展示するとともに、秋田市の中心市街地にある千秋公園を望む立地を活かし、芸術と風景を楽しむことができるように設計されています。

#### ■秋田県公文書館

歴史的資料として重要な公文書、古文書等について調査、収集・整理、保存を行い、県民の利用に供することを目的として平成5年（1993）に開館しました。秋田県立図書館に併設されています。

#### ■秋田大学大学院国際資源学研究所附属鉱業博物館

地球と資源に関する様々な分野の資料や標本を扱う秋田大学大学院国際資源学研究所の附属施設です。明治43年（1910）に設立された秋田鉱山専門学校の列品室に始まり、昭和36年（1961）に現在の博物館が建設されました。創立以来100年以上にわたって収集された地質・鉱工業関係の資料が収蔵・展示されています。

## 4 秋田市の歴史的環境（図2-6）

### (1) 先史時代

#### 【旧石器時代】

秋田市域で年代が確認されている最も古いものは、秋田平野南部を流れる岩見川右岸の御所野台地に所在する地蔵田遺跡旧石器資料で、放射性炭素年代の較正年代で3万4千年～3万5千年前と考えられており、後期旧石器時代前半期に位置づけられるものです。地蔵田遺跡では石器の出土分布が「環状ブロック群」を呈し、透閃石岩製の石斧が出土しています。「環状ブロック群」は長野県・関東地方で多く発見され、透閃石岩製の石斧は新潟県西部・長野県北部に産地をもつ石材を使用しており、広域を遊動する狩猟採集民の生活様式を知ることができます。この他、同じ御所野台地や岩見川左岸の七曲台で、後期旧石器時代前半期の石器群が発見されています。

#### 【縄文時代】

縄文時代前期から遺跡が発見され、下堤D遺跡では能登半島の影響を受けた土器が出土しています。縄文時代中期頃から遺跡数が増加し、中期の代表的な遺跡としては、御所野台地の下堤A遺跡や下堤E遺跡があります。これらの遺跡では、東北地方南部の大木式土器と東北地方北部の円筒式土器、両者の折衷型の土器が出土しており、秋

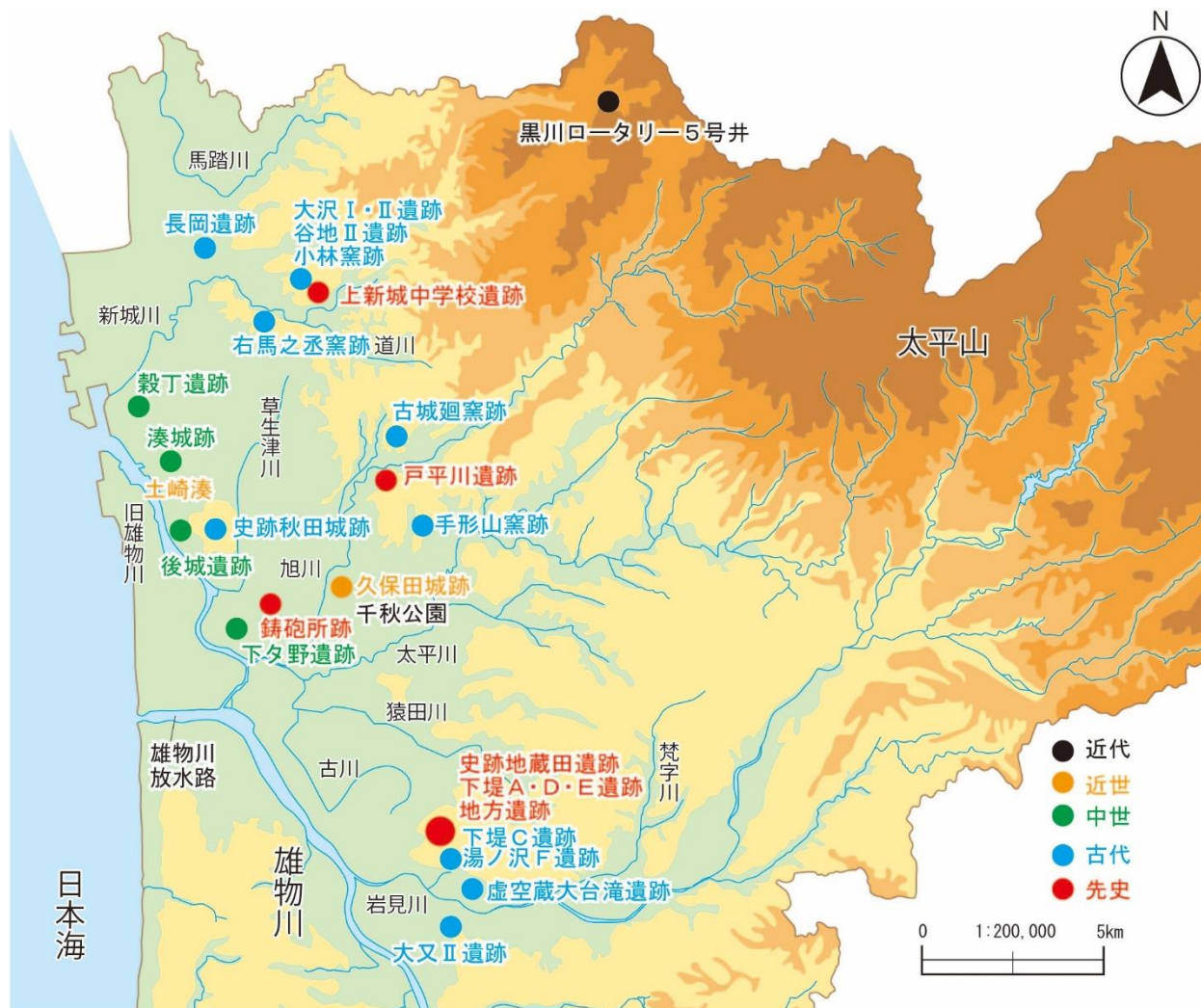


図 2-6 秋田市の歴史的環境

田市は南と北の文化圏の境界域になっていたことがわかります。縄文時代晩期には、墓が発見される遺跡が多く、代表的な遺跡としては御所野台地の地方遺跡、添川の戸平川遺跡等があります。その他、同時期には竪穴建物などの居住域と墓域がセットで発見されている上新城中学校遺跡もあります。このような晩期の遺跡は、東日本に広くみられる「亀ヶ岡文化」の影響を強く受けています。以上のように縄文時代は、各期を通して他地域との広域的な関係がみられます。

【弥生時代】

市域における遺跡数は多くありませんが、国指定史跡の地蔵田遺跡が発見されています（写真 2-1）。史跡地蔵田遺跡では、開始期には3棟の竪穴建物の周囲を木柵で囲んでおり、その木柵の外側に墓域が広がる、当時の集落構造がわかります。靫圧痕土器や、西日本の影響を受けた土器が出土していることなどから、この



写真 2-1 国指定史跡 地蔵田遺跡



集落に弥生文化が伝わったと考えられます。ただし、主要な道具は石鎌や石斧など縄文時代と大きく変わることがないため、狩猟採集文化を色濃く残していたと考えられます。このように秋田平野の弥生時代は、縄文時代の伝統を保持しつつ、西日本の影響を受けた様相がみられます。

#### 【古墳時代】

秋田市域で古墳時代の遺跡はほとんどありませんが、唯一、秋田市山王の「鑄砲所跡」で5世紀代の土師器が出土した例があります（秋田市教育委員会 2024b）。日本海沿岸部における古墳時代遺跡は、男鹿市小谷地遺跡や由利本荘市宮崎遺跡など、沿岸部に点在しており、「鑄砲所跡」の出土例は希少な例の一つです。その後の6～7世紀の遺跡は秋田市域では発見されず、当時の生活の実態は不明な点が多いです。

### (2) 古代

#### 【「秋田」の名称の初出】

7世紀になると文献史料において、「秋田」に関する記載が登場します。『日本書紀』の斉明天皇4年（658）において、阿倍比羅夫の遠征記事で、「齶田」（秋田）の名称が初めて記載されます（①）。「齶」の字は、「顎（あご）」の意味で、当時の周辺地形を表している可能性が指摘されています。

#### 【出羽柵・秋田城の設置】

『続日本紀』の天平5年（733）において、「出羽柵」が秋田村高清水岡に遷し置かれたとの記述がみられ、この「出羽柵」は天平宝字4年（760）頃には「秋田城」と呼ばれるようになったと考えられます（②）。出羽柵の遷置の記事に「秋田村」とあるように、在地の村落があったと考えられますが、政庁内で秋田城造営以前の8世紀前葉の竪穴建物（SI782）が発見されています。

#### 【出羽柵・秋田城の位置】

この秋田「出羽柵」および「秋田城」は、発掘調査により高清水丘陵の「史跡秋田城跡」がこれにあたる実証され、天平5年（733）の8世紀代から10世紀中頃まで最北の城柵官衙として機能していたと考えられます（③）。

#### 【その他の関連遺跡】

史跡秋田城跡の西側隣接地の後城遺跡では、8世紀前葉から9世紀前半の竪穴建物などが検出されており、秋田城の造営に関わった集落であると考えられます。

その他、秋田市域には古代集落跡や官衙的性質をもつ遺跡、生産遺跡が多く発見されています。古代集落跡や官衙的性質をもつ遺跡の代表的な例としては、下堤C遺跡、長岡遺跡、大又II遺跡などがあります。特に8世紀末～9世紀初め頃に、古代集落が増加する傾向があります。また、生産遺跡として、秋田城や古代集落に須恵器などを供給していた窯跡が発掘調査されています。秋田市東部に手形山窯跡、古城廻窯跡（写真2-2）、上新城・下新城地区に右馬之丞窯跡、谷地II遺跡、大沢窯跡I、大沢窯跡II、小林窯跡が発見されています。また、御所野台地には元慶の乱と関連のある墓域が発見された湯ノ沢F遺跡があります。

**【秋田県内の城柵官衙遺跡】**

秋田県内には、大仙市および美郷町に所在する国指定史跡の払田柵跡があり、秋田城と同様の古代城柵として9世紀初頭から機能していました。

「払田柵跡」は現在の地名に基づく遺跡名であり、実際にはどのように呼ばれていたかは文献史料に残されていません。払田柵跡を「第二次雄勝城」と考え、文献史料で天平宝字3年（759）に造営されたとされる「第一次雄勝城」を横手市域



写真2-2 古城廻窯跡

（旧雄物川町）に所在したものと推測し、その場所を特定する発掘調査がなされています（雄勝城・駅家研究会 2020・2022）。また、文献史料で宝亀11年（780）に一度だけ登場する「由理柵」が、由利本荘市およびその周辺域に存在すると考え、その場所を特定する発掘調査等も行われています（由理柵・駅家研究会 2013 他）。

**【古代末の様相】**

古代城柵としての秋田城は10世紀中頃に利用状況が不明瞭となり、古代国家の力が弱まると、有力豪族が地域支配を強めていきます。秋田・岩手県域において、清原氏・安倍氏が台頭し、前九年合戦（1051～1062）・後三年合戦（1083～1087）を経て、奥州藤原氏が登場します。この頃の秋田市域では、史跡秋田城跡の神屋敷地区（勅使館）で、11世紀代と考えられる遺構が確認されており、秋田城は城柵としての機能が失われた後にも、地点を変えて異なる形態で機能していた可能性が考えられます。また、秋田市河辺地区の虚空蔵大台滝遺跡でも、11世紀代と考えられる切岸・空堀・土塁・掘立柱建物が発見されています。秋田県内で同時代の代表的な遺跡として、前九年・後三年合戦と関連のある横手市の大鳥井山遺跡があります。

**(3) 中世****【秋田城の影響】**

発掘調査の成果によると、秋田城は10世紀中頃には機能が不明瞭となりますが、その後の文献史料には秋田城の名称や「秋田城介」という役職名が記されています。鎌倉時代以降には、「秋田城介」は北方を鎮護する役職名として残り、武門の名誉の称号として使用されています。「秋田城介」は建保6年（1218）に安達景盛が補任されます。安達氏は、源頼朝の頃より側近として仕えた一族で、景盛以降、安達氏が「秋田城介」を三代にわたり世襲しています。

また、天長7年（830）頃の秋田城に存在していたと考えられる四天王寺に由来がある「四王寺印」（京都国立博物館所蔵、重要文化財）は、聖徳太子信仰と結びついていたことが、鎌倉時代の文献史料に記されており、秋田城の影響が鎌倉時代にまで残る一例となっています（三上 2019）。

**【鎌倉時代の遺跡】**

鎌倉時代には、秋田郡の地頭として橘公業が任じられていました。川尻の下夕野遺跡では、この時代の12世紀後半～14世紀中頃の掘立柱建物・溝（道路遺構）・井戸が

発見されています。また、史跡秋田城跡の鶴ノ木地区では、12世紀末～14世紀代の掘立柱建物や井戸などが発見されています。

#### 【安東氏と秋田湊】

南北朝・室町時代には、津軽の十三湊を拠点としていた安東氏が秋田平野の地域支配を行います。応永年間（1394～1428）には安東鹿季が「秋田之湊」を伐ち、湊家を興しました。史跡秋田城跡北西部の焼山地区および隣接の後城遺跡（写真2-3）では、14世紀～15世紀代の遺構・遺物が発見されており、安東鹿季が伐ったとされる「秋田之湊」と考えられています（④）。



写真2-3 後城遺跡

#### 【その他の湊関連遺跡】

15世紀頃以降の湊関連遺跡としては、旧雄物川河口部周辺の穀丁遺跡や湊城跡があります。穀丁遺跡で15世紀中葉の遺物が発見されており、土崎の湊城跡では、15世紀後葉～17世紀初頭までの遺構が発見されています。また、湊城跡では16世紀末に城の大改修を行った記録があり、発掘調査でもこの頃に城を拡張した痕跡が確認されています。これらの遺跡に加え、上述の史跡秋田城跡北西部や後城遺跡も含め、旧雄物川河口部が広く利用され、「三津七湊」の一つに数えられる「秋田湊」を形成していたと考えられます（⑤）。

### (4) 近世

#### 【佐竹氏の入部と久保田城築城・城下町の形成】

関ヶ原の戦い（1600）後の慶長7年（1602）に、安東氏は常陸国の宍戸へ移封され、代わりに常陸国の水戸城を拠点としていた佐竹氏が入部しました。初代秋田藩主佐竹義宣は、旧領主安東氏の居城であった湊城に入城しましたが、湊城が手狭で平城であったため、6km程内陸の窪田の神明山（現在の秋田駅前、千秋公園）に久保田城を築き、城下町を整備しました（写真2-4）。久保田城は慶長8年（1603）に着工、同9年（1604）に入城し、その後も継続して整備を行い、秋田藩主佐竹氏12代、約270年間の居城となります。現在の秋田駅西側一帯が久保田城下町として整備され、現在の秋田市の中心市街地の原形となりました。

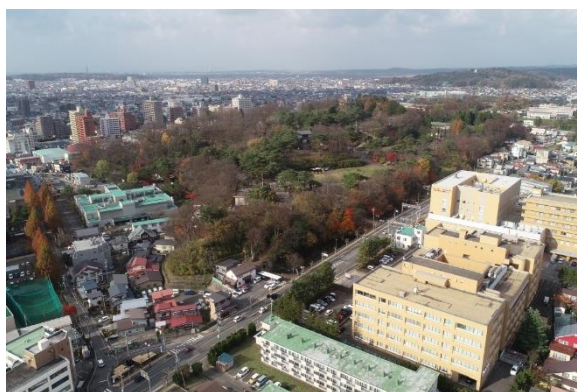


写真2-4 久保田城跡

なお、佐竹氏の居城であった「久保田城」は明治時代に「秋田城」と呼ばれていた時期がありました。慶応4年（1868）に府藩県三治制が布かれた際に、藩の名称が「久保田藩」となりましたが、明治4年（1871）1月9日に政府へ藩名変更の願書を提出

し、同年1月13日に「秋田藩」と改称されました。藩名変更の理由は、古代出羽柵設置以来の地名である「秋田」が望ましい、というものでした。こうした経緯から、明治時代に佐竹氏の居城を「秋田城」と呼んでいたと考えられます。現在は遺跡名称としては、佐竹氏の居城である近世城郭を「久保田城跡」、寺内地区の古代城柵官衙遺跡を「秋田城跡」とし、区別しています。

#### 【土崎湊の発展】

久保田城の築造に伴い旧雄物川河口部にあった湊城は破却されましたが、「秋田湊」は「土崎湊」と呼ばれるようになり、商業的な発展を遂げ、旧雄物川および日本海の河川・海上交通により北前船の寄港地として賑わいました（⑥）。

### (5) 近代・現代

#### 【秋田県の発足】

慶応4年・明治元年（1868）の戊辰戦争時には、新政府と旧幕府派が対立する中、東北諸藩を中心に奥羽越列藩同盟が結成されましたが、秋田藩は離脱し、新政府側に与しました。秋田藩は、列藩同盟の諸藩から攻め込まれ久保田城下へ迫る勢いでしたが、九州諸藩の援助により反攻に転じ、秋田における戊辰戦争は終結しました。その後、明治2年（1869）の版籍奉還により、久保田城は兵部省（後に陸軍省）の管轄となりました。また、明治4年（1871）の廃藩置県により、秋田藩は秋田県となり、久保田城下を中心とした秋田町は県都となりました。

#### 【久保田城から千秋公園へ】

当初秋田県庁は久保田城本丸に置かれていましたが、明治5年（1872）に移転しました。明治6年（1873）「全国城郭存廃ノ処分並兵營地等撰定方」により、久保田城は存城処分となりましたが、明治13年（1880）の火災で本丸建物のほとんどが失われました。明治22年（1889）の市制施行後の明治23年（1890）に、久保田城跡は陸軍省から旧藩主の佐竹氏へ払い下げられましたが、このうち本丸・二の丸は秋田市が佐竹氏から借り受けて公園としました。明治29年（1896）に造園家の長岡安平を招いて整備を行い、漢学者 狩野良知により「千秋公園（当時は千秋園）」（市指定名勝）と命名されました（写真2-5）。昭和59年（1984）には佐竹義榮氏の遺言により秋田市に寄贈されました。



写真2-5 千秋公園

#### 【近代的インフラの整備】

明治期以降には、様々なインフラが整えられました。明治天皇の巡幸に合わせて明治9年（1876）に史跡秋田城跡内に国道（現在の土崎保戸野線）が開削されています。明治35年（1902）に秋田駅が開設、明治38年（1905）に青森駅～福島駅間の奥羽本線が全線開通、大正13年（1924）に秋田駅～新津駅（新潟）の羽越本線が全線開通し

ました。秋田駅は、久保田城跡（千秋公園）の近くに設置されたことから、久保田城下が近代以降の中心市街地として発展しました。また、油田が資源として注目され、黒川油田や八橋油田、旭川油田の各油田が明治期から開発されてきました。特に黒川油田の黒川ロータリー5号井（市指定史跡）は、大正3年（1914）には日産2,000キロリットルを算出し、それ以降は年産15万キロリットルを超える大油田となり、日本有数の油田として注目を浴びました。秋田市域にはこのような油田と土崎地区の原油を精製する製油所が存在したため、太平洋戦争末期の昭和20年（1945）8月14日夜間～翌15日未明に、土崎地区を標的とした空襲（土崎空襲）がありました。

#### 【雄物川放水路】

雄物川による水害と土崎港（現・秋田港）の土砂堆積を改善するために、改修工事が大正6年（1917）から昭和13年（1938）にかけて行われ、放水路が開削されました。この放水路により、雄物川は茨島地区から新屋地区を抜けて日本海へ注ぐようになりました。現在はこの放水路の流路が「雄物川」と呼ばれ、史跡秋田城跡の西側を流れる旧流路は、「秋田運河」と呼ばれるようになりました。本書ではこの旧流路を「旧雄物川」と呼びます。

#### 【戦後の秋田市】

太平洋戦争後の高度経済成長期には、人口が急増し農地の宅地化が進みました。昭和36年（1961）の第16回国民体育大会（秋田まごころ国体）をきっかけにインフラ整備が進み、昭和34年（1959）に秋田県庁舎、昭和39年（1964）に秋田市役所庁舎が山王地区に移転し、市街地が広がっていきました。平成元年（1989）に市制施行100周年を迎え、平成9年（1997）に中核市となり、平成30年（2018）には東北地方日本海側の中枢中核都市として位置づけられています。

## 第2節 史跡秋田城跡の概要

### 1 史跡の位置

史跡秋田城跡は、秋田県沿岸部中央における旧雄物川河口部右岸の高清水丘陵（寺内丘陵）と呼ばれる標高30～50mの低位丘陵上に立地しています（図1-1、⑦）。JR秋田駅から直線で北西へ5km、秋田市役所から北西約3kmの地点に位置します。

秋田城に關係する付屬施設や居住域は丘陵全体に及び、丘陵のほぼ全域が史跡に指定されており、その面積は893,733.170 m<sup>2</sup>（約90ha）です（図1-2）。

史跡指定地は、秋田市寺内大畑、焼山、大小路、鶉ノ木、高野、児桜一～三丁目、堂ノ沢二丁目、神屋敷、将軍野南一丁目、土崎港南三丁目にかけて所在します。

史跡秋田城跡の外郭範囲のほぼ中央にあたる測量原点は、世界測地系座標でX=-28562.592、Y=-64607.889であり、北緯39°44′25″、東経140°4′46″です（図2-7）。

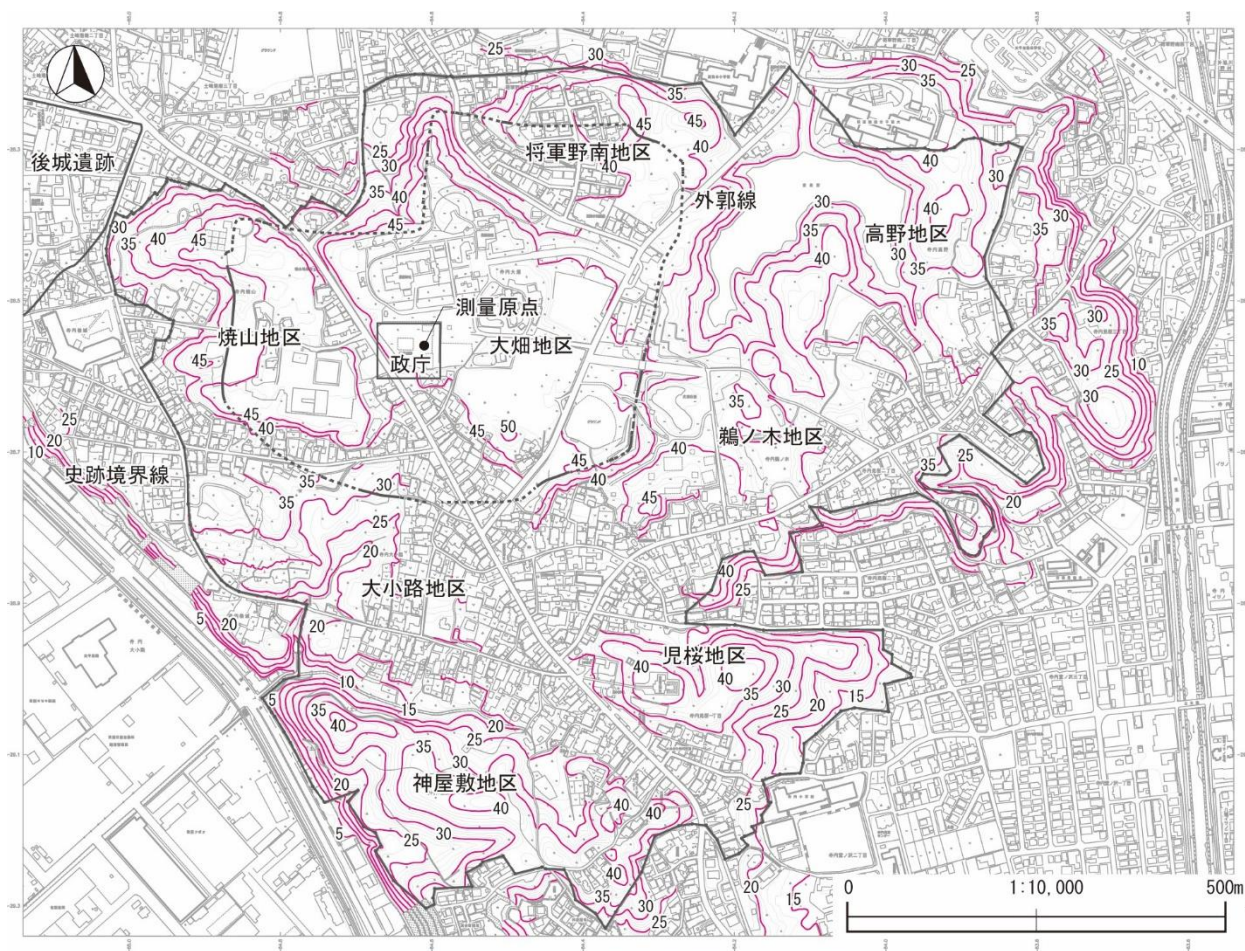


図 2-7 秋田城跡現況地形図

## 2 史跡の自然環境

### (1) 地形と地質

#### 【地形】

史跡秋田城跡が立地する高清水丘陵は旧雄物川右岸に隣接する低位丘陵で、北北西－南南東に延びる延長 3 km、幅約 800m の河食段丘です（図 2-7）。史跡西側を流れていた旧雄物川は、秋田県の東南端栗駒山に源を発し、雄勝、平鹿、仙北、河辺 4 郡の穀倉地帯を北流し秋田平野を経て、史跡の北西約 2 km で日本海に至ります。かつて雄物川は高清水丘陵の西縁に沿って北流し日本海に注いでいましたが、大正 6 年から昭和 13 年にかけて行われた直路開削工事による新たな放水路によって、流路が変更されています。特に史跡北西部は緩やかな斜面が北西方向に広がり、旧雄物川へのアクセスが容易な地形となっています。こうした史跡の立地は、旧雄物川の河川交通および日本海の海上交通に適した立地となっています（⑧）。

#### 【地質】

高清水丘陵と同様な河食段丘は海岸沿いに転々と続いており、南は大森山丘陵、勝平山丘陵、中野丘陵などがあり、秋田平野内では千秋公園、飯岡山、長岡などに丘陵が分布しています。いずれの丘陵もその基盤をなす地層は、今から 500 万年前から始まり 200 万年前まで続く新生代第三紀鮮新世の天徳寺層や、これに整合（一部不整合）

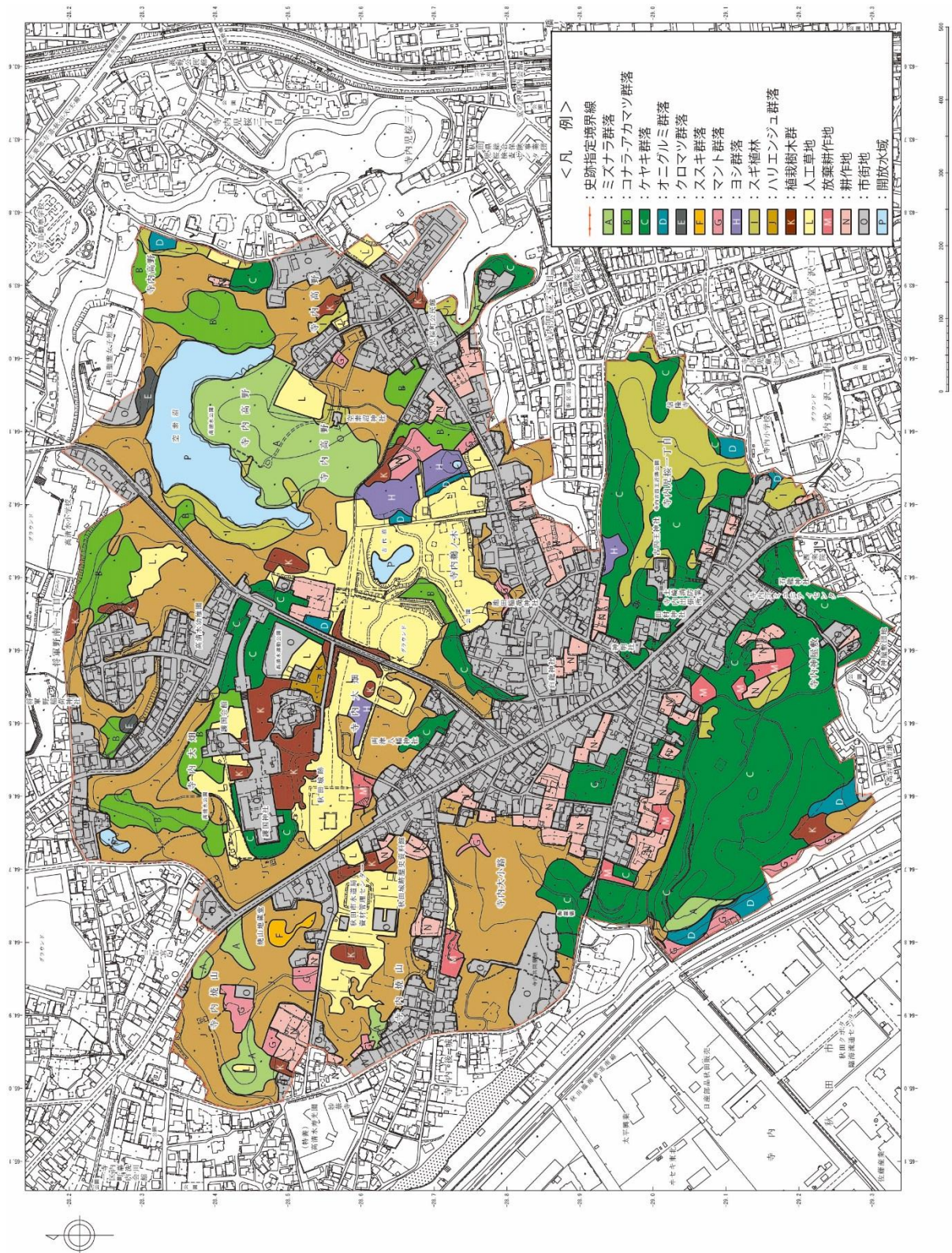


図 2-8 史跡内植生図（2013年度調査をもとに作成）

する上位の笹岡層です。高清水丘陵では、これらの第三紀層を不整合に被覆した、今から200万年前に始まる新生代第四紀更新世の潟西層（寺内層）が最上部の地層として現れています。また、丘陵は日本海の海岸に隣接し、北西からの季節風を受けて、丘陵の北部から西部にかけては、この潟西層および直上の土壌を覆うように2～10mの海岸飛砂が堆積しています。

丘陵基盤の天徳寺層は泥岩やシルト岩から構成され、笹岡層はシルト岩や砂質シルト岩、そして上方に漸次砂質化する細微粒の砂岩から構成されています。一方、潟西層は礫や砂、泥から構成される凝固度が弱く、孔隙性と浸透性が共に高く好適な帯水層となっており、下位の笹岡層との境界面は地下水流動面となり、凹所に被圧地下水が集水します。この地下水が層理や割れ目により湧水した部分は、現在、將軍野、大小路、鷲ノ木、焼山地区でみられ、特に大小路地区にある湧水のひとつは「高清水霊泉」として知られています。これらの丘陵上の豊富な湧水は地理的環境の特徴ともなっており、「高清水」の地名の由来となっています。また、標高12～39mの丘陵斜面や周縁には、谷水や自然湧水を貯えた小さい池沼が数多く分布しています。

## (2) 植生

史跡が所在する秋田県中央部は、落葉広葉樹林帯に属します。平成25年度（2013）に行った史跡内の植生調査が図2-8です。史跡内にはミズナラ群落やコナラ-アカマツ群落、ケヤキ群落、オニグルミ群落の落葉広葉樹に加え、針葉樹であるクロマツ群落が一定数分布しています。

## 3 秋田城の歴史

古代国家において、7世紀後半から9世紀にかけて東北地方の支配拠点として城柵が設置されました。秋田城は古代城柵のひとつとして文献史料に記載があり、その位置は確認された遺跡のうち、最北に位置しています（図2-9、⑨）。

『日本書紀』の斉明天皇4年（658）の阿倍比羅夫の遠征記事で「齶田」の地名が見え、「齶」の字は「顎」の意味で、周辺地形を表している可能性があります。

秋田城に関する文献史料の初見は、『続日本紀』天平5年（733）12月26日条「出羽柵遷置於秋田村高清水岡」です。これは「出羽柵」を移転し北進させ、秋田村高清水岡に遷し置いたことを記したものです。秋田「出羽柵」以前の初期「出羽柵」は最上川下流にあったと想定されており、天平5年に100km



図2-9 東北地方の古代城柵



北進したと考えられます。次いで正倉院庫外文書である天平宝字4年（760）3月19日「丸部足人解」に「阿支太城」と記されており、この頃「出羽柵」から「秋田城」に改称されたことがわかります。

宝亀・延暦年間（770～805）には、秋田城の立地条件あるいは天候の悪条件などを理由に停廃問題が起きています。その後は、天長7年（830）に発生した出羽地方の大地震により官舎および四天王寺が大きな被害を受けました。

元慶2年（878）には俘囚（蝦夷）が一斉蜂起し秋田城を襲撃した元慶の乱が起きました。一時は秋田城が占拠される事態にまで陥りますが、この乱に対し中央政府は藤原保則を出羽権守に登用し、小野春風を鎮守将軍として派遣すると、約6ヶ月に及んだ乱の平定に成功し、秋田城は復興されました。

天慶2年（939）にも蝦夷による同様の蜂起がありましたが、この乱を期に秋田城の動向は文献史上あまりみられなくなります。

その後平安時代後期以降から鎌倉時代にかけて、その規模や実態、性格は不明ながら「秋田城」の名称は史料上に断続的に認められます。また、秋田城に関連する官職名として「出羽城介」、「秋田城介」の記録も史料上に認められ、その職務の重要性が指摘されます。

#### 4 史跡指定に至る経緯

「秋田城」の名称は平安時代後期以降も文献史料上散見できますが、やがて古代城柵秋田城は時の流れの中で忘れられていきました。

秋田城とその所在について再び議論されるようになったのは、江戸時代中期以降です（⑩）。遺跡としての秋田城を記述した最も古い文献は、進藤重紀により宝暦10年（1760）頃に書かれた『出羽国風土略記』で、場所は不明ながらも高清水岡に秋田城が存在していたことを記しています（進藤1762）。その後、明和年間（1764～1771）に寺内村古四王神社の禰宜 鎌田正家の祖父である鎌田正苗が刊行した『秋田郡寺内村古跡記』に、現在の史跡指定地南側の勅使館が秋田城であるとの認識を示しています（鎌田1772以前、星野2015）。こうした江戸時代の研究の中で、卓越した洞察を示したのは、江戸時代後期の紀行家として知られている菅江真澄の研究です。菅江真澄は秋田を中心に活動し、各地の文物を調査して記録にとどめました。菅江真澄は、旧寺内村の上述の鎌田正家宅に長く滞在し、正家らから寺内村由緒を聞き、古老から聞き取り調査を実施しました。そして、文化9年（1812）頃に刊行した『水の面影』のなかで、古四王神社から北側に見える小高い山が高清水の岡であると指摘し、この地こそ『続日本紀』に記される出羽柵（秋田城）であるとの見解を示しました（菅江1812）。なお、菅江真澄は、放浪の生涯を送った後、仙北郡で病没し、鎌田家とのゆかりで寺内に葬られました。その墓は現在も史跡指定地内の一画にあり、秋田県指定史跡となっています。そのほか、文政6年（1823）に黒澤道形による『秋田千年瓦』（黒澤1823）、天保14年（1843）に高階貞房による『寺内村記』などがあり、高清水の地に秋田城を想定しています（高階1843）。

# 秋田城跡附近実測図



図2-10 秋田城跡附近実測図（大山 1932 に加筆）  
※昭和6年（1931）実測

近代に入ると、明治30年（1897）に狩野徳蔵が『秋田城古跡考』で勅使館を秋田城と考え、同所の詳細について述べています（狩野1897）。明治40年（1907）に吉田東伍の『大日本地名辞書』の「南秋田郡」・「秋田城趾」の項において、勅使館を当初の秋田城とする考えが示され、秋田城の国府移転についても触れています（吉田1907）。また、同年（1907）に、橋本宗彦が秋田魁新報紙上に、『秋田城考』を掲載し、高清水丘陵全体を秋田城とする説を述べています（橋本1907）。こうしたなか、実証的な秋田城研究を進めていったのが大山宏です。大山は、明治30年代から秋田県立秋田中学校に勤務するかたわら、秋田城に関して地名・神社仏閣などの関連資料分析や土塁跡の確認、土器・瓦の収集など現地調査を組み合わせた研究を行いました。こうした調査を踏まえ、大山宏は秋田城＝寺内説を裏付けていきました。

大正時代以降になると、秋田城をめぐる問題に取り組む地方研究者が増え、活発な論考がなされます。武藤一郎による「秋田城址に就て」（武藤1926）、栗田茂治による『秋田城考』（栗田1926）、安藤和風による『秋田の土と人』（安藤1931）、大山宏による「秋田城趾畧考」（大山1926）などでは、勅使館を秋田城の付属施設と考え、高清水丘陵全体が秋田城であると指摘しました。土塁も一部確認されていたことから、文献とともに遺構や遺物などからも分析が行われるようになりました。

このように、秋田城の実態解明に向けた地元の気運が高まる中、大正13年（1924）9月に内務省史跡名勝天然記念物係官 柴田常恵が来秋し、秋田城の範囲を確定させるために、土器や瓦等の遺物の分布状況や土塁の痕跡確認等の現地調査が実施されました。詳細な測量調査により大畑地区を中心に土塁の痕跡が確認され、秋田城の範囲は高清水丘陵のほぼ全体に広がることがわかりました。この調査をもとに、昭和2年（1927）秋田師範学校 栗田茂治、佐々木三治郎らが踏査研究を行いました。また、県の史跡名勝天然記念物調査員となっていた大山宏は、昭和6年（1931）に高清水丘陵全域と土塁遺構が遺存していた約1.2kmにわたる部分の測量を行い、「秋田城趾附近実測図」を作成し、昭和7年（1932）「秋田城趾に就いて」の論文を発表しました（大山1932、図2-10、⑩）。この土塁測量図は、現在発掘調査で確認されている外郭築地塀と大半が一致しています。こうした現地調査成果を受け、昭和10年（1935）8月、文部省の荻野仲三郎が来秋し、実地調査を行いました。また、秋田魁新報社主催で、史談研究会が開催され、秋田城の位置・範囲は高清水丘陵のほぼ全域に及ぶとの結論が出されました。このような過程を経て、史跡指定申請が行われ、昭和10年（1935）10月文部省史蹟調査会による史跡指定の承認を受け、昭和14年9月7日付け告示第410号により秋田城跡は国指定史跡となりました。

## 5 指定状況

### (1) 指定告示（⑫）

官 報 告 示	文部省告示第四百十號	昭和14年9月7日
種 別	第一類	史蹟
名 稱	秋田城趾	

## 地名 秋田縣南秋田郡寺内町大字寺内 地域

### 字神屋敷

一五番ノ一、一七番ノ二、自一三三番至一四一番、一四一番ノ一、一四二番、一四三番、自一四三番ノ一至一四三番ノ六、自一四四番ノ一至一四四番ノ六、自一四五番ノ一至一四五番ノ五、自一四六番至一四九番、一四九番ノ一、一五〇番、自一五一番ノ一至一五一番ノ五、一五二番、一五二番ノ一、自一五三番至一五八番、一五九番ノ一、一五九番ノ二、一六〇番ノ一、一六〇番ノ二、自一六一番至一七八番、一七九番ノ一、一七九番ノ二、一八〇番ノ一、一八〇番ノ二、自一八一番至一九〇番、一九〇番ノ一、自一九一番至二一二番、二一二番ノ一、自二一三番至二六〇番、二六三番、自二六九番至二七二番、自二七四番至二七六番、二七八番、二七九番ノ一、二七九番ノ二、二七九番ノ五、自二八〇番至二九一番、二九四番

### 字堂ノ澤

五七番、五八番、五九番ノ一、五九番ノ二、自六〇番至六六番、六七番ノ一、六七番ノ二、六八番、六九番

### 字大畑

自四三番至四五番、四五番ノ一、四五番ノ二、五一番、自五二番ノ一至五二番ノ三、五三番、五四番、五七番、五九番、六〇番、六〇番ノ一、自六一番至六五番、自六七番至七〇番、七〇番ノ一、自七一番至八九番、八九番ノ一、九〇番、九〇番ノ一、九一番、九一番ノ一、自九二番至九六番、九六番ノ一、九七番、九七番ノ一、九八番、九九番、九九番ノ一、自一〇〇番至一〇二番、自一〇三番ノ一至一〇三番ノ三、一〇四番ノ一、一〇四番ノ二、自一〇五番至一〇八番、一〇八番ノ一、一〇九番、自一〇九番ノ一至一〇九番ノ三、一一〇番ノ一、一一〇番ノ二、自一一一番ノ一至一一一番ノ三、自一一二番至一一四番、一一四番ノ一、一一四番ノ二、一一五番、一一五番ノ一、一一六番、一一六番ノ一、自一一七番至一五五番、一五七番、一五八番ノ一、一五八番ノ二、自一五九番ノ一至一五九番ノ四、一六〇番、一六一番ノ一、一六一番ノ二、一六一番ノ四、一六一番ノ五、一六二番ノ二、一六二番ノ三、一六三番ノ二、自一六四番至一七一番、一七二番ノ一、一七二番ノ二、一七三番、一七四番ノ一、一七五番ノ一、一七五番ノ二、一七六番ノ一、一七六番ノ二、一七七番ノ一、一七八番ノ一、自一七八番ノ三至一七八番ノ六、一七九番、一八〇番ノ一、一八〇番ノ二、一八一番ノ一、一八一番ノ二、自一八二番至一八九番、自一九〇番ノ一至一九〇番ノ三、一九一番、一九二番、一九二番ノ一、自一九三番ノ一至一九三番ノ三、一九四番、一九五番、一九六番ノ一、一九六番ノ二、一九七番ノ一、一九七番ノ二、一九八番、一九九番ノ一、一九九番ノ二、自二〇〇番ノ一至二〇〇番ノ三、二〇一番、二〇一番ノ一、自二〇二番ノ一至二〇二番ノ三、二〇三番、二〇四番ノ一、二〇四番ノ二、二〇五番、自二〇六番ノ一至二〇六番ノ三、二〇七番ノ一、二〇七番ノ二、二〇九番ノ一、二〇九番ノ二、自二一二番ノ一至二一二番ノ四、二一三番ノ一、二一三番ノ二、二一四番ノ一、二一四番ノ二、自二一六番至二一八番、二一九番ノ一、二一九番ノ二、二二〇番ノ一、二二〇番ノ二、自二二一番至二二四番、自二二六番至二三〇番、二三〇番ノ一、自二三一番至二四二番、二四六番ノ一、自二五一番至二六三番、自二六四番ノ一至二六四番ノ三、二六五番ノ一、二六五番ノ二、二六六番、自二六七番ノ一至二六七番ノ三、二六八番、自二六九番ノ一至二六九番ノ三、二七〇番、二七一番、二七二番ノ一、二七二番ノ二、二七三番ノ一、二七三番ノ二、自二七四番ノ一至二七四番ノ五、二七五番ノ一、二七五番ノ二、自二七六番至二九三番、二九四番ノ一、二九五番ノ一、自二九六番至三一二番、三一三番ノ一、三一三番ノ二、三一四番ノ一、三一六番ノ一、三一六番ノ二、三一七番、三一八番、自三一九番ノ一至三一九番ノ三、自三二〇番至三二四番、三二五番ノ一、三二五番ノ二、三二六番、三二八番、三二九番、三二九番ノ一、自三三〇番至三三四番、三三五番ノ一、三三五番ノ二、自三三六番至三四〇番、自三四一番ノ一至三四一番ノ三、三四二番、三四三番ノ一、三四三番ノ二、三四四番、自三四五番ノ一至三四五番ノ三、三四六番、自三四七番ノ一至三四七番ノ四、三四九番、三五〇番、自三五一番ノ一至三五一番ノ三、三五二番、三五二番ノ一、自三五三番至三五五番、三五五番ノ一、三五六番、自三五六番ノ一至三五六番ノ四、三五七番ノ一、三五七番ノ二、自三六三番至三六九番

## 字大小路

自一番至一七番、一七番ノ一、自一八番至二〇番、二〇番ノ一、二一番ノ一、二一番ノ二、二二番、自二三番ノ一至二三番ノ三、二四番、二四番ノ一、二四番ノ二、自二五番至三一番、三二番ノ一、三二番ノ二、三三番、三四番、三四番ノ一、自三五番至三七番、三七番ノ一、三八番ノ一、三八番ノ二、自三九番至四三番、四三番ノ一、自四四番至四六番、四七番ノ一、四七番ノ二、四八番、自四八番ノ一至四八番ノ五、自四九番至五二番、自五二番ノ一至五二番ノ三、自五三番至六一番、六一番ノ一、六二番、六三番、六四番ノ一 六四番ノ五合併、六四番ノ二、六四番ノ三 六四番ノ四合併、六四番ノ六、六四番ノ七、六五番、自六五番ノ一至六五番ノ四、六六番ノ二、六七番、六七番ノ一、六七番ノ二、自六八番至七一番、七一番ノ一、七二番、七三番、自七四番ノ一至七四番ノ四、七五番、七六番、自七七番ノ一至七七番ノ三、自七八番至八〇番、八〇番ノ一、八一番、八一番ノ一、八二番、八三番、自八三番ノ一至八三番ノ四、八四番、自八四番ノ一至八四番ノ三、八五番、八六番、八六番ノ一、八六番ノ二、八七番、八七番ノ一、八七番ノ二、自八八番至九一番、自九一番ノ一至九一番ノ三、自九二番至九七番、九八番ノ一、九八番ノ二、自九九番至一〇一番、一〇二番ノ一、一〇二番ノ二、自一〇三番至一一二番、一一三番ノ一、一一三番ノ二、自一一四番至一二二番、自一三五番至一三八番、自一四六番至一五〇番、自一五二番至一八〇番、一八〇番ノ一、一八〇番ノ二、自一八一番至一八三番、一八三番ノ一、自一八四番至一八七番、一八七番ノ一、一八八番、一八九番、一九〇番ノ一、一九〇番ノ二、一九一番、一九一番ノ一、自一九二番至一九五番、自一九六番ノ一至一九六番ノ三、自一九七番ノ一至一九七番ノ四、一九八番、一九八番ノ一、自一九九番至二〇四番

## 字鶉ノ木

一番、一番ノ一、一番ノ二、二番、自二番ノ一至二番ノ三、三番、四番、五番ノ一、五番ノ二、六番ノ一、六番ノ二、七番、八番、自九番ノ一至九番ノ三、自一〇番ノ一至一〇番ノ三、一一番、一二番、一三番ノ一、一三番ノ二、一四番ノ一、一四番ノ二、一五番ノ一、一五番ノ二、自一六番至三一番、三一番ノ一、自三二番至四二番、四二番ノ一、自四三番至五九番、五九番ノ一、自六〇番至七五番、自七六番ノ一至七六番ノ三、自七七番至九八番、九九番 一〇八番合併、一〇〇番、一〇一番ノ一、一〇一番ノ二、自一〇二番至一〇四番、一〇四番ノ一、自一〇五番至一〇七番、一〇九番、一一〇番、一一一番ノ一、一一一番ノ二、一一二番ノ一、一一二番ノ二、自一一三番至一一六番、一一七番ノ一、一一七番ノ二、自一一八番至一二三番、一二三番ノ一、自一二四番至一二七番、自一二八番ノ一至一二八番ノ四、一三一番ノ一、一三一番ノ二、自一三二番至一三五番、自一三五番ノ一至一三五番ノ七、自一三六番ノ一至一三六番ノ六、一三七番、一三七番ノ一、一三八番ノ一、一三八番ノ二、一三九番ノ一、一三九番ノ二、自一四〇番ノ一至一四〇番ノ三、自一四一番至一四七番、一四七番ノ一、一四八番、一四九番ノ一、一四九番ノ二、自一五〇番至一五四番、一五五番ノ一、一五五番ノ二、一五六番ノ一、一五六番ノ二、一五七番ノ一、一五七番ノ二、一五八番ノ一、一五八番ノ二、一五九番、一六〇番ノ一、一六〇番ノ二、一六一番、一六二番ノ一、一六二番ノ二、一六三番ノ一、一六三番ノ二、自一六四番至一七八番、一七九番ノ一、一七九番ノ二、一八〇番ノ一、一八〇番ノ二、自一八一番至一八三番、一八四番ノ一、一八四番ノ二、一八五番、一八六番ノ一、一八六番ノ二、自一八七番至一九二番、一九二番ノ一、一九三番、一九三番ノ一、一九四番、自一九五番ノ一至一九五番ノ三、一九六番ノ一、一九六番ノ二、一九七番、一九八番ノ一、一九八番ノ二、一九九番ノ一、一九九番ノ二、二〇〇番、二〇一番ノ一、二〇一番ノ二、二〇二番、二〇三番ノ一、二〇三番ノ二、二〇四番ノ一、二〇四番ノ二、二〇五番ノ一、二〇五番ノ二、二〇六番ノ一、二〇六番ノ二、自二〇七番ノ一至二〇七番ノ六、二〇八番、自二〇九番ノ一至二〇九番ノ九、自二一〇番ノ一至二一〇番ノ六、二一一番、二一二番ノ一、二一二番ノ二、二一三番ノ一、二一三番ノ二、二一四番ノ一、二一四番ノ二、二一五番ノ一、二一五番ノ二、二一六番、二一七番、二一七番ノ一、自二一八番至二四九番、自二五〇番ノ一至二五〇番ノ四、二五一番ノ一、二五一番ノ二、自二五二番至二六四番、二六五番ノ一、二六五番ノ二、二六六番ノ一、二六六番ノ二、自二六七番ノ一至二六七番ノ三、二六八番、二六九番ノ一、二六九番ノ二、二七〇番ノ一、二七〇番ノ二

### 字高野

自一番ノ一至一番ノ四、二番ノ一、二番ノ二、三番ノ一、三番ノ二、四番、五番ノ一、五番ノ二、自六番至二一番、自二三番至二七番、自二九番至六〇番、六一番ノ一、六一番ノ三、六一番ノ四、六一番ノ六、六二番ノ一、六二番ノ二、自六五番至八二番、八三番ノ一、八三番ノ二、自八四番至一〇四番、一〇五番ノ一、一〇五番ノ二、一〇六番、一〇七番、一〇七番ノ一、一〇八番、一〇九番ノ一、一〇九番ノ二、自一一〇番至一三三番、一三四番ノ一、一三四番ノ二、一三五番ノ一、一三五番ノ二、自一三六番至一六四番、一六五番ノ一、一六五番ノ二、一六六番、自一七四番至一八一番

### 字兒櫻

自三一番至三三番、五二番ノ一、五二番ノ二、六〇番、六一番ノ一、六一番ノ二、六二番、六三番、六五番、六六番、六六番ノ一、自六七番ノ一至六七番ノ四、六八番、七〇番、七一番、自七三番至七五番、七六番ノ一、七六番ノ二、七九番、自八三番ノ一至八三番ノ四、八四番、八四番ノ一、自八五番至九二番、自九四番至一〇二番、一〇二番ノ一、一〇三番、一〇四番、一〇五番ノ一合併、一〇五番、自一〇六番ノ一至一〇六番ノ三、一〇七番、自一〇七番ノ一至一〇七番ノ五、自一〇八番至一一二番、一一二番ノ一、一一三番

### 字焼山

自一番至二四番、二四番ノ一、自二五番至六七番、六七番ノ一、六八番、六八番ノ一、自六九番至七二番、七二番ノ一、自七三番至七六番、七七番ノ一、七七番ノ二、自七八番至一二四番、自一三一番至一四八番、一四八番ノ一、自一四九番至一八〇番、一八〇番ノ一、自一八一番至一八三番、一八九番、二〇四番、二〇六番、二〇七番、自二一三番至二三三番、二三三番ノ一、二三九番、自二四九番至二七〇番

説明 雄物川河口付近ノ丘陵上ニ在リ、奈良朝ニ於テ蝦夷征服ノ為メニ築キシモノニシテ自然ノ形勝ヲ占メ土塁、塹濠趾、遺瓦等現存シテ舊規模ノ見ルベキモノアリ、殊ニ勅使館ト稱スル一廓ニハ濠趾ヨク存セリ。

指定ノ事由 保存要目史跡ノ部第四ニ依ル

保存ノ要件 公益上必要已ムヲ得ザル場合ノ外、現状ノ変更ハ勿論遺瓦等ノ採取ハ之ヲ許可セザルコトヲ要ス。

#### (2) 追加指定 (13)

昭和 30 年代後半から増大し続けた住宅の新築増改築の現状変更許可申請に対応するため、昭和 47 年から秋田市が継続的に発掘調査を実施し、その成果などを踏まえて追加指定が行われました（図 2-11）。

官報告示 昭和 53 年 3 月 22 日 告示第 51 号

既指定面積 801,199.840 m<sup>2</sup>

追加指定面積 92,533.330 m<sup>2</sup>

指定面積 893,733.170 m<sup>2</sup>

追加指定後の史跡指定範囲は、図 1-2 の本計画の範囲と一致しています。また、現在の指定範囲の地番については、資料編「2 参考資料(3)」に掲載しました。

#### (3) 史跡指定地の状況

##### 【歴史的経緯】

史跡が所在する寺内地区は、古くから歴史上に登場します。古くは、『倭名類聚抄』に「高泉」の郷名が記されており、「高水」と刻印された瓦も過去に出土しています。天平 5 年（733）の出羽柵遷置に伴い、高清水丘陵を中心に村落も形成された可能性が

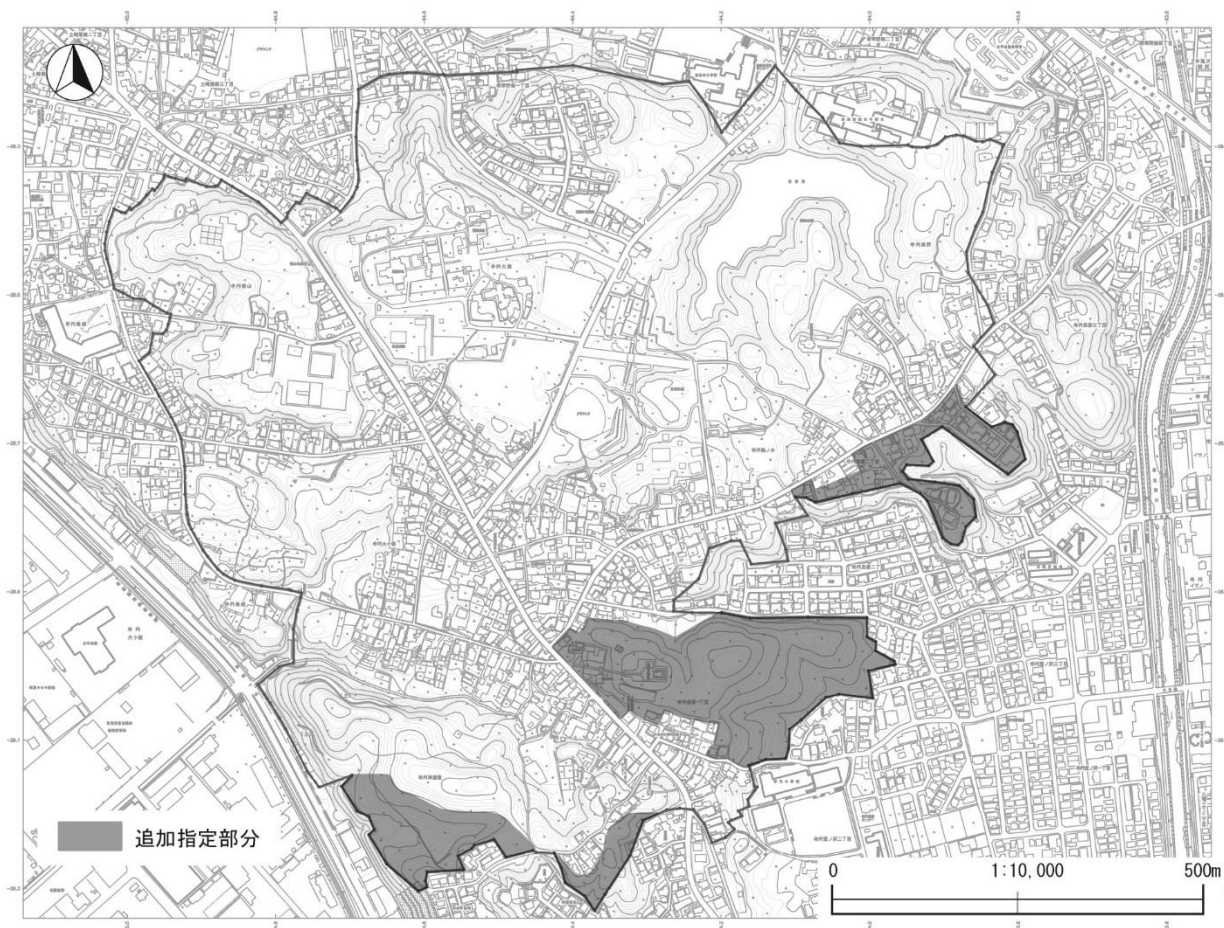


図2-11 昭和53年史跡追加指定範囲

あります。

下って天正19年（1591）の『出羽国秋田郡御蔵入目録』と享保15年（1730）の『六郡郡邑記』に「寺内村」の記載があり、『天保郷帳』（1830～1843）では、63戸、311人と記録されています。

明治9年（1876）に下八橋と連合して戸長役場を八橋に置きましたが、同22年（1889）の町村制により寺内と八橋が合併して寺内村になりました。昭和8年（1933）に町村制を施行しましたが、同16年（1941）2月3日に土崎・新屋・広山田とともに秋田市に合併しました。

#### 【街道・道路】

史跡指定地内には古くから街道が通っており、史跡および周辺の社会環境にも影響を与えてきました。秋田市域における近世初期の羽州街道は、元和2年（1616）に藩命を受けた船木鞆負が久保田から八橋・寺内・土崎湊を結ぶ道路を完成させたことに始まります。18世紀末～19世紀初頭に荻津勝孝が描いたと伝えられる『秋田街道絵巻』（図2-12）によれば、古四王神社前から史跡西縁を通る道が「古道」として描かれており、これが本来の羽州街道であったと考えられ、現在の大小路1号線に相当します。これとは別に人通りが多い「歩行道」と書かれた道が描かれており、これが現在の土崎保戸野線（通称「旧国道」、以下「旧国道」という。）にほぼ相当します。

この旧国道は、明治天皇の秋田巡幸にあわせて明治9年（1876）に造られたもので、



図2-12-① 秋田街道絵巻 寺内部分西側  
 (伝荻津勝孝 秋田市立千秋美術館蔵 一部加筆)

『秋田街道絵巻』にみえる「歩行道」を拡幅、直線的にしたものと考えられます。この時の工事により、政庁の南西コーナー一部が削平を受けていることが、その後の秋田市による発掘調査により判明しました。

#### 【住宅地】

史跡内の宅地化については、明治期に造成された旧国道沿いに旧集落の宅地が集中しています。史跡内では、昭和30年代（1955～1965）に、弊切山およびその南沢部、焼山地区の市道大小路2号線沿い、空素沼神社の東側の地域などが宅地化されていきました。特に昭和33年（1958）に行われた外郭線北辺部にあたる弊切山の宅地造成工事は大きな問題となり、昭和34～37年（1959～1962）の国営調査のきっかけとなりました。

昭和30年代以降、丘陵周辺の史跡指定地外における宅地化が著しく進み、人口増加に対応するため、史跡周辺に八橋小学校（昭和48年（1973））、泉小学校（昭和54年（1979））、寺内小学校（平成2年（1990））が開校されています。

#### 【その他の施設等】

史跡指定地内に所在する古四王神社は、斉明天皇4年（658）の阿倍比羅夫の遠征に由来をもつ神社であり、秋田城が機能していた時代から存在していた伝承があります。

明治元年（1868）には招魂社を現在の護国神社の地に定めて、翌2年（1869）8月に落成しています。秋田県護国神社は、昭和14年（1939）7月に旧招魂社の地に着工しました。高清水公園の整備は、明治初年の招魂社建設当時の懸案事項であったようですが、その状況はよくわかりません。明治26年（1893）に招魂社が焼失して千秋公園に移転したことから、明治41年（1908）に土崎港町がその跡地を行啓記念土崎公園として開園しました。さらに、大正4年（1915）には南秋田郡がこの公園の整備に着手し、大正7年（1918）に郡立御大典記念高清水公園として開園しています。こうしたことから高清水公園の名は現在も広く市民の間に親しみをもって引き継がれています。

現在、高清水丘陵の環境保全の都市計画は、昭和29年（1954）に護国神社と空素沼





図2-12-② 秋田街道絵巻 寺内部分東側  
 (伝荻津勝孝 秋田市立千秋美術館蔵 一部加筆)

を核とした高清水公園を都市計画決定し（建設省告示第1226号）、史跡公園として整備した部分を平成10年（1998）3月に都市公園「高清水公園」として開設しています。

また、昭和7年（1932）に高清水小学校建設が起工され、グラウンドは昭和15年（1940）に紀元二千六百年を記念して造成しています。昭和20年（1945）に校舎が全焼し、同25年（1950）に新築されましたが、同63年（1988）に丘陵北側の史跡指定地外の現在地に移転しました。高清水中学校（現秋田県護国神社駐車場および史跡秋田城跡多目的広場）は、昭和27年（1952）に竣工しましたが、同57年（1982）に将軍野中学校と改称して丘陵北側の史跡指定地外の現在地に移転しています。

秋田県自治研修所（旧県営高清水道場）は、昭和17年（1942）に着工され、建設されましたが平成7年（1995）に史跡指定地外の潟上市天王に移転しています。

焼山浄水場（現秋田市上下水道局資材センター跡地）は昭和18～24年（1943～1949）に計画・建設され、昭和51年（1976）まで使用されていました。現在この跡地には、秋田城跡歴史資料館が設置されています。

表2-1 植物群落区分の面積と割合  
 (2013年)

群落区分	面積(ha)	割合(%)
ミズナラ群落	3.8	4.3
コナラーアカマツ群落	3.8	4.3
ケヤキ群落	13.8	15.3
オニグルミ群落	0.9	1.0
クロマツ群落	0.2	0.3
ススキ群落	0.1	0.1
マント群落	1.1	1.3
ヨシ群落	0.8	0.9
スギ植林	3.6	4.0
ハリエンジュ群落	18.6	20.6
植栽樹木群	2.1	2.4
人工草地	8.5	9.4
放棄耕作地	0.7	0.8
耕作地	3.8	4.3
市街地	25.5	28.2
開放水域	2.5	2.8
合計	89.8	100.0

表2-2 植物群落区分の面積と割合  
 (1985年)

群落区分	面積(ha)	割合(%)
スギ林	3.1	3.5
クロマツ林	11.3	12.6
ケヤキ林	1.4	1.6
ケヤキ林以外の 落葉広葉樹林	10.4	11.6
針・広混交林	5.6	6.2
畑	10.9	12.1
裸地、荒地	18.1	20.2
市街地	23.1	25.7
寺社施設用地	2.1	2.3
公共施設用地	2.0	2.2
開放水域	1.8	2.0
合計	89.8	100.0

### 【樹木等の自然環境】

史跡内の植生については、平成 25 年度の保存管理計画改訂の際に実施された史跡内植生調査の結果（秋田市教育委員会 2014a）と昭和 60 年度の『秋田城跡整備基本構想策定に関する調査報告書』（秋田市教育委員会 1986a）の際に実施した植生調査があります。

平成 25 年度（2013）に行った植生調査（表 2-1）を昭和 60 年（1985）段階の植生調査（表 2-2）と比較すると、大きく変化があるのは、「クロマツ群落（クロマツ林）」、「ハリエンジュ（ニセアカシア）群落（ケヤキ林以外の落葉広葉樹林）」、「ケヤキ群落（ケヤキ林）」です。

「クロマツ群落」は 12.6%から 0.3%と面積の割合が著しく低下しています。これは、秋田県全域でみられた「マツ枯れ」被害によるもので、県内では昭和 57 年（1982）に初めて確認され、以後急速に被害が拡大したことが要因と考えられます。

「ハリエンジュ群落」は 11.6%から 20.6%と面積の割合が拡大しています。ハリエンジュは外来樹木であり、栄養分の少ない裸地に侵入しやすく、成長速度が速いことが知られています。ハリエンジュ群落の急拡大の背景としては、上述のクロマツ群落の衰退が考えられます。すなわち、マツ枯れによりクロマツ林が一時的に裸地へ変化し、ハリエンジュが侵入した可能性が指摘されています（秋田市教育委員会 2014a）。この傾向は現在も続いており、ハリエンジュが老木化している傾向があります。

「ケヤキ群落」は 1.6%から 15.3%に増加しています。護国神社や古四王神社周辺に多く見られますが、この群落は古木層の 90%が樹高 30 mに達するケヤキで占められています。ケヤキ群落の拡大については、昭和 60 年（1985）段階では成長途中であったケヤキが、平成 25 年（2013）段階で高木層を占めるようになった可能性が指摘されています。

以上のように、過去 30 年の植生変化をみると、外来樹木であるハリエンジュ群落が拡大しており、現在もこの傾向は続いていると言えます。



写真 2-6 旭のさし木



写真 2-7 ウマノスズクサ



写真 2-8 ジャコウアゲハ

しかし都市近郊にありながら、開発行為に規制のある史跡内では、自然環境が豊かで貴重な植物が確認されています。大小路地区には樹齢千年を超えると言われるケヤキの「旭のさし木」（市指定天然記念物、写真2-6）があります。また、鶉ノ木地区にはナラガシワ（絶滅危惧Ⅱ類、秋田県版レッドデータブック 2002）、ウマノスズクサ（準絶滅危惧、秋田県レッドリスト 2014、写真2-7）が確認されています。また、ウマノスズクサが群生している地点は、幼虫がこれを食草とするジャコウアゲハ（写真2-8）の生息が確認されています。

#### （4）管理団体・土地所有・公有化の状況

史跡の管理団体は秋田市です。土地所有は、国・県・市有地の他、民有地があります。民有地に関しては、昭和41年（1966）から公有化事業を行ってきました。公有化予定面積は390,221.05㎡を予定しており、令和6年度末の段階で305,360.40㎡を買収し、進捗率は78.25%となっています。史跡指定地のうち、民有地を公有化した場所は、図2-13のとおりです。

## 6 史跡の調査成果

### （1）国営調査

昭和33年（1958）に行われた史跡北側の外郭線北辺部にあたる弊切山の宅地造成工事に伴い、急遽、秋田県教育委員会と秋田市教育委員会の合同で調査団を結成し緊急発掘調査を行いました。その結果、外郭と考えられる土塁跡や、カマド跡等の重要遺構が発見されました。この宅地造成を契機として、広大な史跡指定地を当時急増する宅地造成等の開発行為から守るために、史跡内における地下遺構の有無やその範囲を把握することが求められました。こうした経緯を受け、昭和34～37年（1959～1962）に当時の文化財保護委員会（現・文化庁）が中心となった調査団による発掘調査（国営調査）が行われました（文化財保護委員会1959～1962、⑭）。

国営調査の調査成果は、次の6点に集約されます。1. 自然地形を利用した丘陵全体におよぶ「外郭」（土塁跡）、2. 大畑地区を中心とした一帯を囲む「内城」（現在の外郭線内側）、3. 護国神社境内地南側の「内柵」（現在の政庁域）、4. 鶉ノ木地区の掘立柱建物群は推定「四天王寺」跡と考えられること、5. 焼山地区の掘立柱建物群は倉庫跡・庁舎跡・櫓跡などと推定されること、6. 焼山地区北西部における中世遺構・遺物の発見、です（⑮）。

このように4年間に及ぶ国営調査により、これまで考古学的な調査がほとんど行われていなかった史跡秋田城跡の実態と主要な地下遺構の範囲を具体的に把握することができました。

### （2）秋田市による発掘調査（表2-3・4、図2-14）

昭和40年代になると史跡指定地周辺に宅地開発がさらに波及し、保存問題が深刻化したことで、保存管理計画の策定が急務となりました。しかし、国営調査が行われていない地区では、保存のための基礎資料がなかったため、計画の策定に必要な史跡内の遺構の分布状況、変遷、重要度を明確にするための発掘調査が必要でした。

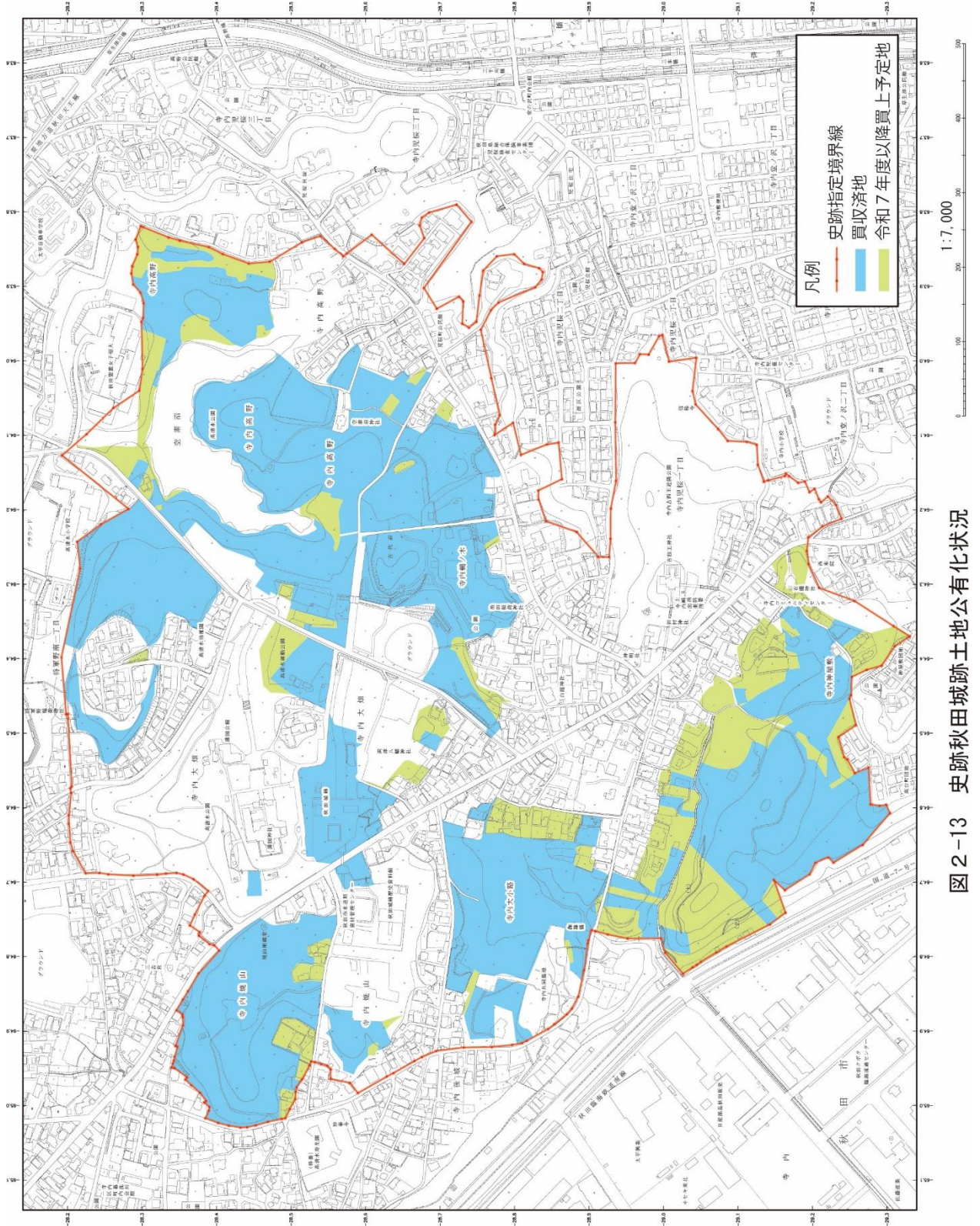


図 2-13 史跡秋田城跡土地公有化状況

表2-3 史跡秋田城跡発掘調査実績一覧(1)

5か年計画	年度(西暦)	回数	調査地区	調査面積(nf)	調査目的	調査成果	備考	その他事業
-	S34~37(1959~1962)				文化財保護委員会による第1次~第4次国営調査			
第1次	S47(1972)	5	神屋敷	530	外郭範囲確認	土塁(11世紀以降カ)	勅使館の土塁確認	
		6	高野	700	外郭範囲確認			
		7	高野	330	外郭範囲確認	城外東大路		
		8	大畑	75	現状変更対応			
	S48(1973)	9	神屋敷	774	外郭範囲確認	堅穴建物群	勅使館の遺構確認	
		10	鶴ノ木	1,179	外郭範囲確認	築地塀, 櫓状建物	土塁ではなく, 築地塀を確認	
		11	高野	196	外郭範囲確認			
	S49(1974)	12	尻桜	450	現状変更対応			
		13	大小路	499	外郭範囲確認	築地塀, 櫓状建物	外郭南東辺	
		14	焼山	761	外郭範囲確認	築地塀, 櫓状建物	外郭西辺	
		15	高野	633	墳丘の確認		空素沼1号墳を確認	
	S50(1975)	16	将軍野南	470	外郭範囲確認	築地塀, 櫓状建物	外郭北辺, 外郭範囲一辺550mの不整形と推定	
		17	大小路	650	外郭範囲確認	堅穴建物群	赤褐色土器A・Bの分類	
	S51(1976)	18	鶴ノ木	1,692	鶴ノ木地区遺構確認	鶴ノ木地区建物群	S50に一部着手	
		19	焼山	491	外郭範囲確認	築地塀, 櫓状建物	外郭西辺, 創建期から築地塀	
20A		焼山	76	現状変更対応				
20B		鶴ノ木	162	現状変更対応				
S52(1977)	21	焼山	900	外郭範囲確認	焼山地区建物群		保存管理計画策定, 一部追加指定	
	22	鶴ノ木	1,296	鶴ノ木地区遺構確認	鶴ノ木地区建物群			
	23	将軍野南	350	外郭範囲確認	築地塀, 櫓状建物	外郭北辺		
第2次	S53(1978)	24	大小路	640	外郭範囲確認	堅穴建物群	外郭南辺付近だが区画施設は検出されず, 1号漆紙文書	
		25	鶴ノ木	1,476	鶴ノ木地区遺構確認	鶴ノ木地区建物群	SE406天平六年木簡	
	S54(1979)	26	鶴ノ木	1,683	鶴ノ木地区遺構確認	鶴ノ木地区建物群, 古代沼		
		27	大畑	207	外郭範囲確認	土取り穴	外郭北西辺, 築地塀等は未検出	
	S55(1980)	28	大畑	1,008	政庁域把握		政庁は確認されなかった	
		29	大小路	53	現状変更対応	築地塀	良好な崩壊瓦層	
		30	鶴ノ木	1,780	鶴ノ木地区遺構確認	鶴ノ木地区建物群		
		31	大畑	102	現状変更対応			
	S56(1981)	32	大畑	299	外郭範囲確認	ITで築地塀, 櫓状建物		
		33	大畑	1,162	政庁域把握	大畑地区鍛冶工房群	政庁は確認されなかった	
34		鶴ノ木	864	鶴ノ木地区遺構確認	古代沼, 井戸			
第3次	S57(1982)	35	鶴ノ木	972	鶴ノ木地区遺構確認	鶴ノ木地区建物群		
		36	大畑	906	政庁域把握	政庁北西部, 北東建物, 政庁区画	2~4号漆紙, 2号(出挙貸付帳)	
	S58(1983)	37	鶴ノ木	517	鶴ノ木地区遺構確認	雨池の調査	雨池の調査	
		38	大畑	1,578	政庁域把握	政庁北西部, 東辺区画施設・東門	5号漆紙文書	
	S59(1984)	39	鶴ノ木	607	鶴ノ木地区遺構確認	古代沼, テラス状遺構	祭祀遺物, 6号漆紙文書	
		40	大畑	1,280	政庁域把握	政庁正殿, 北西建物, 南建物	白壁, 7号漆紙文書	
		41	大畑	440	政庁域把握	政庁南東コーナー一部検出	政庁の規模確定	
	S60(1985)	42	鶴ノ木	1,728	鶴ノ木地区遺構確認	鶴ノ木地区建物群		
		43	将軍野南	270	現状変更対応	築地塀一部確認	立会調査, 外郭北辺	
		44	大小路	1,269	外郭範囲確認	築地塀, 崩壊瓦層	[驛] 墨書2点, 外郭南辺	整備基本計画策定, 保存管理計画改定
S61(1986)	45	大小路	18	現状変更対応	柱掘り方(外郭南門の一部)			
	46	鶴ノ木	504	鶴ノ木地区遺構確認	鶴ノ木地区建物群			
第4次	S62(1987)	47	大小路	104	現状変更対応		外郭南辺付近, 区画施設未検出	
		48	鶴ノ木	966	城外遺構群の把握	鶴ノ木地区建物群	中世が主体	
		49	大畑	470	政庁域把握	政庁東建物		
		50	鶴ノ木	567	鶴ノ木地区遺構確認		中世かわらけ	
		51	鶴ノ木	792	鶴ノ木地区遺構確認	鶴ノ木地区建物群, 三本柱遺構		
	S63(1988)	52	焼山	1,044	外郭範囲確認	築地塀, 櫓状建物	外郭西辺	
		53	大小路	70	現状変更対応			
		H元(1989)	54	鶴ノ木(西部)	1,273	外郭範囲確認	外郭東門, 外郭区画施設, SG1031土取り穴	外郭東辺, 8~15・27~29・34~38号漆紙文書, 木簡・木製品多数, 土器編年基準資料
	H2(1990)	54	鶴ノ木(西部)	1,115	外郭範囲確認	外郭東門, 外郭区画施設, SG1031土取り穴	外郭区画施設の変遷に言及	
		55	大畑	812	現状変更対応	堅穴群, 掘立柱建物	護国神社全焼・再建に伴う調査	
H3(1991)	56	鶴ノ木(西部)	760	外郭範囲確認	外郭区画施設	材木堀検出, 築地塀不明, 創建期東門は確認できなかった		
	57	鶴ノ木	1,300	鶴ノ木地区遺構確認	鶴ノ木地区建物群			
第5次	H4(1992)	58	鶴ノ木	1,340	鶴ノ木地区遺構確認	鶴ノ木地区建物群		
		59	焼山	462	焼山地区遺構確認	焼山地区建物群		
	H5(1993)	60	鶴ノ木(西部)	1,513	大畑地区遺構確認	城内東大路	胞衣壺	
		61	鶴ノ木	507	鶴ノ木地区遺構確認	鶴ノ木地区建物群		
	H6(1994)	62	鶴ノ木	1,700	鶴ノ木地区遺構確認	城外東大路カ(ツギ固め遺構)	和同開珎銀銭	
		63	鶴ノ木	450	鶴ノ木地区遺構確認	古代水洗厠舎		
H7(1995)	64	鶴ノ木	480	鶴ノ木地区遺構確認	古代水洗厠舎			
	64	鶴ノ木(西部)	786	大畑地区遺構確認	鍛冶工房群	外郭東門掘り方一部検出		
	65	大畑	530	現状変更対応				
第5次	H8(1996)	66	焼山	1,132	焼山地区遺構確認	焼山地区建物群		
		67	鶴ノ木	672	鶴ノ木地区遺構確認	沼地		
		68	大小路	387	現状変更対応	堅穴建物		

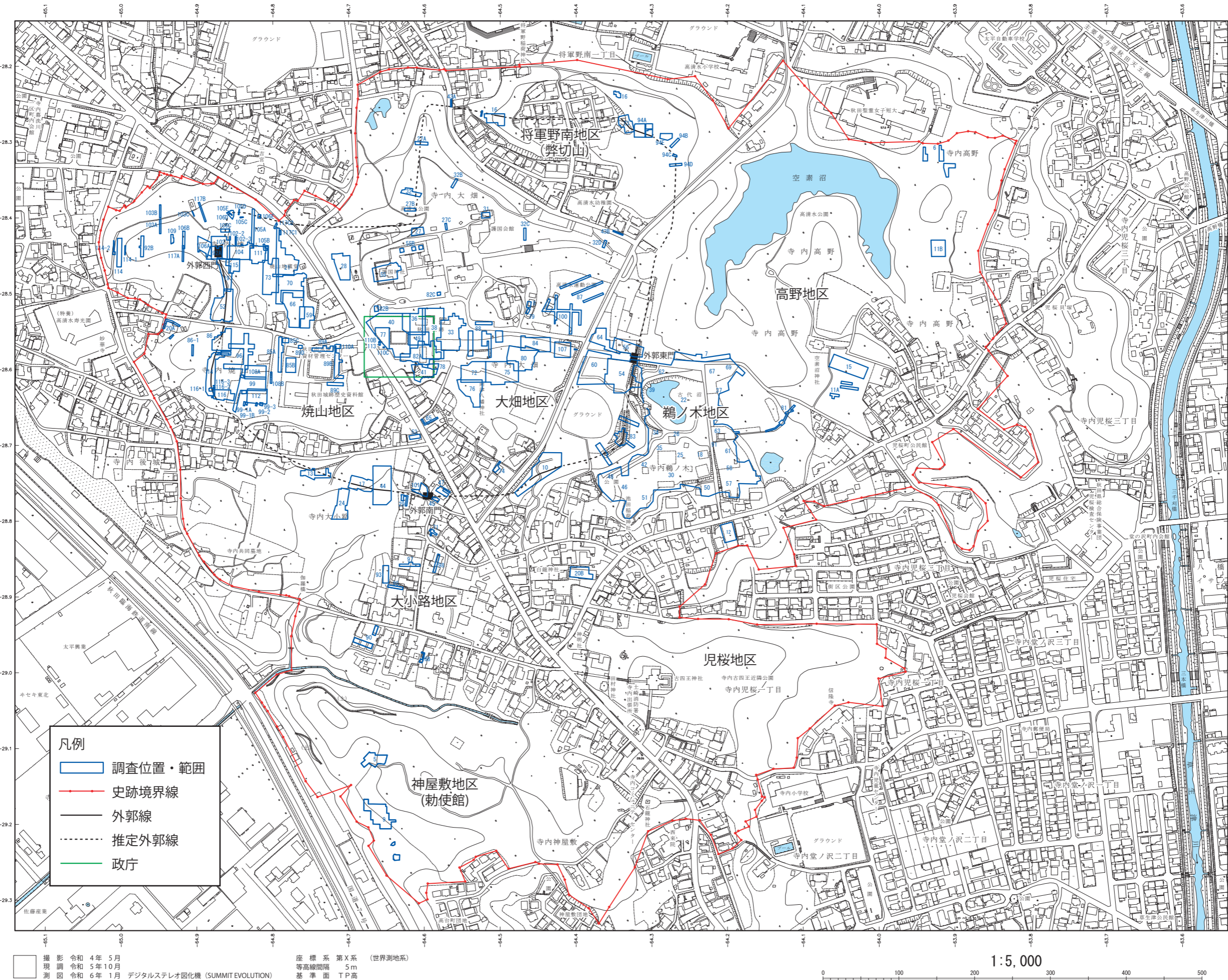


図 2-14 史跡秋田城跡発掘調査位置図

表2-4 史跡秋田城跡発掘調査実績一覧(2)

5カ年計画	年度(西暦)	次数	調査地区	調査面積(m <sup>2</sup> )	調査目的	調査成果	備考	その他事業
第6次	H9 (1997)	69	鶴ノ木	664	鶴ノ木地区遺構確認	沼地		鶴ノ木地区および外郭東門復元完成
		70	焼山	1,121	焼山地区遺構確認	焼山地区建物群		
		71	大小路	265	現状変更対応	木道	中世遺物	
	H10 (1998)	72	大畑	1,300	大畑地区遺構確認	鍛冶工房群	非鉄製小札甲,廃棄土坑から16~25・31~33号漆紙文書,死亡帳(16号)	
		74	大畑	50	現状変更対応			
	H11 (1999)	75	大畑	1,286	大畑地区遺構確認	建物群,鍛冶工房群	26号漆紙文書「器仗帳」	
	H12 (2000)	73	焼山	880	焼山地区遺構確認	焼山地区建物群	H10に一部着手,30号漆紙文書	
		76	大畑	745	大畑地区遺構確認			
	H13 (2001)	77	大畑	300	政庁域把握			
		78	大畑	90	政庁域把握	政庁東辺区画施設		
		79	大畑	23	現状変更対応			
	政庁跡総括報告書							
第7次	H14 (2002)	80	大畑	1,260	大畑地区	建物群,鍛冶工房群		
	H15 (2003)	81	鶴ノ木	199	現状変更対応		環境整備事業に伴う遺構確認	
		82	大畑	1,157	政庁域把握	政庁東脇殿		
	H16 (2004)	83	鶴ノ木	495	外郭範囲確認	築地塀,材木塀,櫓状建物	外郭南東コーナー一部検出	政庁・古代水洗廁舎復元整備開始
		84	大畑	708	大畑地区遺構確認	城内東大路	6期の道路変遷	
	H17 (2005)	85	焼山	504	焼山地区遺構確認	焼山地区建物群,城内区画施設		
		86	焼山	663	外郭西門把握	築地塀,材木塀	外郭西門検出できず	
		87	大畑	432	現状変更対応	鍛冶工房群		
	H18 (2006)	88	大畑	621	大畑地遺構確認	城内東大路,鍛冶工房群		
		89	焼山	478	焼山地区遺構確認	焼山地区建物群		
		90	大小路	203	現状変更対応	堅穴建物,掘立柱建物		
	H19 (2007)	91	鶴ノ木	489	鶴ノ木地区遺構確認	鶴ノ木地区建物跡群		
鶴ノ木地区総括報告書								
第8次	H20 (2008)	92A	焼山	415	外郭西門把握	外郭西門		
		92B			中世後期の八脚門跡			
	H21 (2009)	93	大小路	172	城外南大路・外郭南門把握	城外南大路に直交する東西道路		
		94	将軍野南	700	外郭北門把握	築地塀,材木塀	外郭北東隅検出,外郭北門は未検出	政庁・古代水洗廁舎復元整備完成
	95	大小路	60	城外南大路・外郭南門の把握	城外南大路の整地層・溝カ	中世・近世の道路遺構も検出		
	H22 (2010)	96	焼山	678	焼山地区遺構確認	城内区画施設		城内東大路復元開始
		97	大小路	92	城外南大路・外郭南門把握	城外南大路		
	H23 (2011)	98	大小路	74	現状変更対応・城外南大路周辺把握	掘立柱建物,堅穴建物,生産施設カ	道路遺構は未検出	
		99	焼山	757	焼山地区遺構確認	城内区画施設		
	第9次	H24 (2012)	100	大畑	463	大畑地区遺構確認	生産施設	環境整備事業に伴う遺構確認
101			大小路	172	城外南大路・外郭南門把握	外郭南門		
H25 (2013)		102	焼山	726	外郭西門把握	外郭西門,外郭区画施設		
		103	焼山	77	焼山地区遺構確認	中世後期の土塁		
H26 (2014)		104	焼山	588	焼山地区遺構確認	城内西大路の道路硬化面		
		105	焼山	191	焼山地区遺構確認	築地塀,材木塀	外郭北西辺	
H27 (2015)		106	焼山	535	焼山地区遺構確認	城外西大路道路,外郭区画施設,櫓状建物,中世材木塀		ガイドンス施設完成
H28 (2016)	107	大畑	423	大畑地区遺構確認	城内東大路	6期の道路変遷	秋田城跡歴史資料館開館	
第10次	H29 (2017)	108	焼山	534	焼山地区遺構確認	城内区画施設内の焼土遺構群		史跡公園連絡橋事業着手
		109	焼山	41	焼山地区遺構確認	城外西大路,中世材木塀		
		110	焼山・大畑	45	現状変更対応		連絡橋整備に伴う遺構確認	
	H30 (2018)	111	焼山	496	焼山地区遺構確認	城内西大路の硬化面,焼山地区建物群	39号漆紙文書(具注暦)	
	R1 (2019)	112	焼山	564	焼山地区遺構確認	城内区画施設内の焼土遺構群		
		113	大畑	6	現状変更対応		連絡橋整備に伴う遺構確認	
	R2 (2020)	114	焼山	257	焼山地区遺構確認	城外西大路,中・近世火葬墓		
		115	焼山	242	焼山地区遺構確認	外郭区画施設		
	R3 (2021)	116	焼山	385	焼山地区遺構確認	外郭,区画施設西側の焼土遺構等		連絡橋,城内東大路完成
	第11次	R4 (2022)	117A	焼山	123	焼山地区遺構確認	中世切岸状遺構,材木塀	
117B			中世土塁,中世材木塀					
R5 (2023)					焼山地区総括報告書			
R6 (2024)		118	児桜	24	現状変更対応			
	119	大畑	63	外郭範囲確認	外郭区画施設			
		120	将軍野南	167	外郭北門把握	城内北大路の可能性		

また、史跡内における現状変更の許可条件として、事前発掘調査を実施する場合、管理団体がその都度経費を捻出し、また、調査員を他に求めなければならない状態でした。このような調査は、秋田城の解明に結びつかないばかりでなく、保存管理計画・環境整備等の基礎資料にもなり得ませんでした。

こうした状況から、地元調査組織による継続的な発掘調査が求められ、昭和47年（1972）、秋田市は秋田城跡発掘調査事務所（現・秋田城跡歴史資料館）を設置しました。秋田市の調査は、基本的には史跡秋田城跡の外郭線の把握や政庁・鶴ノ木・大小路・焼山地区などの遺構密集地の実態解明を目的とし、5カ年計画を基本とした年次計画と、これを包摂する60年におよぶ第Ⅰ期長期計画を策定しました。

秋田市による調査は、国営調査の成果と課題を確認しつつ、各調査で新たに課題となる事項の追求という形で進められてきました。なお、調査年次については、国営調査を1～4次とし、秋田市による発掘調査は5次調査～として行われ、令和6年度末までで120次に及びます（秋田市教育委員会1973～2025）。

### ア 外郭線の調査

昭和47年度（5次）から現在まで断続的に行われています。

国営調査で「外郭」の一部として捉えられていた神屋敷地区（勅使館）の土塁は、5次・9次調査で11世紀以降と考えられ、古代城柵官衙遺跡としての史跡秋田城跡の外郭線ではないことが確認されました。国営調査で「内城」と考えられていた部分が外郭線に相当し、規模は東西約550m、南北約550m、外郭線は丘陵の高い部分を取り囲むように巡り、地形の制約を受け平面形は不整な方形を呈しています（10・13・14・16次）。外郭線は大畑・鶴ノ木・焼山・大小路・将軍野南地区にわたり検出されています（図2-14）。

また、外郭区画施設は当初「土塁」と考えられていましたが瓦葺きの築地塀であることが判明し、多賀城跡の調査成果等とともに、これまでの城柵のイメージを大きく変えました。19・52・54次調査の所見から、Ⅰ期（瓦葺き築地塀）→Ⅱ期（非瓦葺き築地塀）→Ⅲ期（材木塀・柱列塀）→Ⅳ期（材木塀・材木列塀）→Ⅴ期（大溝）という変遷を把握することができました。特に創建期のⅠ期は、外郭線の東西南北の全地

表2-5 外郭区画施設の変遷表

	Ⅰ期	Ⅱ期	Ⅲ期	Ⅳ期	Ⅴ期
区画施設	築地塀 （瓦葺き）	築地塀 （非瓦葺き）	材木塀 （柱列塀）	材木塀 （材木列塀）	大溝 （西辺・東辺で 一部検出）
付属施設			櫓状建物 1間×2間掘立柱式建物 建替え小期有り	櫓状建物 1間×2間掘立柱式建物 建替え小期有り	
整地地業・遺構の特徴	西辺・東辺で 築地塀構築に伴う土取り穴 検出。崩壊瓦層検出		東辺では粘土整地面に区画 施設構築	外郭東門付近では焼 土・炭化物層面に区画 施設構築	他の区画施設と の併行関係不明 確
時期	天平5年 （733）～8C 後半前葉	8C後半前葉 ～8C末・9C 初	8C末・9C初～ 元慶2年（878）	元慶2年（878）～ 10C中葉	10C中葉～
備考	秋田「出羽 柵」創建期	天平宝字年間 「秋田城」改 修期	外郭区画施設 大改修 全体改修期	元慶の乱による 焼損あり	元慶の乱（878）後 復興期





写真2-9 外郭西辺外郭築地塀跡  
(19次調査)

点で瓦葺き築地塀であり、壮麗な外観を呈していたと考えられます（表2-5、写真2-9、⑯）。54次調査出土の紀年銘木簡・整地層等の状況から、Ⅰ・Ⅱ期は奈良時代、Ⅲ期は8世紀末・9世紀初頭以降、Ⅳ期は元慶の乱（878）以降等と具体的に年代が与えられています。

平安時代以降のⅢ・Ⅳ期は材木塀となり、これを跨ぐような形で1間×2間の櫓状建物が検出されています（⑰）。こうした櫓状建物は、これまで11箇所を確認されています。

外郭区画施設は大山宏氏が示したように（大山1932、図2-10）、現状で土手状の高まりとして地上から確認できる場所で検出されています（⑱）。外郭西辺等では、保存状態の良い築地塀が検出されており、19次調査では築地塀の積み土が高さ2.1mも残存している例がありました（写真2-10、⑲）。

外郭Ⅰ・Ⅱ期の築地塀は基底部の幅が約2.1mで、地面を10～20cm程度掘り込んでから構築します。外郭Ⅲ期になると築地塀の上部を崩して整地した後に、残した頂部にⅢ・Ⅳ期の区画施設となる材木塀を構築している様子が確認されています。外郭線は、丘陵の高い部分を取り囲むように巡り、全長は約2.2kmに及びます。

外郭線の近辺では土取り穴が検出されており、築地塀に用いられている粘土は周辺から調達されていると考えられます。54次調査で、外郭東門と外郭東辺部とともにSG1031土取り穴が検出されました（写真2-11）。外郭線内側の東西15m、南北25m、

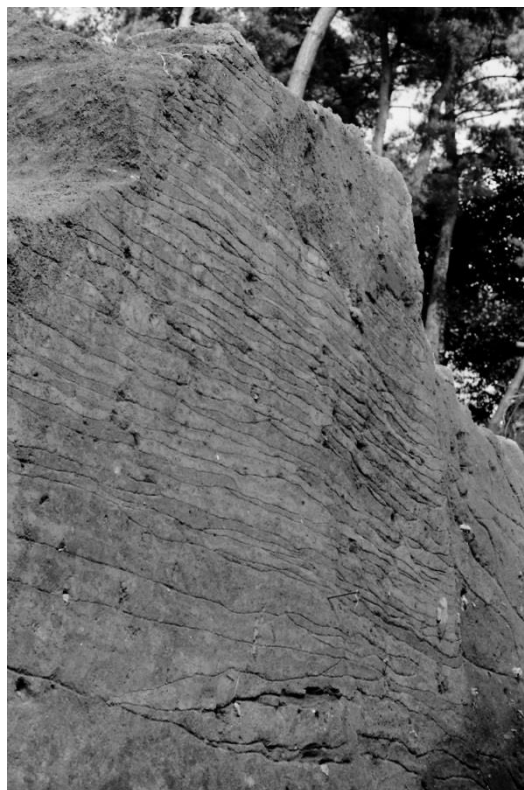


写真2-10 外郭西辺外郭築地塀跡  
断面（19次調査）



写真2-11 SG1031土取り穴跡  
(54次調査)

深さ4mの巨大な土取り穴で、土器類が多量の木簡や漆紙文書と共伴しながら層位的に発見されました。出土文字資料の紀年銘と元慶の乱（878）に伴うと考えられる鍵層等から、創建期の8世紀第2四半期から10世紀代までの土器編年の基準資料を得ることができました。この編年をもとに各調査地の遺構変遷の把握が飛躍的に進展し、多量の出土文字資料の内容とともに、秋田城研究の大きな画期となりました。

### イ 外郭の城門の調査

平成元年・2年度（54次）から現在まで調査が行われています。

54次調査の外郭東門（写真2-12）の発見を契機とし、外郭西門（92次A区、102次、写真2-13）、外郭南門（45次、101次、写真2-14）が発見されています（図2-14、⑳）。いずれも12本の掘立柱からなる三間一戸の八脚門形式で、外郭区画施設に取り付く城門です。外郭東門は鶴ノ木地区、外郭西門は焼山地区、外郭南門は大小路地区で検出されています。

これらの中でも外郭西門は、やや位置をずらしながら6期の変遷が確認されました。特にⅢ期以降の8世紀末・9世紀初頭以降は、格式の高い重層門となる可能性が指摘されています。規模は外郭西門Ⅲ期の8世紀末・9世紀初頭の門が最も大きくなります。外郭西門は、眺望がきき海岸を一望できる場所に立地しており、また、旧雄物川からの物資搬入に適した尾根上にあり、河川・海上交通を通じた交流の拠点という秋田城の特性を象徴する門です。そして、外郭西門Ⅲ期以降が重層門であれば、海側からのランドマークとなっていたと考えられます（㉑）。

なお、外郭北門については未確認であり、今後の課題です。

### ウ 政庁の調査

政庁は、古代国家が全国に設置した官衙に共通して存在し、重要な政務や儀式が執り行われた中心施設です。史跡秋田城跡では大畑地区で発見され、昭和55年度（28



写真2-12 外郭東門跡（54次調査）



写真2-13 外郭西門跡（92次調査A区）



写真2-14 外郭南門跡（101次調査）

次) から平成 15 年度 (82 次) にかけて、断続的に調査が行われました。平成 13 年度には総括報告書 (秋田市教育委員会 2002a) が刊行され、平成 15 年度 (82 次) で東脇殿の検出と政庁に関する追補が行われています (秋田市教育委員会 2004)。

昭和 55 年度 (28 次) に国営調査で「内柵」と呼ばれた政庁の調査に着手して以来、36・38・40・41・49 次で主要建物と政庁区画施設が検出され、82 次で東脇殿が検出されています。一連の調査の結果、政庁は東西約 94m、南北約 77m で、南西部分の 3 分の 1 が明治時代の旧国道の開削により削平を受けていることが判明しました。

政庁は、正殿や脇殿等により「コ」の字形に配置され、政庁をもつ遺跡として古代国家最北の例となっています (22)。また、I～VI 期の 6 時期 (細分して 7 期) の変遷が把握され、各期の年代は、出土土器および整地層の特徴から、I 期が創建 (733) 以降、II 期は天平宝字年間以降、III 期が 8 世紀末・9 世紀初頭以降、IV 期は天長 7 年 (830) 以降、V 期は元慶の乱 (878) 以降、VI 期は 10 世紀第 1 四半期後半以降、と位置づけられました (図 2-15・16、表 2-6)。また、政庁の区画施設は、I 期は瓦葺き築地塀、

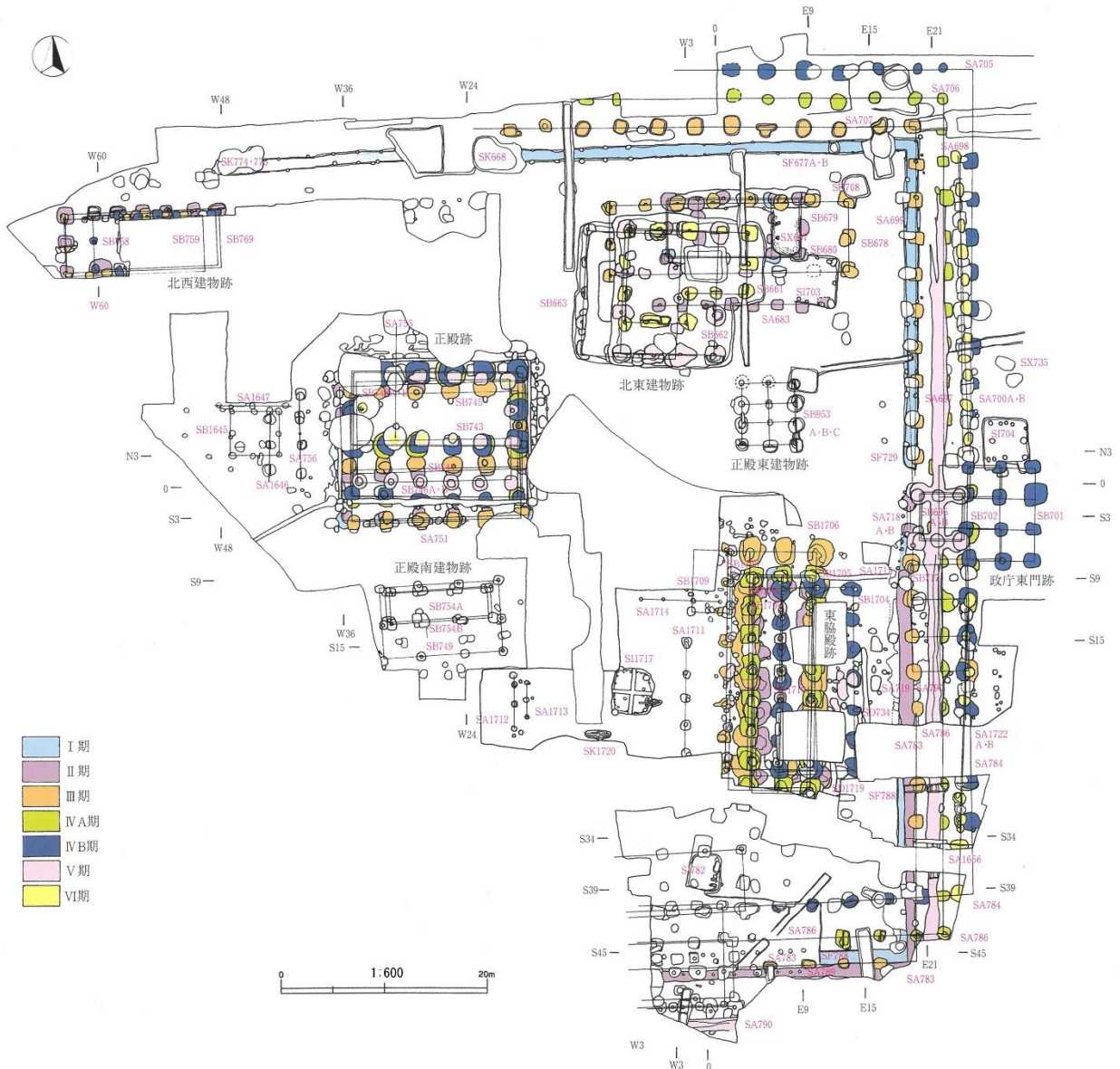


図 2-15 政庁遺構図

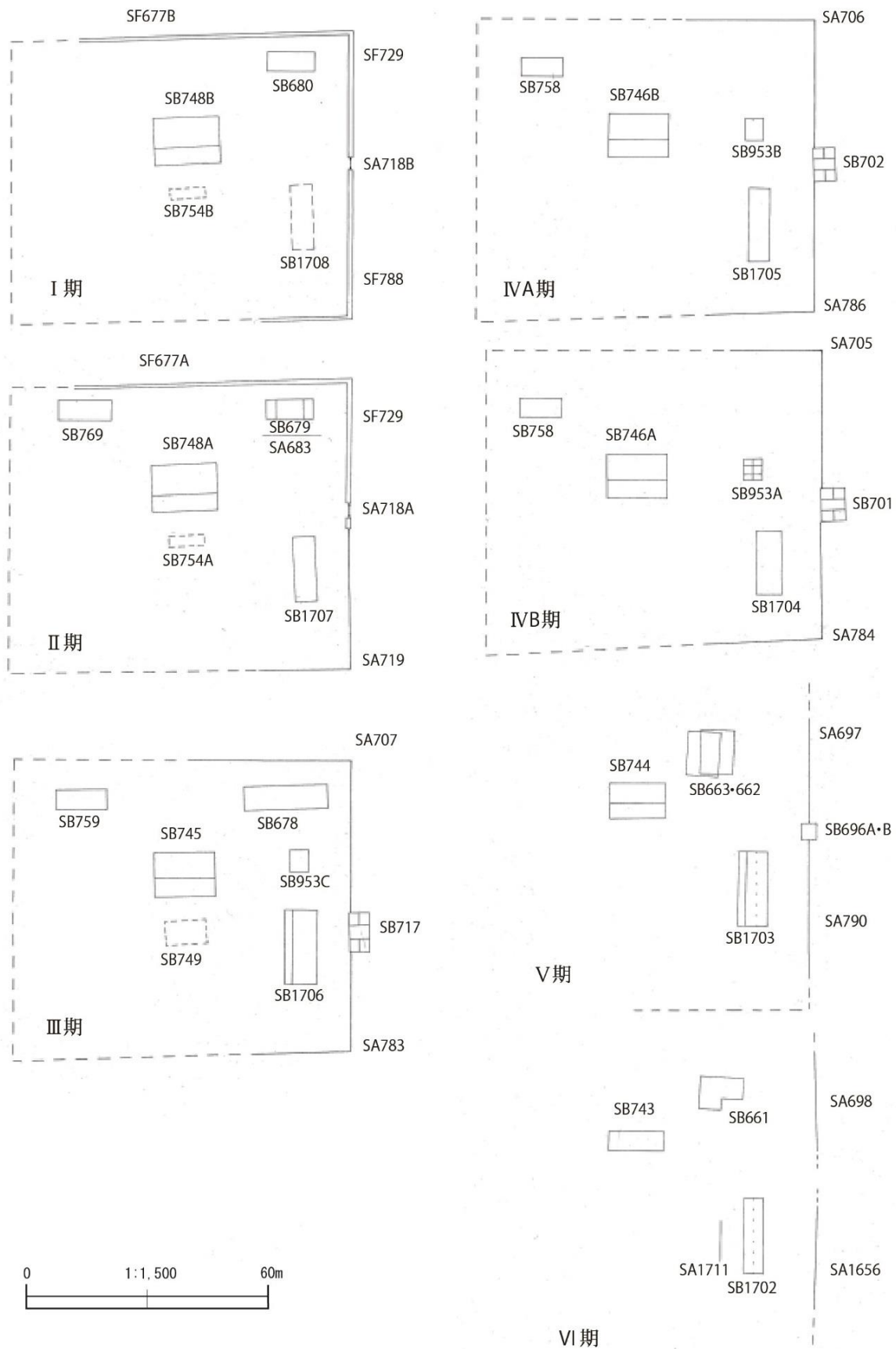


図2-16 政庁変遷図

表2-6 政庁変遷表

遺構期	I期	II期	III期	IVA期	IVB期	V期	VI期
正殿	SB748B 5間×3間 南庇付き	SB748A 5間×3間 南庇付き	SB745 5間×2間 南庇付き	SB746B 5間×2間 南庇付き	SB746A 5間×2間 南庇付き	SB744 5間×2間 南庇付き	SB743 5間×2間 南庇付き？
東脇殿	SB1708 2間×6間	SB1707 2間×6間	SB1076 2間×7間 西庇付き	SB1705 2間×7間	SB1704 2間×6間	SB1703 2間×7間 西庇付き	SB1702 2間×7間
北東建物	SB680 2間×5間	SB679 2間×5間	SB678 2間×7間			SB663 SB662 2間×3間	SB661 2間×3間 東2間張出
北西建物		SB769 2間×6間	SB759 2間×7間	SB758 2間×6間			
正殿東建物			SB953C 2間×3間	SB953B 2間×3間	SB953A 2間×3間		
正殿西建物				SB1645 2間×2間			
正殿南建物	SB754B 1間×3間	SB754A 1間×3間	SB749 2間×3間				
政庁東門	SA718B 棟門	SA718A 棟門	SB717 2間×3間 八脚門	SB702 2間×3間 八脚門	SB701 2間×3間 八脚門	SB696A・B 2間×1間 四脚門	
政庁区画施設	SF677B SF729 SF788 築地塀 (瓦葺き)	SF677A SF729 築地塀 (非瓦葺き) SA719 材木列塀 (東辺南半・ 南辺)	SA707 SA783 一本柱列塀	SA706 SA786 一本柱列塀	SA705 SA784 一本柱列塀	SA697 SA790 材木列塀	SA698 SA1656 一本柱列塀
					SA700AB SA1772AB		
整地地業 遺構の 特徴等	I期造営に伴う 創建時の整地	建物焼失か	III期造営に伴う 整地 各建物柱掘り 方埋土に焼土 炭化物混入		建物柱痕跡に 焼土炭化物や 焼け壁材混入 建物炭化柱材 遺存 建物焼失	2小期となる 可能性あり	後生の削平多 く遺構不明確 礎石式建物 東脇殿炭化柱 材遺存 建物焼失
時期	天平5年(733) ～8C後半前葉	8C後半前葉～ 8C末・9C初	8C末・9C初～ 9C前半	9C第2四半期 ～	9C第3四半期 ～元慶2年 (878)	元慶2年(878) ～	10C第1四半期 後半～ 10C中葉
備考	秋田「出羽 柵」創建期	天平宝字年間 「秋田城」改 修期	第III期全体改 修期 外郭区画施設 も大改修	天長7年(830) 大地震後復興 期か	元慶の乱で焼 失	元慶の乱 (878)後復興 期	政庁最終末期

II期は北半が非瓦葺き築地塀で、南半が材木列塀、III～IV期は一本柱列塀、V期は材木列塀、VI期は一本柱列塀と変遷します。政庁の建物は、基本的には掘立柱建物ですが、VI期のみ礎石式です。IV期の柱痕跡には焼土や炭化材が多量に混入しており、元慶の乱による焼失と推定されます。柱痕跡の焼土には、スサ入り粘土で表面が白色粘土で上塗りされた白壁も発見されており、当時の壁構造が判明しています。

区画施設の構造は、奈良時代の築地塀から、平安時代にはIII期の一本柱列塀、V期の材木列塀へと変遷します。政庁I期の区画施設は、全周が瓦葺き築地塀で、外郭区画施設と同様に壮麗な外観であったと考えられます(㊸)。変遷上の画期は、築地塀から一本柱列塀に転換する8世紀末・9世紀初頭のIII期以降と考えられ、外郭区画施設



写真2-15 天平の井戸（SE406 井戸跡）  
（25次調査）



写真2-16 第1号木簡  
（SE406 井戸跡出土、25次調査）

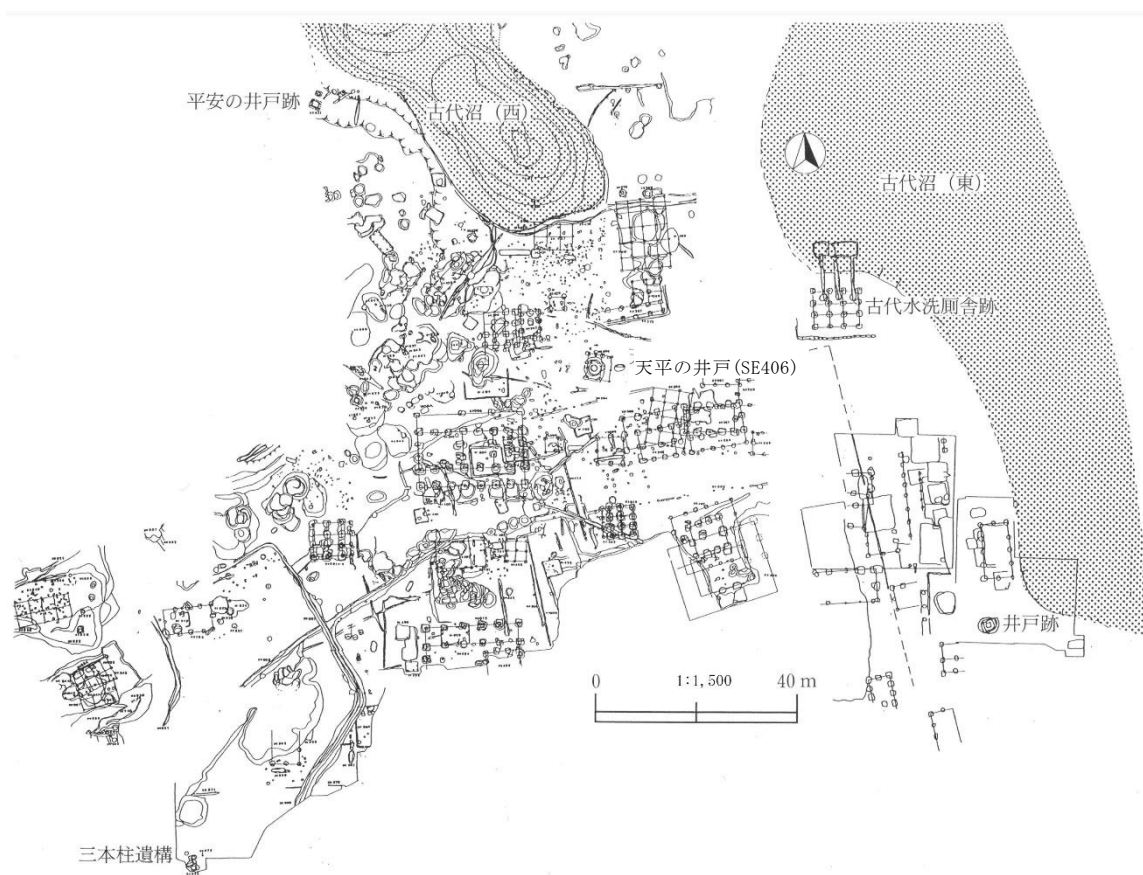


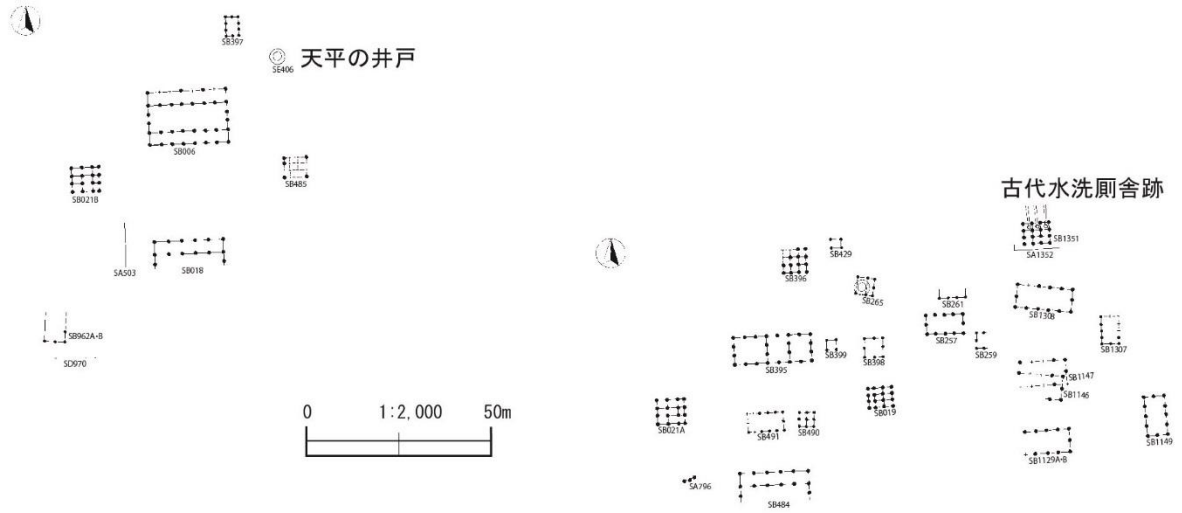
図2-17 鶺ノ木地区南半遺構全体図（秋田市 2001）

の画期と同様です。政庁の築地塀は、基底部の幅が約1.2m、現存高約60cmで、外郭の築地塀より小規模です。

こうした政庁の6期の変遷は、各地区の遺構変遷を理解していく上での基準となっています。

### エ 鶺ノ木地区の調査

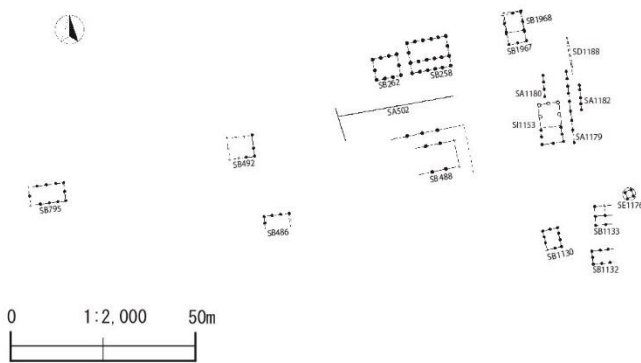
昭和51年度（18次）～平成9年度（69次）に実施された断続的な調査と平成19年度（91次）に補足的な調査が行われ、同年度に総括報告書が刊行されています。（秋田市教育委員会 2008a）



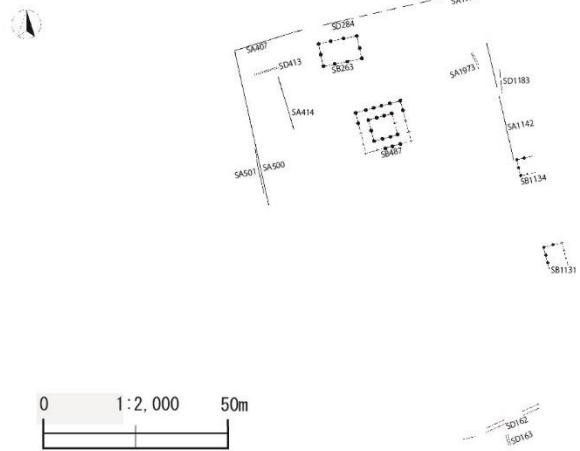
鶴ノ木地区中央建物Ⅰ期遺構配置図



鶴ノ木地区中央建物Ⅱ期遺構配置図



鶴ノ木地区中央建物Ⅲ期遺構配置図



鶴ノ木地区中央建物Ⅳ期遺構配置図

図2-18 鶴ノ木地区中央建物群変遷図

国営調査で「四天王寺跡」とされていた地区であり、18次調査から着手し、69次までで、主要遺構を検出しています。なかでも25次調査のSE406井戸では、「天平六年□月」の釘書きのある第1号木簡が出土し、天平5年の出羽柵遷置の考古学的根拠となりました（写真2-15・16）。また、39次調査では、SG463沼地跡（通称：古代沼）が検出され、多量の祭祀遺物が出土しています。さらに、63次調査では全国的に類例のない古代水洗厠舎が検出されました。

鶉ノ木地区では大規模な掘立柱建物群が計画的に配置されており、古代の遺構の変遷はⅠ～Ⅳ期に整理されます（秋田市教育委員会2008a）。Ⅰ・Ⅱ期の奈良時代では大型掘立柱建物群の配置は「観世音寺式伽藍配置」を採用していた可能性が高く、Ⅲ・Ⅳ期の平安時代は、四面庇建物と、それを方形に取り囲む柵列という配置に大きく変わりますが（図2-17・18）、いずれも秋田城の付属寺院であると考えられます（④）。なお、地区の南半部は大きく土地の削平を受けていることが判明しています。

SG463沼地跡（通称：古代沼）からは、斎串・刺串・人形・馬形・人面墨書土器・呪符木簡などの祭祀に関わる遺物が集中して出土し、「祓い」の祭祀具類を水に流す「流し」の場所（祓所）として使用されたことが分かりました（写真2-17）。「祓い」は、いわゆる律令的祭祀として、都城をはじめとする全国の官衙などで斉一的に実施されたと推定されており、

最北の古代城柵である秋田城でも行われていたことが明らかになりました（⑤）。出土した土器の年代から、9世紀前半から中頃のこととみられ、出羽国内への律令祭祀の拡大時期と一致しています。

8世紀後半のⅡ期に伴う古代水洗厠舎は全国でも類例のない遺構で、最北の古代城柵である秋田城にこのような施設が設置されたことは、秋田城の特質に迫るものです

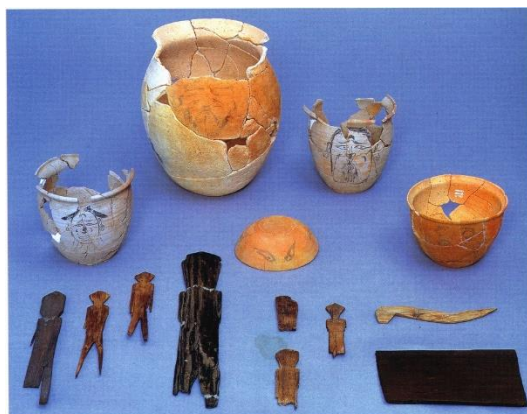


写真2-17 古代沼（SG463沼地跡）出土祭祀遺物（39次・62次調査）



写真2-18 古代水洗厠舎跡検出状況（63次調査）

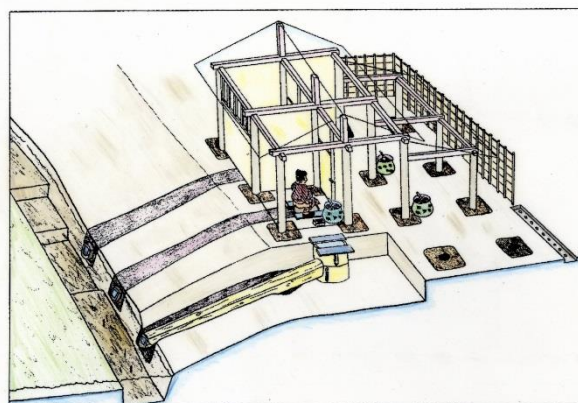


図2-19 古代水洗厠舎復元図



（写真2-18、図2-19）。沈殿槽堆積土の寄生虫分析から、ブタ食により寄生する有鉤条虫卵が含まれていることが分かりました（写真2-19）。ブタを常食とする食習慣は当時の日本にはなく、ブタの飼育が盛んな中国大陸などに見られる食習慣であることや、有鉤条虫卵が、中国大陸や朝鮮半島からの来航者に対する迎賓館施設である福岡市の鴻臚館の便所遺構からも検出されていることなどから、ブタ食習慣のある大陸からの外来者の使用が指摘されています。一方で文献史料からは、8～9世紀にかけて中国大陸東北部の渤海国との外交交流の記録がみられ、8世紀代には6回も日本海側の出羽国域に到着していることが知られています。有鉤条虫卵とこうした渤海使の出羽国への来着の文献史料を総合して考えると、古代水洗厠舎は、秋田城が渤海国および大陸に対する外交施設としての機能を果たしていた可能性を示すと考えられます(26)。また、水洗厠舎が設置されていたⅡ期には、厠舎の南側で掘立柱建物が複数棟検出されており、客館としての機能が推定されます。

#### オ 大畑地区の調査

平成5年度(60次)から現在まで調査が行われています。

史跡公園としての整備要望の高まりを受け、昭和61年度に整備基本計画(秋田市教育委員会1987b)が策定されました。史跡として遺存度の高い鶴ノ木地区・政庁・焼山地区の東西一体化の整備方針が掲げられ、この方針に伴い政庁-鶴ノ木地区間の大畑地区の発掘調査が行われました。

その結果、城内東大路が検出され、84次・107次では政庁と同様に6期の変遷があり、道路幅は奈良時代が約12m、平安時代は約9mの規格であったことが確認されました(写真2-20、27)。

また、城内東大路周辺では、鍛冶工房と考えられる竪穴建物等が検出され(写真2-21)、生産施設の広がり確認できました。非鉄製小札甲(写真2-22)等の武器武具類が出土しています(28)。生産施設

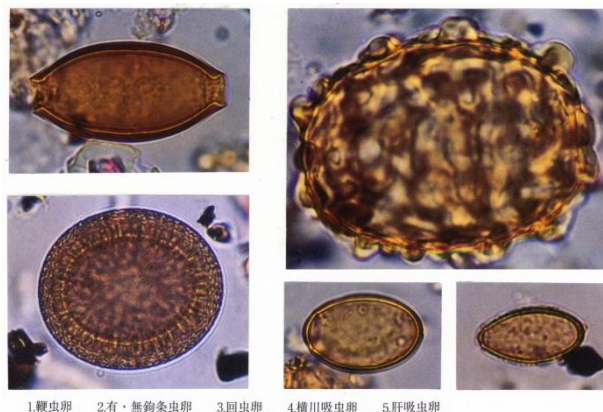


写真2-19 沈殿槽堆積土寄生虫卵  
(左下：有・無鉤条虫卵)

が指摘されています。一方で文献史料からは、8～9世紀にかけて中国大陸東北部の渤海国との外交交流の記録がみられ、8世紀代には6回も日本海側の出羽国域に到着していることが知られています。有鉤条虫卵とこうした渤海使の出羽国への来着の文献史料を総合して考えると、古代水洗厠舎は、秋田城が渤海国および大陸に対する外交施設としての機能を果たしていた可能性を示すと考えられます(26)。また、水洗厠舎が設置されていたⅡ期には、厠舎の南側で掘立柱建物が複数棟検出されており、客館としての機能が推定されます。



写真2-20 城内東大路道路遺構  
(107次調査)



写真2-21 鍛冶工房跡  
(SI593A・B竪穴建物跡)(33次調査)

の拡大は、8世紀末・9世紀初頭から9世紀第3四半期がピークとなります。城内に生産施設が一定のまとまりをもち、継続的に工房が営まれる事例は、9世紀中頃から10世紀初頭の払田柵跡を除けば、東北の古代城柵ではほとんどみられないため、こうした9世紀代に充実する生産施設は最北の古代城柵である秋田城の特徴と考えられます(29)。

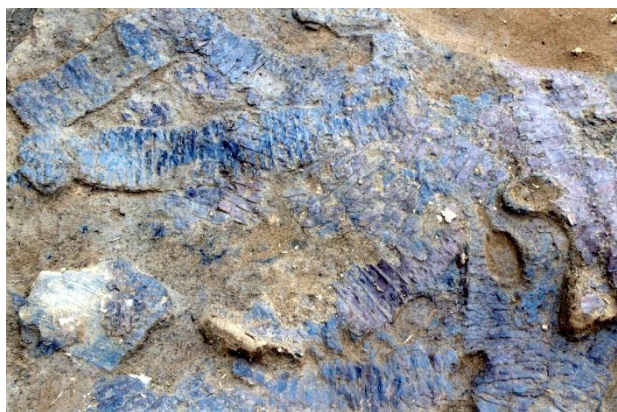


写真2-22 非鉄製小札甲（72次調査）

なお、大畑地区については、城内東大路周辺の調査にとどまるため、生産域の広がりやその実態については、さらなる調査が必要です。

### カ 焼山地区の調査

平成4年度（59次）～令和4年度（117次）まで断続的に調査が行われ、令和5年度に総括報告書が刊行されています（秋田市教育委員会 2024a）。

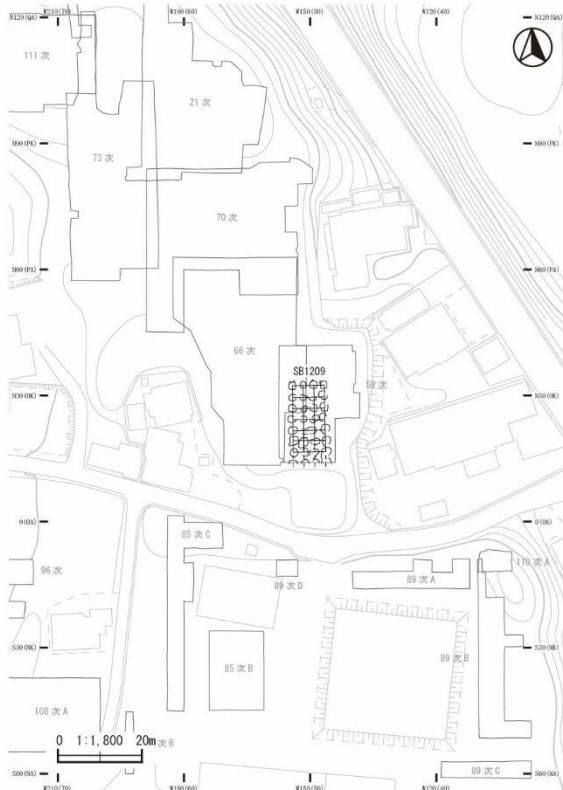
21次や59次調査等で、焼山地区中央部において規則的に配置された大型の掘立柱建物群が確認されました。また、85次・96次調査等で、焼山地区南西部には材木堀により一辺60mの方形に区画される城内区画施設が確認されています。

中央部の掘立柱建物群は、A～D類に分類され、創建期段階のA類（総柱建物）、8世紀後半段階のB類（側柱建物、規則的配置）、8世紀末・9世紀初頭以降のC類（総柱建物、規則的配置）への変遷が考えられます（図2-20）。総柱建物であるA類・C類の建物の特徴から、一連の掘立柱建物群は倉庫としての機能が推定されています。建物群の範囲は、南北で約120mに広がり、城内の施設としては、政庁を上回る最大の規模で、他の古代城柵官衙遺跡と比較しても最大級の施設となっています。いずれも物資保管管理のための倉庫群と推測され、最北の古代城柵として北方の蝦夷との朝貢・饗給の場としての機能が重視され、蝦夷への饗給物資の集積と貯蔵管理が大規模に行われていたことを示す可能性があります(30)。倉庫群は、旧雄物川からの物資搬入に適した尾根上にある外郭西門の内側にあり、物資運搬・集積する上で合理的な位置に配置されていると考えられます。

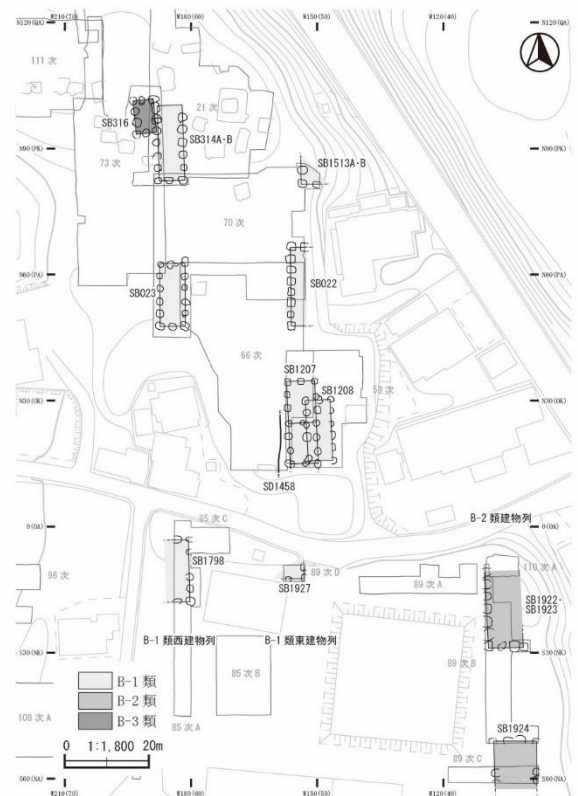
また、焼山地区では、外郭西門から延びる城外西大路が発見されています。道路幅は奈良時代が約12m、平安時代が約9mで、大畑地区の城内東大路と同様の規格です。

焼山地区南西部の城内区画施設は、区画内に鉄製品や鍛冶関係遺物を伴う焼土遺構が配置されています。この遺構群から出土する鉄製品は、斧・馬具・鋤先・鎌など、生活用品になり得るもので、北方交易品になっていた可能性があります(31)。この城内区画施設は9世紀第2～4四半期に機能していました。

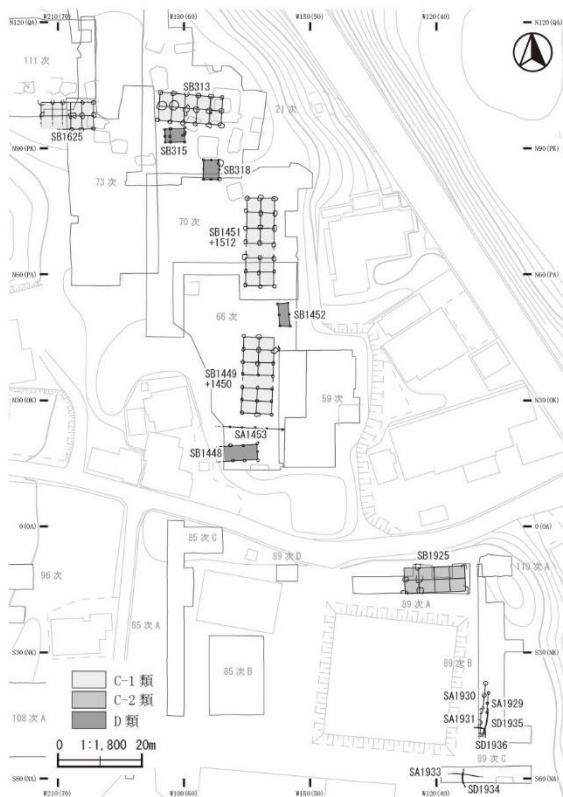
このように焼山地区には、北方交流・交易を支えていた可能性がある倉庫群や鉄生産施設等が集中し、秋田城の特徴を示す地区であると言えます。



焼山Ⅰ期中央部掘立柱建物A類（8世紀第2四半期）



焼山Ⅱ期中央部掘立柱建物B類  
（8世紀後半以降）



焼山Ⅲ期以降中央部掘立柱建物C・D類  
（9世紀以降）

図2-20 焼山地区中央部掘立柱建物変遷図

またこの他、焼山地区北西部では、16世紀後半の土塁・八脚門（92次B区等）、14・15世紀代の材木堀（106次）等が検出されています。こうした焼山地区の中世遺構は、隣接する後城遺跡とともに、14世紀末以降に秋田平野を治めた安東氏が拠点とした「秋田湊」の一部と考えられます（⑳）。

### キ 大小路地区の調査

昭和58年度（24次）から現在まで調査が行われています。

外郭南門へ続く城外南大路などの重要遺構に加え、方格地割りの可能性を持つ道路遺構の他、掘立柱建物や竪穴建物が発見されています。

平成24年度（97次）では、奈良時代は道路幅が12.6～13.2m、平安時代は12.2～12.5mの城外南大路が検出されています（図2-21）。また、93次調査では古代の東西方向道路となる空閑地と整地面を検出しており、大小路地区に直行する道路からなる方格地割りが存在する可能性があります。このような遺構の検出から、現在の土地の区画は、城外南大路の区割りを継承していると考えられます（㉑）。

当該地区は城の南正面であり、多賀城跡をはじめとする他の古代城柵官衙遺跡では、国司館などの重要施設が展開するエリアとなっていますが、未調査地が多く、実態把握が課題です。

### ク 出土文字資料

鶉ノ木地区における25次調査のSE406井戸（天平の井戸）、54次調査のSG1031土取り穴、大畑地区における72次調査のSK1555・SK1556土坑、SI1541竪穴建物などから、木簡や漆紙文書、墨書土器が多数出土しています。木簡は現在までに311点、漆紙文書は39点が報告されています。このような出土文字資料は、秋田城において文書行政が行われていたことを示すものです（㉒）。

9号漆紙文書は、表面が「計帳歴名」、裏面が「具注暦」です（図2-22）。計帳とは税を課すために国ごとに国府で毎年作成された人民の基本台帳等を記した帳簿で、この資料は紙の継目から「出羽国出羽郡」の天平6年（734）の計帳の断片であることがわかります。裏面は、具注暦という暦日の下に、日の吉凶・禍福などの注釈をつけたもので、断片から復元すると、天平宝字3年（759）の暦であることがわかります。したがって、天平6年（734）の計帳が24年間保管され、裏面に天平宝字3年（759）の具注暦が記された後に、漆の蓋紙に再利用したと考えられます。このほか、毎年国府で作成される大帳の草案と考えられる8号漆紙文書「出羽国大帳案様文書」、天平宝字3年（759）頃と考えられる出羽守の小野朝臣竹良、介の百濟王三忠の署名がある11号漆紙文書などがあります。このように国府で作成されたと考えられる文書が発見されることは、秋田城の性格ならびに秋田城と国府との関わりを考えていく上で重要です（㉓）。

軍事に関連する出土文字資料として（㉔）、武器武具類に関する出納管理の帳簿である26号漆紙文書「器仗帳様文書」（写真2-23）や、「百長」（写真2-24）や「軍穀所」、「鎮所」など軍事に関連した用語を記した墨書土器等が出土しています。

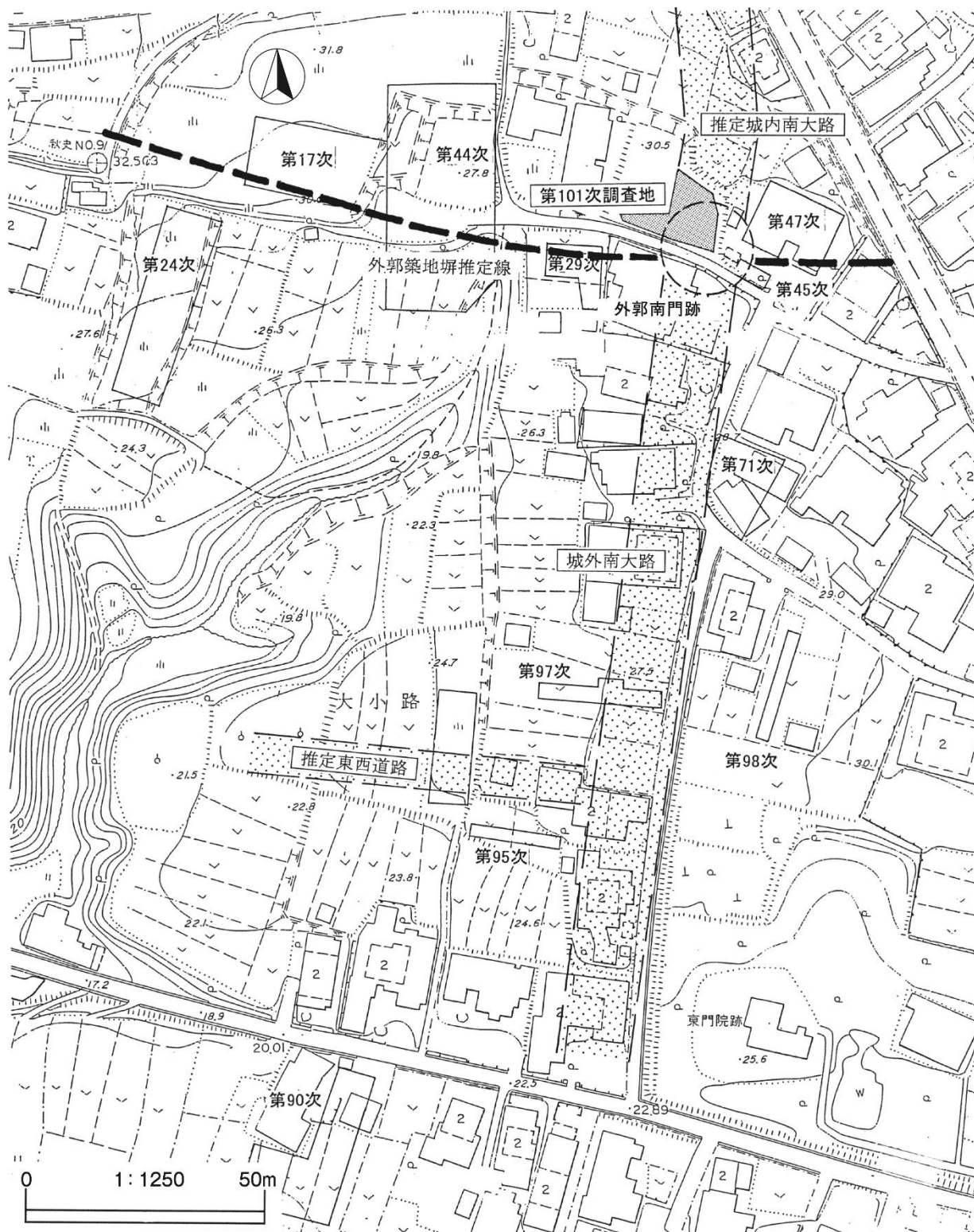


図 2-21 大小路地区（外郭南門と城外南大路の位置）

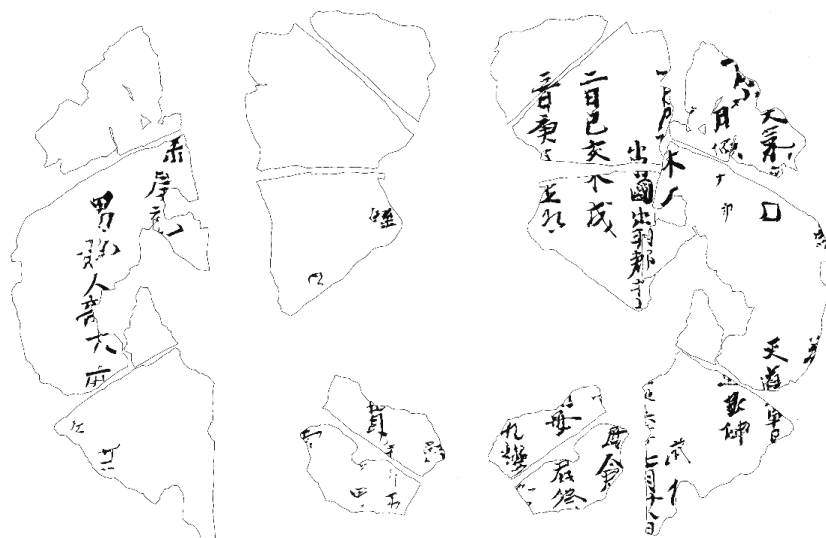


図2-22 9号漆紙文書 計帳歴名（表面・左）、具注曆（裏面・右）

71号木簡は「狄饗料」の記載がある木簡です(図2-23)。「狄」は北方地域に居住する人々を指す呼称で、「饗料」はその狄をもてなすための食料や禄物を支給する饗給のための物品であり、秋田城で蝦夷の饗給が行われていたことを示しています(37)。焼山地区に広がる倉庫群が北方交流による物資保管管理のために設置されたことを、間接的に裏付ける資料となっています。

この他、北陸や関東地方等各地域との関わりや交通を示す次のような出土文字資料があります(38)。

16号漆紙文書は、「死亡帳様文書」です(図2-24)。前年7月から当年6月までの死亡者の氏名・年齢・年齢区分呼称・死亡年月日を戸単位で列記した文書です。死亡者の氏姓に、「高志公」「江沼臣」があり、越後国や加賀国などを本拠とする集団の氏姓であると推定され、北陸地方から秋田に移住があったことがわかります。共伴する土器から、9世紀前半のものと考えられます。

また、「上野」(写真2-25)、「下野」、「上総」など関東地方の地名を記した木簡が出土しており、秋田城と各地域との関わりがわかります。

10号漆紙文書は、「竹田継口」という人が、現在の秋田県にかほ市象潟付近の「蚶形駅家」から、秋田城内にあったと考えられる「介御館」「務所」に宛てた「書状」



写真2-23 26号漆紙文書  
「器仗帳様文書」

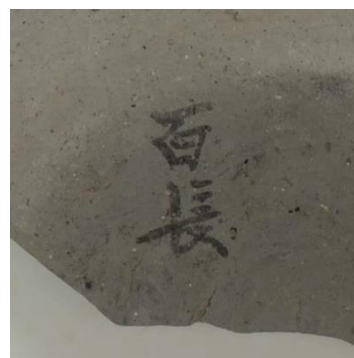


写真2-24 墨書土器  
「百長」

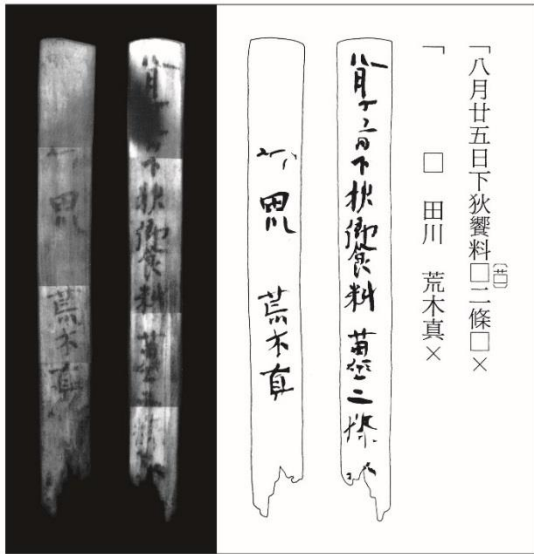


図2-23 71号木簡 「狄饗料」



図2-24 16号漆紙文書「死亡帳様文書」

です（写真2-26）。この漆紙文書は同じ層から出土した土器の年代から、8世紀中頃のものと考えられます。「蚌形駅家」は文献史料に記載はあるものの遺跡としては未発見ですが、こうした漆紙文書の存在から、天平5年（733）に秋田「出羽柵」が遷置されたと同時もしくは直後に、交通網が整備されたことがわかります。

以上のような出土文字資料は、「城柵」という言葉からイメージされる軍事拠点としての役割だけでなく、古代国家における秋田城の地域支配の拠点としての役割を具体的に明らかにすることができます。

#### ケ 文化と信仰における他地域との交流

史跡秋田城跡では文化と信仰において他地域との交流をみることができます。

上述のように史跡秋田城跡では、鶴ノ木地区の古代沼で律令祭祀が行われていたことが確認されており（写真2-17）、古代国家の都の文化が伝わっていました（39）。また、列点のある埴が8世紀後半の政庁の建物跡から出土しており（写真2-27）、これは奈良時代に流行していた盤上遊戯である「檮蒲（かりうち）」と考えられており、当時の都で流行していた文化が秋田城でほぼ同時期に伝わっていたと考えられます（40）。

その一方で、秋田城や周辺域で出土する土器の特徴から、北東北や北陸地方との交流があったことがうかがわれます（41）。7～8世紀代



写真2-25  
23号木簡  
「上野」



写真2-26 10号漆紙文書  
「書状」

に北東北および北海道で広く出土する頸部に複数の沈線が施される「多重沈線甕」は、史跡秋田城跡および周辺域からは、8世紀代のものが出土しています（写真2-28、④）。このような土器は北東北および北海道にもともと住んでいた人々が使用していた土器であると考えられおり、在地の人々との交流があったことがうかがわれます。その後、8世紀末・9世紀初頭以降は、北陸地方で用いられていた大型丸底長胴甕と小型平底甕が広く普及し（写真2-29）、秋田城および周辺域では北陸地方の人々との交流が活発になったと考えられます。

鶉ノ木地区の付属寺院は、8世紀末・9世紀初頭期のⅢ期以降は、奈良時代とは配置が大きく変化し、柵列に囲まれた四面庇建物となっています。この遺構は、天長7年（830）の地震の文献史料に記載される「四天王寺」であると考えられています（三上2019）。宝亀5年（774）の大宰府・大野城における四天王寺の建立および秋田城の四天王寺の建立を契機として、9世紀後半に、新羅との対外的緊張関係を背景に、とりわけ山陰・山陽道諸国で四天王法が広がったと考えられており、日本海側における四天王寺信仰に関する交流があったと考えられています（④）。

このように、秋田城は文化・信仰に関して、様々な地域との交流がみられます。

## コ 史跡秋田城跡全体の遺構変遷について

これまでの調査成果をまとめると、表2-7の遺構変遷表と図2-25の史跡秋田城跡基本構造位置関係図に集約されます。

史跡秋田城跡の外郭線は丘陵の高い部分を取り囲むように約2.2kmも巡り、地形の制約を受け平面形は不整な方形を呈しています。その中央に東西94m、南北77mに区画された政庁があり、外郭と政庁の二重構造を基本としています（④）。

遺構の変遷は基本的に政庁の6期区分が各地区で対応し、大きな画期としては、8世紀末・9世紀初頭と元慶の乱（878）が考えられます。

奈良時代の政庁Ⅰ・Ⅱ期は政庁および外郭の区画施設で築地塀を採用し、特にⅠ期の創建段階はともに瓦葺きの築地塀です。城外の鶉ノ木地区では、Ⅰ・Ⅱ期の付属寺院は観世音寺式伽藍配置である可能性が高く、Ⅱ期になると古代水洗厠舎・客館が付設されます。また、焼山地区では政庁Ⅱ期段階の8世紀後半頃から倉庫としての機能



写真2-27 列点のある埴  
（檜蒲）



写真2-28 多重沈線甕



写真2-29 赤褐色土器甕  
（大型丸底長胴甕と小型平底甕）



をもつと考えられる大型の掘立柱建物群が大規模に展開します。城内東大路と城外西大路の道路幅は約12mです（④⑤、図2-26・27）。

平安時代の8世紀末・9世紀初頭の政庁Ⅲ期以降になると、全域で大規模な改修がなされ、政庁は一本柱列塀、外郭は材木塀（柱列塀）に櫓状建物が付設され外観が大きく変貌します（図2-28）。また、8世紀末以降は大畑地区で、9世紀第2四半期以降は焼山地区南西部で、鍛冶関連等の生産施設が展開します。焼山地区では8世紀後半から引き続き倉庫と考えられる大型掘立柱建物が展開します。城外の鶴ノ木地区の付属寺院は、柵列に囲まれた四面庇建物に変化します（④⑥）。

その後、元慶の乱（878）後の政庁Ⅴ期の段階で、乱により焼失した建物等が建て替えられます（図2-29）。基本的な構造は前段階の政庁Ⅲ・Ⅳ期を踏襲しており、10世紀中葉頃まで続きます。

11世紀代以降は、神屋敷地区（勅使館）で異なる形態で存続している可能性がありますが、実態は不明な点が多く、その把握は今後の課題です。

### サ 発掘調査成果からみた秋田城の機能

外郭と政庁の基本構造、外郭区画施設の構造や政庁の建物配置などからは、官衙としての行政機能、対蝦夷の軍事機能、蝦夷との朝貢・饗給の機能など、古代国家が北方地域を運営するための城柵官衙としての基本的かつ複合的な機能が把握されます。木簡や漆紙文書などから、文書行政が行われていたこと、武器・武具類の出土などから、軍事機能を有していたことが把握できます。

遺構変遷からみると、奈良時代は外郭と政庁の区画施設が築地塀で、城内東大路・城外西大路が幅12mの広い道路であることなどから、外観・視覚的な面を重視した構造が考えられます。また、古代水洗厠舎や、8世紀後半から大規模に展開する焼山地区の倉庫群の存在から、北方地域等との交流機能を重視していたとみられます（④⑦）。北方地域とは秋田城より北に位置する現在の青森県・北海道以北であると考えられますが、近年の研究では、北海道から秋田市や男鹿市の窯で作られた須恵器が、8世紀後半から9世紀代に北海道各地の遺跡で出土していることが指摘されており、北海道と秋田（出羽国）との交流の実態が明らかになりつつあります（鈴木2016）。

一方、平安時代になると、外郭は材木塀となり、櫓が敷設され外観が大きく変わります。また、焼山地区南西部や大畑地区で鉄生産関連遺構が増加するなど、軍事・生産機能の強化がみられます（④⑧）。ただし、焼山地区では引き続き大規模倉庫群が展開し、重層門化した外郭西門が海側からのランドマークとなっており、引き続き北方交流の窓口としての機能を有していたと考えられます。

表2-7 史跡秋田城跡遺構変遷表

	733	750	760	800	830	850	878	900	950
政庁	I期		II期		III期	IV A期	IV B期	V期	VI期
政庁区画施設	築地堀		築地堀 材木列堀		一本柱列堀	一本柱列堀	一本柱列堀	材木列堀	一本柱列堀
外郭	I期		II期		III期 (小期あり) 柱列堀			IV期 (小期あり) 材木列堀	V期 大溝
外郭区画施設	瓦葺き築地堀		非瓦葺き築地堀						
大畑地区	I期		II期 生産施設		III期 生産施設整備 居住域住居数増加	IV期 生産施設充実		V期 官衙建物	
焼山地区	I期 A類建物 A類建物倉庫		II期 B類建物 B類建物倉庫群か?		III期 C類建物 C類建物倉庫群			D類建物?	
	南西部区画施設								
鶉ノ木地区	I期		II期		III期	IV期		V期	
外郭西門	I期		II期		III期	IV期		V期	VI期
時期	天平5年(733)～		8C後半前葉～		8C末・9C初～	9C第2 四半期～	9C第3四半 期～	元慶2年(878) ～	10C第2四半期 ～10C中葉
備考	秋田出羽柵創建期		天平宝字年間 「秋田城」 改修期		第III期全体 大改修期	天長7年 (830) 大地震後 復興期	元慶の乱で 焼失	元慶の乱 (878)後 復興期	最終末期

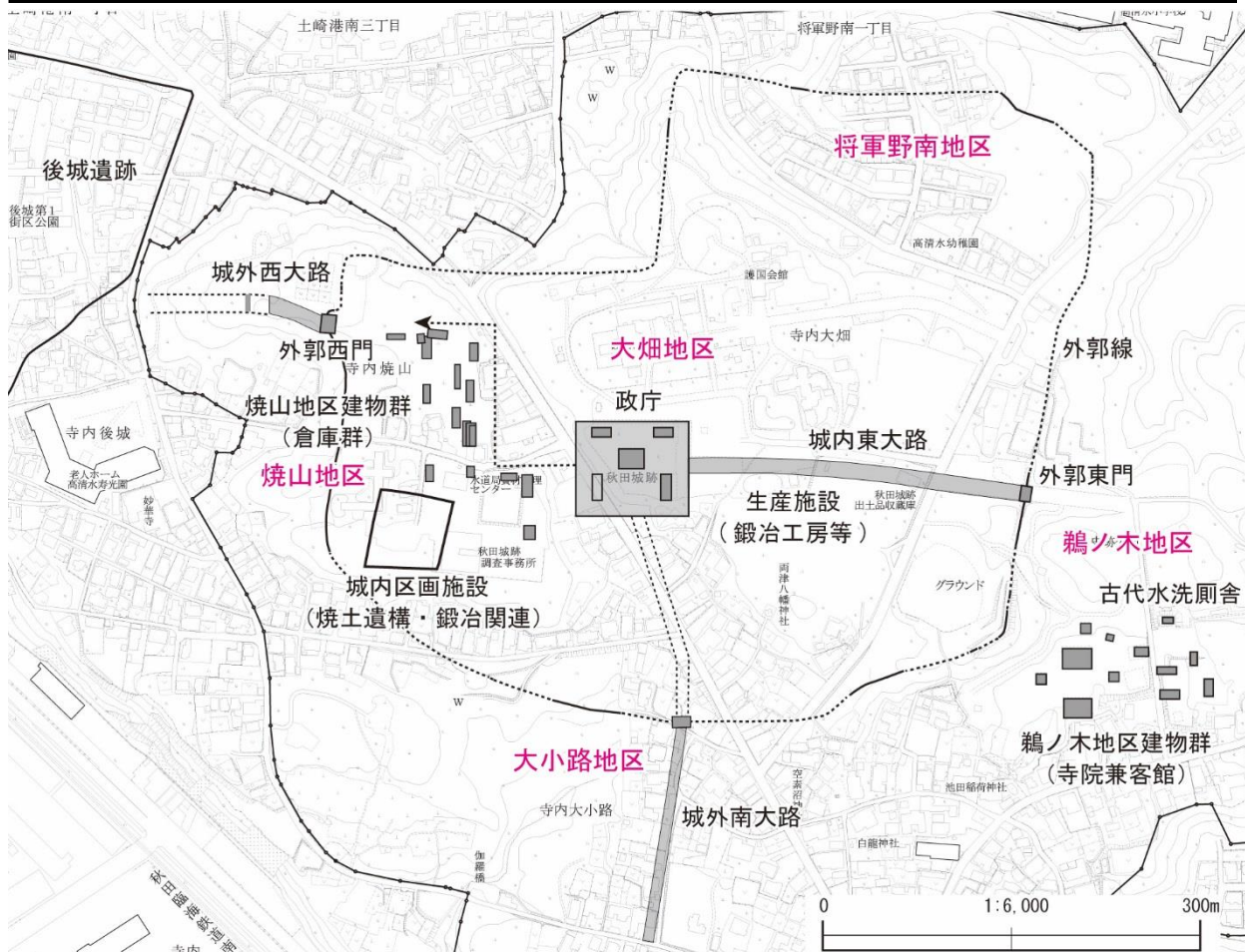


図2-25 史跡秋田城跡基本構造位置関係図



図2-26 政庁Ⅰ期段階 奈良時代、天平5年(733)～8世紀中頃



図2-27 政庁Ⅱ期段階 奈良時代、8世紀中頃～8世紀末・9世紀初頭



図2-28 政庁Ⅲ・Ⅳ期段階 平安時代、8世紀末・9世紀初頭～元慶2年(878)



図2-29 政庁Ⅴ期段階 平安時代、元慶2年(878)～10世紀中葉

## 第3章 史跡の本質的価値

### 第1節 史跡の本質的価値

2章で記述した史跡秋田城跡の特徴から、本質的価値は以下の3点に整理できます。なお、各特徴と2章での記載との対応関係については、2章で付した丸付き番号で示しています。

#### 1 最北の古代城柵官衙遺跡

「遺跡としての史跡秋田城跡の特徴」です。

- ・古代国家が設置した城柵官衙の中で最北に位置します。(2章②・③・⑨)
- ・外郭区画施設、政庁のコの字形配置および付属寺院など、古代国家が北方地域を営営するための城柵官衙として基本的な形態を保持していました。また、城柵の基本的機能である地域支配や軍事の拠点であることを示す遺構や遺物、出土文字資料が発見されています。(2章⑮・⑰・⑳・㉒・㉔・㉖・㉘・㉚・㉜・㉞・㉠・㉡・㉣・㉤・㉥・㉦・㉧・㉨・㉩・㉪・㉫・㉬・㉭・㉮・㉯・㉰・㉱・㉲・㉳・㉴・㉵・㉶・㉷・㉸・㉹・㉺・㉻・㉼・㉽・㉾・㊀・㊁・㊂・㊃・㊄・㊅・㊆・㊇・㊈・㊉・㊊・㊋・㊌・㊍・㊎・㊏・㊐・㊑・㊒・㊓・㊔・㊕・㊖・㊗・㊘・㊙・㊚・㊛・㊜・㊝・㊞・㊟・㊠・㊡・㊢・㊣・㊤・㊦・㊧・㊨・㊩・㊪・㊫・㊬・㊭・㊮・㊯・㊰・㊱・㊲・㊳・㊴・㊵・㊶・㊷・㊸・㊹・㊺・㊻・㊼・㊽・㊾・㊿)
- ・各地域との関わりや交通、交流を示す遺構や遺物、出土文字資料が発見されるなど、古代交流の結節点となっていました。(2章⑳・㉡・㉢・㉣・㉤・㉥・㉦・㉧・㉨・㉩・㉪・㉫・㉬・㉭・㉮・㉯・㉰・㉱・㉲・㉳・㉴・㉵・㉶・㉷・㉸・㉹・㉺・㉻・㉼・㉽・㉾・㊀・㊁・㊂・㊃・㊄・㊅・㊆・㊇・㊈・㊉・㊊・㊋・㊌・㊍・㊎・㊏・㊐・㊑・㊒・㊓・㊔・㊕・㊖・㊗・㊘・㊙・㊚・㊛・㊜・㊝・㊞・㊟・㊠・㊡・㊢・㊣・㊤・㊦・㊧・㊨・㊩・㊪・㊫・㊬・㊭・㊮・㊯・㊰・㊱・㊲・㊳・㊴・㊵・㊶・㊷・㊸・㊹・㊺・㊻・㊼・㊽・㊾・㊿)
- ・基本的な古代城柵の機能に加え、鍛冶工房等を政庁付近の中心部に設置するなど、他の城柵とは異なる特徴がみられます。(2章㉡・㉢)
- ・古くから六国史に記載されている秋田城の位置について研究がなされ、発掘調査成果により、城柵のイメージを軍事的な性格が強いものから、行政機能を有する古代官衙へと認識を変える契機となり、古代史研究に貢献しました。(2章⑩・⑭・⑯・⑳・㉡・㉢・㉣・㉤・㉥・㉦・㉧・㉨・㉩・㉪・㉫・㉬・㉭・㉮・㉯・㉰・㉱・㉲・㉳・㉴・㉵・㉶・㉷・㉸・㉹・㉺・㉻・㉼・㉽・㉾・㊀・㊁・㊂・㊃・㊄・㊅・㊆・㊇・㊈・㊉・㊊・㊋・㊌・㊍・㊎・㊏・㊐・㊑・㊒・㊓・㊔・㊕・㊖・㊗・㊘・㊙・㊚・㊛・㊜・㊝・㊞・㊟・㊠・㊡・㊢・㊣・㊤・㊦・㊧・㊨・㊩・㊪・㊫・㊬・㊭・㊮・㊯・㊰・㊱・㊲・㊳・㊴・㊵・㊶・㊷・㊸・㊹・㊺・㊻・㊼・㊽・㊾・㊿)

#### 2 北方交流の窓口

「広域的にみた史跡秋田城跡の特徴」です。また、秋田城に特徴的な機能・役割であったと考えられます。

- ・古代国家の最前線として、北方交流を担ったことがうかがわれる遺構や遺物、出土文字資料が発見されています。(2章㉡・㉢・㉣)
- ・古代水洗厠舎跡の発見から、渤海国および大陸に対する外交施設としての機能が示唆されています。(2章㉡)
- ・焼山地区から大規模な倉庫群が発見されていることから、北方の蝦夷との朝貢・饗給物資の集約と貯蔵管理が行われていた可能性があります。(2章㉡)
- ・発掘調査により、奈良時代の創建期は外郭と政庁の区画施設が瓦葺きの築地塀であることが明らかとなり、外観や視覚的効果を重視した城柵であったと考えられます。(2章⑯・㉡・㉣)
- ・日本海を間近に望む旧雄物川河口部に位置し、海上交通を利用する上で適した立地

であり、また、外郭西門は海から見えるランドマークであったと考えられます。(2章①・⑦・⑧・⑫・⑬・⑳・㉔)

- ・旧雄物川河口部に向いた史跡北西部は緩やかな斜面となっており、旧雄物川へのアクセスが容易であり、河川・海上交通に適しています。(2章⑧)
- ・秋田城の河川・海上交通の要所としての機能は、中世・近世の旧雄物川河口部の湊へ引き継がれ、現在の「秋田」の原点となりました。(2章①・②・③・④・⑤・⑥・㉓)

### 3 地上からも古代遺構が確認できる史跡

「文化財としての史跡秋田城跡の特徴」です。

- ・鶉ノ木地区や焼山地区等で、外郭区画施設が埋没した土塁状の高まりが地表面で観察され、発掘調査で保存状態の良い築地塀が検出されています。(2章⑪・⑱・⑲)
- ・神屋敷地区(勅使館)で11世紀以降と考えられる土塁や空濠が、現在も地表面で確認できます。(2章⑪)
- ・大小路地区の土地の区画は城内南大路を基準とした区割りを継承しています。(2章⑳)
- ・地上からも古代遺構が観察できたため、早くから研究が進みました。(2章⑪)

## 第2節 史跡秋田城跡の構成要素

### 1 構成要素の分類

史跡秋田城跡を構成する要素として、「Ⅰ 本質的価値を構成する要素」と「Ⅱ 本質的価値を構成する要素以外の要素」の大きく2つに分類します。また、このほか、「Ⅲ 指定地の周辺地域を構成する要素」をとりあげます(表3-1)。

「Ⅰ 本質的価値を構成する要素」は、「A 本質的価値を構成する要素が地上に表出するとともに、地下に埋蔵されているもの」、「B 本質的価値を構成する要素が主として地下に埋蔵されているもの」の2つに細分されます。

「Ⅱ 本質的価値を構成する要素以外の要素」は、「C 史跡の歴史的重層性を示す要素」、「D 史跡の保護に有効な要素(本質的価値に貢献する要素)」、「E 史跡の保護に有効でない要素」の3つに細分されます。このうち、「C 史跡の歴史的重層性を示す要素」は、古代城柵としての秋田城の年代に前後する先史時代や中世・近世等の遺構・遺物・石造物などが含まれます。「D 史跡の保護に有効な要素」は、史跡の保存活用を目的として環境整備事業等によって設置した施設です。

「Ⅲ 指定地の周辺地域を構成する要素」は、「F 史跡の本質的価値に貢献する周辺地域の要素」、「G 史跡の歴史的重層性を示す周辺地域の要素」、「H 史跡の本質的価値と関係のない周辺地域の要素」の3つに細分されます。「F 史跡の本質的価値に貢献する周辺地域の要素」は、史跡秋田城跡の指定地以外で、同時代の遺跡や関連する伝承、景観や旧地形が含まれます。「G 史跡の歴史的重層性を示す周辺地域の要

表3-1 史跡秋田城跡の構成要素の分類

大区分		小区分		備考	
史跡を構成する要素	I	本質的価値を構成する要素	A	本質的価値を構成する要素が地上に表出するとともに、地下に埋蔵されているもの	地上部に表出しており、発掘調査により本質的価値の年代であると判断されたもの
			B	本質的価値を構成する要素が主として地下に埋蔵されているもの	発掘調査により検出され、本質的価値の年代であると判断されたもの
	II	本質的価値を構成する要素以外の要素 (時間の経過の中で自然的・人為的に付加された要素)	C	史跡の歴史的重層性を示す要素	本質的価値の遺跡年代の前後に営まれた別の種類の遺跡の履歴を示すもの
			D	史跡の保護に有効な要素 (本質的価値に貢献する要素)	本質的価値を示す要素の保護に好影響を及ぼすもの又は一体をなすもの (史跡の保存・活用を目的として、整備等によって付加された諸施設等を含む。)
			E	史跡の保護に有効でない要素	本質的価値の低下を招いているもので、将来的に移転・除却等を検討すべきもの
	III	指定地の周辺地域を構成する要素	F	史跡の本質的価値に貢献する周辺地域の要素	指定地と一体となった良好な保全が望ましい区域において、史跡に影響を及ぼすもの (関連する文化遺産等)
G			史跡の歴史的重層性を示す周辺地域の要素	周辺地域において、本質的価値の遺跡年代の前後に営まれた別の種類の遺跡の履歴を示すもの	
H			史跡の本質的価値と関係のない周辺地域の要素	現代的要素	

素」は、古代城柵としての秋田城の年代に前後する先史時代・中世・近世等の遺跡や文化遺産が含まれます。

以上のような体系に基づき、史跡秋田城跡の構成要素を整理したものが表3-2、指定地の周辺地域を構成する要素の一覧は、表3-3となります。

## 2 構成要素の配置と地区別の特徴

史跡秋田城跡の構成要素について、「I 本質的価値を構成する要素」と「II 本質的価値を構成する要素以外の要素」の詳細について、地区別にまとめたものが表3-4～11です。こうした地区別の構成要素から、各地区の特徴をまとめると次のようになります。

### (1) 大畑地区 (表3-4)

高清水丘陵の中で最も標高の高い地点で、部分的に外郭区画施設部分が土手状の高まりで観察されます。

最も標高の高い部分に政庁の遺構があり、ほかに城内東大路、生産関連施設が発見されています。

発掘調査に基づき、政庁・城内東大路の復元施設が整備されています。また、旧国道により政庁域と焼山地区に分断されていましたが、連絡橋により欠失した政庁の範

表3-2 史跡秋田城跡の構成要素

大区分		小区分	要素	概要	
史跡を構成する要素	I 本質的価値を構成する要素	A 本質的価値を構成する要素が地上に表出するとともに、地下に埋蔵されているもの	自然地形	旧雄物川河口部に隣接する高清水丘陵	
			遺構	築地堀等の外郭区画部分の土手状の高まり（大畑・鶴ノ木・焼山・將軍野・高野地区）、城外南大路部分の土地の区画（大小路地区）、土塁・空濠（神屋敷地区）	
		B 本質的価値を構成する要素が、主として地下に埋蔵されているもの	遺構	古代（奈良・平安時代）の建物、築地堀・材木堀の区画施設、竪穴建物、井戸、道路遺構、土取り穴、古代便所遺構、鉄生産関連遺構、その他古代の遺構	
			遺物	古代（奈良・平安時代）の須恵器、土師器、赤褐色土器、緑釉・灰釉陶器、白磁、瓦、埴、鉄製品、土製品、木簡、漆紙文書、その他古代の遺物	
	II 本質的価値を構成する要素以外の要素	C 史跡の歴史的重層性を示す要素	遺構	弥生時代の土坑・土器埋設遺構等、中世の掘立柱建物・井戸・土塁・材木堀・火葬墓等（鶴ノ木・焼山地区）、近世の火葬墓、集石遺構（焼山地区）、その他先史時代・中世・近世の遺構	
			遺物	縄文時代の土器・石器、弥生時代の土器・石器、中世の珠洲系中世陶器・瀬戸美濃系陶器・貿易陶磁器、近世の陶磁器、その他先史時代・中世・近世の遺物	
			古道	羽州街道	
			石造物	五輪塔、小町塚、筆塚、明治天皇・大正天皇御休所碑、「史跡秋田城址」石柱、石碑、祠等	
			指定文化財	旭のさし木（市指定）、菅江真澄墓（県指定）	
			歴史遺産	神社、高清水霊泉、古井戸	
			植生	ナラガシワ・ウマノスズクサ（鶴ノ木地区）	
		D 史跡の保護に有効な要素（本質的価値に貢献する要素）	保存活用施設等	復元施設	政庁復元遺構、政庁区画施設（築地堀）、城内東大路、外郭東門、外郭区画施設（築地堀）、土取り穴、古代沼、井戸、鶴ノ木地区復元建物、古代水洗厠舎、史跡公園連絡橋（政庁西門・政庁西辺築地堀、旧地形復元）等
				修景施設	野芝張芝、高木（クロマツ、ケヤキ等）、低木（ドウダンツツジ、サツキ等）
				休養施設	ベンチ、縁台、藤棚
便益施設	公衆トイレ、水飲み場				
管理施設	史跡案内サイン、遺構説明板、管理運営施設				
E 史跡の保護に有効でない要素	現代要素	ガイダンス施設	秋田城跡歴史資料館		
		現代要素	一般住宅、道路、その他建築物・工作物、ハリエンジュ（ニセアカシア）群落		



表 3-3 史跡秋田城跡の周辺地域を構成する要素

大区分	小区分	要素	概要	
Ⅲ 指定地の 周辺地域を 構成する 要素	F 史跡の本質的価値に貢献する周辺地域の要素	自然的要素	景観	高清水丘陵上から見える日本海・男鹿半島・鳥海山・太平山などの景観
			旧地形	旧雄物川（現・秋田運河）
		歴史的要素	周知の埋蔵文化財包蔵地	後城遺跡（奈良・平安）、高野遺跡（奈良・平安）、秋田城跡周辺須恵器窯（手形山窯跡、右馬之丞窯跡、谷地Ⅱ遺跡、大沢窯跡Ⅰ、大沢窯跡Ⅱ、小林窯跡、古城廻窯跡）
			地名・伝承	旭長者・夕日長者
	G 史跡の歴史的層性を示す周辺地域の要素	歴史的要素	周知の埋蔵文化財包蔵地	後城遺跡（中世）、神屋敷遺跡（古墳疑定地）、児桜貝塚（縄文）、寺内焼窯跡（近世）、土崎湊御蔵跡（近世）、穀丁遺跡（中世）、雲祥院宝篋院塔（中世）、根笹山遺跡（古墳）
			日本遺産	「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」
H 史跡の本質的価値と関係のない周辺地域の要素	現代的要素		史跡指定地外の一般住宅等の市街地、道路	

囲を表示しながら両者を結んでいます。

北側から現在の秋田港を望むことができ、江戸時代の北前船の寄港地の目印であった五輪塔等の歴史遺産があります。

## (2) 鶉ノ木地区（表 3-5）

独立した小丘陵で、沼地跡が2箇所（古代沼・雨池）あり湧水がみられます。部分的に外郭区画施設部分が土手状の高まりで確認できます。

計画的に配置された掘立柱建物群が発見されており、付属寺院と考えられます。また、沼地のほとりに古代水洗厠舎が発見されています。また、中世遺構も確認されています。

発掘調査に基づき、付属寺院の掘立柱建物や外郭東門と築地塀、古代水洗厠舎等の遺構が復元整備されています。

自然環境として、ナラガシワやウマノスズクサなどの希少植物、古代沼や雨池などの池沼があります。

## (3) 焼山地区（表 3-6）

大畑地区の政庁域に次ぐ標高の高い地点で、日本海に向けて延びる舌状台地であり、西側に緩斜面が続き、旧雄物川へのアクセスが容易な立地です。部分的に外郭区画施設部分が土手状の高まりで確認できます。

地区中央部には計画的に配置された掘立柱建物群が発見され、倉庫群であると考えられます。地区内で最も標高が高い部分に外郭西門が存在し、海側からのランドマークになっていたと考えられます。南西部には1辺60m四方の区画施設で囲まれた内側

に鉄生産関連遺構群が配置されています。北西部では中世の八脚門、土塁、材木堀等が発見されています。

かつて焼山浄水場があり遺構が確認されなかった部分に、ガイダンス施設と管理運営施設である秋田城跡歴史資料館が整備されています。また、大畑地区の政庁と焼山地区をつなぐ連絡橋から延びる園路が整備されています。

#### (4) 大小路地区 (表3-7)

政庁に向かって徐々に標高が高くなる緩斜面です。隣接する神屋敷地区(勅使館)を流れる寺内沢川から旧雄物川へ通じます。城外南大路部分は現在の土地の区割りに残されています。

外郭区画施設と外郭南門が発見され、そこから南側に延びる城外南大路が発見されています。

地区南西側に、かつて伽羅木でできていたという伝承をもつ「伽羅橋(香炉木橋)」があります。また、南西部の丘陵部に菅江真澄墓(県指定史跡)、地区内に羽州街道が通っていました。

#### (5) 将軍野南地区 (表3-8)

大畑地区と沢状の地形で隔たれた独立した小丘陵で、外郭区画施設部分が土手状の高まりで確認できます。

発掘調査により外郭区画施設が発見されています。

かつて「幣切山」と呼ばれ、坂上田村麻呂の伝承が残っています。

#### (6) 高野地区 (表3-9)

空素沼と周囲の比較的平坦な地形で構成され、外郭区画施設部分が土手状の高まりで確認できます。発掘調査の履歴は少ないですが、竪穴建物等が発見されています。

小町塚等の石碑や空素沼神社など、空素沼周辺に歴史遺産が分布し、自然環境が豊かに残されています。

#### (7) 児桜地区 (表3-10)

独立した小丘陵です。発掘調査の履歴がほとんどなく古代の利用状況は不明ですが、古代に起源をもつ古四王神社が所在します。

#### (8) 神屋敷地区 (表3-11)

東西に長い独立した小丘陵で、北側に流れる寺内沢川から旧雄物川へのアクセスが容易な地形です。土塁や空濠を地表から確認することができます。

発掘調査の結果、土塁は11世紀以降であると考えられます。

神屋敷地区は、秋田城との関連があると考えられる「勅使館」という地名が残ります。また、羽州街道が通り、筆塚や市指定天然記念物の旭のさし木、高清水霊泉、石龍神社などの歴史遺産があります。また、寺内沢川と旧雄物川の合流点には、「船着き場」という地名が残っています。「船着き場」から寺内沢川を上り、城外南大路があった大小路地区に入ることができます。

### 第3節 史跡秋田城跡の本質的価値に準ずる要素

第1節でみた史跡秋田城跡の本質的価値の他、これに準ずる要素として下記の2点があげられます。こうした要素も史跡の活用や整備などで活かします。

#### 1 中世以降の歴史遺産等

史跡秋田城跡の指定地内では、中世以降の歴史遺産等があります。

発掘調査により鶴ノ木地区で中世前期の遺構群、焼山地区で中世後期の遺構群が発見されています。また、古代城柵としての機能が衰退した古代末期以降において、神屋敷地区（勅使館）が利用されていた可能性が考えられています。

また、近世以降は、羽州街道が通るなど交通の要衝となっており、石造物などの文化財が様々みられます。

こうした中世以降の歴史遺産は、史跡秋田城跡の本質的価値に準ずる要素の一つです。

#### 2 豊かな自然環境

史跡秋田城跡の指定地内は、都市近郊にありながら豊かな自然環境が保全されています。

史跡指定地は、起伏に富んだ地形、小河川、空素沼などの池沼、高清水霊泉をはじめとする湧水、ナラガシワ・ウマノスズクサなどの希少植物等がみられます。

こうした豊かな自然環境は、史跡秋田城跡の本質的価値に準ずる要素の一つです。

表3-4 史跡秋田城跡の構成要素の地区別詳細(大畑地区)

大区分	小区分	要素		概要	
I 本質的価値を構成する要素	A 本質的価値を構成する要素が地上に表出するとともに、地下に埋蔵されているもの	自然地形		高清水丘陵の中で最も標高が高い地点が政庁にあたる	
		遺構		築地塀等の外郭区画部分の土手状の高まり	
	B 本質的価値を構成する要素が、主として地下に埋蔵されているもの	遺構	外郭	外郭区画施設	築地塀、櫓状建物
				道路遺構	城内東大路
			政庁	政庁区画施設	築地塀(政庁Ⅰ・Ⅱ期)、一本柱列塀(政庁Ⅲ・Ⅳ・Ⅵ期)、材木列塀(政庁Ⅴ期)
				政庁東門	棟門(政庁Ⅰ・Ⅱ期)、八脚門2間×3間(政庁Ⅲ・Ⅳ期)、四脚門2間×1間(政庁Ⅴ期)
				政庁正殿	掘立柱建物(政庁Ⅰ～Ⅴ期)、礎石建物(政庁Ⅵ期)
				政庁東脇殿	掘立柱建物(政庁Ⅰ～Ⅴ期)、礎石建物(政庁Ⅵ期)
				北東建物、北西建物、東建物、西建物、南建物	掘立柱建物
				生産関連施設	竪穴建物群、竪穴状鍛冶工房、掘立柱建物
その他古代の遺構					
遺物		須恵器、土師器、赤褐色土器、緑釉陶器、灰釉陶器、瓦、硯、漆紙文書、鉄製品、非鉄製小札甲、その他古代の遺物			
II 本質的価値を構成する要素以外の要素	C 史跡の歴史的重層性を示す要素	遺物	縄文・弥生時代	土器・石器、その他先史時代の遺物	
		古道		羽州街道	
		石造物		五輪塔、明治天皇・大正天皇御休所碑、伊藤永之介の歌碑	
		歴史遺産		護国神社、両津八幡神社	
	D 史跡の保護に有効な要素(本質的価値に貢献する要素)	政庁復元整備	復元施設	立体復元展示	政庁東門(棟門、切妻造、本瓦葺、掘立柱形式、桁行2.55m、柱径360mm棟高約4.0m)／政庁築地塀(版築、本瓦葺、基底幅1.2m、棟高約2.6m、延長60.0m)
				平面遺構表示	建物3棟(正殿、東脇殿、北東建物平面表示)／築地塀(植栽)
			保存活用施設等	模型展示	政庁Ⅰ期(1/20)：Ⅱ、Ⅲ期(1/50)
				管理施設	遺構説明板2基、車止め2基、照明灯15基、防護柵
		修景施設		野芝張芝	
		城内東大路復元整備	復元施設	復元展示	城内東大路(樹脂系舗装、幅12.0m、延長約190m)
				便益施設	公衆トイレ1棟、水飲み場1箇所
			保存活用施設等	管理施設	遺構説明板2基、転落防止柵、資料館連絡用階段1箇所、史跡公園連絡用階段1箇所、公衆トイレ東側多目的広場1箇所、資料館側多目的広場1箇所
				復元施設	遺構表示
		連絡橋	復元施設	地形復元	通路部分の高さにより旧地形を復元
				保存活用施設等	管理施設
			修景施設	野芝張芝	

表3-5 史跡秋田城跡の構成要素の地区別詳細(鶉ノ木地区)

大区分	小区分	要素		概要		
I 本質的価値を構成する要素	A 本質的価値を構成する要素が地上に表出するとともに、地下に埋蔵されているもの	自然地形		独立した小丘陵、沼地を中心とした湧水(古代沼・雨池)		
		遺構		築地塀等の外郭区画部分の土手状の高まり		
	B 本質的価値を構成する要素が、主として地下に埋蔵されているもの	遺構	外郭	外郭区画施設	築地塀(外郭Ⅰ・Ⅱ期)、材木塀(外郭Ⅲ・Ⅳ期)、大溝(外郭Ⅴ期)	
				櫓状建物	1×2間掘立柱建物、外郭Ⅲ・Ⅳ期に付随	
				外郭東門	三間一戸の八脚門形式、外郭Ⅲ・Ⅳ期	
				土取り穴	築地塀構築用の粘土採取、外郭東門西側のSG1031からは漆紙文書・木簡とともに大量の土器・木製品が出土	
				道路遺構	城内東大路、城外東大路の道路側溝	
				城内側遺構	竪穴建物群、鍛冶工房、胞衣壺埋納遺構	
				掘立柱建物(寺院跡)	鶉ノ木Ⅰ・Ⅱ期：規則的配置の大規模建物 鶉ノ木Ⅲ・Ⅳ期：四面庇建物	
		遺物	城外付属施設(寺院等)	区画施設	柵列跡、鶉ノ木Ⅲ・Ⅳ期の四面庇建物を囲む	
				掘立柱建物(客館跡)	古代水洗厠舎南側の掘立柱建物群	
				古代水洗厠舎	総柱式掘立柱建物、便槽3、埋設木樋3、沈殿槽1、目隠し塀	
				沼地	祭祀遺構	
				三本柱遺構	幢竿支柱	
				井戸	SE406から「天平六年」銘の木簡出土	
				その他古代の遺構		
				須恵器、土師器、赤褐色土器、緑釉陶器、灰釉陶器、白磁、瓦、木簡、漆紙文書、鉄製品、木製品、胞衣壺、人面墨書土器、その他古代の遺物		
II 本質的価値を構成する要素以外の要素	C 史跡の歴史的重層性を示す要素	遺構	縄文・弥生時代	土坑、土器埋設遺構、その他先史時代の遺構		
			中世	南東・南西側に掘立柱建物、溝、井戸、その他中世の遺構		
		遺物	縄文・弥生時代	土器、石器、その他先史時代の遺物		
			中世	珠洲系中世陶器、陶磁器、その他中世の遺物		
	植生		ナラガシワ・ウマノスズクサ			
	D 史跡の保護に有効な要素(本質的価値に貢献する要素)	城外付属施設(寺院等)	復元施設	遺構露出展示	井戸覆屋(平安時代の井戸枠：湧水に水漬け)	
				遺構表示	建物等11棟/築地塀(植栽)/柱列等	
				復元展示	祭祀が行われた沼(水深10cm)/天平の井戸(井側、井筒、塼敷の井戸底)	
			保存活用施設等	休養施設	ベンチ31基、縁台3基、藤棚1棟	
				便益施設	公衆トイレ1棟、水飲み場1箇所	
管理施設				地区案内板1基、遺構説明板9基、車止め5基、遺構表示用石柱14基、誘導標8基、照明灯11基、園路・階段・木道設置		
外郭東門部分		復元施設	遺構表示	築地用土取穴		
			復元展示	外郭東門(八脚門、切妻造、本瓦葺、掘立柱形式、桁行3間×梁間2間、柱径420mm、棟高6.53m)/外郭築地塀(版築、本瓦葺、基底幅2.1m、棟高3.95m、延長45.0m)/城内外東大路(土系舗装、幅12.0m、延長約130m)		
		保存活用施設	便益施設	水飲み場1箇所		
			管理施設	総合案内板1基、車止め2基、遺構表示用石柱4基、防護柵		
		古代水洗厠舎部分	復元施設	立体復元	水洗厠舎(主屋：切妻造、流し板葺、桁行3間×梁間2間/廂：片流れ、流し板葺、桁行3間×梁間1間、柱径270・210mm、棟高4.25m) 水洗施設(木樋、便槽、沈殿槽等) 厠舎展示用須恵器甕、曲物柄杓	

表3-6 史跡秋田城跡の構成要素の地区別詳細(焼山地区)

大区分	小区分	要素		概要	
I 本質的価値を構成する要素	A 本質的価値を構成する要素が地上に表出するとともに、地下に埋蔵されているもの	自然地形		大畑地区の政庁に次ぐ標高の高い地点、日本海に向けて延びる舌状台地、西側にむけて緩やかな斜面が続き、旧雄物川にアクセスが容易な立地。	
		遺構		築地塀等の外郭区画部分の土手状の高まり	
	B 本質的価値を構成する要素が、主として地下に埋蔵されているもの	外郭	外郭区画施設	築地塀(外郭Ⅰ・Ⅱ期)、材木塀(外郭Ⅲ・Ⅳ期)、大溝(外郭Ⅴ期)	
			櫓状建物	1×2間掘立柱建物、外郭Ⅲ・Ⅳ期に付随	
			外郭西門	三間一戸の八脚門形式、政庁Ⅰ～Ⅵ期に対応	
			土取り穴	築地塀構築用の粘土採取	
		道路遺構	城内・城外西大路	奈良時代約12m、平安時代約9m	
		城内中央部	掘立柱建物	A～D類に分類。A～C類は倉庫としての機能が主体。A類：総柱式、B類：側柱式、C類：総柱式。同一地点での計画配置。奈良時代から9世紀代。	
		城内南西部	方形区画施設および鉄生産関連焼土遺構	一辺60mの方形区画内と鉄生産関連遺構群。9世紀第2四半期から10世紀第2四半期。	
	その他古代の遺構				
遺物		須恵器、土師器、赤褐色土器、緑釉陶器、灰釉陶器、瓦、硯、鉄製品、漆紙文書、その他古代の遺物			
II 本質的価値を構成する要素以外の要素	C 史跡の歴史的重層性を示す要素	遺構	弥生時代	土坑、土器埋設遺構、その他先史時代の遺構	
			中世	北西側に八脚門、土塁、材木塀、溝、その他中世の遺構	
			近世	土取り穴、墓、その他近世の遺構	
		遺物	縄文・弥生時代	土器、石器、その他先史時代の遺物	
			中世	珠洲系中世陶器、陶磁器、銭貨、その他中世の遺物	
			近世	陶磁器、瓦、その他近世の遺物	
	D 史跡の保護に有効な要素(本質的価値に貢献する要素)	歴史資料館部分	保存活用施設等	管理運営施設	RC造平屋建：床面積623㎡
				ガイダンス施設(歴史資料館)	RC造平屋建：床面積324㎡
			遺物収蔵施設	プレハブ4間×5間(66㎡)×2棟	
		連絡橋	管理施設	園路造成(3.2m×50m)、照明灯1基、電熱線融雪設備	

表3-7 史跡秋田城跡の構成要素の地区別詳細(大小路地区)

大区分	小区分	要素	概要	
I 本質的価値を構成する要素	A 本質的価値を構成する要素が地上に表出するとともに、地下に埋蔵されているもの	自然地形	政庁に向かって徐々に標高が高くなる緩斜面。隣接する神屋敷地区(勅使館)の寺内沢川から旧雄物川に至る。	
		遺構	城外南大路部分が土地の区割りに継承されている	
	B 本質的価値を構成する要素が、主として地下に埋蔵されているもの	遺構	外郭 外郭区画施設	築地塀(外郭Ⅰ・Ⅱ期)、材木塀(外郭Ⅲ・Ⅳ期)
			外郭 櫓状建物	1×2間掘立柱建物、外郭Ⅲ・Ⅳ期に付随
			外郭 外郭南門	三間一戸の八脚門形式、政庁Ⅰ～Ⅳ期に対応
		道路遺構	城内南大路・城外南大路	道路幅は奈良時代12.6～13.2m、平安時代12.2～12.5m以上。南北方向に直交する東西方向の方格地割り道路もあり。
		その他		竪穴建物・掘立柱建物
		その他古代の遺構		
	遺物		須恵器、土師器、赤褐色土器、灰釉陶器、白磁、瓦、その他古代の遺物	
	II 本質的価値を構成する要素以外の要素	C 史跡の歴史的重層性を示す要素	遺構	近世
遺物			近世	陶磁器、その他近世の遺物
古道				羽州街道
指定文化財				菅江真澄墓(県指定)
歴史遺産				伽羅橋(香炉木橋)、東門院跡、目洗い水(井戸)
D 史跡の保護に有効な要素(本質的価値に貢献する要素)		復元施設・保存活用施設等		—

表3-8 史跡秋田城跡の構成要素の地区別詳細(将軍野南地区)

大区分	小区分	要素	概要	
I 本質的価値を構成する要素	A 本質的価値を構成する要素が地上に表出するとともに、地下に埋蔵されているもの	自然地形	大畑地区と沢状地形で隔てられた独立した小丘陵	
		遺構	築地塀等の外郭区画部分の土手状の高まり	
	B 本質的価値を構成する要素が、主として地下に埋蔵されているもの	遺構	外郭 外郭区画施設	築地塀(外郭Ⅰ・Ⅱ期)、材木塀(外郭Ⅲ・Ⅳ期)
			外郭 櫓状建物	1×2間掘立柱建物、外郭Ⅲ・Ⅳ期に付随
		その他古代の遺構		
遺物		須恵器、土師器、赤褐色土器、瓦、その他古代の遺物		
II 本質的価値を構成する要素以外の要素	C 史跡の歴史的重層性を示す要素	地名	弊切山	
		歴史遺産	弊切山の碑	
	D 史跡の保護に有効な要素(本質的価値に貢献する要素)	復元施設・保存活用施設等		—

表3-9 史跡秋田城跡の構成要素の地区別詳細(高野地区)

大区分	小区分	要素		概要
I 本質的価値を構成する要素	A 本質的価値を構成する要素が地上に表出するとともに、地下に埋蔵されているもの	自然地形		空素沼と周囲の平坦な地形
		遺構		築地塀等の外郭区画部分の土手状の高まり
	B 本質的価値を構成する要素が、主として地下に埋蔵されているもの	遺構		竪穴建物、その他古代の遺構
		遺物		須恵器、土師器、赤褐色土器、その他古代の遺物
II 本質的価値を構成する要素以外の要素	C 史跡の歴史的重層性を示す要素	遺物	縄文時代	土器、石器、その他先史時代の遺物
		石造物		小町塚
		歴史遺産		空素沼神社
	D 史跡の保護に有効な要素(本質的価値に貢献する要素)	復元施設・保存活用施設等		—

表3-10 史跡秋田城跡の構成要素の地区別詳細(児桜地区)

大区分	小区分	要素		概要
I 本質的価値を構成する要素	A 本質的価値を構成する要素が地上に表出するとともに、地下に埋蔵されているもの	自然地形		独立した小丘陵
		遺構		—
	B 本質的価値を構成する要素が、主として地下に埋蔵されているもの	遺構		ピット、その他古代の遺構
		遺物		須恵器、赤褐色土器、その他古代の遺物
II 本質的価値を構成する要素以外の要素	C 史跡の歴史的重層性を示す要素	古道		羽州街道
		歴史遺産		古四王神社、田村神社
	D 史跡の保護に有効な要素(本質的価値に貢献する要素)	復元施設・保存活用施設等		—

表3-11 史跡秋田城跡の構成要素の地区別詳細(神屋敷地区)

大区分	小区分	要素			概要
I 本質的価値を構成する要素	A 本質的価値を構成する要素が地上に表出するとともに、地下に埋蔵されているもの	自然地形			東西に長い独立した小丘陵。寺内沢川から旧雄物川へのアクセスが容易な立地。
		遺構			土塁・空濠が地表面で観察できる
	B 本質的価値を構成する要素が、主として地下に埋蔵されているもの	遺構	区画施設	土塁	11世紀以降カ
			その他	竪穴建物、溝、その他古代の遺構	
遺物		須恵器、土師器、赤褐色土器、鉄製品、その他古代の遺物			
II 本質的価値を構成する要素以外の要素	C 史跡の歴史的重層性を示す要素	古道			羽州街道
		石造物			筆塚
		指定文化財			旭のさし木(市指定)
		地名			勅使館、船着き場
		歴史遺産			高清水霊泉、石龍神社
	D 史跡の保護に有効な要素(本質的価値に貢献する要素)	復元施設・保存活用施設等			—



## 第4章 現状・課題

### 第1節 保存管理

#### 1 現状

##### (1) 保存管理計画の策定および改訂

史跡秋田城跡は古代国家における東北日本海側の地域支配の拠点となったところであり、史跡指定もこのような観点から行われています。したがって、史跡秋田城跡は遺跡保存行為以外の土地利用を制限し、重要地区の公有化により保存を図ることが最良の方策ではあります。

しかし、史跡秋田城跡の位置する高清水の丘は古くから集落を形成し、旧寺内町の中心地として発展してきた場所で、史跡指定地内に約450軒の住宅があり、一定の地域住民が居住しています。また、寺内地域は秋田市の中心市街地（近世城下町）から北西4kmという立地の良さから、史跡の周辺地域に都市化・市街地化に伴う開発が急速に進展してきた経緯があります。現在、史跡秋田城跡は、その周囲を市街地に囲まれており、史跡指定地内にも住宅密集地を抱える、都市部に所在する大規模遺跡という保存管理上の特性をもった史跡です。

本市の人口増加時には、都市化の進展という社会環境に対応して、昭和40年7月に建築基準法による建築確認申請に伴う許可業務が県から市に移管になった際に、史跡の現状変更許可申請に伴う業務をこれに優先するよう位置づけてきました。昭和40年に現状変更の不許可が生じたことから、同41年度から土地の公有化を始め、同44年に第1次保存管理計画を策定し、同47年度に秋田市で秋田城跡発掘調査事務所を設置し継続的な発掘調査を行い、地下遺構の広がりや範囲を把握してきました。

都市における開発が益々複雑化するなか、地域住民の日常の生活活動から生じる現状変更等と史跡保存にともなう規制との調和を図ることを目的に、昭和52年度に保存管理基準と地区区分を明確に定めた「保存管理計画」を策定しました。また、発掘調査の進展により、遺構の保存状況と範囲の把握にあわせて、昭和61年度と平成25年度に改訂を行い、最新の発掘調査成果に基づいた保存管理基準と地区区分を明確にし、保護管理を行ってきました。

##### (2) 秋田市への現状変更許可事務の権限委譲

史跡名勝天然記念物の現状変更または保存に影響を及ぼす行為をするときは、文化財保護法第125条に基づき文化庁長官の許可が必要です。また、地方分権法の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等により、文化財保護法が改正されたことに伴い、文化財保護法施行令第5条第4項第1号に掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更または保存に影響を及ぼす行為の許可の事務については、都道府県または市の教育委員会が行うこととなっています。市の教育委員会が行う許可事務は、「文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからヲまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等

の許可の事務の処理基準」に定められています。このように、文化財保護法等の改正により秋田市で許可できる権限が拡大してきた経緯があります。

史跡秋田城跡は、上述のように都市部に所在する大規模遺跡という特性があるため、秋田市では、さらに保存管理計画に基づく現状変更許可申請の事務取り扱いに際し、文化財保護法施行令第5条第4項第1号㉠の規定による指定区域について、国より権限委譲を受け（平成13年4月3日文化庁告示第9号）、指定区域における現状変更許可申請先および許可権限者は秋田市教育委員会となっています（図4-1）。このようにして、秋田市は史跡の保存と地域住民の生活環境との調和を図るよう現状変更許可事務の円滑化に努めてきました。

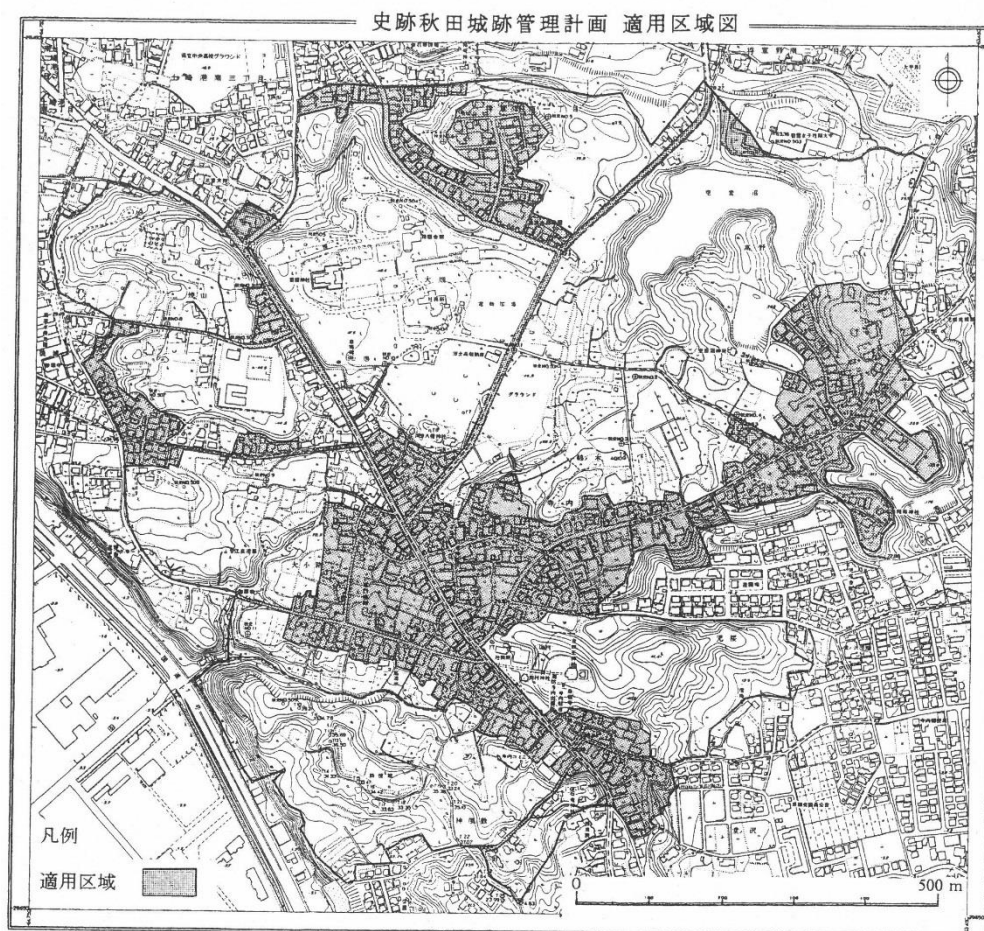


図4-1 文化財保護法施行令第5条第4項第1号㉠の規定による指定区域図

### (3) 保存目的の発掘調査事業

第2章で述べたように、昭和33年の將軍野南地区（幣切山）での宅地造成を契機に、重要遺構の範囲と広がり把握する目的で昭和34年から37年にかけて、国営調査が行われました。国営調査では、秋田城の「内柵」（後の政庁）とよばれる中心域や、鶉ノ木地区の建物群（四天王寺跡）や「内城」（後の外郭線）など、史跡指定範囲の中に重要な遺構がおおよそどの範囲に及ぶのかが判明しました。こうした国営調査は、それまで考古学的調査が行われてこなかった秋田城に対し、大きな調査成果であり、

どの部分を重点的に保護すべきかを判断する基準となる基礎資料を得ることができました。

しかし、昭和40年代に入ると、史跡指定地周辺に宅地開発が波及し、保存問題が深刻化し、保存管理計画の策定が急務となりました。また、国営調査以降、史跡内の現状変更に対し、事前発掘調査を実施する場合には、その都度外部の専門家を招く必要がありました。このような状況の中、保存管理計画策定に必要な史跡指定地の遺構の分布状況・変遷・重要度を明確にするため、昭和47年に秋田市は秋田城跡発掘調査事務所を設置し、継続的な発掘調査を開始しました。基本的には、史跡秋田城跡の外郭線の把握や大畑・鶉ノ木・焼山・大小路・将軍野南地区等の遺構密集地の実態解明を目的とし、5ヶ年計画を基本とした年次計画と、これを包括する60年におよぶ第I期長期計画に基づき、実施してきました(表4-1、表4-2～4)。これまで秋田市で行ってきた発掘調査成果については、第2章で詳しく述べましたが、政庁や外郭線、城門、鶉ノ木・焼山地区建物群など、重要遺構の正確な位置と、遺構が遺存している範囲が詳細に把握されました。こうした発掘調査による基礎資料に基づき、保存管理計画を昭和52年度に策定し、発掘調査の進展に応じて保存管理計画の管理基準と管理区分を昭和61年度、平成25年度に改訂し、最新の調査成果に基づき史跡の適切な保護に努めてきました。

表4-1 発掘調査第I期長期計画

延年数	年次計画	調査年度	調査年次	調査面積	調査 延面積	調査対象 面積	調査対象 延面積	備考
5年	第1次 5ヶ年計画	昭和47年 ～昭和51年	第5～20次	9,848	9,848	23,469	23,469	外郭・堅穴建物跡群
10年	第2次 5ヶ年計画	昭和52年 ～昭和56年	第21～34次	11,820	21,668	14,518	37,987	外郭・堅穴建物跡群・鶉ノ木地区
15年	第3次 5ヶ年計画	昭和57年 ～昭和61年	第35～46次	10,089	31,757	12,587	50,574	政庁・鶉ノ木地区
20年	第4次 5ヶ年計画	昭和62年 ～平成3年	第47～57次	9,273	41,030	9,397	59,971	外郭・政庁・東門・鶉ノ木地区
25年	第5次 5ヶ年計画	平成4年 ～平成8年	第58～68次	9,959	50,989	10,464	70,435	鶉ノ木東および北地区・焼山
30年	第6次 5ヶ年計画	平成9年 ～平成13年	第69～79次	6,724	57,713	7,358	77,793	大畑(旧高清水小跡地)・焼山・鶉ノ木地区
35年	第7次 5ヶ年計画	平成14年 ～平成18年	第80～90次	6,720	64,433	15,943	93,736	大畑(旧高清水小跡地)・焼山・鶉ノ木地区
40年	第8次 5ヶ年計画	平成19年 ～平成23年	第91～99次	3,437	67,870	6,617	100,353	焼山地区・大小路地区
45年	第9次 5ヶ年計画	平成24年 ～平成28年	第100～107次	3,175	71,045	7,789	108,142	焼山地区・大小路地区・大畑(収蔵庫・旧高中)地区・旧県自治研修所
50年	第10次 5ヶ年計画	平成29年 ～令和3年	第108～116次	2,570	73,615	3,494	111,636	焼山地区
55年	第11次 5ヶ年計画	令和4年 ～令和8年	第117～124次	2,300	75,915	13,984	125,620	焼山地区・児桜地区・大畑地区・大小路地区(外郭区画施設付近)
60年	第12次 5ヶ年計画	令和9年 ～令和13年	第124～127次	2,069	77,984	14,380	140,000	大畑地区(旧高小・グラウンド)

表4-2 発掘調査実績一覧(1)

5ヶ年計画	対象面積	年度	次数	調査地区	調査面積	対象面積	総事業費	国庫補助金	県費補助金	市費	面積累計 調査面積 (対象面積)	進捗率 (%) 調査面積 (対象面積)	
第1次	23,469	S47	5	神屋敷	530	847	5,056,243	2,500,000	1,250,000	1,306,243	1,635 (2,213)	1.2 (1.6)	
			6	高野	700	950							
			7	高野	330	341							
			8	大畑	75	75							
					計	1,635	2,213						
		S48	9	神屋敷	774	10,636	6,007,323	3,000,000	1,500,000	1,507,323	3,784 (14,769)	2.7 (10.5)	
			10	鶺ノ木	1,179	1,505							
			11	高野	196	415							
					計	2,149	12,556						
		S49	12	児桜	450	552	8,031,715	4,000,000	2,000,000	2,031,715	6,127 (18,529)	4.4 (13.2)	
			13	大小路	499	532							
			14	焼山	761	1,812							
			15	高野	633	864							
					計	2,343	3,760						
		S50	16	将軍野南	470	626	8,033,295	4,000,000	2,000,000	2,033,295	7,427 (19,985)	5.3 (14.3)	
			17	大小路	650	650							
			18	鶺ノ木	180	180							
					計	1,300	1,456						
		S51	18	鶺ノ木	1,692	1,692	11,047,105	5,500,000	2,750,000	2,797,105	9,848 (23,469)	7.0 (16.8)	
			19	焼山	491	946							
20A	焼山		76	396									
20B	鶺ノ木		162	450									
			計	2,421	3,484								
第2次	14,518	S52	21	焼山	900	2,432	11,061,703	5,500,000	2,750,000	2,811,703	12,394 (27,781)	8.9 (19.8)	
			22	鶺ノ木	1,296	1,694							
			23	将軍野南	350	186							
				計	2,546	4,312							
		S53	24	大小路	640	984	11,036,474	5,500,000	2,750,000	2,786,474	14,510 (30,241)	10.4 (21.6)	
			25	鶺ノ木	1,476	1,476							
					計	2,116	2,460						
		S54	26	鶺ノ木	1,683	1,683	13,056,073	6,500,000	3,250,000	3,306,073	16,400 (32,131)	11.7 (23.0)	
			27	大畑	207	207							
					計	1,890	1,890						
		S55	28	大畑	1,008	1,041	13,014,527	6,500,000	3,250,000	3,264,527	19,343 (35,184)	13.8 (25.1)	
			29	大小路	53	130							
			30	鶺ノ木	1,780	1,780							
			31	大畑	102	102							
					計	2,943	3,053						
		S56	32	大畑	299	299	15,028,232	7,500,000	3,750,000	3,778,232	21,668 (37,987)	15.5 (27.1)	
			33	大畑	1,162	1,640							
			34	鶺ノ木	864	864							
					計	2,325	2,803						
		第3次	12,587	S57	35	鶺ノ木	972	972	12,016,958	6,000,000	3,000,000	3,016,958	23,546 (39,888)
36	大畑				906	929							
	計				1,878	1,901							
S58	37			鶺ノ木	517	2,046	12,001,989	6,000,000	3,000,000	3,001,989	25,641 (43,512)	18.3 (31.1)	
	38			大畑	1,578	1,578							
					計	2,095	3,624						
S59	39			鶺ノ木	607	685	13,021,685	6,500,000	3,250,000	3,271,685	27,528 (46,345)	19.7 (33.1)	
	40			大畑	1,280	2,148							
					計	1,887	2,833						
S60	41			大畑	440	440	13,004,352	6,500,000	3,250,000	3,254,352	29,966 (48,783)	21.4 (34.8)	
	42			鶺ノ木	1,728	1,728							
	43			将軍野南	270	270							
					計	2,438	2,438						
S61	44			大小路	1,269	1,269	14,001,545	7,000,000	3,500,000	3,501,545	31,757 (50,574)	22.7 (36.1)	
	45			大小路	18	18							
	46			鶺ノ木	504	504							
			計	1,791	1,791								

表4-3 発掘調査実績一覧(2)

5ヶ年計画	対象面積	年度	回数	調査地区	調査面積	対象面積	総事業費	国庫補助金	県費補助金	市費	面積累計 調査面積 (対象面積)	進捗率 (%) 調査面積 (対象面積)
第4次	9,395	S62	47	大小路	104	118	14,001,387	7,000,000	3,500,000	3,501,387	33,864 (52,695)	24.2 (37.6)
			48	鶺ノ木	966	966						
			49	大畑	470	470						
			50	鶺ノ木	567	567						
				計	2,107	2,121						
		S63	51	鶺ノ木	792	792	14,000,161	7,000,000	3,500,000	3,500,161	35,770 (54,601)	25.6 (39.0)
			52	焼山	1,044	1,044						
			53	大小路	70	70						
			計	1,906	1,906							
		H元	54	鶺ノ木(西部)	1,273	1,273	14,009,101	7,000,000	3,500,000	3,509,101	37,043 (55,874)	26.5 (39.9)
			計	1,273	1,273							
		H2	54	鶺ノ木(西部)	1,115	1,115	14,000,721	7,000,000	3,500,000	3,500,721	38,970 (57,909)	27.8 (41.4)
			55	大畑	812	920						
			計	1,927	2,035							
		H3	56	鶺ノ木(西部)	760	760	14,000,717	7,000,000	3,500,000	3,500,717	41,030 (59,969)	29.3 (42.8)
57	鶺ノ木		1,300	1,300								
	計		2,060	2,060								
第5次	10,464	H4	58	鶺ノ木	1,340	1,340	15,002,535	7,500,000	3,750,000	3,752,535	42,832 (61,771)	30.6 (44.1)
			59	焼山	462	462						
				計	1,802	1,802						
		H5	60	鶺ノ木(西部)	1,513	1,513	15,003,629	7,500,000	3,750,000	3,753,629	44,852 (63,791)	32.0 (45.6)
			61	鶺ノ木	507	507						
				計	2,020	2,020						
		H6	62	鶺ノ木	1,700	2,559	15,001,522	7,500,000	3,750,000	3,751,522	47,002 (66,800)	33.6 (47.7)
			63	鶺ノ木	450	450						
				計	2,150	3,009						
		H7	63	鶺ノ木	480	480	16,002,534	8,000,000	4,000,000	4,002,534	48,798 (68,742)	34.9 (49.1)
			64	鶺ノ木(西部)	786	932						
			65	大畑	530	530						
			計	1,796	1,942							
		H8	66	焼山	1,132	1,132	16,002,853	8,000,000	4,000,000	4,002,853	50,989 (70,933)	36.4 (50.7)
			67	鶺ノ木	672	672						
68	大小路		387	387								
	計		2,191	2,191								
第6次	7,358	H9	69	鶺ノ木	664	664	16,006,812	8,000,000	4,000,000	4,006,812	53,039 (72,983)	37.9 (52.1)
			70	焼山	1,121	1,121						
			71	大小路	265	265						
				計	2,050	2,050						
		H10	72	大畑	1,300	1,300	17,503,954	8,750,000	4,375,000	4,378,954	54,389 (74,535)	38.8 (53.2)
			74	大畑	50	252						
				計	1,350	1,552						
		H11	75	大畑	1,286	1,286	16,005,636	8,000,000	4,000,000	4,005,636	55,675 (75,821)	39.8 (54.2)
				計	1,286	1,286						
		H12	73	焼山	880	1,312	16,000,000	8,000,000	4,000,000	4,000,000	57,300 (77,878)	40.9 (55.6)
			76	大畑	745	745						
			計	1,625	2,057							
		H13	77	大畑	300	300	16,000,000	8,000,000	4,000,000	4,000,000	57,713 (78,291)	41.2 (55.9)
			78	大畑	90	90						
			79	大畑	23	23						
	政庁総括報告書作成 計		413	413								
第7次	15,943	H14	80	大畑	1,260	1,260	16,000,000	8,000,000	4,000,000	4,000,000	58,973 (79,551)	42.1 (56.8)
				計	1,260	1,260						
		H15	81	鶺ノ木	199	502	16,000,000	8,000,000	4,000,000	4,000,000	60,329 (81,210)	43.1 (58.0)
			82	大畑	1,157	1,157						
				計	1,356	1,659						
		H16	83	鶺ノ木	495	1,878	16,000,000	8,000,000	3,250,000	4,750,000	61,532 (83,796)	44.0 (59.9)
84	大畑		708	708								
	計	1,203	2,586									

表4-4 発掘調査実績一覧(3)

5ヶ年計画	対象面積	年度	次数	調査地区	調査面積	対象面積	総事業費	国庫補助金	県費補助金	市費	面積累計 調査面積 (対象面積)	進捗率 (%) 調査面積 (対象面積)	
第7次	15,934	H17	85	焼山	504	763	15,000,000	7,500,000	2,500,000	5,000,000	63,131 (91,219)	45.1 (64.8)	
			86	焼山	663	1,953							
			87	大畑	432	4,167							
				計		1,599	6,883						
		H18	88	大畑	621	2,000	15,000,000	7,500,000	2,000,000	5,500,000	64,433 (94,234)	46.0 (67.3)	
			89	焼山	478	976							
			90	大小路	203	579							
		計		1,302	3,555								
第8次	6,802	H19	91	鶴ノ木	489	489	13,700,000	6,850,000	1,370,000	5,480,000	64,922 (94,723)	46.4 (67.7)	
				鶴ノ木地区総括報告書作成									
				計		489	489						
		H20	92	焼山	415	415	13,700,000	6,850,000	1,370,000	5,480,000	65,509 (95,310)	46.8 (68.1)	
			93	大小路	172	172							
				計		587	587						
		H21	94	將軍野南	700	1,743	10,800,000	5,400,000	1,080,000	4,320,000	66,269 (97,113)	47.3 (69.4)	
			95	大小路	60	60							
				計		760	1,803						
		H22	96	焼山	678	2,140	10,800,000	5,400,000	1,080,000	4,320,000	67,039 (99,409)	47.9 (71.0)	
			97	大小路	92	156							
				計		770	2,296						
		H23	98	大小路	74	685	9,800,000	4,900,000	980,000	3,920,000	67,870 (101,036)	48.5 (72.2)	
			99	焼山	757	942							
		計		831	1,627								
第9次	7,789	H24	100	大畑	463	2,673	9,800,000	4,900,000	980,000	3,920,000	68,505 (103,881)	48.9 (74.2)	
			101	大小路	172	172							
				計		635	2,845						
		H25	102	焼山	726	798	9,800,000	4,900,000	490,000	4,410,000	69,308 (105,643)	49.5 (75.5)	
			103	焼山	77	964							
				計		803	1,762						
		H26	104	焼山	588	588	9,800,000	4,900,000	980,000	3,920,000	70,087 (107,251)	50.1 (76.6)	
			105	焼山	191	1,020							
				計		779	1,608						
		H27	106	焼山	535	944	7,840,000	3,920,000	784,000	3,136,000	70,622 (108,195)	50.4 (77.3)	
				計		535							944
		計		423	630								
		計		423	630								
第10次	3,494	H29	108	焼山	534	684	8,178,000	4,089,000	742,000	3,347,000	71,665 (109,966)	51.2 (78.5)	
			109	焼山	41	204							
			110	焼山・大畑	45	253							
				計		620	1,141						
		H30	111	焼山	496	496	8,336,000	4,168,000	833,000	3,335,000	72,161 (110,462)	51.5 (78.9)	
				計		496							496
		R元	112	焼山	564	564	8,152,000	4,076,000	815,000	3,261,000	72,731 (111,032)	51.9 (79.3)	
			113	大畑	6	6							
				計		570	570						
		R2	114	焼山	257	629	9,374,000	4,687,000	937,400	3,749,600	73,230 (111,903)	52.3 (79.9)	
115	焼山		242	242									
		計		499	871								
R3	116	焼山	385	416	6,940,000	3,476,000	694,000	2,770,000	73,615 (112,319)	52.6 (80.2)			
		計		385							416		
第11次	13,984	R4	117	焼山	123	805	5,700,000	2,850,000	285,000	2,565,000	73,738 (113,124)	52.7 (80.8)	
				計		123							805
		R5	焼山地区総括報告書作成					13,010,000	6,505,000	500,000	7,005,000		
		R6	118	尻桜	24	30	10,188,000	5,094,000	500,000	4,594,000	73,992 (114,654)	52.9 (81.9)	
			119	大畑	63	500							
	120	將軍野南	167	1,000									
		計		254	1,530								
		合計			73,992	114,654	644,878,781	322,215,000	129,245,400	194,418,381			

現在、発掘調査は令和6年度末で第11次5ヶ年計画の3年目にあたり、調査対象面積140,000㎡に対し、令和6年度末で114,654㎡（実際の発掘調査面積は73,992㎡）の発掘調査を行っており、進捗率は81.9%となっています。各年度の発掘調査成果は、概報または年報にまとめ公表していますが、一定の範囲の地区ごとに調査成果を集成し、考察を加えた総括報告書を刊行しています。これまでに総括報告書としては、平成13年度に「政庁跡」（秋田市教育委員会2002a）、平成19年度に「鶯ノ木地区」（秋田市教育委員会2008a）、令和5年度に「焼山地区」（秋田市教育委員会2024a）を刊行しています。

#### （4）土地公有化事業

史跡秋田城跡の土地公有化は、昭和40年に現状変更の不許可が生じたことから、翌41年度から土地買上事業として始めました。以後、重要遺構が存在し現状変更を認めがたい地区について土地の公有化事業を行ってきました。保存管理計画を策定した昭和53年以降は保存管理基準と地区区分に基づき、公有化を実施しています。

これまでの土地公有化事業の実績は表4-5です。令和6年度末の段階で、公有化予定面積390,221.05㎡のうち、305,360.40㎡を買収しており、進捗率は78.25%となっています。

#### （5）事業の達成状況

平成25年度「保存管理計画」策定時から現在までの保存管理に関する達成状況としては、保存目的の発掘調査と土地公有化は事業費が減少傾向にあるものの、進捗状況はおおむね予定通り進んでいます。

保存目的の発掘調査としては、焼山地区の調査を終え、令和5年度に「焼山地区」の総括報告書を刊行し、今後の保存や整備に関わる基礎資料を整理しました。

土地公有化においても、今後の整備に関わる焼山地区の私有地の大部分を公有化しています。

## 2 課題

### （1）史跡の保護と地域住民の生活環境との調和

史跡秋田城跡には、古くから集落が存在し一定数の住民が居住していることから、史跡の保護と地域住民の生活環境の調和を図った保存管理がこれまでも求められます。こうした史跡の特徴を踏まえて、史跡の保存管理には発掘調査により地下遺構の有無を考慮した上で、地区ごとの特性を踏まえた保存管理基準と地区区分を行い、明確に提示する必要があります。また、発掘調査の進展に応じ、保存管理基準と地区区分を定期的に見直していく必要もありますが、発掘調査事業の進捗状況ならびに史跡地内における私有地の現状から、変更が必要な部分は今のところ生じていません。

また、現状変更許可事務についても、文化財保護法および施行令で権限委譲されている事務に加え、指定区域について秋田市で事務処理が行えるようにしており、権限委譲の範囲を最大限利用しています。このような取り組みを継続し、事務処理を円滑に行い、史跡の保護と地域住民の生活環境との調和を図っていく必要があります。

表4-5 土地公有化実績一覧

公有化予定面積：390,221.05㎡

年度	公有化した土地			土地 購入費 (円)	家屋 移転 補償費 (円)	立木 補償 費 (円)	事務費 (円)	総事業費 (円)	国庫 補助金 (円)	県 補助金 (円)	市費 (円)	公有 化率 (%)
	筆 数	面積 (㎡)	面積 累計 (㎡)									
S41	1	574.00	574.00	955,150			130,000	1,085,150	542,000	271,000	272,150	0.15
S42	1	351.00	925.00	1,008,423			999,577	2,008,000	1,004,000	502,000	502,000	0.24
S43	20	5,229.00	6,154.00	16,919,877			1,080,123	18,000,000	8,996,000	4,500,000	4,504,000	1.58
S44	5	3,945.00	10,099.00	11,731,375			268,625	12,000,000	6,000,000	3,000,000	3,000,000	2.59
S45	14	6,190.00	16,289.00	19,281,904			755,680	20,037,584	10,000,000	5,000,000	5,037,584	4.17
S46	16	6,260.00	22,549.00	24,802,369			1,207,130	26,009,499	13,000,000	6,500,000	6,509,499	5.78
S47	46	20,246.00	42,795.00	67,095,800	2,311,000		641,243	70,048,043	35,000,000	17,500,000	17,548,043	10.97
S48	52	20,003.00	62,798.00	78,687,340			1,363,890	80,051,230	64,000,000	8,000,000	8,051,230	16.09
S49	38	15,399.00	78,197.00	78,801,718		99,634	1,099,790	80,001,142	64,000,000	8,000,000	8,001,142	20.04
S50	25	16,343.00	94,540.00	78,432,491		294,922	1,276,930	80,004,343	64,000,000	8,000,000	8,004,343	24.23
S51	24	11,975.00	106,515.00	74,831,473	4,274,000		896,738	80,002,211	64,000,000	8,000,000	8,002,211	27.30
S52	19	10,805.00	117,320.00	74,043,296	4,751,000		1,210,000	80,004,296	64,000,000	8,000,000	8,004,296	30.07
S53	19	11,595.00	128,915.00	78,501,430			1,508,600	80,010,030	64,000,000	8,000,000	8,010,030	33.04
S54	25	13,324.41	142,239.41	116,325,341		874,872	2,800,504	120,000,717	96,000,000	12,000,000	12,000,717	36.45
S55	24	12,102.50	154,341.91	118,417,474			1,603,703	120,021,177	96,000,000	12,000,000	12,021,177	39.55
S56	14	6,827.85	161,169.76	77,362,455	10,169,100		2,469,262	90,000,817	72,000,000	9,000,000	9,000,817	41.30
S57	17	7,207.55	168,377.31	72,319,215	15,185,900		2,495,349	90,000,464	72,000,000	9,000,000	9,000,464	43.15
S58	7	7,339.10	175,716.41	78,355,772	10,171,100		1,474,000	90,000,872	72,000,000	9,000,000	9,000,872	45.03
S59	11	6,781.18	182,497.59	70,802,035	17,998,400		1,199,900	90,000,335	72,000,000	9,000,000	9,000,335	46.77
S60	17	8,153.50	190,651.09	80,997,308	7,242,645		1,760,750	90,000,703	72,000,000	9,000,000	9,000,703	48.86
S61	12	8,146.04	198,797.13	76,737,037	10,720,073	654,930	1,888,250	90,000,290	72,000,000	9,000,000	9,000,290	50.94
S62	4	5,777.85	204,574.98	76,109,026			833,100	76,942,126	61,553,000	7,694,000	7,695,126	52.43
S63	4	3,646.36	208,221.34	71,165,723			1,459,750	72,625,473	58,100,000	7,262,000	7,263,473	53.36
H元	2	3,267.89	211,489.23	71,917,799			726,885	72,644,684	58,115,000	7,262,000	7,267,684	54.20
H2	1	2,516.43	214,005.66	67,188,681			311,365	67,500,046	54,000,000	6,750,000	6,750,046	54.84
H3	3	3,114.41	217,120.07	49,293,376			706,850	50,000,226	40,000,000	5,000,000	5,000,226	55.64
H4	5	4,269.63	221,389.70	58,501,449		49,346	1,467,130	60,017,925	48,000,000	6,000,000	6,017,925	56.73
H5	8	4,287.94	225,677.64	78,712,870			1,301,800	80,014,670	64,000,000	8,000,000	8,014,670	57.83
H6	11	3,317.33	228,994.97	88,218,869			1,801,970	90,020,839	72,000,000	9,000,000	9,020,839	58.68
H7	8	2,364.71	231,359.68	88,689,165			1,315,410	90,004,575	72,000,000	9,000,000	9,004,575	59.29
H8	10	2,979.24	234,338.92	88,466,936			1,537,460	90,004,396	72,000,000	9,000,000	9,004,396	60.05
H9	7	5,582.84	239,921.76	88,062,664			1,938,040	90,000,704	72,000,000	9,000,000	9,000,704	61.48
H10	12	4,214.01	244,135.77	88,226,807			1,773,300	90,000,107	72,000,000	9,000,000	9,000,107	62.56
H11	12	4,531.14	248,666.91	87,640,753			2,359,247	90,000,250	72,000,000	9,000,000	9,000,250	63.72
H12	5	4,102.58	252,769.49	87,664,132			2,335,868	90,000,000	72,000,000	9,000,000	9,000,000	64.78
H13	11	4,809.46	257,578.95	87,502,102			2,497,898	90,000,000	72,000,000	9,000,000	9,000,000	66.01
H14	13	4,892.44	262,471.39	87,392,130			2,607,870	90,000,000	72,000,000	9,000,000	9,000,000	67.26
H15	13	4,749.86	267,221.25	87,408,705			2,591,295	90,000,000	72,000,000	9,000,000	9,000,000	68.48
H16	9	2,605.30	269,826.55	58,554,692			1,445,308	60,000,000	48,000,000	6,000,000	6,000,000	69.15
H17	2	1,077.99	270,904.54	32,986,494			1,013,506	34,000,000	27,200,000	0	6,800,000	69.42
H18	2	477.34	271,381.88	12,485,962			514,038	13,000,000	10,400,000	0	2,600,000	69.55
H19	3	404.19	271,786.07	9,379,794			1,320,206	10,700,000	8,560,000	0	2,140,000	69.65
H20	3	1,073.65	272,859.72	23,578,017			1,361,983	24,940,000	19,952,000	0	4,988,000	69.92
H21	3	719.05	273,578.77	15,944,117			1,235,883	17,180,000	13,744,000	0	3,436,000	70.11
H22	3	998.03	274,576.80	16,178,376			1,611,624	17,790,000	14,232,000	0	3,558,000	70.36
H23	3	1,630.39	276,207.19	14,372,921			1,622,079	15,995,000	12,796,000	0	3,199,000	70.78
H24	4	711.97	276,919.16	14,219,051			1,775,949	15,995,000	12,796,000	0	3,199,000	70.96
H25	4	1,239.23	278,158.39	26,264,945			789,055	27,054,000	26,500,000	0	554,000	71.28
H26	11	2,918.49	281,076.88	24,252,032			3,895,968	28,148,000	22,518,000	0	5,630,000	72.03
H27	10	3,592.00	284,668.88	23,030,177			4,445,823	27,476,000	22,518,000	0	4,958,000	72.95
H28	9	3,057.99	287,726.87	20,534,701			2,811,299	23,346,000	18,686,000	0	4,660,000	73.73
H29	4	1,097.72	288,824.59	14,259,727			2,114,273	16,374,000	13,099,000	0	3,275,000	74.02
H30	5	549.56	289,374.15	16,926,448	29,510,549		1,101,003	47,538,000	38,030,000	0	9,508,000	74.16
R元	9	2,437.93	291,812.08	18,193,499			3,306,501	21,500,000	17,200,000	0	4,300,000	74.78
R2	5	980.75	292,792.83	13,216,672			2,769,328	15,986,000	12,788,000	0	3,198,000	75.03
R3	9	5,283.26	298,076.09	15,470,783			5,900,217	21,371,000	17,096,000	0	4,275,000	76.39
R4	13	3,781.82	301,857.91	17,883,569			6,240,431	24,124,000	19,299,000	0	4,825,000	77.36
R5	10	1,935.86	303,793.77	8,351,839			6,577,161	14,929,000	11,943,000	0	2,986,000	77.85
R6	6	1,566.63	305,360.40	9,628,524			3,089,476	12,718,000	10,174,000	0	2,544,000	78.25
合計	663	305,360.40	305,360.40	3,054,282,810	112,333,767	1,973,704	110,636,393	3,279,226,924	2,583,841,000	307,241,000	388,144,924	



## (2) 今後の発掘調査

発掘調査は史跡の適切な保存管理にとって、重要な施策の一つであり、長期計画に基づき着実に行ってきました。遺構の広がりとその内容を把握するため、引き続き保存を目的とした発掘調査を実施し、保存管理基準と地区区分に反映させていくための基礎資料を得る必要があります。

現在は、第Ⅰ期長期計画に基づき、古代城柵として機能していた10世紀中葉までの中心地である大畑・鶉ノ木・焼山・大小路・将軍野南地区で調査を行っています。今後は、「外郭区画施設」と「大畑地区」の総括報告書を刊行する予定です。「外郭区画施設」は、外郭北門の検出や北東辺等の外郭線の位置の把握等が必要です。「大畑地区」は、城内東大路周辺の調査が行われ、鍛冶工房群などが検出されていますが、その遺構の広がりと内容を把握する必要があります。

また、神屋敷地区（勅使館）での発掘調査は、国営調査および秋田市による第5次・9次調査のみです。当該地区には土塁・空濠など地表面に現れている遺構が確認されていますが、こうした遺構の性格や広がりについて、十分な基礎資料が得られていないことは、今後の課題となっています。

また、周辺の史跡秋田城跡に関連する遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）についても関係機関と連携を図りながら保存に努めていく必要があります。

## (3) 土地公有化事業の継続

土地買上事業は史跡を保護する上で、重要な施策の一つであり、引き続き長期計画に基づき継続的に取り組んでいく必要があります。公有化する土地については、保存管理基準と地区区分に基づいて行います。

## (4) 外来樹木の拡大への対応

史跡の保護により、指定地内には都市部近郊にありながら豊かな自然環境が残されていますが、近年は史跡内の植生変化により外来樹木であるハリエンジュ群落が増大している傾向にあります。ハリエンジュ群落は成長が早く、急速に大型化し、一定の樹齢になると倒木する現象がみられるため、積極的に除去するなど適切な管理が必要です。また、外来樹木の除去は史跡からの眺望景観の確保にも繋がります。

## (5) 自然災害に対する備え

倒木リスクのある樹木の管理は、災害予防の観点からも重要です。倒木リスクのある樹木がそのまま放置されていると、災害時に被害が増大する恐れが生じることから、こうした樹木の管理や予防的な伐採を、状況に応じて行っていく必要があります。

また、近年増加する大雨等の自然災害に対し、これまでの災害履歴を管理するとともに、危険な箇所を事前に把握し対策がとれるような取り組みが必要です。

## 第2節 活用

### 1 現状

#### (1) 実績

## ア 入館者

平成9年度以降のガイダンス施設の入館者数の推移を示したものが表4-6、図4-2です。ガイダンス施設は鶉ノ木地区の史跡公園が供用開始になった平成9年度以降のものを示しました。平成9～27年度は大畑地区にあった秋田城跡出土品収蔵庫、平成28年度以降は焼山地区に新たに開館した秋田城跡歴史資料館の入館者数を示しています。

秋田城跡出土品収蔵庫は、昭和34～37年の国営調査で出土した遺物を収蔵・展示するために昭和39年に建設された鉄筋コンクリート高床式の建物で、一階が収蔵庫、二階が展示室となったものです（写真4-1）。秋田城跡歴史資料館は、平成9年度に焼山地区に設置した管理運営施設にガイダンス施設を併設し、平成28年度に開館したものです（写真4-2）。なお、秋田城跡歴史資料館開館に伴い、バス停「秋田城跡歴史資料館前」を設置しました。

入館者の推移は、平成10年度に大きく上昇し、10,000人に到達するものの、その後次第に逡減しおよそ3,000人台で推移します。平成28年度になると再び大きく上昇して10,000人を超え、令和2・3年度に大きく減少するものの令和4年度に再び10,000人前後となっています。

平成10年度に大きく入館者が上昇する理由は、平成9年度に第Ⅱ期整備である外

表4-6 ガイダンス施設入館者実績一覧

年度	西暦	入館者	備考	施設	
H 9	1997	2,557	鶉ノ木地区史跡公園化	秋田城跡出土品収蔵庫	
H10	1998	10,112			
H11	1999	7,601			
H12	2000	6,396			
H13	2001	5,712			
H14	2002	4,720			
H15	2003	4,418			
H16	2004	3,373			
H17	2005	3,750			
H18	2006	3,947			
H19	2007	4,101			
H20	2008	3,747			
H21	2009	4,269			
H22	2010	3,659			
H23	2011	3,720			
H24	2012	3,263			
H25	2013	3,006			
H26	2014	4,187			
H27	2015	2,821			
H28	2016	11,435	資料館開館		秋田城跡歴史資料館
H29	2017	8,132			
H30	2018	10,123			
R 元	2019	10,339			
R 2	2020	4,887	コロナ禍		
R 3	2021	5,132			
R 4	2022	11,697	連絡橋供用開始		
R 5	2023	9,167			

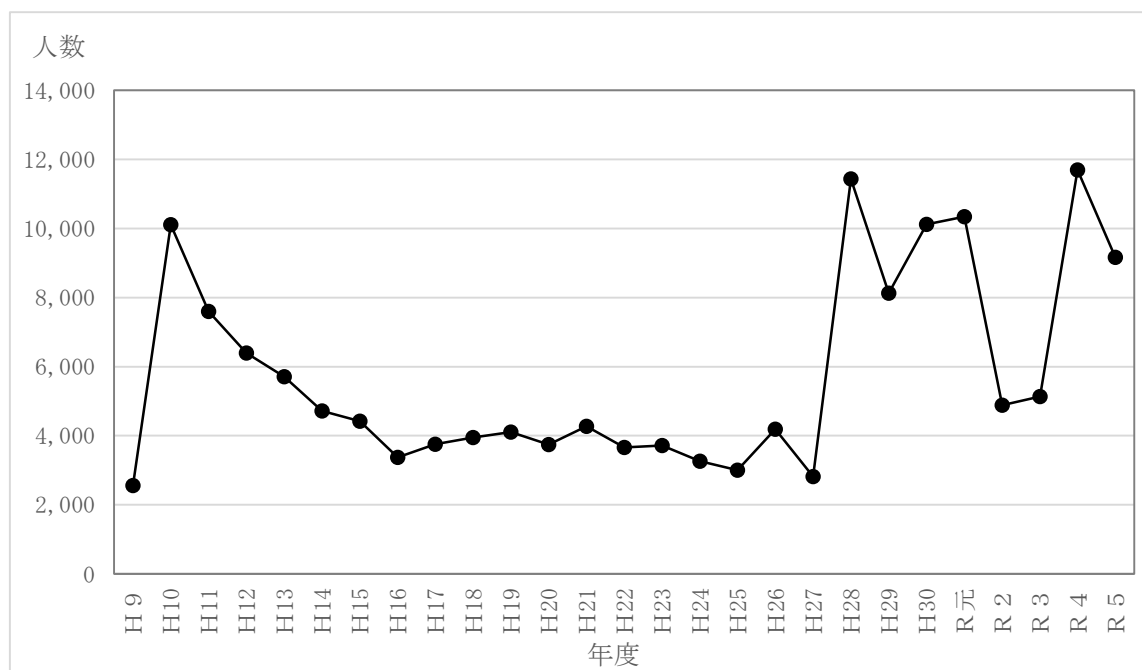


図4-2 ガイダンス施設入館者推移



写真4-1 秋田城跡出土品収蔵庫



写真4-2 秋田城跡歴史資料館

郭東門の立体復元が契機になったと考えられます。これにより鶴ノ木地区一帯が史跡公園として市民の憩いの場として供用開始され、史跡公園の付近にあった秋田城跡出土品収蔵庫の入館者がこれに伴って増加したものと考えられます。また、平成10年に結成された秋田城跡ボランティアガイドの会による無料の史跡案内も大きな効果を発揮したと考えられます。

平成28年度に大きく上昇する理由は、ガイダンス施設を併設した秋田城跡歴史資料館の開館です。令和2・3年度は世界的なコロナ禍により一時的に大きく減少するものの、令和4年度の史跡公園と秋田城跡歴史資料館をつなぐ史跡公園連絡橋の供用開始により再び10,000人台となっています。

全体的にみると総合拠点施設として設置した秋田城跡歴史資料館の開館により、史跡秋田城跡を訪れる人は大きく上昇したと考えられます。

入館者の地区別内訳をみると、令和5・6年の6月～8月の入館者のうち秋田市内在が23.0%、秋田県内（秋田市以外）が5.4%、国内（秋田県以外）が69.3%、国外が

2.2%と、国内からが大半を占めます（表4-7-①）。国内の地域別でみると、東北地方が最も多く39.4%、次いで関東地方が35.8%となっており、その他の地域は10%以下です（表4-7-②）。このような傾向は、秋田市への交通の利便性とほぼ比例しており、現状では外国人旅行者はごく限られていると言えます。しかし、クルーズ船の秋田港への来航の影響もあり、国外からの来館者は、令和5年度で1.8%ですが、令和6年度には2.8%と増加傾向にあります。

表4-7 入館者地域別内訳

## ①地域別内訳

	秋田市 市内	秋田 県内	国内	国外	合計
R5	507	142	1,413	31	2,093
	24.2%	6.8%	67.5%	1.5%	100%
R6	487	93	1,579	63	2,222
	21.9%	4.2%	71.1%	2.8%	100%
合計	994	235	2,992	94	4,315
	23.0%	5.4%	69.3%	2.2%	100%

## ②国内地域別

地域	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州・ 沖縄	地域 不明	合計
R5	23	843	754	166	148	23	15	20	70	2,062
	1.1%	40.9%	36.6%	8.1%	7.2%	1.1%	0.7%	1.0%	3.4%	100%
R6	40	819	757	193	208	18	19	39	66	2,159
	1.9%	37.9%	35.1%	8.9%	9.6%	0.8%	0.9%	1.8%	3.1%	100%
合計	63	1,662	1,511	359	356	41	34	59	136	4,221
	1.5%	39.4%	35.8%	8.5%	8.4%	1.0%	0.8%	1.4%	3.2%	100.0%

※いずれも6～8月の集計による。

## イ 活用事業等のイベント

史跡秋田城跡を郷土学習の場として活用を図るために、平成19年度より一部のイベントに関しては国庫補助を活用しながら、各種講座や体験学習、周知のための各種情報発信を公開活用事業として実施しています。

平成19年度からの活用事業の実績は表4-8、図4-3、平成28年度からの企画展のテーマは表4-9、有識者による講演会のテーマ等は表4-10、各事業の実施状況は写真4-3です。

申し込み制の募集型事業としては、史跡秋田城跡について解説する「秋田城跡学習講座」、小中学校等に赴き秋田城に関する授業を行う「出前講座」、史跡の保護により残された豊かな自然を紹介する「史跡探訪会（自然観察会）」、ボランティアガイドが史跡公園を案内する「史跡散策会」、発掘調査地で調査を体験する小中学生向けの「発掘調査体験教室」、史跡公園として整備した場所以外の寺内地域の名所・旧跡をめぐる「史跡めぐり」、秋田城に関連する古代史をテーマとした「秋田城跡歴史資料館講演会」などを行っています。こうした各種講座は、資料館職員や歴史に詳しい地域住民、関連ボランティア団体、有識者等が講師となり実施しています。

自由参加型事業としては、発掘調査成果を現地で公開する「発掘調査現地説明会」、秋田市の施設や観光施設等で史跡秋田城跡に関するパネルを展示する「パネル展」、

表 4-8 活用事業実績一覧

①募集型

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
学習講座	26	20	15	15	21	12	23	23	17	29	60	42	49	15	9	27	36
ボロンテア 養成講座			7	5	-	-	-	-	-	-	-	-					
出前講座	78	198	89	58	273	111	161	286	60	123	164	54	47	535	137	109	283
史跡探訪会	19	15	20	4	7	7	8	17	11	13	16	13	14	16	10	17	16
史跡散策会	14	17	13	10	16	11	9	10	17	27	8	20	17	24	20	7	7
発掘調査体験教室			8	12	4	9	16	10	11	14	12	14	16	14	-	9	大雨中止
史跡めぐり										14	15	9	雨天中止	19	15	雨天中止	10
企画展講演会												77	85		9		
資料館講演会										65	66	172	37	84	30	120	大雨中止
小計	137	250	152	104	321	150	217	346	116	285	341	401	265	707	230	289	352

②自由参加型

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
発掘調査現地説明	96	274	131	153	60	227	90	180	80	140	107	80	70	84	54	44	-
パネル展	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	3箇所	3箇所	4箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	4箇所	3箇所
東門ふれあいデー	○	○	1,800	2,000	2,000	3,000	2,600	4,237	2,190	2,250	2,410	雨天中止	2,715	中止	中止	2,131	566
ギヤラートーク												64	3	0	19	89	79
小計	96	274	1,931	2,153	2,060	3,227	2,690	4,417	2,270	2,390	2,517	144	2,788	84	73	2,264	645

③企画展示

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
前期企画展										1,323	1,283	1,823	1,745	751	970	1,485	1,257
後期企画展										529	384	495	584	291	328	379	334
出張展示/特別展示														217			
小計										1,852	1,667	2,318	2,329	1,259	1,298	1,864	1,591

活用事業合計

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
人数	233	524	2,083	2,257	2,381	3,377	2,907	4,763	2,386	4,527	4,525	2,863	5,382	2,050	1,601	4,417	2,582
備考										資料館 開館				コロナ禍			7月豪雨

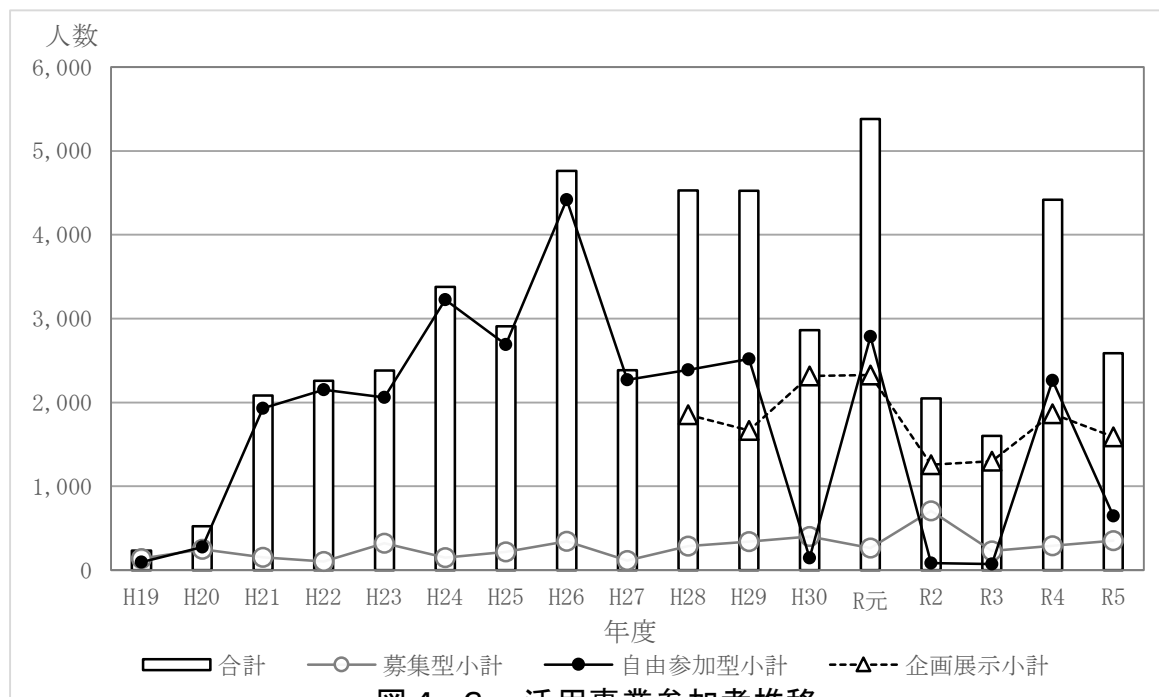


図4-3 活用事業参加者推移

表4-9 秋田城跡歴史資料館企画展一覧

年度	時期	開催期間	企画展テーマ
平成28年度	夏期	平成28年7月23日～8月23日	文字が語る秋田城
	冬期	平成28年12月23日～平成29年1月29日	古代の戦いと秋田城
平成29年度	夏期	平成29年7月22日～8月23日	古代のまじない・祈りと秋田城
	冬期	平成29年12月23日～平成30年2月4日	秋田城と古代の窯
平成30年度	夏期	平成30年7月20日～8月26日	古代秋田城と中世秋田湊
	冬期	平成30年12月22日～平成31年2月3日	秋田城と古代の職人
令和元年度	夏期	令和元年7月20日～8月25日	秋田城と古代仏教
	冬期	令和元年12月21日～令和2年2月2日	秋田城とその時代
令和2年度	夏期	令和2年7月23日～8月23日	秋田城をめぐる交流―続く道・つながる海―
	冬期	令和2年12月19日～令和3年1月31日	秋田城と古代貨幣(むかしのお金)
令和3年度	夏期	令和3年7月22日～8月29日	天変地異・疫病と秋田城―禍への祈り―
	冬期	令和3年12月18日～令和4年1月31日	秋田城の政庁―最北の「コ」の字―
令和4年度	夏期	令和4年7月23日～8月28日	市発掘50周年記念 古代史に輝く秋田城 ―よみがえる最北の古代城柵―
	冬期	令和4年12月17日～令和5年1月29日	秋田城と周辺の古代集落、その暮らし
令和5年度	夏期	令和5年7月15日～8月20日	秋田城を通る道
	冬期	令和5年12月16日～令和6年1月28日	築地塀を追いかける―秋田城をめぐる2.2kmの塀―
令和6年度	夏期	令和6年7月13日～8月18日	秋田城の出土貨幣(あふれるお金)
	冬期	令和6年12月14日～令和7年1月26日	秋田城を記した硯

地域団体等と連携し実行委員会形式で行う「秋田城跡東門ふれあいデー」、ギャラリートークを開催しています。また、平成28年度からは秋田城跡歴史資料館の開館に伴い、年2回(夏・冬)、1ヶ月程度の企画展を開催しています。

この他、史跡公園の概要をまとめたリーフレット、秋田城の各種テーマを取り扱った「秋麻呂くん通信」を毎年異なるテーマで発行し、情報発信を行っています。

表4-10 秋田城跡歴史資料館講演会テーマ一覧

年度	開催日	講師	講演テーマ	参加数
H28	平成29年3月11日	新野直吉 秋田大学名誉教授	秋田城発掘調査のあけぼのー昭和30年代から40年代までー	65
H29	平成30年3月10日	熊田亮介 秋田大学名誉教授 秋田県立大学	元慶の乱を考える	66
H30	平成30年12月15日	小松正夫 秋田考古学協会会長 由理柵・駅家研究会代表	秋田城の漆工について	77
	平成31年2月18日	伊藤武士 秋田城跡歴史資料館事務長	城柵から柵へ	50
	平成31年3月16日 平成31年3月21日	高橋学 秋田県埋蔵文化財センター所長 弘田柵調査事務所所長	秋田城と弘田柵 ー出羽国城柵の実像を求めてー	80 42
R元	令和元年7月13日	三上喜孝 国立歴史民俗博物館教授	出羽国と古代仏教ー列島周縁に広がる古代仏教を考えるー	85
	令和2年2月5日	伊藤武士 秋田城跡歴史資料館事務長	古代城柵秋田城跡と北方世界	37
R2	令和2年3月15日	村田晃一 多賀城跡調査研究所 上席主任研究員	古代城柵の門	中止 (コロナ)
	令和3年3月13日 令和3年3月13日	高橋学 雄勝城・駅家研究会代表 元秋田県埋蔵文化財センター所長	秋田城への道ー出羽山道駅路を復元するー	44 40
R3	令和4年3月12日	伊藤武士 秋田城跡歴史資料館事務長	秋田城をめぐる古代の交流	30
R4	令和4年7月2日	平川南 国立歴史民俗博物館名誉教授 山梨県立博物館名誉館長	出羽国府としての秋田城を語る	120
		小松正夫 由理柵・駅家研究会会長	秋田城跡発掘調査50年のあゆみ	
R5	令和5年7月15日	松本建速 東海大学文学部教授	シン・エミシ論ー北東北にエミシは実在したかー	中止 (豪雨)
R6	令和6年7月14日	松本建速 東海大学文学部教授	シン・エミシ論ー北東北の縄文人がエミシ・日本人になったのか？ー	184

こうした活用事業の参加人数は、屋外イベントの天候やコロナ禍などの社会情勢などにより変動はあるものの、大きくみれば、資料館開館以前は200～4,000人台でしたが、資料館開館以後は4,000～5,000人台に到達しており、総合拠点施設である秋田城跡歴史資料館の開館が果たしている役割が大きいと言えます。

## ウ AR・VRアプリ

史跡公園連絡橋の整備の際に、旧国道の開削により失われてしまった旧地形の復元に取り組みましたが、連絡橋のみでは限界があるため、視覚的に理解できるように、デジタル技術を用いたAR (Augmented Reality: 拡張現実)・VR (Virtual Reality: 仮想現実)を導入しました。AR・VRを体験するためのアプリ制作を行い、Google Play および App Store でダウンロードできるアプリケーションソフト「ストリートミュージアム」内で「秋田城VRツアー」としてリリースしました。この秋田城VRツアーでは、史跡公園内にARポイントが3箇所、VRポイントが6箇所設置されており、連絡橋周辺だけでなく史跡公園内の各所に設けられ、利用者が各箇所に到着するとARまたはVRを体験できます(図4-4～7、写真4-4)。

ARでは立体復元が困難であった政庁西門および政庁築地塀西辺、政庁正殿、政庁東脇殿を視聴することができます。VRでは、秋田城跡歴史資料館前での概説に始まり、政庁西門、政庁正殿、政庁東門、外郭東門、古代水洗厠舎前で、当時秋田城にいたと想定される人物(兵士・役人・蝦夷・工人・渤海使)らと出会いながら、秋田城についての最新の学術成果が理解できるように解説が行われます。このようにVRはストーリー性をもたせることで、秋田城の理解促進が図られるように工夫を凝らしています。またVR内では、背景に映り込む建物等の構造物を発掘調査成果に基づき立体復元しており、当時の景観を体感することができます。



①秋田城跡学習講座



②出前授業



③史跡探訪会（自然観察会）



④史跡散策会



⑤発掘調査体験教室



⑥史跡めぐり



⑦パネル展



⑧東門ふれあいデー

写真 4-3 活用事業実施状況





図 4-4 AR・VR体験ポイント



図 4-5 政庁正殿CG

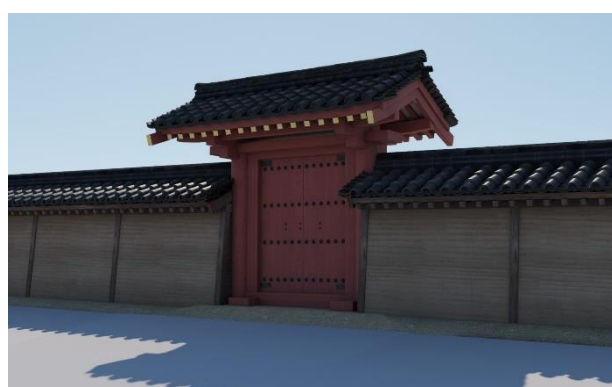


図 4-6 政庁西門CG



図 4-7 門番の兵士CG

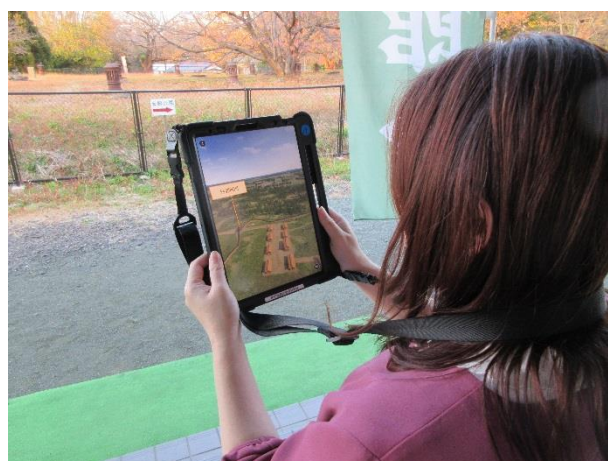


写真 4-4 タブレットの使用方法

秋田城VRツアーは、スマートフォンにアプリをインストールすることにより視聴・体験可能ですが、秋田城跡歴史資料館でもタブレット端末 (iPad) を 20 台用意し、来館者の申し出により無料で貸出しをしています。また、利用を周知するためにCG動画を作成し、資料館内に設置したデジタルサイネージで発信しています。

令和4年度から利用開始され、年間の秋田城VRツアーが視聴された回数は表4-11のとおりです。令和4年度4,420回、令和5年度1,382回で、そのうち、資料館でのタブレットの貸し出し数は令和4年度で878回、令和5年度で248回です。利用者自身のスマートフォンで体験された回数は、令和4年度で3,342回、令和5年度で1,135回であり、資料館でのタブレット端末貸し出しよりも利用者自身のスマートフォンの利用の方が多く、全体の約80%に達します。

表4-11 AR・VR利用者数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和4年度	全体利用者	1,026	765	427	343	288	391	469	214	32	38	19	208	4,220
	内タブレット貸し出し数	110	165	135	73	68	105	153	30	4	4	4	27	878
	内スマートフォン利用者	916	600	292	270	220	286	316	184	28	34	15	181	3,342
令和5年度	全体利用者	160	220	192	107	184	128	180	97	21	20	73	0	1,382
	内タブレット貸出数	21	24	25	12	50	24	65	12	0	0	14	1	248
	内スマートフォン利用者	139	196	167	95	134	104	115	85	21	20	59	0	1,135



図4-8 英語版資料館リーフレット

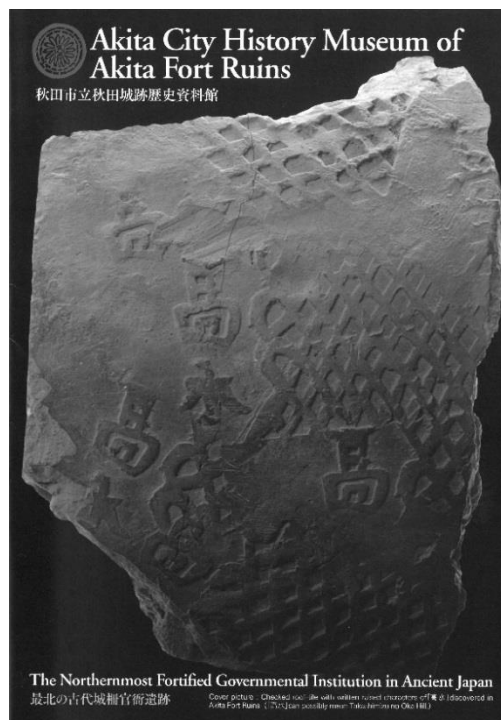


図4-9 英語版資料館入館者用パンフレット

### エ インバウンド対応

近年の外国人観光客の増加に伴い、インバウンド対応として、(ア) 英語版パンフレット等の作成、(イ) 多言語化QRコードを、秋田県内の大学・短期大学の協力のもと実施しています。

#### (ア) 英語版パンフレット等の作成

平成29・30年度に史跡に隣接する聖霊女子短期大学の協力のもと、秋田城跡歴史資料館のリーフレットと入館者に配布するパンフレットの英語版を作成しました(図4-8・9)。聖霊女子短期大学の授業の一環として、学生・教諭・資料館職員が協議し、作成を行いました。

#### (イ) 多言語化QRコード

令和元年度に国際教養大学の協力のもと、資料館グラフィックパネル等の解説文と史跡公園内に設置されている説明板について、多言語化QRコードの作成を行っています。QRコードをスマートフォン等で読み込むことにより、設置されている日本語

の解説文が、英語・ハングル・簡体字・繁体字の4種で表示されるようになっていきます。また、この多言語の解説文は、スマートフォンの読み上げ機能等により、音声による説明も行うことができます。このようなQRコードは、資料館内で72箇所、史跡公園内に26箇所設置されています（図4-10・11）。

#### オ その他の情報発信（イメージキャラクター・続日本100名城・演劇化・SNS）

その他、情報発信としてイメージキャラクター「秋麻呂くん」のマスコット化、続日本100名城への認定、秋田城を舞台とした演劇制作の協力、インスタグラムの活用などを行っています。

イメージキャラクター「秋麻呂くん」は、情報発信パンフレットに掲載していたキャラクターでしたが（図4-12）、平成26年度の「第29回国民文化祭 あきた2014」における「古代秋田に集った人々」交流イベントにあわせて着ぐるみを制作し、その後も各種イベント時に活躍しています（写真4-5）。

平成29年度には公益財団法人日本城郭協会から「続日本100名城」に認定され、認定後は城めぐりを目的とした観光客が訪れるようになりました。

令和5年度には「ワンス・アポン・ア・タイム・イン・アキタ」として、秋田城を舞台とした演劇が上演されました（図4-13）。

若年層をターゲットにするために、令和5年度から秋田城跡歴史資料館の公式インスタグラムアカウントを開設し運用しています。これまでは、秋田市内に全戸配布される市の広報誌「広報あきた」やホームページでしか周知できませんでしたが、インスタグラムにより細やかな情報発信が可能となりました（図4-14）。

## (2) 評価

これまでの復元整備に対する活用面での評価は、表4-12・13です。

復元整備され、史跡公園として開放されている場所については、郷土学習の場となっており、近隣小中学校等が授業で訪れています。また、近年は観光施設として国内外からの観光客も訪れており、復元施設等は史跡秋田城跡の本質的価値に貢献しています。

復元施設は、当初想定していなかったような使われ方をしている例もあります。例えば、鶉ノ木地区の大型建物の平面表示部分は、東門ふれあいデーの際に、児童・生徒が「和太鼓」や「ヤートセ」を披露する屋外ステージとなっています。大型建物の平面表示の南側は、旧地形の復元により南側に上っていく緩斜面であり、ステージとなっている大型建物平面表示部分を見下ろすような形となっていて、観客席として利用されています（写真4-3-⑧）。

一方、復元整備において活用面で、課題となっている部分があります。復元施設が経年劣化し、修理改修が必要となっています。また、鶉ノ木地区部分は、異なる時期の遺構を重複して表示している場所があるため、わかりにくいとの声があり、遺構変遷を踏まえた工夫が必要です。その他、鶉ノ木地区の大型建物跡の機能などは、ガイド案内を受けないとわかりにくくなっています。これらについて、最新の研究成果を踏まえて説明板などを設置する必要があります。また、古代水洗トイレの復元施設等に



図 4-10 多言語化QRコード設置箇所



図 4-11 多言語化QRコード



図 4-12 イメージキャラクター「秋麻呂くん」



写真 4-5 ゆるキャラ「秋麻呂くん」



図 4-13 演劇「ワンス・アポン・ア・タイム・イン・アキタ」



@AKITAFORTRUINS\_HISTORYMUSEUM

図 4-14 インスタグラムQRコード

表 4-12 活用の評価(1)  
鶴ノ木地区

地区	事業区分	地区の細分	年度	活用実績	評価 (○良, △可, ×不可)	
鶴ノ木地区	第Ⅰ期	城外	H9～	<ul style="list-style-type: none"> <li>鶴ノ木地区は、地形や植生など原風景の復元および遺構の平面表示を基本とする整備を実施してきたことを踏まえ、史跡散策、自然観察等を主眼に置いた体験学習型の活用を進めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当初目指していた形以外に、地域や学校等から様々に利活用されており、これは地域密着型の行事の拠点、市民の交流の場として認識されていることの表れと捉えられ、地域住民の史跡への愛着が根付いていると評価できる。</li> </ul>	○
				<ul style="list-style-type: none"> <li>その他、地元小学校のマラソン大会のコースとして園路を利用したり、史跡秋田城跡を地域住民と協働で活用することを目的に、地域団体等と市で構成する実行委員会が毎年10月に開催しているイベント「東門ふれあいデー」において、建物跡の平面表示を野外ステージに見立てたりするなど、意図していなかった様々な活用がなされている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鶴ノ木地区の付属寺院の建物跡の平面表示は、複数時期を表示しているため、同時併存の建物がどれかわかりにくい。また、最新の研究に基づいた説明板が必要である。</li> </ul>	△
					<ul style="list-style-type: none"> <li>平面表示の木柱や園路階段などが経年劣化しており、復元施設を利用した学びの場としての活用に支障が出ている。また、説明版などの集約化が必要である。</li> </ul>	×
	第Ⅱ期	外郭東門	H9～	<ul style="list-style-type: none"> <li>外郭東門周辺が復元整備されると同時に、秋田城への理解と愛着の醸成を図ることを目的に、地域団体等との共催イベントである「東門ふれあいデー」を立ち上げ、そのメイン会場としてH9年度から現在まで継続し使用されている。 ※フリーマーケット、地元野菜の直売会、火起こし体験、近隣小学校による野外ステージでの演舞等、毎年2,000人以上の賑わいをみせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復元整備を機に開催した市民協働イベントとその継続は、本市の総合計画で掲げる「地域に根ざした貴重な文化財の有効活用を図り、文化財を活かした魅力あるまちづくりを目指す」とする取組の方向性と一致しており、文化財の活用を通じた地域づくり・まちづくりのモデルケースとして評価できる。</li> </ul>	○
					<ul style="list-style-type: none"> <li>城内外東大路の路盤が経年劣化するなど、復元施設を利用した学びの場としての活用に支障が出ている。また、説明版などの集約化が必要である。</li> </ul>	×
	第Ⅲ期	①古代水洗 厠舎	H21～	<ul style="list-style-type: none"> <li>上屋構造を持つ奈良時代の厠舎遺構は、他に類例のない極めて特殊な存在であり、秋田城の性格の一端を示す上で意義あるものと位置づけ復元を行って以降、政庁跡と対を成す主要な見学ポイントおよび実際に水洗体験ができる展示施設として、史跡散策会やボランティアガイドによる案内等の必須コースに組み込まれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水洗厠舎のインパクトを活かし、リーフレットやHP、パネル展など情報発信面でも力を入れているが、当該情報をきっかけに訪問する観光客等も一定数みられることから、復元厠舎は、歴史観光資源および秋田城跡の本質的価値に貢献する重要な要素と認められる。</li> </ul>	○
				<ul style="list-style-type: none"> <li>古代水洗厠舎に関する情報が集約された説明板がない。</li> </ul>	×	

表4-13 活用の評価(2)  
大畑地区

地区	事業区分	地区の細分	年度	活用実績	評価 (○良, △可, ×不可)	
大畑地区	第Ⅲ期	①政庁	H22～	<ul style="list-style-type: none"> <li>政庁跡は、史跡の基本構造に関わる遺構として秋田城を理解する上で重要な部分であるため、正殿等建物跡の平面表示、東門・築地塀の立体復元および政庁の模型展示を活用した史跡散策会等を開催している。</li> <li>ボランティアガイドによる史跡案内の主要なポイントの一つに位置づけられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発掘調査で明らかになった資料に基づく形状・寸法および同種の材料を採用するとともに、建築史研究の成果を反映し復元していることで、往時の景観に対する理解の助長が図られ、市民等の郷土学習の場として効果的な活用がなされている。</li> <li>平面表示の木柱の経年劣化が進んできており、復元施設を利用した学びの場としての活用に支障が生じている。</li> </ul>	○
			R4～	<ul style="list-style-type: none"> <li>秋田城跡には、原風景を実感できる空間が残っており、そこには多くの鳥や虫も集まるため、それらを見て楽しむ自然観察会をH19年度から開催しているが、城内東大路の復元整備が終了したR4年度からは、復元東大路を当該観察会の主要ルートとして活用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>秋田城跡の本質的価値の周知や理解の促進に加え、今に伝わる原風景の魅力にも触れてもらう取組を進めることで、史跡への愛着、ひいては、将来に継承すべき財産であるとの意識の醸成が市民等の反応から見て取れる。</li> <li>説明板が現地での説明と方向が合わない。</li> </ul>	○
		④史跡公園連絡橋	R4～	<ul style="list-style-type: none"> <li>分断された史跡の一体感の形成、および史跡公園と歴史資料館の間をバリアフリー化し利便性の向上を図るために整備した連絡橋は、観光客等に大いに活用されている。</li> <li>連絡橋の供用開始直後から、地域住民による日々の散歩やジョギング、通学路等として活用され、定着している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡橋は、利便性の向上という観点においては、観光客のみならず、地域住民ならではの様々な活用面からも評価できる。</li> </ul>	○
			R4～	<ul style="list-style-type: none"> <li>案内希望の団体客等にはボランティアガイドによる解説を、少人数での見学や視覚的な情報提供が有益な学校教育等ではAR・VRを勧めるなど、目的に応じた活用を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>R4年度のタブレット貸出878件にスマホ等DL3,342件を合わせると12件/日の実績があり、効果的に活用されていると受け止めている。</li> </ul>	○

焼山地区

地区	事業区分	地区の細分	年度	活用実績	評価 (○良, △可, ×不可)	
焼山地区	第Ⅱ期	管理運営施設	H19～	<ul style="list-style-type: none"> <li>秋田城跡の理解の促進を図るため、研修室において定期的に学習講座等を開催しているほか、H28年度からは、管理運営施設に併設する形で開館した歴史資料館の企画展示スペースとして、当該研修室を年2回(延べ70日間)活用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営のための施設として限定するのではなく、併設する歴史資料館と一体的な利用に供することで、市民等の郷土学習の場として効果的に活用されていると評価できる。</li> </ul>	○
			H28～	<ul style="list-style-type: none"> <li>展示のねらいを「歴史研究の方法とプロセス」の体験による秋田城への関心・興味の喚起とし、非鉄製小札甲を発掘時の出土状態のまま床下展示したり、そのままでは見ることのできない漆紙文書等を赤外線カメラで解説する体験コーナーを設けるなど、遺物の出土環境のみならず、歴史の解明・実証に寄与している機器までも活用の対象としている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>展示のあり方として、発掘調査や歴史書の研究等により明らかになった性格とともに、実態解明の過程に伏在する「驚き」を伝える工夫が重要だが、これを実践した漆紙文書等の解説体験は、観覧者の好評を得ており、魅力の向上に寄与していると認められる。</li> <li>遠隔地の学校で、直接来られない学校に対し、学びの場としての提供が求められている。</li> </ul>	○

についても、まとまった説明板がなく、ガイド案内の際に不便であるとの声もあり、説明板等の集約化が必要です。

### (3) 事業の達成状況

平成 25 年度「保存管理計画」策定時から現在までの活用に関する達成状況としては、長年課題であったガイダンス施設を焼山地区に設置することができました。ガイダンス施設を併設した秋田城跡歴史資料館は、遺物の常設展示や企画展などの新たな活用事業を展開する施設であるとともに、史跡の保存活用の総合拠点施設としての役割を果たしています。また、AR・VRや多言語化QRコードなど、新しい技術を導入した活用を行うことができています。

## 2 課題

### (1) 学びの場としての拡充

史跡秋田城跡は、これまで郷土学習・社会教育・生涯学習の場として長く利用されてきました。こうした学びの場としての活用は、本質的価値を伝えるとともに、郷土に誇りをもち、愛着をはぐくむために、引き続き継続的な取り組みと拡充が必要です。

特に、近年は学校教育においてデジタル環境が整ってきているため、史跡に直接訪れることが困難な遠隔地の学校とデジタル上でやりとりするなど、新たな学びの場としての活用の道が開けてきている状況にあります。今後は、こうした学校現場の ICT（Information and Communication Technology、情報通信技術）環境を利用しながら学びの場としての活用の拡充を図っていく必要もあります。

また、復元施設等が経年劣化しており、本質的価値を伝えることに支障があるため、修理改修が必要です。

### (2) 市民の交流の場としての活用

これまでも年 1 回、史跡公園として整備した部分で、地域団体と連携し、実行委員会形式で「秋田城跡東門ふれあいデー」を開催してきましたが、日常的に多くの市民に様々な形で、史跡を市民の交流の場として活用できるような取り組みが求められます。

### (3) 観光資源としての活用

近年は観光資源としての史跡の活用の需要が高まっています。国内外からの観光客が年々増加しており、最近では大型クルーズ船の寄港も増え、外国人観光客の対応が必要となってきています。また、社会情勢の変化により本市も人口減少の局面に入っており、史跡を観光資源として活用し、交流人口の拡大を図る必要があります。

現状では国内旅行者が大半を占め、その中でも東北地方と関東地方が多く、秋田市への交通の利便性が密接に関わっていると言えますが、多い地域を増やしつつ、少ない地域へのアプローチを図っていく必要があります。

また、外国からの入館者は 2.2%と少ないものの増加傾向にあるため、これまで英語パンフレットや多言語化QRコードの作成など、最低限必要な対応は行ってきましたが、今後も引き続き必要なインバウンド対策を講じていくことが求められています。

さらに、資料館前のバス停はありますが、その他の史跡へのアクセス性を高める取り組みを検討していく必要があります。

#### (4) 活用から運営・体制強化への循環

活用事業は、運営・体制の強化につながっている側面があります。例えば、「秋田城跡学習講座」では、受講後に希望者は「秋田城跡ボランティアガイドの会」に入会できるような仕組みとして行っており、ボランティア団体の貴重な入会機会となっています。このように活用事業から運営・体制へとつながる好循環を絶やすことなく、史跡の本質的価値を伝える担い手の育成のためにも、活用事業は引き続き継続的な取り組みと拡充が必要です。

#### (5) 活用面からみた既存整備地の検討

整備の活用面での評価で指摘したように、当初は想定していなかった整備地の活用のされ方や、ガイド案内の際に説明板があった方がよい場所など、長期間活用がなされて初めてわかる整備地に対する「要望」があります。こうした活用面からみた既存整備地の検討が必要であり、既存整備地の修理改修の際に考慮する必要があります。

### 第3節 整備

#### 1 現状

##### (1) 実績

##### ア 整備基本計画

土地公有化と発掘調査の進展に伴い、保護された史跡の活用が要望されるようになり、これを受けて秋田市では史跡秋田城跡の公園化をめざし、昭和61年度に整備基本計画を策定、同年に整備指導委員会を設置し、その指導のもと平成元年度より国庫補助を受け、整備事業を実施してきました。

整備基本計画では、以下の5つの基本方針を柱としています。

##### 1 歴史的環境づくり

遺構内容に相応しい整備を行うとともに展示施設等の整備を行う

##### 2 原風景づくり

自然、歴史的領域空間を兼ね備えている高清水の丘に、その特性を生かした整備を行う

##### 3 いこいの空間づくり

来訪者のため利便施設の整備や市民の誇れる憩いの空間としての整備を行う

##### 4 居住地の環境づくり

地域住民の住居環境にも目を向け、インフラ整備等各種整備条件を考慮した居住地の環境形成を行う

##### 5 管理運営計画づくり

公益法人等による管理運営方策、市民の活力を生かした保存管理システ



ムを確立する

また、史跡内に7つの整備ゾーンを設けています（図4-15）。各ゾーンの概要は次のようになります。

#### 1 古代秋田城ゾーン

政庁を中心とした外郭線の内側の城内部。「市道土崎保戸野線」（通称：旧国道、以下、「旧国道」という。）による政庁分断部分はトンネル化あるいは橋上広場として一体化することによって整備をする。政庁部分は正殿等の平面復元、築地の立体復元をめざし自然材を基調とした整備をする。外郭線は遺構表示をし、特に門跡の箇所は立体復元に努める。

#### 2 古代の自然ゾーン

空素沼周辺部。空素沼の自然環境を活かし、自然体験の森として整備する。

#### 3 古代秋田城の生活ゾーン

地区全体を原風景の復元を基調とし、古代の生活が体験できるように整備する。

#### 4 森の生活ゾーン

中世の自然および歴史の空間体験ができるように整備する。

#### 5 古代の東北びとの生活ゾーン

住居跡の復元整備により古代の東北びとの生活が体験できるようにする。

#### 6 現代生活ゾーン

現在の生活空間であるが、景観阻害要素を排除する。

#### 7 みちの整備

近世のみち（羽州街道）等の沿道の修景、沿道文化財の整備を行う。

### イ これまでの整備

整備基本計画に基づき、平成元年度より国庫補助を受け、長期的な計画のもと整備指導委員会の指導を仰ぎながら事業を実施してきました。これまで行った環境整備事業の実績について、概要は表4-14、年度別の実績は表4-15・16、地区別の実績は表4-17のとおりです。これまでの整備の範囲と概要を図4-16、整備の詳細について図4-17、写真4-6・7に示しました。これまで整備基本計画の中でも、「1 古代秋田城ゾーン」（図4-15）を中心とした整備に取り組み、鶉ノ木地区～政庁域～焼山地区の旧国道で分断された東西の一体化を目指してきました。

これまでの環境整備は、Ⅰ～Ⅲ期に大別できます（表4-14、図4-16・17）。

第Ⅰ期は、平成元年～17・22年度に鶉ノ木地区で行いました。史跡内で最も調査と実態把握が進んだ外郭外側南東部の鶉ノ木地区において、南半の小高い丘を中心に奈良時代から平安時代にかけて変遷する大規模掘立柱建物群の平面表示や天平六年銘の木簡が出土した「天平の井戸」、建物群の北に祓いの儀式が行われた「古代沼」などを復元しました。また、古代沼の岸边には平安時代の井戸枠を水漬けで露出展示した「平安の井戸」を整備しました。建物群の南東には、奈良時代の竪穴建物の復元などが行われ、また、周辺整備として史跡公園利用者のためのトイレ等の便益施設の整備を行いました。

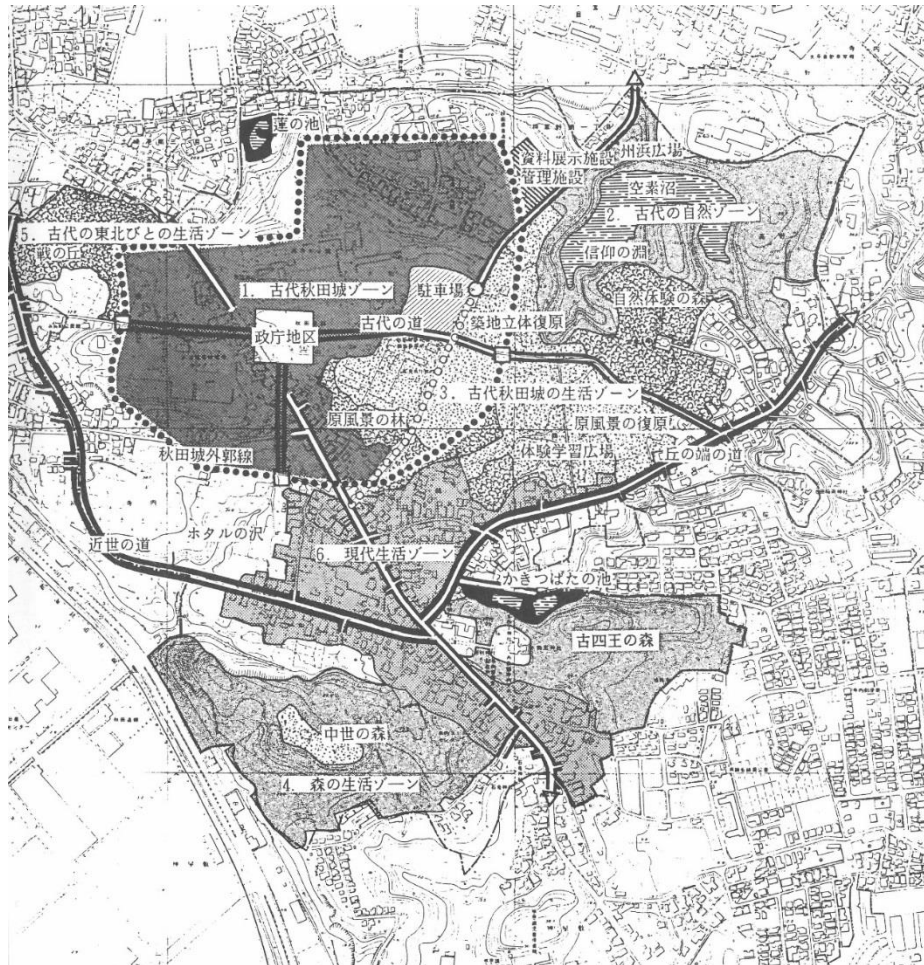


図4-15 整備基本計画地区区分図

表4-14 環境整備事業実績概要

事業区分	地区	地区の細分	期間	主な事業
第Ⅰ期	鶴ノ木地区	城外	平成元～17・22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>井戸枠の露出展示</li> <li>沼の復元</li> <li>建物跡等の平面表示、修景等</li> </ul>
第Ⅱ期	鶴ノ木地区	外郭東門・管理運営施設	平成6～9年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>外郭東門、外郭築地塀復元</li> <li>城内、城外東大路の復元等</li> <li>管理運営施設建設</li> </ul>
第Ⅲ期	大畑・鶴ノ木地区	①政庁・古代水洗廁舎	平成16～21・28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>政庁東門、政庁築地塀の復元</li> <li>政庁の建物跡の平面表示</li> <li>古代水洗廁舎跡の復元等</li> </ul>
	大畑地区	②城内東大路等	平成22～27年度 平成29～令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>城内東大路の復元</li> <li>説明板、公衆トイレの設置等</li> </ul>
	焼山地区	③ガイドンス施設	平成24～27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>秋田城跡歴史資料館建設</li> </ul>
	大畑～焼山地区	④史跡公園連絡橋・復元映像	平成30～令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡公園連絡橋の設置</li> <li>遺構表示の設置</li> <li>AR/VR制作等</li> </ul>

表4-15 史跡秋田城跡環境整備事業年度別実績一覧(1)

年度	事業区分	地区	地区の細分	対象範囲	施工内容	面積(m <sup>2</sup> )	国庫補助対象経費(千円)
H元	第Ⅰ期	鶉ノ木地区	城外	鶉ノ木北	沼復元および園路、給排水施設、休養施設(ベンチ)、植栽	5,400	15,450
H2	第Ⅰ期	鶉ノ木地区	城外	鶉ノ木中央(1)	井戸覆屋、広場用照明灯3基、井戸・沼説明板、鶉ノ木地区案内板、覆屋広場、植栽、排水施設	252	15,002
H3	第Ⅰ期	鶉ノ木地区	城外	鶉ノ木中央(2)	建物平面表示2棟、園路、植栽井戸説明板、排水施設	1,716	20,000
H4	第Ⅰ期	鶉ノ木地区	城外	鶉ノ木西(1)	修景施設、植栽(生垣含)、法面整形、園路、休養施設、排水施設	2,069	20,001
H5	第Ⅰ期	鶉ノ木地区	城外	鶉ノ木西(2)	建物平面表示2棟、三本柱表示、三本柱説明板、排水施設	1,790	20,007
H6	第Ⅰ期	鶉ノ木地区	城外	東門(1)	園路、照明灯2基、植栽、沼用説明板、排水施設	5,720	139,001
	第Ⅱ期	鶉ノ木地区	外郭東門・管理運営施設	東門(1)	実施設計、資材購入(木材)・加工、一部造成(南築地部地盤改良含)		
H7	第Ⅰ期	鶉ノ木地区	城外	鶉ノ木中央(3)	建物平面表示1棟、柱列表示植栽、排水施設	5,680	145,001
	第Ⅱ期	鶉ノ木地区	外郭東門・管理運営施設	東門(2)	資材購入(瓦・木材)・加工、東門建方、大路盛土・路盤、東門部地盤改良		
H8	第Ⅰ期	鶉ノ木地区	城外	鶉ノ木南(1)	公衆トイレ、トイレ出入り用通路	110	145,001
	第Ⅱ期	鶉ノ木地区	外郭東門・管理運営施設	東門(3)	東門木・屋根・左官・塗装・雑工事、南北築地版築、瓦購入		
H9	第Ⅰ期	鶉ノ木地区	城外	鶉ノ木南(2)	建物平面表示1棟、柱列表示、公衆トイレ前広場、東門説明板	370	145,003
	第Ⅱ期	鶉ノ木地区	外郭東門・管理運営施設	東門(4)	築地版築および小屋組、屋根工事、大路表層、管理施設他工事		
H10	第Ⅰ期	鶉ノ木地区	城外	東門(2)、鶉ノ木	総合案内板、照明灯6基、誘導標5箇所	-	22,400
H11	第Ⅰ期	鶉ノ木地区	城外	鶉ノ木中央(4)	建物平面表示1棟、柱列表示10本、植栽(保護工含)、排水施設	2,150	20,000
H12	第Ⅰ期	鶉ノ木地区	城外	鶉ノ木中央(5)	建物平面表示1棟、柱列表示5本、階段工、植栽、排水施設	670	20,000
H13	第Ⅰ期	鶉ノ木地区	城外	鶉ノ木東(1)	建物平面表示2棟、柱列表示18本階段工、植栽、排水施設	1,280	20,000
H14	第Ⅰ期	鶉ノ木地区	城外	鶉ノ木東(2)	竪穴住居表示1棟、柱列表示14本、遺構説明板2基、植栽、排水施設	860	20,000
H15	第Ⅰ期	鶉ノ木地区	城外	鶉ノ木東(3)	古代水洗厠舎部分造成、木道設置、間伐、植栽、排水施設	5,700	20,000
H16	第Ⅰ期	鶉ノ木地区	城外	鶉ノ木東(4)、鶉ノ木西(3)	雨池北端部造成、外郭築地塀平面表示	25,517	104,800
	第Ⅲ期	大畑・鶉ノ木地区	①政庁・古代水洗厠舎	政庁(1)	実施設計、造成、建物平面表示3棟、電気設備工事		

表4-16 史跡秋田城跡環境整備事業年度別実績一覧(2)

年度	事業区分	地区	地区の細分	対象範囲	施工内容	面積(m <sup>2</sup> )	国庫補助対象経費(千円)
H17	第Ⅰ期	鶉ノ木地区	城外	鶉ノ木西(4)、政庁	外郭築地塀平面表示、遺構説明板2基	1,280	104,360
	第Ⅲ期	大畑・鶉ノ木地区	①政庁・古代水洗厠舎	政庁(2)	築地塀・東門復元、政庁模型(Ⅱ期)		
H18	第Ⅲ期	大畑・鶉ノ木地区	①政庁・古代水洗厠舎	政庁(3)、厠舎(1)	築地塀・東門復元、政庁模型(Ⅰ期)、厠舎レプリカ	-	80,250
H19	第Ⅲ期	大畑・鶉ノ木地区	①政庁・古代水洗厠舎	政庁(4)、厠舎(2)	厠舎・築地塀復元、厠舎レプリカ据付	-	78,100
H20	第Ⅲ期	大畑・鶉ノ木地区	①政庁・古代水洗厠舎	政庁(5)、厠舎(3)	厠舎・築地塀復元	-	56,080
H21	第Ⅲ期	大畑・鶉ノ木地区	①政庁・古代水洗厠舎	政庁(6)	政庁模型(Ⅲ期)製作・据付、修景等整備	-	37,020
H22	第Ⅰ期	鶉ノ木地区	城外	鶉ノ木東(5)	古代水洗厠舎南側部分造成	1,418	17,940
	第Ⅲ期	大畑～焼山地区	②城内東大路等	政庁(1)、厠舎南	大路表示33m、古代水洗厠舎南側部分造成		
H23	第Ⅲ期	大畑～焼山地区	②城内東大路等	政庁(2)	大路表示34.5m	902	15,570
H24	第Ⅲ期	大畑～焼山地区	③ガイダンス施設	大畑(1)	水洗トイレ建設	194	19,590
H25	第Ⅲ期	大畑～焼山地区	③ガイダンス施設	大畑(2)	大路表示15.5m、水洗トイレ東側碎石広場造成、資料館建築設計に伴う構造計算、地質調査	1,917	17,270
H26	第Ⅲ期	大畑～焼山地区	③ガイダンス施設	大畑(3)	大路表示27m、資料館建築工事、電気・機械設備工事、展示実施設計	453	159,558
H27	第Ⅲ期	大畑～焼山地区	③ガイダンス施設	大畑・焼山(1)	階段2箇所、多目的広場等造成、展示工事、展示設計監理	915	92,034
H28	第Ⅲ期	大畑・鶉ノ木地区	①政庁・古代水洗厠舎	政庁(7)	造成、築地塀表示遺構説明板1基	382	9,610
H29	第Ⅲ期	大畑～焼山地区	②城内東大路等	大畑(4)	大路表示20m	349	11,240
H30	第Ⅲ期	大畑～焼山地区	②城内東大路等 ④史跡公園連絡橋	大畑・焼山(2)	大路造成40m、史跡公園連絡橋基本設計他	674	32,470
R元	第Ⅲ期	大畑～焼山地区	②城内東大路等 ④史跡公園連絡橋	大畑・焼山(3)	大路造成9m、史跡公園連絡橋実施設計他	141	20,900
R2	第Ⅲ期	大畑～焼山地区	②城内東大路等 ④史跡公園連絡橋	大畑・焼山(4)	大路造成11m、史跡公園連絡橋橋台等工事	175	123,754
R3	第Ⅲ期	大畑～焼山地区	②城内東大路等 ④史跡公園連絡橋 ・復元映像	大畑・焼山(5)	史跡公園連絡橋橋梁・デッキ・遺構表示等工事、政庁AR・VR制作業務委託	2,131	327,819
R4	-	-	-	-	整備事業報告書(史跡公園連絡橋・城内東大路)	-	- (市費で対応)
R5	-	史跡全域	-	-	保存活用計画策定	-	4,100
R6	-	史跡全域	-	-	保存活用計画策定	-	6,438
合計						70,215	2,105,769

表4-17 環境整備事業地区別一覧

地区	事業区分	地区の細分	年度	整備区分	整備内容
鶉ノ木地区	第Ⅰ期	城外	H元～17, 22	遺構露出展示	平安時代の井戸枠(湧水による水漬け展示)／井戸覆屋
				遺構表示	建物等11棟／築地塀(植栽)／柱列等
				復元展示	祭祀が行われた沼(水深10cm)／井側、井筒、塀敷の井戸底(天平六年月の釘書木簡出土井戸)
				休養施設	ベンチ31基、縁台3基、藤棚1棟
				便益施設	公衆トイレ1棟、水飲み場1箇所
				管理施設	総合案内板1基、地区案内板1基、遺構説明板9基、車止め5基、遺構表示用石柱14基、誘導標8基、照明灯11基、園路・階段、雨池木道(巾1.2m×長さ49m)
				修景施設	上木(クロマツ、ケヤキ、トチ、カヤ、オニグルミ)／下木(ドウダンツツジ、サツキ、ハギ、ヤマブキ、ユキヤナギ他)／野芝張芝、法面等洋芝種子吹付
	第Ⅱ期	外郭東門	H6～9	遺構表示	築地用土取り穴
				復元展示	外郭東門(八脚門、切妻造、本瓦葺、掘立柱形式、桁行3間 2.7m+3.0m+2.7m、梁間2間 2.7m+2.7m、柱径420mm、棟高6.53m)／外郭築地塀(版築、本瓦葺、基底幅2.1m、棟高3.95m、延長45.0m)／東大路(土系舗装、幅12.0m、延長約130m)
				便益施設 管理施設	水飲み場1箇所 車止め2基、遺構表示用石柱4基、防護柵
第Ⅲ期	①古代水洗厠舎	H16, 18～20	復元展示	水洗厠舎(主屋:切妻造、流し板葺、桁行3間 2.36m+2.36m+2.36m、梁間2間 1.77m+1.77m／廂:片流れ、流し板葺、桁行3間 2.36m+2.36m+2.36m、梁間1間 2.065m、柱径270・210mm、棟高4.25m) 水洗施設(木樋、便槽、沈殿槽等FRP製) 厠舎展示用須恵器甕、曲物柄杓	
大畑地区	第Ⅲ期	①政庁	H16～21, 28	遺構表示	建物3棟(正殿、東脇殿、北東建物平面表示)／築地塀(植栽)
				模型展示	政庁Ⅰ期(1/20):Ⅱ、Ⅲ期(1/50)
				復元展示	政庁東門(棟門、切妻造、本瓦葺、掘立柱形式、桁行2.55m、柱径360mm棟高約4.0m)／政庁築地塀(版築、本瓦葺、基底幅1.2m、棟高約2.6m、延長60.0m)
				管理施設	遺構説明板2基、車止め2基、照明灯15基、防護柵
	第Ⅲ期	②城内東大路	H22～27, H29～R3	復元展示	東大路(樹脂系舗装、幅12.0m、延長約190m)
				便益施設	公衆トイレ1棟、水飲み場1箇所
				管理施設	遺構説明板2基、転落防止柵、資料館連絡用階段1箇所、史跡公園連絡用階段1箇所、公衆トイレ東側多目的広場1箇所、資料館側多目的広場1箇所
				管理施設	史跡公園連絡橋 (H型鋼コンクリート合成床版橋:橋台2基、橋長18.6m、幅員3.2m、西側広場、東側デッキ)／遺構説明板1基、園路造成(3.2m×50m)、照明灯2基、電熱線融雪設備
	第Ⅲ期	④史跡公園連絡橋	H30～R3	遺構表示	政庁西門／築地塀(平面・立面)／政庁区画内範囲表示401.6㎡
				修景施設	野芝張芝
第Ⅲ期	④復元映像	R3	復元映像	AR/VRアプリ制作(CG動画等作成、タブレット端末20台、モニター1台)	
			修景施設	野芝張芝	
焼山地区	第Ⅱ期	管理運営施設	H6～9	管理運営施設	RC造平屋建:床面積623㎡
	第Ⅲ期	③ガイダンス施設	H24～27	歴史資料館	RC造平屋建:床面積324㎡

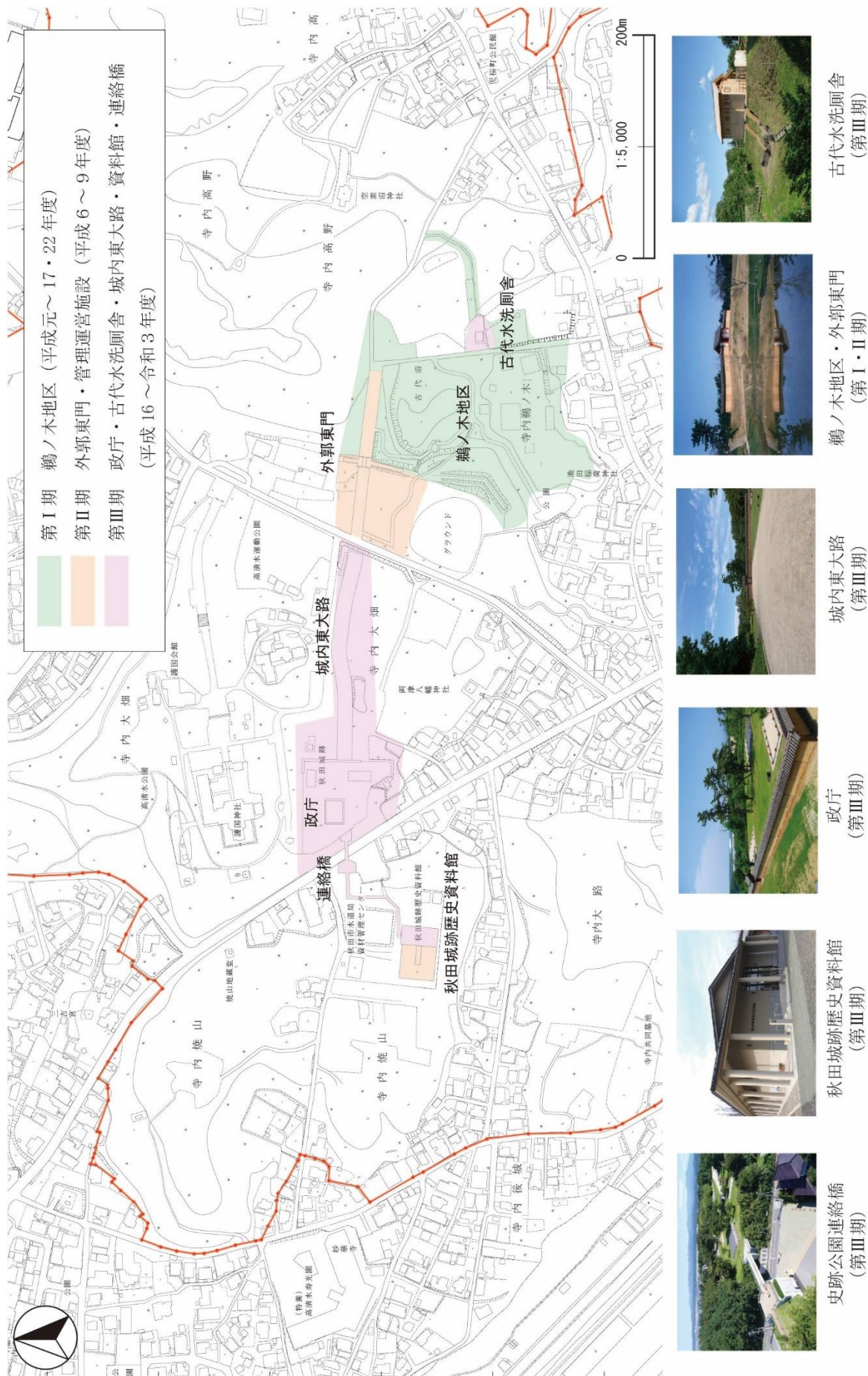


図4-16 史跡秋田城跡における史跡整備 (実績)

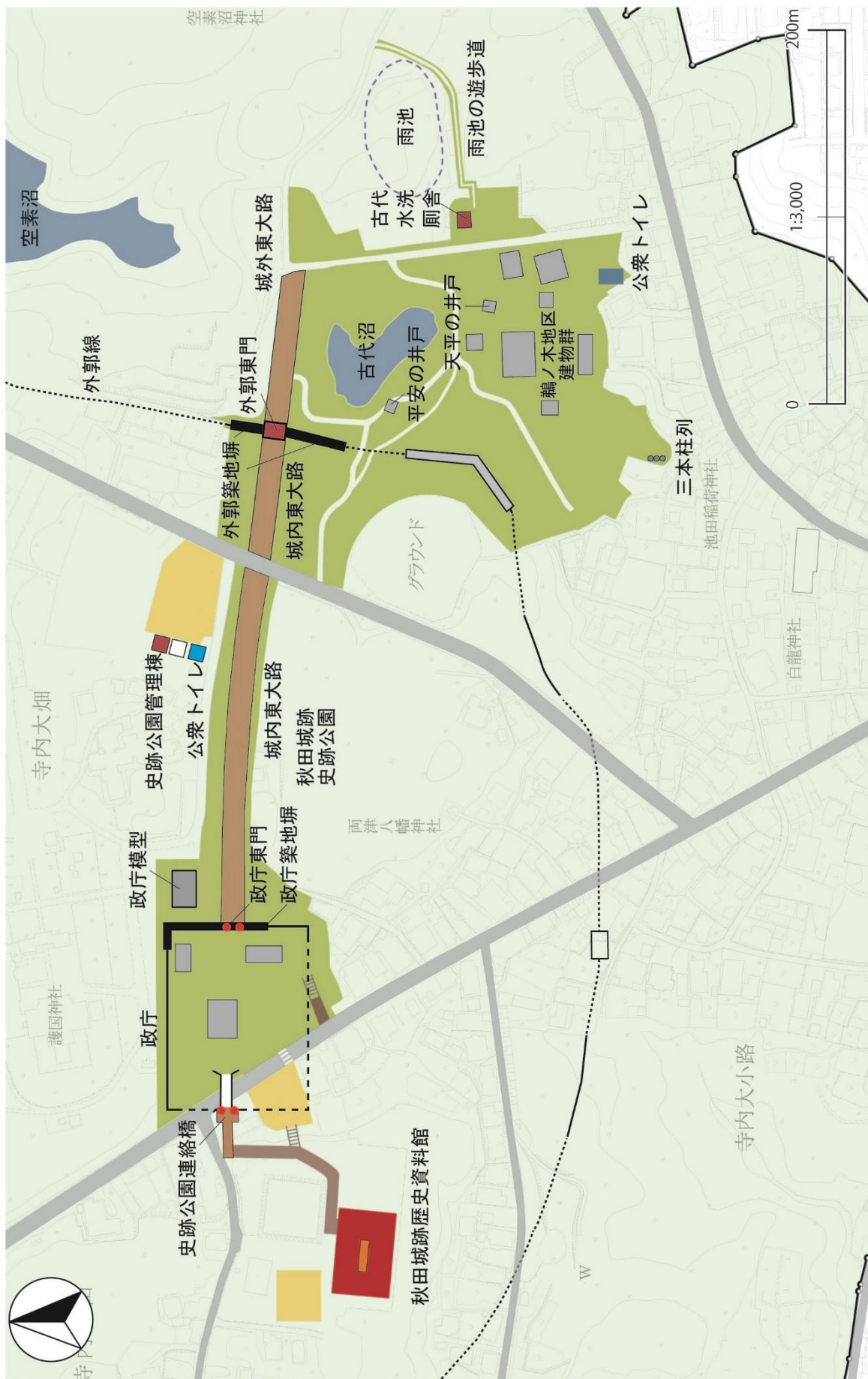
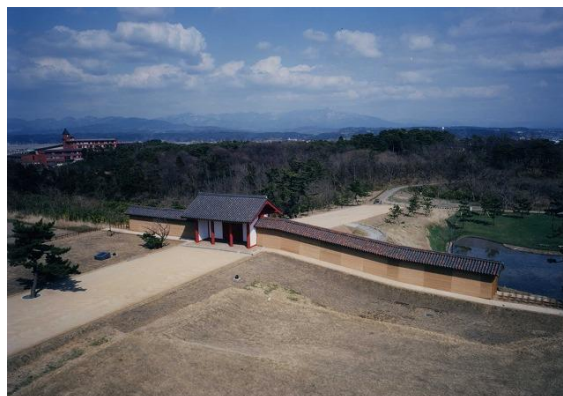


図4-17 復元遺構・保存活用施設等の位置



① 鶺ノ木地区整備状況空撮



② 外郭東門・築地塀・城内外東大路



③ 外郭東門



④ 城外東大路



⑤ 古代沼



⑥ 鶺ノ木地区大型建物平面表示



⑦ 天平の井戸



⑧ 平安の井戸覆い屋

写真4-6 主な復元施設等(1)





①平安の井戸 井戸枠露出展示



②古代水洗廁舍



③雨池の木道



④三本柱列



⑤政庁正殿平面表示



⑥政庁東門



⑦政庁築地堀



⑧政庁模型

写真4-7 主な復元施設等(2)

第Ⅱ期は、平成6～9年度に鶉ノ木地区で行われ、外郭東門とその両側の築地塀の復元を行いました。外郭東門は、第Ⅰ期で整備を行った鶉ノ木地区の出入り口にあたる部分であり、平成9年度の完成をもって、鶉ノ木地区は秋田城跡史跡公園として市民に広く公開し、利用されるようになりました。また、焼山地区に管理運営施設を設置しました。

第Ⅲ期は平成16～令和3年度までに大畑地区、政庁、鶉ノ木地区、焼山地区の一部で行われたものです。第Ⅲ期は、①政庁・古代水洗厠舎、②城内東大路等、③ガイダンス施設、④史跡公園連絡橋・復元映像の四つの環境整備事業を行っています。①の政庁・古代水洗厠舎の環境整備では、平成16～21・28年度に政庁で東門および東辺築地塀の立体復元とその他の遺構の平面表示を行っています。また、平成16～21年度に鶉ノ木地区で発見された全国的に類例のない古代水洗厠舎の立体復元を行っています。②の城内東大路は、平成22～27・29～令和3年度に政庁から外郭東門までの区間について復元しました。③のガイダンス施設整備は、平成24～27年度に焼山地区の管理運営施設に隣接する形で展示施設を併設し、平成28年4月に「秋田城跡歴史資料館」として開館しました。④の史跡公園連絡橋は、旧国道により分断された大畑地区の政庁域と焼山地区の「秋田城跡歴史資料館」を一体化させるもので、平成30年度～令和3年度に整備しました。連絡橋は遺構復元も兼ねており、失われた旧地形を復元するとともに、政庁西門推定場所や政庁西辺の平面表示を行い、令和4年4月に供用開始しました。また、連絡橋のみでは旧地形の復元に限界があるため、視覚的に理解できるようにAR・VRを導入し、アプリ制作を令和3年度に行い、令和4年4月から利用開始しています。

## (2) 評価

復元施設等について、地区ごとの維持管理実績とその評価を行ったものが、表4-18・19です。表4-18・19の維持管理実績と評価は、地区別の整備実績表4-17と対応するものです。各地区の既存整備地の現状は写真4-8～10です。整備実績に対し、維持管理を踏まえ評価を三段階（○：良、△：可、×：不可）で行いました。このような地区ごとの評価を要約すると以下ようになります。

### 【鶉ノ木地区】

秋田城跡史跡公園の大部分を占める第Ⅰ期に実施された城外部分について、平成9年度から草刈り等を年3回程度実施しています。草刈りや除雪作業は地域の住民である作業職員（有償ボランティア）と資料館職員で実施する体制で長らくやってきましたが、現在は部分的にその体制を維持し、一部業者委託を取り入れています。また、地域住民による自発的な清掃活動が継続されており、地域と一体となって維持管理に努めてきたことは評価できます。

一方で、復元施設や便益施設等の管理運営施設については、維持管理の実績と現状からみて、修理改修を検討する必要があります。第Ⅰ期整備部分では、整備着手から30年が経過し修理改修が必要な箇所が多く散見されています（写真4-8）。建物平面表示の木柱は腐朽が著しいため、材質の変更など対策が必要です。また、雨池の木道

表4-18 維持管理の評価(1)  
鶉ノ木地区

地区	事業区分	地区の細分	年度	維持管理実績	評価 (○良, △可, ×不可)	
鶉ノ木地区	第Ⅰ期	城外	H9～	・草刈り、支障樹木剪定、松枯防除、除雪等のほか、建物跡の平面表示、ベンチ、階段、木道など木造施設を中心に小破修繕を実施している。	・草刈りや除雪等について、地域の住民である作業員(有償ボランティア)と資料館職員とで実施する体制を長らく採用し、現在も部分的に維持している。また、地域住民による自発的な清掃活動が継続して行われており、市民協働による管理が実践されている。	○
			H9～	・平安の井戸の苔除去の清掃を年1回行っている。	・平面表示の木柱が腐食している。また、木柱が腐食し、なくなっている部分がある。	×
			H9～	・公衆トイレの清掃業務を4～11月の期間に実施している。	・雨池の木道が腐食しており、通行止めになっている。	×
			H21～	・年に3回、地域住民が主体となり、鶉ノ木地区を中心とする史跡内道路周辺の清掃活動を継続して行っている。	・露出展示の平安の井戸の井戸枠に苔が繁茂している。	×
			H10～	・草刈り、支障樹木剪定、松枯防除、除雪等のほか、築地塀を着雪等の被害から防ぐため、雪囲いを実施している。	・古代沼にヨシ等が生え始め、一部が陸地化している。人手で抜いているが、ヨシの繁茂に追いつかない状況である。	×
	第Ⅱ期	外郭東門	H11	・築地塀の接地部が継続的に崩落するため、復元時に採用した用土を詰め、突き固めた。	・築地塀の崩落原因に、地中からの水分の凍結・融解が指摘されるため、政庁築地塀で設置した遮水シート等の効果を検証し、抜本的な修理改修を行う必要がある。	×
			H19	・東門の丹土の塗料が白壁に付着し、朱に染まり始めたため、壁にシラン系吸水防止剤を塗布した。	・東門の金具は錆による腐食が激しく多くは交換を要する。	×
			H30	・東門柱部の丹土塗りの色落ちが顕著になったため、政庁東門の復元時に採用したアクリルウレタン系溶液を用い、再塗装を行った。	・修繕で再塗装を行ってはいらぬものの、東門柱部の丹土塗りの色落ちは全体的に進行している。	△
			R4～	・築地塀の接地部とその上部が広く崩落したため、復元時に採用した用土にコンクリート系固化剤を加えたものと竹串等で補修している。	・土系セメント舗装の東大路は経年で傷みが進行し、路盤の劣化が生じている。城外東大路では、雨水の流れにより路盤の碎石が全面露出している。	×
	第Ⅲ期	①古代水洗 厠舎	H21～	・水洗厠舎の公開期間(4～11月)においては、ボランティアガイドが主体となり、施設の清掃および防犯対策としての施錠・解錠を行っており、また、冬期間(12～3月)には、雪だまりや着雪等の被害から防ぐため、雪囲いを実施している。	・冬期間の雪囲いの効果により、外壁に修繕を要する顕著な傷みなどは認められないが、屋根に関しては、板材に変色をきたしている箇所も見られるため、張り替え時期等を検討する必要がある。	△

表4-19 維持管理の評価(2)  
大畑地区

地区	事業区分	地区の細分	年度	維持管理実績	評価 (○良, △可, ×不可)	
大畑地区	第Ⅲ期	①政庁	H22～	・草刈り、支障樹木剪定、松枯防除、除雪等のほか、築地塀および展示模型を着雪等の被害から防ぐため、雪囲いを実施している。	・築地塀裾部の崩落が一時期大きく見られ、コンクリート系固化剤による補修により、改善がなされたが、補修部分が再度崩落する等、経年劣化で下部が痩せてきている。	×
			H24～25	・築地塀の広い範囲で崩落が発生したため、復元時に採用した用土にコンクリート系固化剤を加えたものと竹串等で補修を行った。		
			H30	・東門の朱塗りが色落ちしたため、復元時に採用した溶液で再塗装を行った。	・築地塀の瓦の瓦当面の漆喰が剥がれてきている。	△
			R3	・平面表示の木柱が腐朽したため、再設置(防腐丸太1)と補修(パテ充填7)を行った。	・政庁建物の平面表示の木柱を修繕しても、腐食の進行は徐々に進むので、抜本的な対策が必要である。	×
		②城内東大路	H22～	・草刈り、支障樹木剪定、松枯防除、除雪等を実施している。	・城内東大路の復元に当たっては、H6～9年度に整備した外郭東門周辺の大路の劣化を踏まえ、土系舗装から透水性樹脂舗装に変更した結果、13年を経過した初期の整備箇所でも特筆すべき劣化は見られず、一定の効果が認められる。	○
			H25～	・公衆トイレの清掃および設備保守点検業務を通年実施している。		
		④史跡公園連絡橋	R4～	・橋台法面の草刈り、園路の除雪等のほか、連絡橋の融雪設備点検業務を11～3月の期間に実施している。	・史跡公園と歴史資料館を訪れる観光客や市民等の主要な動線として定着している連絡橋は、冬期間における融雪設備の稼働および各種点検業務の実施を通じて、通行の安全性が担保されている。	○
			R5～	・連絡橋の初期損傷を早期に発見するため、供用開始後2年以内の初回点検を実施するほか、5年に1回の点検業務を行っていく。		
		④復元映像	R5～	・AR・VRアプリの視聴に必要な通信機器やVRシステム等の保守管理業務を通年実施している。	・配信サービスの開始以降、特に問題視される故障や苦情等は生じておらず、効果的な活用が保たれている。	○

焼山地区

地区	事業区分	地区の細分	年度	維持管理実績	評価 (○良, △可, ×不可)	
焼山地区	第Ⅱ期	管理運営施設	H30	・経年劣化に伴う空調設備改修工事を実施した。	・建築設備等の各種点検を毎年実施し、築20年経過時に老朽箇所の改修工事を行っているため、修理改修を要する状態にはないが、長寿命化に向けた対策を検討する時期にあると考える。	○
			R元	・経年劣化に伴う衛生設備、電気設備および第一柱接地抵抗値改修工事を実施した。		
	第Ⅲ期	③ガイダンス施設	H28～	・清掃、警備、自家用電気工作物保安管理、自動ドア保守点検、空調設備点検、防火設備点検および建築設備等点検に係る業務を通年実施している。	・竣工から8年しか経過していないため、修理改修を要する状態にはないが、併設する管理運営施設と一体的な長寿命化対策を検討していく必要がある。	○



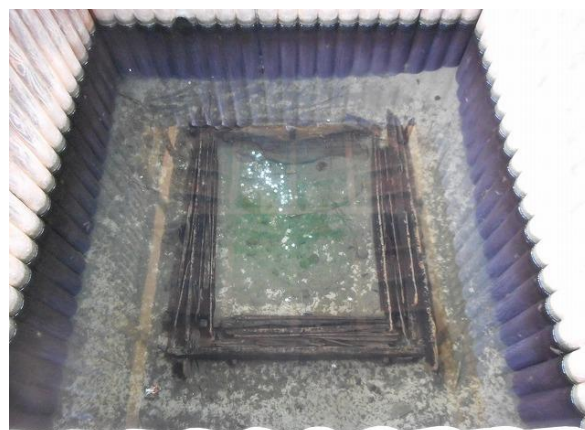
① 鶉ノ木地区建物平面表示の木柱腐食状況



② 鶉ノ木地区柱列平面表示の木柱欠失状況



③ 雨池木道腐食状況



④ 平安の井戸 苔付着状況



⑤ 古代沼 ヨシ繁茂状況



⑥ 階段ステップ腐食状況

写真4-8 既存整備地現状写真（I期：鶉ノ木地区）



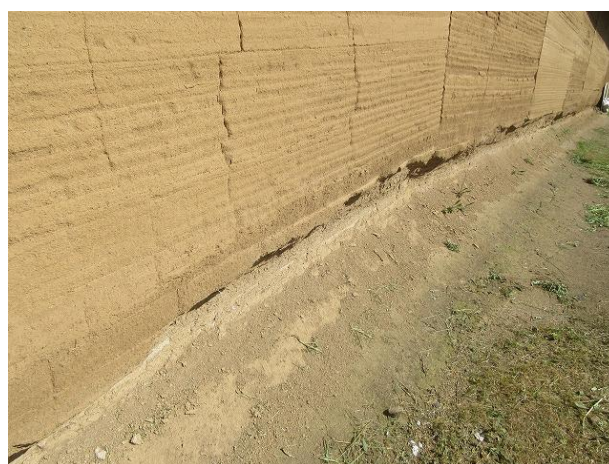
①外郭東門



②外郭東門柱 金具腐食状況



③外郭築地塀裾部崩落状況



④外郭築地塀裾部崩落状況拡大



⑤城内東大路土系舗装



⑤城外東大路土系舗装  
(路盤の碎石が露出している)

写真4-9 既存整備地現状写真(Ⅱ期:外郭東門)



①政庁正殿平面表示



②政庁正殿平面表示木柱



③政庁東辺 東門と築地塀



④政庁東辺築地塀裾部崩落状況拡大



⑤政庁東辺築地塀 軒先漆喰崩落状況



⑥城内東大路 透水性樹脂舗装

写真4-10 既存整備地現状写真（Ⅲ期：政庁、城内東大路）

は材木の腐朽が著しく、通行止めにする必要が生じています。井戸枠を露出展示している「平安の井戸」は当初は澄んだきれいな水で浸されていましたが、空素沼のトラックバスや古代沼に生息しているザリガニが投げ込まれるのを契機として、コケが繁茂するようになり、定期的な清掃が必要となってきています。古代沼はヨシ等の繁茂により人手による除去に限界が生じてきており、一部陸地化しつつあります。沼底の土砂の除去やヨシ等の繁茂の防除対策が必要です。

第Ⅱ期整備部分である外郭東門部分でも修理改修が必要な箇所が多く散見されます（写真4-9）。立体復元を行った築地塀裾部は地中からの水分の凍結・融解などにより広範囲に崩落しており、粘土とコンクリート系固化剤を混ぜたもので度々補修しているものの、何らかの対策が必要です。立体復元された外郭東門の丹土塗料の色落ち・再塗装、金具の錆化・腐食などが生じています。城内外東大路の土系舗装は経年劣化が進み、路盤の碎石が露出した状態となっています。また、史跡公園内の照明灯等の保存活用施設においても故障が頻発しています。

第Ⅲ期に整備した古代水洗厠舎部分においても、屋根に関しては板材が変色をきたしてきていることから、張り替え時期等を検討する必要があります。

#### 【大畑地区】

第Ⅲ期に行った政庁でも修理改修が必要な箇所が見られます（写真4-10）。立体復元を行った築地塀裾部において広範囲な崩落が認められたため、平成24～25年度に粘土にコンクリート系固化剤を加えたもので補修しました。それ以降大きな崩落は少なくなりましたが、補修部分の崩落や経年劣化が進行しています。また、築地塀屋根瓦の瓦当面の小口の漆喰が剥落しています。平成30年度に政庁東門の朱塗りの色落ちの再塗装を行っています。令和3年度に政庁の建物平面表示の木柱が腐朽したため、部分的な再設置や補修を行っていますが、木柱の腐食は徐々に進行しています。

一方で、大畑地区の第Ⅲ期の城内東大路については、透水性樹脂舗装で行っていません（写真4-10-⑥）。前述の鶴ノ木地区における城内外東大路の土系舗装に比べ、耐久性が高く一定の効果があると評価できます。

#### 【焼山地区】

焼山地区では、第Ⅱ期に管理運営施設の設置、第Ⅲ期にガイダンス施設の設置を行っています。平成9年度設置の管理運営施設の空調施設・衛生施設・電気設備等の改修については、平成30年度に行っています。ガイダンス施設は、設置から10年経過していないため、現段階で修理改修の必要はありませんが、管理運営施設に併設されているため、これと一体的な長寿命化対策を随時行っていく必要があります。

### (3) 事業の達成状況

平成25年度「保存管理計画」策定時から現在までの整備に関する達成状況としては、次のような事項があげられます。

政庁から鶴ノ木地区を、城内東大路の整備によりつなぐことができました。また、焼山地区にガイダンス施設を設置し、秋田城跡歴史資料館として開館しました。政庁と焼山地区のガイダンス施設は旧国道により分断されていましたが、史跡公園連絡橋



により両者をつなぐことができました。以上のような整備により、鶉ノ木地区・政庁・焼山地区のガイダンス施設まで、史跡の東西を軸にした整備を進展させることができました。

## 2 課題

### (1) 既存整備地の経年劣化への対応

第Ⅰ期に整備を行った鶉ノ木地区は事業着手から約30年が経過し、既存整備地の経年劣化が顕著となっています。特に復元施設に関しては、奈良時代当時の工法・材料に基づいて復元整備した部分は経年劣化が特に顕著です。また、その他の照明灯等の保存活用施設も経年劣化しています。こうした状況から既存整備地の全体的な修理改修が必要です。

### (2) 修理改修時の手法の検討

復元施設の経年劣化に対して修理改修が必要ですが、当初の整備と同じ工法で再度修復したとしても、適切な管理を行わないと、短期間で劣化してしまうことが予想されます。したがって、修理改修をする際は、材質や仕様などを検証し、長寿命化を考慮する必要があります。ただし、修理改修を行っていく際は、史跡の本質的価値を伝えるのに支障がないような配慮が必要です。

### (3) バリアフリー化等への対応

既存整備地については、バリアフリー化が現状では十分ではないため、可能な範囲でバリアフリー化等への対応が必要です。

### (4) 復元施設等の経年観察の必要性

既存整備地における復元施設や保存活用施設の維持管理の実績やその状況を踏まえると、急激に劣化したのではなく、徐々に経年劣化したと考えられます。したがって、定期的な点検や経過などを記録する取り組みが必要です。

### (5) 未着手整備地（焼山・大畑地区等）における整備方針の検討

これまでの整備は昭和61年度策定の整備基本計画の基本方針に基づき、鶉ノ木地区、政庁を中心とした大畑地区、焼山地区のガイダンス施設設置、史跡公園連絡橋の整備を行い、史跡秋田城跡の東西一体化を着実に進めてきました。しかし、現段階の未着手整備地として、焼山地区と大畑地区（城内東大路周辺）等があります。これらの地区について、復元施設等の劣化状況を修理改修の方針を踏まえた上で、発掘調査成果に基づき整備の基本方針を検討し、持続可能な方法により史跡秋田城跡の本質的価値を現していく必要があります。また、沼地や起伏のある地形、豊かな自然環境を活かした整備や近年発達しつつあるデジタル技術を活用した整備を行っていく必要があります。

## 第4節 運営・体制の整備

### 1 現状

史跡の管理団体は秋田市であり、保存管理・活用・整備について秋田市観光文化スポーツ部秋田城跡歴史資料館が行っています。秋田城跡歴史資料館は史跡秋田城跡に関わる事業を行う総合拠点施設としての位置づけです。

なお、秋田城跡歴史資料館は機構改正により平成28年4月の開館時から市長部局となりましたが、秋田市教育委員会の権限に属する事務のうち、史跡秋田城跡の現状変更、保護、調査、管理、史跡秋田城跡に関わる文化財関係資料等の貸出しおよび利用の許可に関することについては、秋田城跡歴史資料館の補助執行事務とされています。

#### (1) 保存管理の運営・体制

史跡公園および公有化した市有地の管理は、秋田城跡歴史資料館が行っています。また、史跡公園および公有化した市有地の草刈り業務などの日常管理は、秋田城跡歴史資料館が行い、一部の草刈りや危険樹木の伐採等は業務委託を行っています。史跡指定地内の私有地は地権者が個別に管理しています。

私有地も含む史跡全域について現状変更等の相談・手続については、秋田城跡歴史資料館が窓口となって行っています。現状変更等の開発行為等の照会については、秋田市観光文化スポーツ部文化振興課と連携し、現状変更についての窓口対応を行っています。

史跡公園の管理については、地元自治会から構成される「秋田城跡史跡公園化推進協議会」により史跡公園内の一部で清掃活動が定期的に行われています。

発掘調査については、文化庁と秋田県の指導・助言を得ながら、宮城県多賀城跡調査研究所を調査指導機関として、秋田城跡歴史資料館が実施しています。また、土地公有化事業も、文化庁の国庫補助を得ながら秋田城跡歴史資料館が実施しています。

#### (2) 活用の運営・体制

史跡秋田城跡の活用については、関係機関・団体等と連携しながら、秋田城跡歴史資料館が中心となって行っています。

秋田城跡歴史資料館の運営については、秋田市立秋田城跡歴史資料館条例第8条に基づき、必要な事項を審議する「秋田市立秋田城跡歴史資料館協議会」（委員8名、有識者・学校関係・地域団体代表者で構成）に必要な事項を審議しています。

また、史跡秋田城跡に関するボランティアや支援組織として、秋田城に関する学習を行う「秋田城を語る友の会」、史跡公園の案内を行う「秋田城跡ボランティアガイドの会」、地域の町内会が中心となる「秋田城跡史跡公園化推進協議会」が組織されており、秋田市と協働で史跡の活用の推進を行っています。

年1回開催される「秋田城跡東門ふれあいデー」では、地域団体の代表者により「東門ふれあいデー実行委員会」が組織されています。なお近年は、同日開催される「羽州街道歴史まつり」と連携して行っています。

また、民間企業から、平成 29 年度に資料館および史跡公園内に設置できるベンチ 6 台、史跡公園を散策する方に貸し出す傘を平成元年度から毎年寄贈いただいております。大いに活用をしています。

その他、観光的な側面、高清水公園としての利用等については、秋田市役所関係機関（秋田市観光文化スポーツ部・公園課等）と連携を図りながら実施しています。

### (3) 整備の運営・体制

環境整備事業については、文化庁と秋田県の指導・助言を受けながら、「史跡秋田城跡環境整備指導委員会」（委員 7 名）に諮り、秋田城跡歴史資料館が実施しています。

### (4) 事業の達成状況

平成 25 年度「保存管理計画」策定時から現在までの運営・体制に関する達成状況としては、秋田城跡歴史資料館の開館により、運営・体制が強化されました。また、ボランティア団体や地域団体と継続して連携しながら市民協働の体制づくりを行ってきました。

## 2 課題

### (1) 市民協働による体制づくり

史跡秋田城跡は指定範囲が約 90 万㎡あり、史跡公園として整備されている部分だけでも約 7 万㎡ある大規模遺跡です。史跡公園の案内などは行政職員だけで対応するには多大なコストがかかります。

史跡秋田城跡に関する運営・体制については、長年課題であった総合拠点施設としての秋田城跡歴史資料館が平成 28 年 4 月に開館し改善されましたが、史跡案内を行う秋田城跡ボランティアガイドの会をはじめとしたボランティア団体や地域団体、教育機関との連携は今後も継続していき、市民協働による体制づくりに努めていく必要があります。また、これまで民間企業から史跡の活用に必要な物品の寄贈を受けるなど支援をいただけてきましたが、今後も民間企業との連携については拡充を図っていく必要があります。

また、より多くの市民に訪れてもらえるような仕組みを構築し、市民の側から SNS 等で情報発信してもらえるような仕組みづくりも必要です。

### (2) 担い手育成と関係人口の拡大

史跡に関係するボランティア団体の会員増加は、史跡の本質的価値を伝える担い手の育成につながります。こうした担い手を継続的に育成していくことが求められ、特に若年層へのアプローチが課題です。また、既存ボランティア団体のあり方以外にも、史跡への関わり方は様々な形があると考えられます。史跡への多様な関わり方を進め、「関係人口」の拡大が必要です。



## 第5章 大綱・基本方針

### 第1節 大綱

史跡秋田城跡の本質的価値とその構成要素の保存活用の推進を図り、取扱いに関する大綱（基本理念）を以下のように定めます。

「最北の古代城柵官衙遺跡・北方交流の窓口、史跡秋田城跡」

を市民の宝として共有し、現在に活かし、未来に伝える

史跡秋田城跡は、古代国家における「最北の古代城柵官衙遺跡」であり、「北方交流の窓口」という本質的価値を有する史跡です。こうした本質的価値を多くの人に知ってもらい、市民の「宝」（＝資源）として共有します。また、このような本質的価値を活用事業や史跡整備などで現在に活かすことができるような取り組みを行います。そして、「地上からも古代遺構が確認できる史跡」である史跡秋田城跡を将来にわたって適切に保存し、未来に残し伝えることができるように、様々な施策に取り組みます。

### 第2節 基本方針

大綱に基づき、保存管理、整備、活用、運営・体制について基本方針を以下のように定めます。

#### 1 保存管理

##### ■史跡の保護と地域住民の生活活動との調和を図った保存管理

発掘調査により遺構の遺存状況や広がり把握した上で、保存管理基準と地区区分を明確にし、史跡の保護と地域住民の生活活動との調和を勘案した史跡の保存管理を行い、次世代に史跡秋田城跡の本質的価値を引き継ぎます。

#### 2 活用

##### ■学びの場、市民の交流の場、観光資源としての活用

史跡秋田城跡を学びの場として、本質的価値を伝える機会を創出し、学校教育・社会教育・生涯学習における活用等を図るとともに、市民の交流の場として、多くの人々に活用される史跡を目指します。また、観光需要を的確にとらえ、必要な対策を講じ、観光資源として活用が図られるよう取り組みます。

#### 3 整備

##### ■自然環境や地形、景観等を活かした整備

史跡秋田城跡は都市近郊にありながら豊かな自然環境が保全され、起伏に富んだ地

形や小河川、池沼、湧水などがあります。こうした特徴は史跡の本質的価値に準ずる要素として捉え、整備に活かします。また、日本海に面した立地は、史跡の本質的価値の一つであり、眺望景観の確保も行います。

#### ■本質的価値を伝える史跡公園の適切な維持管理と整備

史跡公園の復元施設は、史跡の本質的価値を表わし来訪者に伝える上で重要な役割を果たしています。また、史跡公園は市民の憩いの場・郷土学習の場・観光資源として、本市にとって貴重な存在です。これらを適切に維持管理し、経年劣化した部分は修理改修を行うなど、必要な整備については今後も継続的に取り組めます。また、維持管理においては、「管理カルテ」を導入し、経過観察を行います。

### 4 運営・体制

#### ■市民協働による運営・体制の拡充

史跡秋田城跡の総合拠点施設として秋田城跡歴史資料館を運営・体制の中核に据えつつ、ボランティア団体や地域団体、民間企業等と連携し、市民協働による運営・体制を拡充し、関係人口の拡大を図ります。

## 第6章 保存管理

### 第1節 方向性

#### 1 発掘調査に基づく保存管理基準と地区区分の明確化

地域住民の生活活動との調和を図りながら、史跡を保護し次世代に伝えるために、発掘調査で得られた基礎資料をもとに、現状変更等の取り扱いと地区区分を明確に定めます。

また、長期計画に基づく発掘調査を継続し、地下遺構の遺存状況の確認と遺構の広がり把握しながら、必要に応じて現状変更等の取り扱いと地区区分は見直し、随時変更します。

#### 2 保存管理基準に基づく土地公有化

保存管理基準に基づき、土地公有化事業を継続し史跡の保存に努めます。また、発掘調査、保存管理基準および地区区分の明確化、土地公有化を連携させながら、保存管理を行い、史跡秋田城跡の本質的価値を次世代に確実に継承します。

#### 3 自然環境の適切な管理

史跡秋田城跡は、史跡として保護されてきたため、都市近郊にありながら豊かな自然環境が残されています。これらの自然環境については今後も適切に保全します。しかし、外来樹木や倒木リスクのある樹木については、史跡の景観保全や災害時等に市民生活に影響を及ぼす可能性があるため、適切な管理を行います。

### 第2節 方法

#### 1 現状変更等に対する方針

史跡の構成要素の区分ごとに現状変更等の方針をまとめたものが表6-1です。

史跡を構成する要素は、次節以降に定める保存管理基準および地区区分が適用されます。指定文化財に関しては、これに加え秋田市文化財保護条例もしくは秋田県文化財保護条例も適用されます。なお、保存管理基準と地区区分は、基本的には史跡の構成要素のうち、「Ⅰ 本質的価値を構成する要素」に重点をおきますが、「Ⅱ 本質的価値を構成する要素以外の要素」のうち、「C 史跡の歴史的重層性を示す要素」も勘案しながら定めたものであり、発掘調査の進展等により新たな見解が得られた場合には見直しを行います。

また、「Ⅲ 指定地の周辺地域を構成する要素」については、周知の埋蔵文化財包蔵地は、文化財保護法第93条・94条により対応します。歴史的要素において形のないものについては、活用事業等により周知を図り次世代へ伝えます。

表6-1 史跡秋田城跡の構成要素と現状変更等の方針

大区分		小区分		要素		現状変更等の方針
史跡を構成する要素	I 本質的価値を構成する要素	A	本質的価値を構成する要素が地上に表出するとともに、地下に埋蔵されているもの	自然地形		文化財保護法第125条および史跡秋田城跡保存管理基準・地区区分に基づく対応  ※指定文化財に関しては市指定は秋田市文化財保護条例、県指定に関しては秋田県文化財保護条例も適用される
		B	本質的価値を構成する要素が、主として地下に埋蔵されているもの	遺構		
	II 本質的価値を構成する要素以外の要素	C	史跡の歴史的重層性を示す要素	遺構		
				遺物		
				古道(羽州街道)		
				石造物		
				指定文化財※		
				歴史遺産		
				植生		
	D	史跡の保護に有効な要素 (本質的価値に貢献する要素)	保存活用施設等	復元施設		
修景施設						
休養施設						
便益施設						
E	史跡の保護に有効でない要素	管理施設				
		ガイダンス施設				
		現代的要素				
III 指定地の周辺地域を構成する要素	F	史跡の本質的価値に貢献する周辺地域の要素	自然的要素	景観	現段階で改変の恐れなし	
			旧地形	周知の埋蔵文化財包蔵地もしくは周辺地では文化財保護法第93・94条により対応		
	G	史跡の歴史的重層性を示す周辺地域の要素	歴史的要素	周知の埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法第93・94条により対応	
			地名・伝承	活用事業等によって周知		
H	史跡の本質的価値と関係のない周辺地域の要素	歴史的要素	周知の埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法第93・94条により対応		
		現代的要素	日本遺産	活用事業等によって周知		

## 2 史跡の構成要素に関する保存管理の手法

史跡指定地に対して、地下遺構の広がりによる地区の特徴および所有関係などをもとに、下記のA～E地区の5地区に分類します。この五つの地区区分ごとに保存管理基準を設定します。

地区名	特徴	所有関係
A地区	史跡枢要部	社寺・民有地
B地区	史跡枢要部	住宅密集地
C地区	史跡枢要部	社寺有地
D地区	史跡枢要部	国縣市有地
E地区	人家密集地区	民有地

上記地区区分の求積表は、表6-2のとおりです。なお、本計画における地区区分は平成25年度改訂の保存管理計画（秋田市教育委員会2014a）と変更はありません。

## 3 現状変更等の取扱い方針および取扱い基準

現状変更等に対する各地区の共通事項と各地区の取扱い方針と基準について、管理基準表は表6-3、地区区分図は図6-1に示しました。なお、本計画における管理基準表および地区区分は、平成25年度改訂の保存管理計画（秋田市教育委員会2014a）



表6-2 保存管理計画地区区分求積表

※地形図1/1,000図上三斜求積による

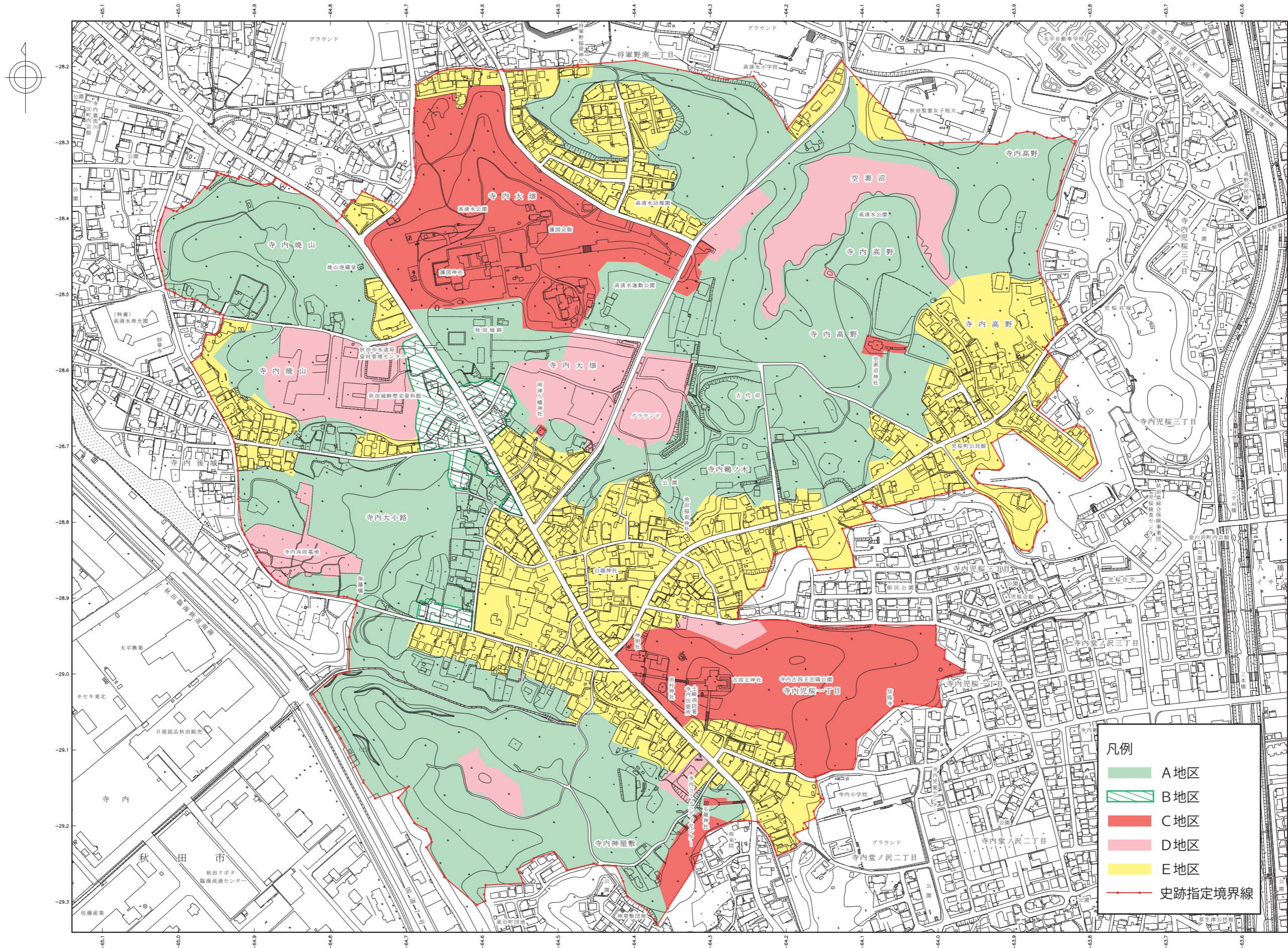
地区区分	地区名	面積(㎡)	右地区内農道(㎡)	買収予定面積(㎡)	
A地区	大畑北	32,312.525		32,312.525	
	高清水運動広場	7,190.990		7,190.990	
	政庁跡	13,470.465		11,234.465	
	小学校南西(西1,317,575、東2,197,765)	3,515.340		3,515.340	
	高野(空素沼周辺)(神社北4,969,960)	98,704.140	1,541.790	90,845.350	
	鶉ノ木	49,874.560	1,004.040	48,870.520	
	焼山北(旧焼山西4,348,820)	43,578.895	1,099.440	42,479.455	
	焼山南西	5,752.200	247.500	5,504.700	
	焼山南	3,406.420		3,406.420	
	大小路北	48,080.535	583.740	47,496.795	
	大小路南	16,148.245		16,148.245	
	神屋敷	83,915.435	2,699.190	81,216.245	
	地区内水路	676.350	676.350	0	
		A地区 計	406,626.100	7,852.050	390,221.050
B地区	政庁外南(旧国道東、大畑)	3,076.325			
	政庁西(旧国道西、焼山)	7,936.525			
	政庁外南(大小路北)	2,212.280			
	大小路南	1,812.000			
	B地区 計	15,037.130			
C地区	護国神社	72,840.115			
	両津八幡神社	206.360			
	空素沼神社	1,049.035			
	古四王神社	54,689.430			
	石龍神社	350.100			
	西来院	4,045.250			
	C地区 計	133,180.290			
D地区	空素沼	22,590.300			
	空素沼28	584.280			
	古四王神社	2,838.105			
	焼山(1~4)	828.475			
		小計	26,841.160		
	県職員住宅跡地	4,454.665			
	高清水小学校	14,477.755			
	高清水小学校グラウンド	10,041.265			
	水道局資材センター	22,943.605			
	共同墓地(大小路)	8,136.305			
	勅使館	3,308.700			
		小計	63,362.295		
	寺内地区コミュニティセンター	1,867.105			
	D地区 計	92,070.560			
E地区	調査 前必 発掘 要地	高清水幼稚園	3,706.960		
		東門院	10,172.355		
		鶉ノ木	867.185		
		児桜	1,194.935		
		小計	15,941.435		
	人家密集地区	192,222.910			
	聖霊短大校舎	2,345.770			
	公衆道路	36,308.975			
	小計	230,877.655			
	E地区 計	246,819.090			
A~E地区 合計(史跡指定地合計)		893,733.170			

表6-3 史跡秋田城跡保存管理基準表

沿革 昭和53年3月策定  
昭和62年3月修正  
平成26年3月修正  
令和 6年3月

地区区分	地区の概要	現状変更規制基準	現状変更に関する取扱い					土地買収の方針	備考
			新築	増改築	工作物の設置	地形の変更	木竹の伐採		
A地区	外郭区画施設と城内枢要部および城外の重要遺構の存在が明確な地区である。	原則として史跡整備以外は許可しない。	認めない。	原則として全面改築・建て替えは認めない。維持のための改修は認める。	認めない。	認めない。	原則として認めない。	買収する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>家屋は建て替えるを要するものから逐次移転させ土地は買収する。</li> <li>史跡公園として整備し活用を図る。</li> </ul>
B地区	同上 政庁南西部の一角及び南西重要地域であるが市道土崎保戸野線沿いで人家が密集する地区である。	事前発掘調査を行い、史跡保存上支障のない場合には許可する。	原則として認めない。	原則として認める。	原則として認める。			原則として買収しない。 ただし、史跡保存上必要と認められた時は買収する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前発掘調査を行い、史跡保存上必要と認められた時はA地区に移行する。</li> <li>整備計画に基づき必要に応じてA地区に移行し、整備と活用を図る。</li> </ul>
C地区	同上 社寺有地。	原則として許可しない。	宗教活動上必要なもの以外は認めない。	宗教活動上必要なもの以外は原則として認めない。	宗教活動上必要なもの以外は原則として認めない。				
D地区	同上 国有地＝池沼、その他 県有地＝県職員住宅跡地 市有地＝高清水小学校同グラウンド、共同墓地、市水道資材センター等		認めない。	原則として認めない。	原則として認めない。			買収しない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備計画に基づいて整備し活用を図る。</li> </ul>
E地区	人家密集地区 公衆道路	原則として許可する。	原則として認める。	原則として認める。	原則として認める。		原則として認める。	原則として買収しない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>未調査地区の現状変更は事前発掘調査後、原則として許可する。</li> <li>重要遺構を発見した場合はA地区に移行し、整備と活用を図る。</li> </ul>

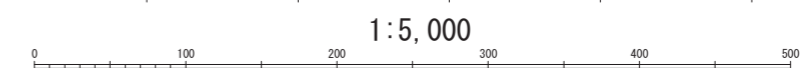
※現状変更規制基準等は平成26年3月修正段階から変更なし



凡例

- A地区
- B地区
- C地区
- D地区
- E地区
- 史跡指定境界線

図 6-1 保存管理基準地区区分図



から変更はありません。

## (1) 各地区共通事項

### ア 本質的価値を構成する要素

史跡としての本質的価値を構成する古代城柵に関わる遺構・遺物については、保存目的の発掘調査の手法により把握を行い、適切に保存します。また、発掘調査により発見された遺構が、史跡の本質的価値に関わる重要遺構と判断される場合は、その保存を図ります。

### イ 史跡の歴史的重層性を示す要素

古代城柵と時代的に前後する時代の遺構・遺物については、保存を前提として、調査地と検出状況に応じ記録保存の調査を行います。歴史的重層性を示す要素に関わる重要遺構と判断される場合は、その保存を図ります。また、その他、石造物、希少な植生、文化財についても保存に努めます。

## (2) 地区区分別の方針

### ア A地区

#### (7) 対象地区

発掘調査成果などにより秋田城跡の外郭区画施設と城内枢要部および城内外の重要遺構の存在が明確な地区です。また、地上観察により遺構の存在が推定できる地区で、大畑・鶴ノ木・焼山・大小路・神屋敷地区に及ぶ地域を対象とします。

#### (イ) 方針

A地区の管理基準は次のとおりです。

- ・原則として史跡整備以外の現状変更は許可しない。
- ・地区内の家屋については、維持のための改修は認め、新築および全面改築・建て替えは認めない。
- ・工作物の設置は認めず、史跡景観を阻害するものは経年劣化による更新なども認めない。
- ・地形の変更は認めない。
- ・維持管理および植生の復元に関わるもの以外、原則として木竹の植栽と伐採を認めない。

#### (ウ) 対応

- ・優先的に土地の公有化を行う。地区内の家屋は全面改築を要するもの等から逐次、撤去と移転を図る。必要性および緊急性の高いものについては、補償して家屋の移転を図る。
- ・秋田城の実態解明と整備の基礎資料を得るため計画的に（場合によっては緊急に）発掘調査を行う。
- ・整備基本計画に基づき、優先的に整備や復元を行い、適切な維持管理のもと活用を図る。
- ・地域住民が利用する地区内の公衆道路については、当面維持を認め、重要遺構の発見や史跡公園としての整備に際し、廃道を検討する。畑地等の農地については、地

下遺構に影響を及ぼさない範囲での耕作を認める。

## イ B地区

### (7) 対象地区

政庁の南側地域は、政庁南門から外郭南門に至る大路が存在することが確認され、西側地域は削平を受けていますが、政庁の南西部に該当し、史跡秋田城跡の中心的枢要地域です。これらに該当する大畑南西部、焼山南東部、大小路北西部に及ぶ地域を対象とします。

しかし、この地区は高清水丘陵を北西から南東に旧国道が横断し、道路沿いに住宅が建ち並び集落を形成しています。

#### (イ) 方針

B地区の管理基準は次のとおりです。

- ・現状変更については、事前発掘調査を行い史跡保存上支障がないと認めた場合には許可する。
- ・住宅の新築は原則として認めないが、増改築については原則として認める。
- ・工作物の設置は地下遺構に影響を与えるもの、史跡景観を阻害するものを除き、原則として認める。
- ・地形の変更は認めない。
- ・維持管理および植生の復元に関わるもの以外、原則として木竹の植栽と伐採を認めない。

#### (ウ) 対応

- ・原則として土地の公有化は行わない。ただし、史跡保存上必要と認めた場合は、土地公有化対象とする。家屋については必要性および緊急性の高いものについては移転補償の対象とする。
- ・発掘調査等で重要な遺構を発見したとき、あるいは史跡整備計画に基づき必要に応じてA地区に移行する。
- ・整備基本計画に基づき環境保全に努めるとともに、公有化した土地は整備や復元を行い、適切な維持管理のもと活用を図る。
- ・地域住民が利用する地区内の公衆道路については、当面維持を認める。畑地等農地については、地下遺構に影響を及ぼさない範囲での耕作を認める。

## ウ C地区

### (7) 対象地区

保存管理上の要件はA地区と全く同様ですが、社寺有地であることからC地区に区分したものです。秋田県護国神社、両津八幡神社、空素沼神社、古四王神社、石龍神社、西来院等の境内と周辺の社寺有地を対象とします。

#### (イ) 方針

C地区の保存管理基準は次のとおりです。

- ・宗教活動上必要なもの以外の現状変更は原則として許可しない。
- ・住宅の新築については、宗教活動上必要なもの以外は認めない。また、増改築につ

いては、宗教活動上必要なもの以外は原則として認めない。

- ・工作物の設置は宗教活動上必要なもの以外は原則として認めない。また、宗教活動上必要なものであっても、史跡景観を著しく阻害するものは認めない。
- ・地形の変更は認めない。
- ・維持管理および植生の復元に関わるもの以外、木竹の植栽と伐採を原則として認めない。

#### (ウ) 対応

- ・原則として土地の公有化は行わない。ただし、土地を売却しようとするとき、また重要遺構が存在あるいは明確に推定される地区については、必要に応じて土地の公有化を図る。
- ・秋田城の実態解明と整備の基礎資料を得るため、必要に応じて発掘調査を行う。
- ・整備基本計画に基づき、環境保全に努めるとともに、公有化した土地は整備や復元を行い、適切な維持管理のもと活用を図る。
- ・宗教活動に利用する地区内の道路について、維持を認める。

### エ D地区

#### (ア) 対象地区

保存管理上の要件はA地区と全く同様ですが、国縣市が所有する土地であることからD地区に区分したものです。空素沼をはじめとする池沼、県職員住宅跡地、高清水小学校跡地、旧高清水小学校グラウンド、市上下水道局資材センター跡地、共同墓地等の地域を対象とします。

#### (イ) 方針

D地区の保存管理基準は次のとおりです。

- ・共同墓地以外の現状変更は原則として許可しない。
- ・住宅の新築については認めない。また、増改築については原則として認めない。
- ・工作物の設置は原則として認めない。
- ・地形の変更は認めない。
- ・維持管理および植生の復元に関わるもの以外、木竹の植栽と伐採を原則として認めない。

#### (ウ) 対応

- ・原則として土地の公有化は行わない。
- ・秋田城の実態解明と整備の基礎資料を得るため、必要に応じて発掘調査を行う。
- ・整備基本計画に基づき環境保全に努めるとともに、順次整備や復元を行い、適切な維持管理のもと活用を図る。
- ・グラウンドなどについては、発掘調査により整備・管理方針決定までの間、地下遺構に影響を及ぼさない範囲での利用を認める。

### オ E地区

#### (ア) 対象地区

高清水丘陵を横断する旧国道沿いに集落を形成する寺内集落の中心地をはじめ、児

桜高野線沿い、高清水公園2号線の北側（「弊切山」周辺）、寺内大小路1号線沿い等の住宅が密集している地区を対象とします。

#### (イ) 方針

E地区の保存管理基準は次のとおりです。

- ・ 史跡保存上支障のない場合の現状変更は、原則として許可する。ただし、地形の変更は認めない。
- ・ 新築・増改築は原則として認める。
- ・ 工作物の設置は、地下遺構に大きく影響を与えるもの、史跡景観を著しく阻害するものを除き、原則として認める。
- ・ 未調査の農地などの場合、必要に応じて事前発掘調査を行い、重要遺構を発見した場合はA地区に移行する。発掘調査により確認された遺構については、保存が図られるよう申請者と計画変更等の調整を行う。
- ・ 木竹の伐採については原則として認める。

#### (ウ) 対応

- ・ 原則として土地の公有化は行わない。ただし、A地区に移行するところは土地公有化の対象とする。
- ・ A地区に移行し公有化した土地は整備を行い、活用を図る。
- ・ 本地区は落ち着いた潤いに富んだ住宅環境を形成するよう図ることとし、この方針について住民の合意に基づき下記の誘導を行う。

現状変更による家屋や施設、工作物などが、周囲および史跡の景観を損なうことのないよう外観や構造について設計、施工の段階での指導を行うとともに、屋敷周辺の緑化や生垣、家屋の色彩等が、周辺の景観と調和するよう誘導する。

- ・ 地域住民が利用する地区内の公衆道路については、維持を認める。畑地等農地については、地下遺構に影響を及ぼさない範囲での耕作を認める。

#### (3) 現状変更等の許可申請区分

現状変更等の許可申請にあたっては、場所とその内容によって申請区分が異なります。各地区の許可区分については、表6-4のとおりです。

文化財保護法施行令第5条第4項第1号に掲げる保存に及ぼす影響が軽微な行為については、秋田市教育委員会に許可権限が委譲されています。また、秋田市は、文化財保護法施行令第5条第4項第1号ヲの規定による指定区域について申し出を行い、国より権限委譲を受け（平成13年4月3日文化庁告示第9号）、指定区域における現状変更許可申請先および許可権限者は秋田市教育委員会です。官報告示された指定区域は図6-2の網掛け部分です。この指定区域については、図6-1の地区区分のおおよそE地区に相当します。

文化財保護法第125条のただし書きに基づき、日常的な維持管理行為や維持の措置の範囲、非常災害時の応急措置の場合には、現状変更の許可申請は不要です。

現状変更等の手続きについては、図6-3のとおりです。

#### 4 指定地外の周辺環境を構成する要素の保存管理の手法

指定地外の周辺環境を構成する要素の歴史的要素のうち、周知の埋蔵文化財包蔵地には、文化財保護法第93・94条の規制があります。周知の埋蔵文化財包蔵地は、文化財担当課（観光文化スポーツ部文化振興課）が窓口になり、開発行為に対する調整を行っています。事前に土木工事等のための発掘に関する届出（もしくは通知）に基づき、工事内容に応じて「工事立会」、「事前調査（試掘調査・範囲確認調査）」、「発掘調査」等の対応を取ります。この場合、特に重要な遺構・遺物等が発見された場合は、所有者および開発者の意向等を勘案しつつ、遺跡の重要度に応じて史跡指定（市・県・国）の措置を行います。史跡秋田城跡と関連のある指定地外の周知の埋蔵文化財包蔵地は、このような対応を取り保護を行います。周知の埋蔵文化財包蔵地に関する手続きについては、図6-3のとおりです。

その他、自然的要素の景観については、現段階で大きく改変される恐れがないものです。また、歴史的要素の地名・伝承、日本遺産等は、活用事業等によって周知を図り、地域においてその価値を次世代に伝えて保存します。

#### 5 保存目的の発掘調査

昭和34～37年度の国営調査および昭和47年度からの秋田市による継続的な発掘調査は、保存管理基準を明確に定めるために行われてきた経緯があります。そのため、史跡秋田城跡の発掘調査は保存目的調査であり、保存管理の手法の一つです。

「史跡秋田城跡発掘調査 第I期長期計画書」に基づき、昭和47年度から令和13年度までの60年間の調査計画が立てられ、令和6年度末で52年が経過しています。調査対象面積は140,000㎡で、令和6年度末で調査面積73,992㎡、調査対象面積で114,654㎡となり、進捗率は81.9%です。令和13年度までの第I期長期計画終了後は、最新の発掘調査の基礎資料を用いて、保存管理基準および地区区分を見直す予定です。

第I期長期計画では、天平5年（733）の秋田「出羽柵」遷置から10世紀中葉頃までの古代城柵としての秋田城の地下遺構の広がりを実態解明に重きをおいた調査を行っています。これまでに政庁跡・鶉ノ木地区・焼山地区の総括報告書を刊行してきました。今後は、外郭区画施設と大畑地区の総括報告書を刊行する予定で、これらの報告書の刊行に必要な調査を行います。外郭区画施設に関しては、外郭北門に関連する調査や外郭東辺の調査、大畑地区に関しては、鍛冶工房等の広がりを把握する調査を行います。

また、近年、秋田県内において、平安時代末の11世紀代以降の様相を示す遺跡が明らかになってきており、その中で秋田城跡においては11世紀代の利用地区と考えられる神屋敷地区（勅使館）が注目されています。また、神屋敷地区は秋田城研究の初期の段階から、土塁や空濠が地上に表出して観察されていることが報告されており、これらの地上に表出する遺構と考えられるものが実際にどのようなものなのかは考古学的手法により確認していく必要があります。したがって、第I期長期計画終了後は、



表6-4 史跡指定地の現状変更に伴う許可申請区分

No.	許可申請区分	関連法	行為区分	行為の内容	主な参考事例	範囲
1	許可申請不要	文化財保護法第125条ただし書き	維持の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡がき損、衰亡している場合の原状復旧、その拡大を防止するための応急措置、復旧が困難な場合の除去等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡の損壊箇所への盛土による保護や土嚢の設置</li> </ul>	史跡指定地全域
			緊急を要する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常災害時、もしくはその発生が予測される場合に緊急的に取られる応急措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂崩れの土砂の除去</li> <li>倒木等の伐採・除去</li> <li>地下埋設管(ガス・水道等)の緊急的措置</li> </ul>	
			保存に及ぼす影響が軽微な行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常的な維持管理</li> <li>既存建築物等の維持管理(土地の改変を伴わないもの)</li> <li>植栽の維持管理(土地の改変を伴わないもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常的な樹木の枝の除去、剪定、草刈り等</li> <li>屋根、壁等の修繕等</li> <li>資材等の仮置き</li> </ul>	
2	秋田市教育委員会	文化財保護法施行令第5条第4項	現状変更、又は保存に影響を及ぼす行為(市に権限移譲されている軽微な現状変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模建築物で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築または改築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎工事を伴わない仮設プレハブなど</li> </ul>	史跡指定地全域
				<ul style="list-style-type: none"> <li>工作物(建築物を除く)の設置もしくは改修(改修の場合は設置から50年を経過していないもの)で、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存フェンスの改修等</li> </ul>	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の舗装もしくは修繕(土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アスファルト舗装の修繕等</li> </ul>	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡管理に必要な施設(文化財保護法115条に規定するもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設</li> </ul>	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>電柱、電線、ガス管、水道管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修</li> </ul>		
				<ul style="list-style-type: none"> <li>木竹の伐採</li> </ul>		
				<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の除却(設置から50年を経過していない建築物等に係るものに限る)</li> </ul>		
				<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡の保存のため必要な試験材料の採取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地質調査など</li> </ul>	
3	秋田市教育委員会	文化財保護法施行令第5条第4項第1号ヲ(平成13年4月3日文化庁告示第9号の指定区域)	現状変更、又は保存に影響を及ぼす行為(申出により市に権限移譲されている指定区域内の現状変更)	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記No.1・2以外の行為</li> </ul>		指定区域(図6-2)の範囲内
	文化庁	文化財保護法第125条	現状変更、又は保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記No.1・2以外の行為</li> </ul>		指定区域(図6-2)以外の範囲

※小規模建築物は、階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積(増・改築では、増・改築後の面積)が120㎡以下のものを指す。

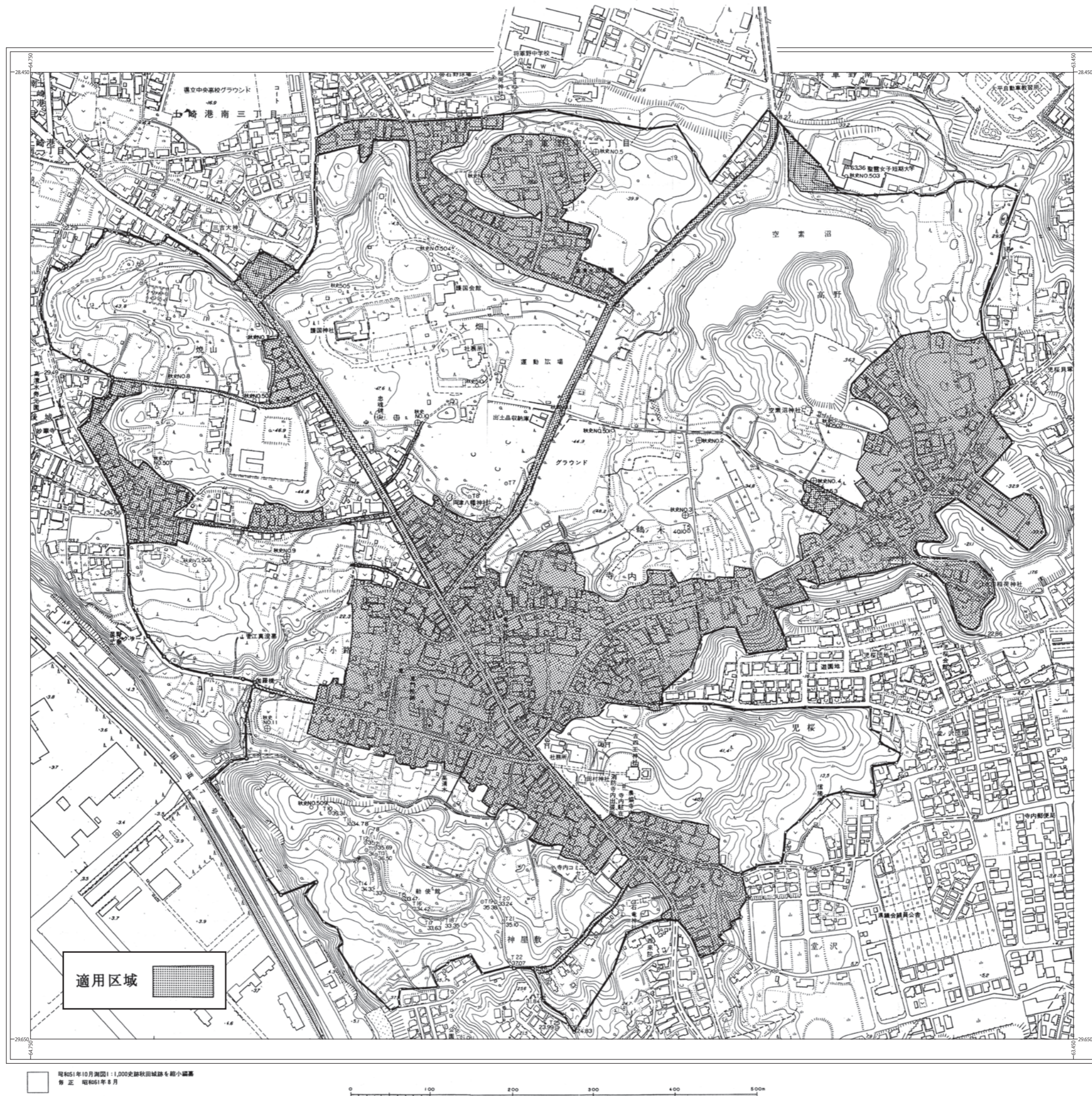
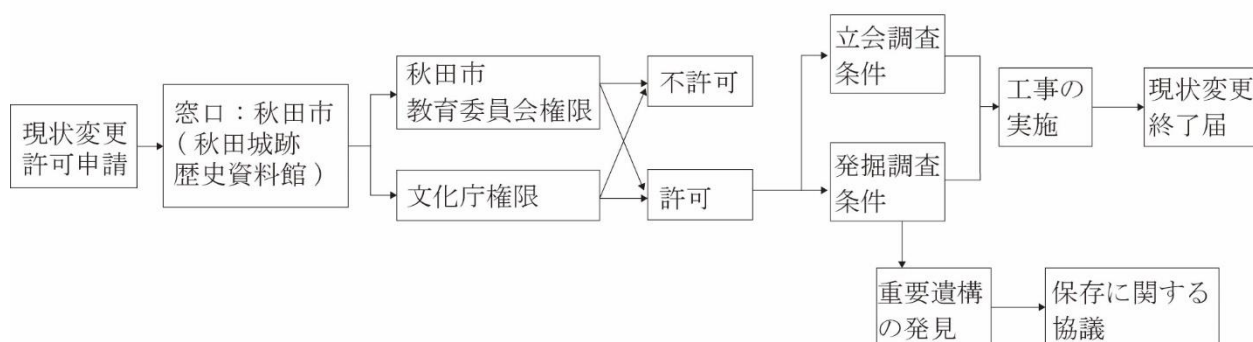


図6-2 文化財保護法施行例第5条第4項第1号ヲの規定による指定区域図

## 【文化財保護法 125 条：史跡秋田城跡の現状変更】



## 【文化財保護法 93 条・94 条：周知の埋蔵文化財包蔵地】

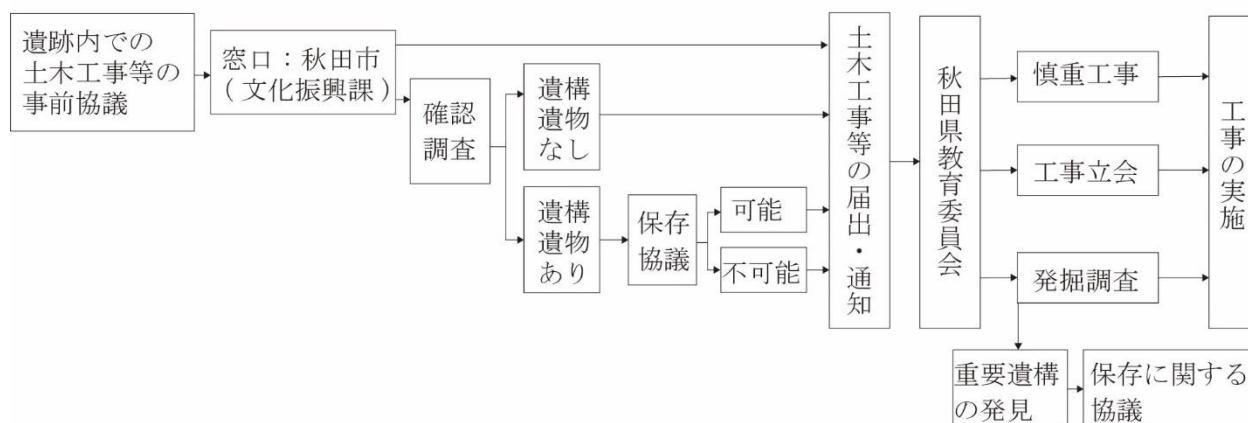


図 6-3 史跡秋田城跡の現状変更・周知の埋蔵文化財包蔵地の手続きの流れ

必要に応じて神屋敷地区（勅使館）の発掘調査について検討します。

史跡の適切な保存を行うには、地下に遺構がどのように保存されているかを把握する必要があります。保存目的の発掘調査は、史跡の保存に必要不可欠な手法であるため、上述の進捗率やいつまで行うかという指標では測れない部分があり、柔軟な対応が必要です。

なお、発掘調査成果は、積極的に情報発信を行い、史跡の活用に供します。また、発掘調査成果に基づく史跡秋田城跡の研究は、各研究機関・研究者と連携しながら、積極的に推進し、史跡の付加価値を高めていく取り組みを行います。

## 6 追加指定

史跡の追加指定は、昭和 53 年度に行われています。今後、史跡指定外の隣接地において、開発事業等に伴い事前発掘調査を行った結果、現地保存が望ましいような遺構等が発見された場合や今後さらに保護すべき範囲とその位置づけが明確になるような場合など、条件が整った場合に追加指定を検討します。

## 7 都市計画との関係

### (1) 都市計画に関する規制

#### ア 用途地域

史跡秋田城跡は都市近郊に所在することから、昭和46年3月に指定された市街化区域内にあり、用途地域が定められています。

史跡指定地および周辺域の用途地域は第1章の図1-5のとおりで、各用途地域のイメージは表1-6のとおりです。史跡指定地内の用途地域は、第一種低層住居専用地域が大半を占めるものの、一部、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域が含まれています。史跡指定地の周辺は、第一種住居地域と第一種中高層住居専用地域が大半を占めています。

### イ 風致地区

風致地区においては、「秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例」により、環境保全のため一定の規制がなされており、建築物の新築や色彩の変更、宅地の造成、水面の埋立て、木竹の伐採、土石の類の採取などを行う場合は、秋田市長の許可が必要です。

史跡指定地および周辺域の指定された風致地区は第1章の図1-6のとおり、風致地区第1～3種の区分と建築物・宅地造成の許可基準は表1-7のとおりです。史跡東側の大畑地区、鶉ノ木地区、高野地区、児桜地区、将軍野南地区を含む広い範囲が高清水風致地区に指定されています。また、史跡西側の焼山地区、大小路地区、神屋敷地区を含む広い範囲が焼山風致地区に指定されています。史跡指定地内は、風致地区第1種または第2種となっています。史跡指定地外には風致地区第3種が広がっています。

### ウ 景観

秋田市景観条例に基づき、景観計画区域内（市域全域）で地域の景観に大きな影響を与える高さが10mを超える建築物や工作物、建築面積が1,000㎡を超える建築物を設置する場合は、届出を義務付けています。

### エ 屋外広告物

秋田市屋外広告物条例第4条第1項第3号に規定する文化財保護法109条で指定された史跡秋田城跡の指定地内では、屋外広告物等の表示や設置を禁止しています。

## (2) 都市計画と史跡の保存管理基準および地区区分

### ア 史跡指定地内

史跡指定地内の現行の保存管理基準との対応関係をみると、史跡の重要保護区域で、原則として現状変更を許可しない保存管理基準のA地区、C地区（社寺有地）、D地区（国省市有地）については、都市計画法に基づく都市計画公園、風致地区指定範囲と概ね重複しており、緑地の保全や環境・景観維持のため、建築行為や土地の形質の変更などについて規制が存在し、その内容は文化財保護法に基づく史跡の保護管理方針と一致しています。

また、景観については史跡内においても条例が適用され、一定の規制が図られています。また、屋外広告物についても、条例に基づき史跡内での設置は禁止されています。こうした景観・屋外広告物についても、史跡の保護管理方針と一致しています。

### イ 史跡指定地周辺域

史跡指定地周辺域については、史跡北側から東側、南側の丘陵端部から斜面にかけて、風致地区に指定されています。また、用途地域においても、第一種低層住居専用地域となっており、建築規制等により緑地の保存や環境および景観の維持が図られています。また、景観についても条例により、史跡周辺域においても一定の規制が図られています。このような史跡隣接地における用途地域、風致地区、景観条例による規制は、史跡からの眺望や周囲からの史跡の景観において、バッファゾーンとしての役割を果たし、それにより外観と眺望景観が維持されていると言えます。

ただし、史跡北側は第一種中高層住居専用地域、東側および西側が第一種住居地域となっており、商業地域などの用途地域と比較すると建築物の用途や大きさ（建蔽率・容積率）などの規制は厳しくなっていますが、建築物の高さなどについて明確な規制はなく、景観条例においても禁止することはできないため、それらが景観や眺望の阻害要因となる可能性があります。これについては、今後も丘陵周辺についても開発情報の把握に努めるとともに、都市計画担当部局と連携しながら、史跡景観や眺望の維持に取り組みます。

## 8 土地公有化

史跡秋田城跡の土地公有化は昭和41年から始まり、令和30年度までの83年間の長期的な計画のもと、着実に進展させています。公有化対象地区はA地区を中心とし、公有化予定面積は390,221.05㎡で、令和6年度末時点で305,360.40㎡を公有化し、進捗率は78.25%です。B地区については、史跡保存上必要と認めた時は買収を検討し、公有化しています。特にA地区においては、現状変更の基準が厳しいため、土地公有化事業は長期的な計画に基づき、今後も継続します。

## 9 植生管理

史跡秋田城跡は、都市近郊にありながら史跡として保護されてきたため、豊かな自然環境が残されており、希少な植物も存在しています。これらの自然環境は、史跡保護による副産物として、今後も適切に保全します。

しかし一方で、史跡内の植生変化により、クロマツ群落が松枯れにより衰退し、外来種であるハリエンジュ（ニセアカシア）群落の分布が著しく拡大しています。ハリエンジュ群落は成長が早く、急速に大型化し、一定の樹齢になると枯死する現象がみられ、根が浅く倒木リスクの高い樹木です。また、公有化した土地と民有地が接する部分においては、ハリエンジュをはじめとした倒木リスクのある樹木や大きくなりすぎた樹木の枝払いや伐採の要望が増加しています。

こうした状況において、都市近郊にある豊かな自然環境という側面は大切にしつつも、公有化した土地における外来樹木の除去等の植生管理は、秋田城跡歴史資料館を中心として、関係機関と連携しながら適切に行います。特にハリエンジュは外来種であり、ここ30年程度で急速に拡大した植生であるため、本来の景観保全や史跡からの眺望景観確保のためにも積極的な除去が必要です。

こうした外来樹木の除去に関しては、現状では秋田市の史跡管理の一貫として、直接あるいは業者委託により実施していますが、将来的には地域団体や市民ボランティアとの連携も検討します。また、伐採した外来樹木等は、史跡公園の管理のための資材や薪燃料としての利用など、その利活用について考えます。

## 10 災害を未然に防ぐための管理

近年増加する自然災害に対して、被害を少なくするような取り組みが必要です。

具体的には、植生管理において、倒木リスクのある樹木に対して予防的な伐採を必要に応じて行い、災害時に被害が拡大しないように取り組みます。

また、災害履歴を管理するとともに、危険な箇所を事前に把握するために、「管理カルテ」の導入を行います。

将来的には、史跡の3D測量などを行い急傾斜地など災害のおそれがある危険な箇所をあらかじめ把握できるような取り組みを行います。

## 第7章 活用

### 第1節 方向性

#### 1 学びの場としての活用

史跡の本質的価値を伝えるために、史跡公園・ガイダンス施設の活用や秋田城跡歴史資料館が主催する各種活用事業を継続し、学校教育・社会教育・生涯学習での利用を促進します。

#### 2 市民の交流の場としての活用

様々な形で史跡に訪れる機会の創出を図ります。史跡に訪れる機会が増えることにより、市民の交流の場としての活用を促進させ、シビック・プライド（まちへの誇り、当事者意識）を醸成します。また、豊かな自然環境や景観も活用し、史跡の多様な利用促進を図ります。

#### 3 観光資源としての活用

史跡秋田城跡は、本市を代表する文化資源です。秋田城の価値をわかりやすく国内外に発信し、観光資源としての活用を促進し、必要なインバウンド対策を講じます。

#### 4 活用と整備、運営・体制との連携

既存整備地や自然環境等の活用のされ方を把握し、今後の修理改修や新たな整備に反映させます。また、史跡の活用を通し、関係人口を増やし運営・体制の強化につなげます。

### 第2節 方法

#### 1 史跡公園・ガイダンス施設の活用

発見された遺構を復元した史跡公園とガイダンス施設（秋田城跡歴史資料館）は、学びの場・市民の交流の場・観光資源としての活用の中核となる部分であり、今後も継続的に活用します。史跡公園の復元施設等の経年劣化に対しては適切に修理改修を行い、また、的確な場所に説明板を設置し、史跡の本質的価値を伝えます。

#### 2 自主事業の拡充

秋田城跡歴史資料館が主催する自主事業は、史跡の本質的価値を伝える貴重な機会です。「秋田城跡学習講座」（写真7-1）、「史跡散策会」、「発掘調査現地説明会」（写真7-2）、有識者による「秋田城跡歴史資料館講演会」、「パネル展」、資料館の企画展（写真7-3）、情報発信パンフレット「秋麻呂くん通信」（図7-1）の発行などの自



写真7-1 秋田城跡学習講座での構蒲（かりうち）体験



写真7-2 発掘調査現地説明会



写真7-3 秋田城跡歴史資料館企画展



写真7-4 史跡めぐり

図7-1 情報発信パンフレット「秋麻呂くん通信」



主事業は、史跡の本質的価値を伝えるものです。こうした自主事業を継続的に取り組み、拡充を図ります。中世以降の歴史遺産等は史跡の本質的価値に準ずる要素であり、史跡内の羽州街道や指定文化財、石造物などの名所旧跡を案内する「史跡めぐり」（写真7-4）のようなイベントも、今後積極的に行います。

また、発掘調査成果など、最新の秋田城に関する調査・研究について、研究機関や各地域の研究者と連携しながら、こうした自主事業を通して市民に分かりやすく情報発信を行います。

### 3 学校教育・社会教育・生涯学習の場としての利用促進

学校教育・社会教育・生涯学習の場としての利用を促進させます。こうした利用も史跡の本質的価値を伝える貴重な機会です。これまでも行ってきたように、資料館職員が講師となり、学校教育現場からの要望に応じた「出前授業」を行い、総合的な学習における利用促進を図ります（写真7-5）。また、近隣の小中学校は、総合学習の中で史跡公園や資料館を訪れ学習を行っており、引き続き利用を促します（写真7-6）。

これまでは、遠隔地の学校が直接史跡公園や資料館を訪れる機会が少なく、課題となっていました。近年は学校においてICT教育により、通信環境が整備されてきています。今後はこうした通信環境を利用し、史跡に直接訪れることのできない遠隔地の学校へのアプローチも検討します。

その他、社会教育・生涯学習の一環として依頼を受ける秋田城に関する職員の講話についても、継続して取り組み、史跡を訪れる機会の創出を図ります。特に生涯学習としての利用は重要な機会であり、歴史に興味ある年齢層は高齢者が多く、本市が推進する「エイジフレンドリーシティ」（高齢者にやさしい都市）行動計画の基本目標の一つである「生きがいくくりや社会参加の促進」につながることを期待されます。



写真7-5 職員による出前授業



写真7-6 学校教育現場での利用  
(AR・VR体験)

### 4 市民の交流の場としての活用

史跡を市民の交流の場として活用するには、必ずしも「学び」という形にこだわらず、史跡の多様な利用が望まれます。ただし、こうした史跡の多様な利用は、本質

的価値を損なわないことが大前提であり、本質的価値の理解を促進させるものが望ましいです。

### (1) 市民の交流の場としての活用の促進

平成10年度から10月に、地域のお祭りとして「秋田城跡東門ふれあいデー」を開催しています。このイベントは、ボランティア団体や地域団体と本市が実行委員会を作り、市民協働で行っています。イベントでは、フリーマーケットである「大路市」や近隣小学校よる和太鼓演奏・ヤートセ踊り等の披露、史跡案内、史跡内の文化財めぐりなどの各種イベントが行われ、史跡を周知するとともに、様々な人が史跡を訪れ、交流する場となっています（写真7-7・8）。こうした取り組みを継続・充実させ、交流の場としての活用を促進します。

またその他、史跡公園では、近隣小学校のマラソン大会（写真7-9）や地域のグラウンドゴルフ大会、地域の方の散歩コース、犬の散歩コース（写真7-10）として、多くの方に利用されています。こうした市民の交流の場としての利用は現状で史跡の本質的価値が損なわれることがないため、妨げるものではありません。こうした利用を通して史跡を訪れる機会が増え、「学ぶ」機会への入り口となります。例えば、学びの場としての説明板とは別に、人々が滞留する場所に適確に説明板を置くことにより、その後の史跡の興味関心につなげられるようにします。

また、障がいのある方など多様な人が史跡を訪れ、利用してもらえるようなバリアフリー等の配慮を行います。

その他、季節の花を楽しむことができるようなスペースを設けるなど、史跡内に市民の自発的な活動のための場を提供し、市民が気軽に史跡を活用できるような新たな取り組みを行います。

### (2) 豊かな自然環境や景観の活用

自主事業として行っている「史跡探訪会（自然観察会）」（写真7-11・12）は、史跡として保護されてきた豊かな自然環境を活用するものであり、「歴史」ファンとは異なる層にアプローチする方法として、こうしたイベントは今後も拡充し、取り組みます。

また、史跡秋田城跡の立地は本質的価値の一つであり、史跡から見える景観について活用を図ります。例えば、政庁正殿から真南に鳥海山が見えることがわかっています（写真7-13）。また、近世以降のものですが、外郭北辺にある五輪塔は北前船の寄港地としての目印で海から見ることができ、五輪塔からは海が見えていました（写真7-14）。こうした史跡の景観を積極的に活用しビューポイントとして周知し、観光客を含め幅広い層にアプローチするとともに、景観を保全するために必要な措置をとります。

このように多様な形で史跡へ訪れる機会を創出し、市民の交流の場としての史跡を活用することにより、史跡の歴史的景観が市民の心の原風景となり、「シビック・プライド」の醸成に寄与することを目指します。



写真7-7 東門ふれあいデー  
「大路市」



写真7-8 東門ふれあいデー  
「和太鼓演奏」



写真7-9 近隣小学校のマラソン大会



写真7-10 犬の散歩コースとしての利用



写真7-11 史跡探訪会（自然観察会）  
植物観察



写真7-12 史跡探訪会（自然観察会）  
野鳥観察



写真7-13 政庁正殿から見える鳥海山



写真7-14 五輪塔から見える日本海

## 5 観光資源としての活用の拡充

史跡秋田城跡を観光資源として活用し、観光客に訪れてもらうことは、より多くの人に史跡の本質的価値を伝える機会となるとともに、交流人口の拡大につながります。

現状では、秋田城跡歴史資料館に訪れる人は、大部分が国内旅行者で、東北地方や関東地方など秋田市へのアクセスが容易な地域が多い傾向にあります。基本的には国内向けの観光客誘致のための情報発信を継続的に行います。ただし、秋田港へのクルーズ船の来航と共に外国人観光客も少しずつ増えている傾向にあるため、現状の英語パンフレット等の作成や多言語化QRコードに加え、今後も引き続き必要なインバウンド対応の拡充を図ります。

また、観光客が史跡へ訪れる機会が増えるように、駅や空港での案内や情報発信を関係機関と連携して取り組みます。

## 6 既存整備地や自然環境、景観の活用のされ方の把握と点検

遺構復元を行い整備した史跡公園は、市民の憩いの場として人々が集い、史跡が活用されてきました。平成10年度から史跡公園として市民に開放してきた部分は、人の流れがある程度把握できる段階にあります。したがって、現段階での史跡公園の利用や活用のされ方を把握し、今後の修理改修や新たな整備にフィードバックできるようにします。例えば、既存整備地に対しては、史跡公園を案内する側に立った場合に必要な説明板や設備等、またそれらの位置について点検・検討し、修理改修を行う際には、その検討結果を反映させます。

また、豊かな自然環境や景観は、史跡の本質的価値、またはそれに準ずる要素であり、これらの活用のされ方も把握し、今後の整備に反映できるよう努めます。

こうした取り組みを通して、復元施設や自然環境、眺望景観を一体的に捉えるために、史跡のゾーニングを行い今後の整備に活かします。

## 7 活用から運営・体制への橋渡し

史跡の活用を通して「関係人口」を増やし、運営・体制への強化を図ります。現在、活用事業の一環である「秋田城跡学習講座」の受講者を対象に「秋田城跡ボランティアガイドの会」への入会を促しています。このような活用と運営・体制の橋渡しは、今後も積極的に行います。

## 第8章 整備

### 第1節 方向性

史跡秋田城跡の本質的価値をわかりやすく伝え、広く公開するように史跡整備を行います。

#### 1 自然環境や地形、景観を活かした整備

史跡秋田城跡は豊かな自然環境や沼地、起伏のある地形、地表面に古代遺構が観察できる部分等があります。また、北方交易の窓口であったことから、日本海に面した立地自体が史跡の本質的価値の要素でもあり、日本海を望む眺望景観も大切な要素です。こうした自然環境や地形、景観を活かした整備を行います。

#### 2 既存整備地の修理改修と長寿命化

既存整備地の復元施設については、経年劣化がみられるため、修理改修を行います。修理改修を行う際には、整備当初と同じような手法では、再び経年劣化することが予想されます。したがって、修理改修にあたっては、材質や仕様などを検証し、長寿命化を考慮します。ただし、修理改修に際しては、史跡の本質的価値を伝えることに支障がないように配慮する必要があり、長寿命化と史跡の本質的価値の伝え方のバランスがとれるような手法を検討します。

また、復元施設等の経年劣化は、徐々に進行していくことから、経年劣化の状況を記録できるように、定期的な点検を行う「管理カルテ」を導入します。

#### 3 未着手整備地（焼山・大畑地区等）に対する整備

整備基本計画の基本方針に基づき、鶉ノ木地区から政庁地区、史跡公園連絡橋、焼山地区の秋田城跡歴史資料館までの整備を実施し、旧国道で分断された史跡の東西一体化計画を着実に進めてきました。しかし、焼山地区と大畑地区等の整備は、未着手の状況にあります。これらの地区については、整備の基本方針を改めて検討し、持続可能な方法により史跡秋田城跡の本質的価値をわかりやすく伝えるために、整備事業を継続します。

### 第2節 方法

#### 1 保存のための整備

史跡秋田城跡は、豊かな自然環境や地形、景観が保全されており、こうした要素を活かした整備を行います。

また、史跡秋田城跡は、外郭区画施設が埋没した土塁状の高まりが確認されるなど、

地上に表れた古代遺構が確認できます。こうした地上に現れている遺構や発掘調査により地下にも遺構が埋蔵されていることが確実なもの、あるいはそれが推定されるものについては（写真8-1・2）、定期的に確認し「管理カルテ」を作成し、必要に応じて地上部に現れている遺構を保護する整備を行います。また、発掘調査により地下遺構が確認されている部分についても、地形の崩落等がないか定期的に確認し、同様に「管理カルテ」を作成します。「管理カルテ」については、第11章の「経過観察・維持管理」で詳細を述べます。

史跡から海が見えること、また海から史跡が見えることは史跡秋田城跡の本質的価値の要素の一つであるため、眺望景観の確保にも取り組みます。樹木等により、眺望景観が阻害されている場合や環境が改変されている場合は、これを本来の景観に戻していく整備を行います。

史跡秋田城跡の起伏に富んだ地形や、地上に現れている遺構等については、将来的に史跡の3D計測等を実施することで、より詳細に把握し、地形・遺構の保存に役立てます。



写真8-1 第105次調査A区周辺の地上部に表出している遺構



写真8-2 第105次調査D・E区周辺の地上部に表出している遺構

## 2 活用のための整備

### (1) 既存整備地の修理改修

史跡整備が行われた史跡公園は、学びの場・市民の交流の場・観光資源としての活用の中核となる部分です。こうした史跡公園の適切な管理のため、既存整備地の復元施設と保存活用施設の修理改修を行います。修理改修にあたっては、劣化度調査を行い、劣化の原因を追求し、修理改修の手法を検討する際の基礎データとします。また、保存活用施設等の経年劣化についても必要に応じて修理改修を行います。

### (2) 修理改修にあたっての考え方

修理改修にあたっては、長寿命化を考慮した仕様・手法をとるよう検討します。ただし、復元施設は史跡秋田城跡の本質的価値を現したものであり、修理改修により本質的価値を伝えることに支障がないように配慮し、長寿命化と本質的価値の伝え方のバランスを考慮した手法を検討します。

長寿命化と本質的価値の伝え方のバランスは、個々の復元施設によって異なります。

復元施設について修理改修する際には、一律に長寿命化を優先し、耐久性のある仕様・材質にするのではなく、各々の特性や伝えたい史跡の本質的価値に応じ、発掘調査の所見等を加味しながら、検討していく必要があります。

#### ア 築地塀の修理改修の考え方

既存復元施設の築地塀において、地面と接する裾部が劣化する現象がみられ、修理改修が必要な状況になっています。築地塀の立体復元の裾部は、冬期間に雪囲いを行ったとしても、劣化が生じています（写真8-3・4）。しかし、このような築地塀の裾部が劣化する現象は、発掘調査でも確認されており、奈良時代においても管理に苦慮していたと考えられます。第105次調査A区では、外郭の築地塀が発見されていますが、外郭Ⅰ期の築地塀の裾部が劣化し、抉れている状況が確認され、外郭Ⅱ期の改修期には抉れた部分に横から粘土を貼り付け、裾部を瓦で補強している様相が確認されました（写真8-5・6、図8-1）。これまでの発掘調査により秋田城の外郭は、東西南北の全周が築地塀で瓦葺きであったと考えられています。多雪地域にある秋田城では、本来、区画施設として築地塀を設けることは不向きであるにも関わらず、外郭全周を築地塀で囲む理由は、古代国家における北方交流の窓口として壮麗さや威厳を示すためと考えられ、史跡の本質的価値に関わるものです。したがって、築地塀の裾部が劣化する現象は、それ自体は維持管理上においては問題ですが、秋田城の本質的価値を伝える上では、発掘調査の所見に基づく奈良時代のリアルな実態を伝えるものであることから、長寿命化対策と史跡の本質的価値の伝え方とのバランスを考慮しながら、具体的な修理改修の方法を検討します。

#### イ 城内・城外東大路の考え方

平成7～9年度に整備を実施した外郭東門周辺の内城・城外東大路の復元施設は、土系舗装で行いましたが、完成から約30年を経ると、土系舗装が剥がれ、道路側溝も埋まっている状況です（写真8-7・8）。このような劣化状況は、発掘調査で発見される道路遺構の埋没状況と非常に類似しており（写真8-9）、奈良時代の秋田城が30年程度で道路を作り替えられている理由や、リアルな実態を伝えてはいます。しかし、城外東大路においては劣化が進みすぎ、路盤の碎石が露出しており、史跡の本質的価値を伝えることに支障が出ています（写真8-10）。

一方で、平成22年度から令和3年度まで実施した政庁から外郭東門へ至る大畑地区の内城東大路は、透水性樹脂舗装により整備を実施しました（写真8-11）。このような手法は現段階で劣化度は低く耐久性も高いため、長期的にみれば史跡の本質的価値を伝えることに支障がないと考えられます。したがって、城内外東大路の修理改修にあたっては、透水性樹脂舗装を有効に活用するよう検討します。

#### ウ 平面表示の木柱の考え方

建物の平面表示の柱位置を示す木柱は、平成9年度までに完成した鶉ノ木地区と平成16年度に完成した政庁正殿は木製で設置しました。しかし、経年劣化により、木柱が腐食してしまっており、史跡の本質的価値を伝えることに支障が出ています（写真8-12・13）。



写真 8-3 外郭東門周辺築地塼  
裾部の劣化状況



写真 8-4 外郭東門周辺築地塼  
裾部の劣化状況



写真 8-5 第105次調査A区 F2003A・  
B 築地塼跡土層断面（補修  
の痕跡がみられる）



写真 8-6 第105次調査A区 SF2003B  
築地塼跡裾部補修痕跡

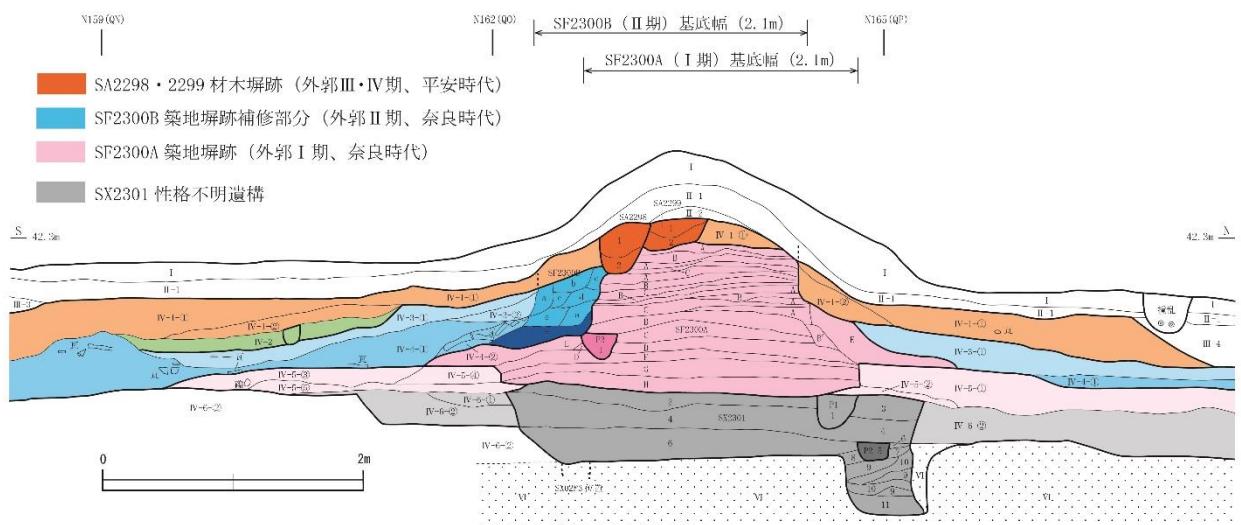


図 8-1 第105次調査A区 SF2003A・B 築地塼跡土層断面





写真 8-7 城内東大路土系舗装



写真 8-8 城内東大路土系舗装 側溝埋没状況



写真 8-9 第 106 次調査 A 区道路側溝検出状況（道路側溝は埋まって発見される）



写真 8-10 城外東大路土系舗装碎石露出状況



写真 8-11 城内東大路透水性樹脂舗装



写真 8-12 鶺ノ木地区建物平面表示木柱



写真 8-13 政庁正殿建物平面表示木柱



写真 8-14 政庁西門建物平面表示擬木 FRP 樹脂

一方、令和3年度に設置した連絡橋の広場部分における政庁西門の平面表示の木柱は擬木FRP樹脂で設置しています(写真8-14)。これは近年設置したばかりなので、経年劣化については不明な部分がありますが、他遺跡の例をみると耐久性が高いと考えられます。したがって、擬木だとしても本質的価値を伝えることに支障がない場合、平面表示の木柱は長寿命化を優先させた擬木を有効に活用するよう検討します。ただし、発掘調査の成果に基づき、木柱の樹種等を厳密に表現する必要がある場合は、擬木では本質的価値が伝わらないため、擬木の利用は好ましくありません。このように復元整備の意図や目的に応じて、一つ一つを検証しながら、長寿命化対策を行います。

### (3) 活用実態を踏まえた修理改修

遺構復元を行い整備した史跡公園は、史跡の活用の中として、長期間利用されてきました。その結果、整備当初は想定されていなかった活用のされ方やガイド案内の際にあった方がよい説明板やその位置など、活用されて初めてわかる既存整備地に対する「要望」があります。こうした点については、既存整備地の修理改修を行う際に、史跡公園の使われ方や活用の実態を把握し、修理改修時に反映させます。

また、多様な人々に史跡を活用してもえるように、バリアフリー等の対応も可能な範囲で対応します。

### (4) 復元施設等の管理

復元施設を適切に管理し、経年劣化の度合いを記録するために、「管理カルテ」を導入します。管理カルテについては、第11章の「経過観察・維持管理」で詳細を述べます。

### (5) 今後の整備事業（焼山・大畑地区等）

今後の整備事業は、現行の整備基本計画（秋田市教育委員会 1987b）の基本方針に基づき整備指導委員会の指導のもと進めます。これまで、鶴ノ木地区、政庁、城内東大路、焼山地区にガイダンス施設（秋田城跡歴史資料館）設置、政庁と資料館をつなぐ史跡公園連絡橋と、長期にわたる整備を行い、旧国道で分断された史跡の東西軸の

一体化を着実に進めてきました。長期計画の中で、未着手の整備地は、焼山地区と大畑地区等が残されています(図8-2)。焼山・大畑地区等の整備を行っていくことは、史跡の本質的価値を伝え、新たな学びの場・市民の交流の場となり、また観光資源の活用に資するものです。また、今後新たに整備を行う際には、年々発達しているデジタル技術が有効であり、積極的な活用を図ります。

焼山地区と大畑地区については、下記の基本方針で整備を継続します。また、これ以外の地区についても必要に応じて整備を検討します。

## ア 焼山地区

### (7) 地区の価値・評価

- ・旧雄物川および日本海に向けて張り出した台地で、河川・海上交通にとって重要な地区です。
- ・外郭西門が発見され、平安時代以降は重層門であった可能性があり、海から見えるランドマークであったと考えられます。
- ・外郭西門から政庁の間には、大型の掘立柱建物が多数発見されており、遺構の特徴から倉庫として機能していたと考えられます。こうした倉庫群は8世紀後半～9世紀代に充実しており、朝貢・饗給物資の集約と貯蔵管理が行われていたと考えられます。
- ・地区南西部の城内域に鍛冶関連の遺構が9世紀以降に展開し、生活用具に供することのできる鉄製品などを生産しており、北方交易との関連が指摘できます。

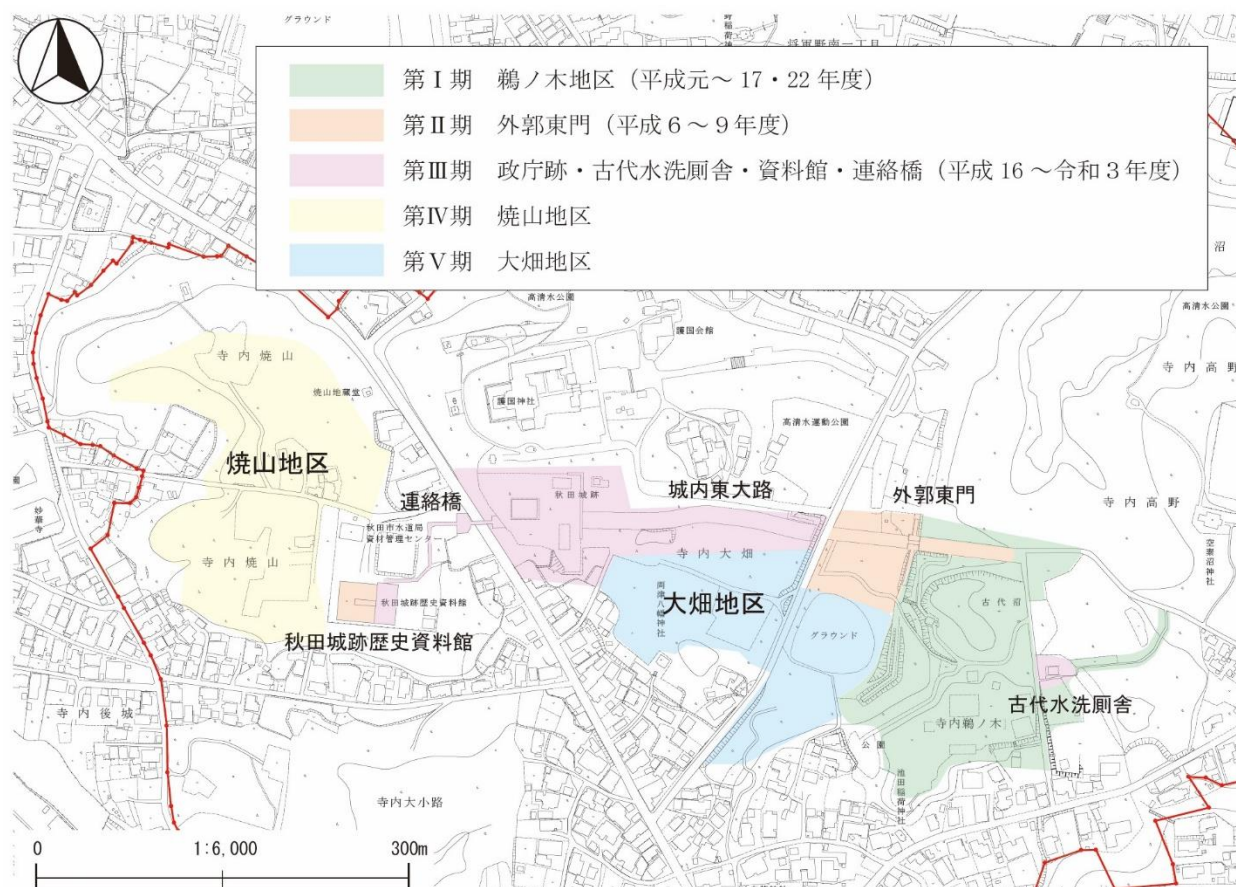


図8-2 史跡整備区域

- ・焼山地区は、秋田城が担ったとされる北方交流を支える施設が集中していたと考えられ、史跡の本質的価値を示す重要な地区の一つです。

#### (イ) 基本方針

- ・一部の主要なものについて、遺構表示を行います。
- ・外郭線の部分においては、現在も埋もれた築地塀が土手状の高まりとして地表面に露出しているため、現況地形をそのまま見せられるように配慮します。
- ・現在はハリエンジュなどの外来樹木等が生い茂り見通しが悪くなっていますが、男鹿半島や日本海への眺望が開けた地区と考えられるため、本来の景観を取り戻せるよう配慮します。
- ・デジタル技術（AR・VR）を取り入れ、史跡の立体的な理解促進を図ります。

### イ 大畑地区

#### (7) 地区の価値・評価

- ・城内東大路の周辺で秋田城の軍事関係の鍛冶工房群が発見されています。
- ・全国で唯一発見されている平安時代の非鉄製小札甲、大型の鍛冶工房と考えられる竪穴建物などが発見されています。また、出土遺物等から漆工人が使用したと考えられる竪穴建物も存在しています。
- ・大畑地区は工人集団が集住して居住し、秋田城の軍事・手工業に関連する遺構が密集する重要な地区であり、最北の古代城柵としての特性が現れています。

#### (イ) 基本方針

- ・一部の主要なものについて遺構表示を行います。
- ・ハリエンジュなど外来樹木等が生い茂り、本来の景観が損なわれている部分について整備を行います。

上記の未着手整備地に対する整備は、既存整備地の修理改修と同様に、長寿命化と本質的価値の伝え方とのバランスやバリアフリー等への配慮等について、考慮します。

#### (6) 整備基本計画の改訂

これまで昭和61年度策定の整備基本計画（秋田市教育委員会1987b）に基づき整備を行ってきましたが、整備が長期間にわたったため、整備予定地がすべて完了する前に、既存復元施設の修理改修が必要となりました。また、ガイダンス施設の設置場所や史跡公園連絡橋の設置、発掘調査の進展など、整備基本計画策定時から大きく状況が変わりました。こうしたことを踏まえて、既存の整備基本計画の理念を引き継ぎつつ、改訂を行います。改訂の際には、今後整備を行っていく焼山・大畑地区の復元時期等を検討し、また、自然環境や地形、眺望景観、発見された遺構の復元施設等を一体的に捉えることができよう、現行の整備基本計画の史跡のゾーニングについて、現在の史跡の活用や整備状況を踏まえて改めて検討します。

## 第9章 運営・体制

### 第1節 方向性

#### 1 総合拠点施設としての秋田城跡歴史資料館

史跡秋田城跡は秋田市が管理団体であり、秋田城跡歴史資料館は、史跡の保存管理・活用・整備を担当する総合拠点施設です。秋田城跡歴史資料館が中心となり市内の関係部局と連携し、文化庁・秋田県教育委員会の他、史跡秋田城跡に関連する外部委員会の指導・助言を仰ぎながら、各種事業を実施します。また、教育・研究機関と連携・協力し、次世代に史跡の価値を伝えるとともに、史跡秋田城跡の調査研究により史跡の付加価値を高めます。

#### 2 市民協働による運営・体制の拡充

多様化する史跡の活用や、広大な面積をもつ大規模遺跡である史跡秋田城跡は、秋田市や関係機関である行政だけでなく、ボランティア団体や地域団体、民間企業と連携し、市民協働で行っていく必要があります。また、このような「関係人口」を拡大させることにより、史跡秋田城跡を保存・活用し、次世代へ継承する運営・体制の拡充を図ります。

### 第2節 方法

#### 1 運営・体制の維持・継続・拡充

史跡秋田城跡の保存管理・整備・活用のすべての側面を秋田市が中心となって行っています。こうした体制を維持できるように、総合拠点施設として秋田城跡歴史資料館を位置づけ、保存管理に必要な発掘調査や研究、整備のために必要な職員の確保と資質向上に努めます。

#### 2 市民団体等の育成と連携強化

史跡秋田城跡を支援する市民団体・地域団体として、「秋田城跡ボランティアガイドの会」、「秋田城を語る友の会」、「秋田城跡史跡公園化推進協議会」（写真9-1・2）があります。こうした支援団体の育成や人員の確保などに努めます。現在、活用事業を通して団体の会員確保につながる良い循環ができていることから、継続的に取り組み育成を図り、各団体の要望に真摯に耳を傾け連携を強化します。

また、これまでも活用事業を通じて市民団体や教育機関、発掘調査や研究を通して研究機関と連携をとり支援をいただいていたましたが、今後も活用事業や調査研究を通じ、関係機関と継続的な連携強化を図ります。

### 3 関係人口の拡大

史跡秋田城跡の運営・体制は、図9-1のような体制をとっていますが、それぞれの連携・協力体制の強化を行います。史跡秋田城跡がもつ多様な課題に取り組み、また活用を充実させるために、「関係人口」の創出に努め拡充を図ります。史跡秋田城跡への関心は高齢者層がより高い傾向にあり、市民団体等にも多くの高齢者が参加しています。このように高齢者層を巻き込むことにより、参加者にとっては生きがいや社会参加のきっかけに、史跡にとっては「関係人口」の増加となり、相互に利益をもたらすような取り組みを目指します。

また、一方で若年層をはじめ多様な世代へのアプローチを行うため、既存の団体への入会にこだわらず、史跡を市民が気軽に活用できるような新たな取り組みが必要です。例えば、史跡内に市民が自主的に活動できる場所の提供や、秋田城跡歴史資料館からのSNS等による情報発信、または逆に史跡を活用してもらうことを通して市民の側からSNS等で自発的に情報発信してもらえよう仕掛けづくりに取り組みます。



写真9-1 秋田城跡ボランティアガイドの会による史跡案内



写真9-2 秋田城跡史跡公園化推進協議会によるボランティア清掃

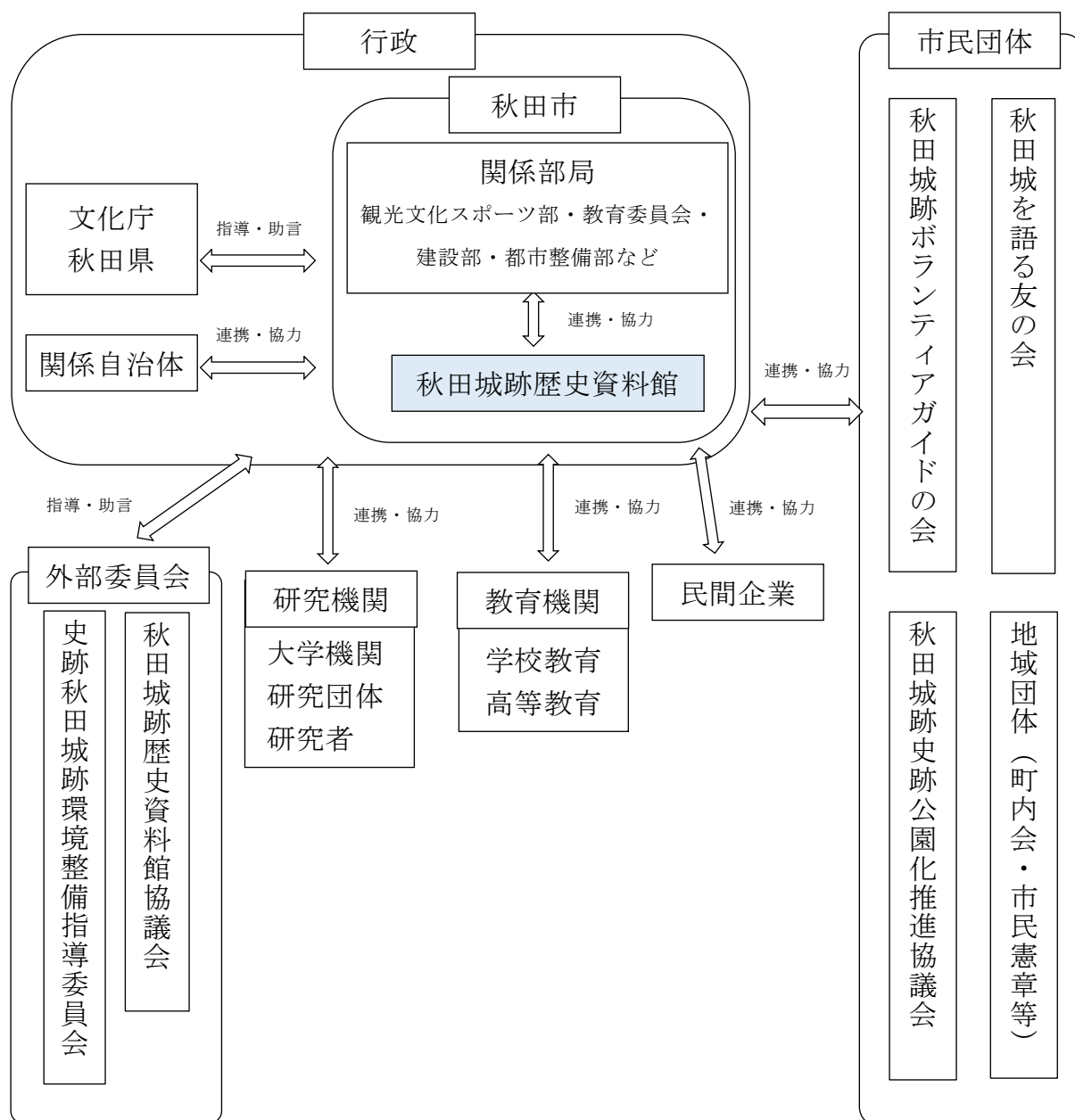


図9-1 史跡秋田城跡の保存活用運営・体制





## 第10章 施策の実施計画の策定・実施

### 第1節 実施計画

史跡秋田城跡の適切な保存管理、整備、活用のため、第6～9章で示した項目の具体的な施策を実施するために5年以内を短期、10年以内を中期、それ以降を長期と設定し、以下のとおり計画します（表10-1）。なお、本計画期間は10年ですが、必要に応じて計画の修正等を行います。

### 第2節 保存管理の実施計画

引き続き現状変更の対応を、本計画書で定めた保存管理基準・地区区分に基づき行います。保存目的の発掘調査は、昭和47年度から令和13年度までの60年間の第I期長期計画を着実に進めます。第I期長期計画の終了後には、必要に応じて保存管理基準と地区区分を見直します。その他の保存目的の発掘調査が必要な場合は、別途計画を立て実施します。土地公有化は、昭和41年度からはじまり、令和30年度までの83年間の計画で、短期・中期以後も引き続き行います。植生管理は、これまでも随時行ってきましたが、令和7年度からも引き続き取り組みます。災害を未然に防ぐための管理については、令和7年度から取り組みます。保存管理の施策は、いずれも短期・中期・長期の取り組みとなります。

### 第3節 活用の実施計画

自主事業の拡充や学校教育・社会教育・生涯学習の場としての利用促進、市民の交流の場としての活用、観光資源としての活用の拡充、活用から運営・体制への橋渡しは、いずれもこれまで行ってきましたが、今後も継続・拡充しながら実施します。これらは、短期・中期・長期の取り組みとなります。一方、復元整備地や自然環境等の活用のされ方の把握と点検については、既存整備地の修理改修の際に反映させる必要があるため、令和7・8年度の短期の取り組みとなります。

### 第4節 整備の実施計画

保存のための整備は、地形や地上に表出する遺構の保護、樹木等を伐採し眺望景観を確保するための整備、3D測量等の実施などを行うものです。眺望景観を確保するための整備と3D測量の実施は、令和9年度以降に行います。地形や地上に表出する遺構の保護については、「管理カルテ」の導入を契機に、改めて史跡全体について確認を行います。これらは、短期・中期・長期にわたる取り組みとなります。

一方、活用のための整備では、整備基本計画を改訂した後に、既存整備地の修理改修を行い、その後に焼山・大畑地区等の新規整備に取り組みます。整備基本計画の改訂は令和7・8年度、既存復元施設の修理改修は令和9～12年度、未着手整備地（焼山・大畑地区等）の新規整備は令和13年度以降とします。短・中期として既存復元施設の修理改修、中・長期として未着手整備地の新規整備となります。また、同様に復元施設等の管理は、「管理カルテ」を導入し令和7年度より行い、短期・中期・長期にわたり取り組みます。

## 第5節 運営・体制の実施計画

運営・体制の維持・継続、市民団体等の育成と連携強化は、今後も継続・実施します。また、「関係人口」の拡大は、これまでの取り組みに加え、新たな担い手育成を意識しながら令和7年度以降に取り組みます。いずれも短期・中期・長期の取り組みとなります。





## 第11章 経過観察・維持管理

### 第1節 方向性

#### 1 施策の取り組みの経過観察

史跡の保存管理・活用・整備は将来にわたって継続的に取り組む必要があり、本計画の進捗状況を定期的に経過観察することで、その達成度や社会情勢などの変化への対応を分析・検証し、新たに生じた課題を改善していくことが求められます。これについては、「史跡の自己点検表」で経過観察を行います。

#### 2 遺構・復元施設・保存活用施設等の経過観察

地形や遺構を適切に保存し、整備地の復元施設・保存活用施設を適切に管理するために、それぞれの経過観察を行います。定期的な経過観察と点検を行い、経年変化による劣化などを観察し、施策の中にフィードバックします。これらについては、「管理カルテ」を用い経過観察を行います。

#### 3 復元施設と保存活用施設の維持管理

復元施設と保存活用施設の長寿命化のために、日常的な維持管理を適切に行います。

### 第2節 方法

#### 1 史跡の自己点検表

第5章で示した基本方針および第6～9章で個別に検討した保存管理、整備、活用、運営・体制について、それぞれの取り組み状況と達成度を把握するために、「史跡の自己点検表」（表 11-1）を用い経過観察を実施します。点検表については『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（文化庁文化財部記念物課 2015）掲載の自己点検表を用い、状況の変化に応じて項目の追加修正等を検討します。自己点検表およびその検証結果は、外部委員にも諮り本計画を見直す際に反映させます。なお、自己点検は、本計画の見直し時に限らず必要な場合は随時行います。

#### 2 管理カルテ

遺構保護を行う保存のための整備および復元施設等の管理のために、「管理カルテ」を導入します。なお、管理カルテの様式は、点検対象や状況に応じて項目等の追加修正等、適宜改変を行います。

##### (1) 管理カルテ（遺構）

地形や地上に表出する遺構、過去の発掘調査地点等が土砂の流出や自然崩落等により地形の改変がなされていないか、ある程度まとまった地区単位で確認し、現況写真を

添付します。管理カルテの様式は表 11-2 で、5年に1回程度の頻度で現地確認を行います。

### (2) 管理カルテ（過去の災害および災害のおそれのある地点）

過去に災害が起こった地点について、位置と範囲を地図で示し、写真を添付します。同様に災害のおそれのある要素を発見した場合は、その要素を記載し地図と写真を添付します。管理カルテの様式は表 11-3 で、3年に1回程度の頻度で史跡全体のパトロールを行います。ただし、災害のおそれのある地点を発見した場合は、頻度を定めず経過観察を行い、必要な措置の検討を行います。

### (3) 管理カルテ（施設）

復元施設や保存活用施設について、状況を記録します。管理カルテの様式は、復元遺構と保存活用施設は表 11-4 とします。なお、保存活用施設の中でも特に構造が複雑な建築物については表 11-5 を用います。いずれも1年に1回の点検を行います。

## 3 維持管理

復元施設や保存活用施設の長寿命化を図るには、日常的な管理が重要です。史跡公園の草刈り作業を年に3回程度行い、植物等の侵食から復元施設等を保護します。また、冬期間の積雪に対し、復元した築地塀については雪囲いを行い、必要な対策を講じます。こうした復元施設や保存活用施設について、「管理カルテ」を用いて管理します。

また、地形や地上に表出する遺構の保護、危険樹木の把握や自然災害による被害拡大を未然に防ぐ取り組みとしては、史跡内の定期的なパトロールを行い、結果の記録として、「管理カルテ」を用います。

以上のように維持管理において「管理カルテ」を活用し、経過観察を行いながら維持管理するとともに、より効果的な管理・整備手法を検討し、整備基本計画や保存活用計画の改訂の際に活かします。

表11-1 史跡の自己点検表

項目	史跡等の名称		史跡秋田城跡		備考 (現状、目的、成果等を記入)
	管理団体	秋田市(秋田城跡歴史資料館)	未取組	取組中 である	
(1)基本情報 に関する こと	実施例		1	2	3
	ア)標識は適正に設置されているか		1	2	3
	イ)境界線の設置、現地での範囲の把握はできているか		1	2	3
(2)計画策定 等に関する こと	ウ)説明板は設置されているか		1	2	3
	ア)保存活用計画は策定されているか		1	2	3
	イ)保存活用計画に基づいて実施されているか		1	2	3
(3)保存に関 すること	ウ)保存活用計画の見直しは実施されているか		1	2	3
	ア)指定、選定時における本質的価値について十分把握できているか		1	2	3
	イ)調査等により史跡等の価値等の再確認はできているか		1	2	3
(4)管理に関 すること	ウ)専門技術者の参加、連携は図られているか		1	2	3
	エ)史跡等の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか		1	2	3
	オ)災害対策は十分されているか		1	2	3
(5)公開、活 用に関する こと	カ)保存活用計画に基づいて実施されているか		1	2	3
	ア)日常的な管理はされているか		1	2	3
	イ)特別な技術等が必要な部分の管理はされているか		1	2	3
(6)公開、活 用に関する こと	ウ)史跡等周辺の環境保全のために地域住民や関係機関との連携が図られているか		1	2	3
	エ)条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、実行しているか		1	2	3
	オ)保存活用計画に基づいて実施されているか		1	2	3
(7)運営・体 制・連携に 関すること	ア)公開が適切に行われているか		1	2	3
	イ)史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか		1	2	3
	ウ)市民の文化的活動の場となっているか		1	2	3

(5)公開、活 用に関する こと	エ)まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3
	オ)文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3
	カ)体験学習等は計画的に実施しているか	1	2	3
(6)整備に関 すること	キ)パンフレット等は活用されているか	1	2	3
	ク)外国人向けの対応はなされているか	1	2	3
	ク)ガイダンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3
(7)運営・体 制・連携に 関すること	ケ)整備基本計画は策定されているか	1	2	3
	ケ)史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3
	ケ)遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3
(8)予算に 関すること	コ)修復において、伝統技術を十分尊重して実行できたか	1	2	3
	コ)整備後に、修復の状況を管理しているか	1	2	3
	コ)復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか	1	2	3
(9)公開、活 用に関する こと	キ)活用を意識した整備が行われているか	1	2	3
	ク)多言語に対応した整備が行われているか	1	2	3
	ク)整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか	1	2	3
(10)公開、活 用に関する こと	ク)整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3
	ケ)整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3
	ケ)運営については適切に行われているか	1	2	3
(11)公開、活 用に関する こと	イ)体制については十分であるか	1	2	3
	ウ)他部署との連携については十分であるか	1	2	3
	エ)地域との連携については十分であるか	1	2	3
(12)公開、活 用に関する こと	ア)予算確保のための取組はあるか	1	2	3

表11-2 管理カルテ（遺構）

様式 1

管理カルテ（遺構）

【第 回点検： 年 月 日】

調査 回数		地区名	
残存 状況			
評価の 目安	おおむね良好		A
	部分的に劣化が見られるが、保存上に問題なし		B
	劣化が一部見られ、保存上にやや問題がある		C
	劣化の程度が大きく、保存上に問題があり、早急に対応する必要がある		D
記載事項			
写真等			



表11-3 管理カルテ（過去の災害および災害のおそれのある地点）

様式2

管理カルテ（過去の災害および災害のおそれのある地点）

【記入日： 年 月 日】

地区名	
過去の災害履歴	
災害のおそれのある要素	
※急傾斜、斜面部の不安定さ、危険樹木等の存在などを記入	
地図（位置と範囲）	
写真等	

表11-4 管理カルテ（施設 復元遺構・保存活用施設）

様式 3

管理カルテ（施設 復元遺構・保存活用施設）

【第 回点検： 年 月 日】

施設名		地区名	
建設年度		経過年数	
規模		処分制限期間	
構造形式		数量	
修理等履歴			

評価の目安	おおむね良好			A	
	部分的に劣化が見られるが、安全上、機能上に問題なし			B	
	広範囲に劣化が見られ、安全上、機能上に低下の兆候が見られる			C	
	劣化の程度が大きく、安全上、機能上に問題があり、早急に対応する必要がある			D	
点検対象部位	点検の視点		劣化有無 (有=■)	備考 (左記の劣化状況の補足等)	評価
分野	部位				
工作物	敷地	地面につまづく程度のひびや陥没はないか 動植物による損害等はないか			
	上部	部材にひびや膨れ、剥がれはないか 降雨等による染みはないか 金属部にサビや剥がれはないか			
	下部	床や足元に傾き、浮き上がり等はないか 部材にひびや膨れ、剥がれはないか 降雨等による染みはないか 金属部にサビや剥がれはないか			
	設備	表面にひびや反り、サビ、変色等はないか 表面の目地に亀裂等はないか 部材などが剥がれていないか 階段に欠損はないか 手摺にガタつきはないか			
電設 気備	分電盤	ブレーカーに破損、サビはないか 異音、異臭はないか			
	照明機器 コンセント	破損、サビ、ちらつきはないか 異音、異臭はないか			
	情報設備	電話、放送、通信設備に異常はないか			
	その他 機器	警報ランプ、破損、サビはないか 異音、異臭はないか			

表11-5 管理カルテ（施設 保存活用施設の建築物）

様式 4

管理カルテ（施設 保存活用施設の建築物）

【第 回点検： 年 月 日】

施設名		地区名	
建設年度		経過年数	処分制限期間
規模			数量
構造形式			
修理等履歴			

評価の目安	おおむね良好			A	
	部分的に劣化が見られるが、安全上、機能上に問題なし			B	
	広範囲に劣化が見られ、安全上、機能上に低下の兆候が見られる			C	
	劣化の程度が大きく、安全上、機能上に問題があり、早急に対応する必要がある			D	
点検対象部位	点検の視点		劣化有無 (有=■)	備考 (左記の劣化状況の補足等)	評価
分野	部位				
建築	敷地	地面につまずく程度のひびや陥没はないか 塀や擁壁にひびや傾き、膨れはないか			
	屋根上	金属部（屋根・軒先等）にサビや剥がれはないか 屋上防水等にひびや膨れはないか 降雨時に雨漏りはないか			
	外壁	外壁にひびや反り、サビ等はないか 外壁の目地に亀裂等はないか タイルなどが剥がれていないか			
	内部	床・壁・天井にひびや膨れ、剥がれはないか 床に傾きはないか 雨漏り等による染みはないか 階段に欠損はないか 手摺にガタつきはないか 窓や扉の開閉に異常はないか			
衛生設備	給排水 トイレ	異音、異臭はないか 水漏れ、赤水はないか			
	ガス	点火、燃焼状況に変化はないか ガス警報器が有効期限内か			
	空調	異音、異臭はないか エラー表示、ガタつきはないか			
電設	分電盤	ブレーカーに破損、サビはないか 異音、異臭はないか			
	照明機器 コンセント	破損、サビ、ちらつきはないか 異音、異臭はないか			
	情報設備	電話、放送、通信設備に異常はないか			
	その他 機器	警報ランプ、破損、サビはないか 異音、異臭はないか			
防災設備	消火栓	破損、サビ、周囲に支障物はないか			
	消火器	破損、サビ、期限切れはないか			
	防火扉	破損、サビ、開閉に支障物はないか			
	自火報 誘導灯	受信機のランプに異常はないか（自動火災報知設備） 常に点灯しているか			



## 引用文献

- 安藤和風 1931 『秋田の土と人 土之巻』 秋田郷土會
- 大山宏 1926 「秋田城趾畧考」 『羽城』 55 号、秋田県立秋田中学校校友会、pp. 14-26
- 大山宏 1932 「秋田城趾に就いて」 『秋田県史蹟調査報告第一輯』、pp. 1-60
- 雄勝城・駅家研究会 2020 『蝦夷塚古墳群発掘調査報告書』 雄勝城・駅家関連遺跡発掘調査報告書第 1 集
- 雄勝城・駅家研究会 2022 『十足馬場北遺跡・十足馬場西遺跡発掘調査報告書』 雄勝城・駅家関連遺跡発掘調査報告書第 2 集
- 狩野徳藏 1897 「秋田城古跡考」 (東山太三郎編 『秋田寺内旧蹟誌』 東山文庫に所収)
- 鎌田正苗 1772 以前 「秋田郡寺内村古跡記」 『寺内旧跡記』 大館市立中央図書館真崎文庫所蔵
- 栗田茂治 1926 『秋田城考』 私立秋田市教育會
- 経済企画庁総合開発局国土調査課 1966 『土地分類基本調査 地質・表層地質・土じょう』
- 黒澤道形 1823 「秋田千年瓦」 (今村義孝 1971 『新秋田叢書 第 3 卷』 歴史図書社所収)
- 進藤重記 1762 『出羽国風土略記』 (進藤重記 1974 『出羽国風土略記』 歴史図書所収)
- 菅江真澄 1812 「水の面影」 (内田武志編 1969 『菅江真澄隨筆集』 平凡社に所収)
- 鈴木琢也 2016 「須恵器からみた古代の北海道と秋田」 『北方世界と秋田城』 考古学リーダー25 六一書房、pp. 191-214
- 高階貞房 1843 「天保十四年九月二十日」 『寺内村記』
- 橋本宗彦 1907 「秋田城考」 秋田魁新報
- 文化財保護委員会 1959 『秋田城跡第一次調査概要』
- 文化財保護委員会 1960 『秋田城跡第二次調査概要』
- 文化財保護委員会 1961 『秋田城跡第三次調査概要』
- 文化財保護委員会 1962 『秋田城跡第四次調査概要』
- 文化庁文化財部記念物課 2015 『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』
- 星野岳義 2015 「菅江真澄の採集した西行伝承-付載 鎌田正苗『秋田郡寺内村古跡記』-」 『社学研論集』 25、pp. 73-88
- 武藤一郎 1926 「秋田城址に就て」 『秋田考古會々誌』 1 卷 3 号、pp. 8-18
- 由理柵・駅家研究会 2013 『客殿森遺跡発掘調査報告書-由理柵・由理駅擬定地遺跡の検証-』 由理柵・駅家関連遺跡発掘調査第 1 集
- 吉田東伍 1907 「南秋田郡」 『大日本地名辞書 第 5 冊の下』、富山書房 (吉田東伍 1907 『大日本地名辞書 下』 第二版、富山書房、pp. 4583-4608 に所収)
- 三上喜孝 2019 「出羽国と古代仏教～列島周縁に広がる古代仏教を考える～」 秋田市立秋田城跡歴史資料館 2019 年度前期企画展「秋田城と古代仏教」講演会資料
- 【秋田市教育委員会刊行物】
- 秋田市教育委員会 1973 『秋田城跡 昭和 47 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1974 『秋田城跡 昭和 48 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1975 『秋田城跡 昭和 49 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1976 『秋田城跡 昭和 50 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1977 『秋田城跡 昭和 51 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1978a 『史跡秋田城跡保存管理計画』
- 秋田市教育委員会 1978b 『秋田城跡 昭和 52 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1979 『秋田城跡 昭和 53 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1980 『秋田城跡 昭和 54 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1981a 『秋田城跡 昭和 55 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1981b 『後城遺跡発掘調査報告書』
- 秋田市教育委員会 1982 『秋田城跡 昭和 56 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1983 『秋田城跡 昭和 57 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1984 『秋田城跡 昭和 58 年度秋田城跡発掘調査概報』

- 秋田市教育委員会 1985 『秋田城跡 昭和 59 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1986a 『秋田城跡整備基本構想策定に関する調査報告書』
- 秋田市教育委員会 1986b 『秋田城跡 昭和 60 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1987a 『史跡秋田城跡保存管理計画』
- 秋田市教育委員会 1987b 『秋田城跡整備基本計画―秋田城跡・高清水の丘歴史の杜博物館―』
- 秋田市教育委員会 1987c 『秋田城跡 昭和 61 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1988 『秋田城跡 昭和 62 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1989 『秋田城跡 昭和 63 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1990 『秋田城跡 平成元年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1991 『秋田城跡 平成 2 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1992 『秋田城跡 平成 3 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1993 『秋田城跡 平成 4 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1994 『秋田城跡 平成 5 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1995 『秋田城跡 平成 6 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1996 『秋田城跡 平成 7 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1997 『秋田城跡 平成 8 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1998 『秋田城跡 平成 9 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 1999 『秋田城跡 平成 10 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 2000 『秋田城跡 平成 11 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 2001 『秋田城跡 平成 12 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 2002a 『秋田城跡 -政庁跡-』
- 秋田市教育委員会 2002b 『秋田城跡 平成 13 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 2003 『秋田城跡 平成 14 年度秋田城跡発掘調査概報』
- 秋田市教育委員会 2004 『秋田城跡 秋田城跡調査事務所年報 2003』
- 秋田市教育委員会 2005 『秋田城跡 秋田城跡調査事務所年報 2004』
- 秋田市教育委員会 2006 『秋田城跡 秋田城跡調査事務所年報 2005』
- 秋田市教育委員会 2007 『秋田城跡 秋田城跡調査事務所年報 2006』
- 秋田市教育委員会 2008a 『秋田城跡Ⅱ -鶴ノ木地区-』
- 秋田市教育委員会 2008b 『秋田城跡 秋田城跡調査事務所年報 2007』
- 秋田市教育委員会 2009 『秋田城跡 秋田城跡調査事務所年報 2008』
- 秋田市教育委員会 2010 『秋田城跡 秋田城跡調査事務所年報 2009』
- 秋田市教育委員会 2011 『秋田城跡 秋田城跡調査事務所年報 2010』
- 秋田市教育委員会 2012 『秋田城跡 秋田城跡調査事務所年報 2011』
- 秋田市教育委員会 2013 『秋田城跡 秋田城跡調査事務所年報 2012』
- 秋田市教育委員会 2014a 『史跡秋田城跡保存管理計画書』
- 秋田市教育委員会 2014b 『秋田城跡 秋田城跡調査事務所年報 2013』
- 秋田市教育委員会 2015 『秋田城跡 秋田城跡調査事務所年報 2014』
- 秋田市教育委員会 2016 『秋田城跡 秋田城跡調査事務所年報 2015』
- 秋田市教育委員会 2017 『秋田城跡 秋田城跡調査事務所年報 2016』
- 秋田市教育委員会 2018 『秋田城跡 秋田城跡歴史資料館年報 2017』
- 秋田市教育委員会 2019 『秋田城跡 秋田城跡歴史資料館年報 2018』
- 秋田市教育委員会 2020 『秋田城跡 秋田城跡歴史資料館年報 2019』
- 秋田市教育委員会 2021 『秋田城跡 秋田城跡歴史資料館年報 2020』
- 秋田市教育委員会 2022 『秋田城跡 秋田城跡歴史資料館年報 2021』
- 秋田市教育委員会 2023 『秋田城跡 秋田城跡歴史資料館年報 2022』
- 秋田市教育委員会 2024a 『秋田城跡Ⅲ -焼山地区-』
- 秋田市教育委員会 2024b 『令和 5 年度秋田市遺跡確認調査報告書』
- 秋田市教育委員会 2025 『秋田城跡 秋田城跡歴史資料館年報 2024』

# 資料編

## 1 関係法令

- (1) 文化財保護法（抄）
- (2) 文化財保護法施行令（抄）
- (3) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
- (4) 秋田県文化財保護条例（抄）
- (5) 秋田市文化財保護条例
- (6) 秋田市文化財保護条例施行規則
- (7) 秋田市立秋田城跡歴史資料館条例
- (8) 秋田市立秋田城跡歴史資料館条例施行規則
- (9) 史跡秋田城跡環境整備指導委員会設置要綱
- (10) 秋田市行政組織規則(抄) 秋田城跡歴史資料館事務分掌
- (11) 秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程
- (12) 秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁に関する規程（抄）

## 2 参考資料

- (1) 史跡秋田城跡および寺内地区略年表
- (2) 史跡秋田城跡内および隣接地道路路線名一覧
- (3) 史跡秋田城跡指定範囲地番一覧

## 1 関係法令

### (1) 文化財保護法（抄）

制定：昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号

最終改正：令和四年六月一七日法律第六八号

#### 第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁（りょう）、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五百三十三条第一項第一号、第六百六十五条、第七百七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九十九条、第一百条、第一百二十二条、第二百二十二条、第三百三十一条第一項第四号、第五百三十三条第一項第十号及び第十一号、第六百六十五条並びに第七百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（昭二七法二七二・昭二九法一三一・昭四三法九九・昭五〇法四九・平一六法六一・令三法二二・一部改正）

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をも

つてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

— 中略 —

#### 第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に



規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条(同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。)及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

— 中略 —

## 第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第一百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定に

よる官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第一百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十三条を除き、以下この章において同じ。)は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第一百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べるができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるができる。

(解除)

第一百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九十九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九十九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第一百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、

設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百十五条 第十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章(第三十三条の二第一項を除く。)及び第八十七条第一項第三号において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第一百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第一百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体(管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会)が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第一百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が

指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項(同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画(以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
- 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然

記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十五号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状

又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

## (2)文化財保護法施行令(抄)

制定：昭和五十年政令第二百六十七号

最終改正：令和六年四月二四日政令第一七四号

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。)が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務(法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項(法第八十三条、第一百八条、第一百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)の規定による指揮監督(管理に係るものに限る。)並びに法第三十六条第三項(法第八十三条、第二百一十一条第二項(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第四十六条の二第二項及び第二百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項(法第二百五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の停止命令(文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。)

三 法第五十一条第五項(法第五十一条の二(法第八十五条において準用する場合を含む。))及び第八十五条において準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令(公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。))及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令(文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。)

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二

項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会(当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長)が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務(法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。)を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会(当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。)の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。)

三 法第五十四条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第五十五条の規定による調査(第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからイまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第一百五十一条第一項に規定する管理団体(以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。))が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおい

て「管理計画」という。)を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第一号又に掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第二百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十四年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第一百五十五条第一項(法第二百十条及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取  
天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体

が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

二 法第三百十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第三百十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

五 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

六 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

七 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

八 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

九 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

### (3) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第二百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項(法第八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。))の規定により当該許可を都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。))町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体(第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。)である場合にあつては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。))が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に提出

しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
  - 二 出土品の処置に関する希望  
（許可申請書の添付書類等）
- 第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。
- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
  - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
  - 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
  - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
  - 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
  - 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
  - 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
  - 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
  - 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。
- （終了の報告）

第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八条第三項で準用する法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

（管理計画）

第六条 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。）第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
  - 二 指定年月日
  - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
  - 四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は市町村）
  - 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
  - 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
  - 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
  - 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。
- （市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示）

第七条 令第五条第七項（令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する旨
- 二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二九年六月二九日文化財保護委員会規則第八号）

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三十九年六月二七日文化財保護委員会規則第三号)

この規則は、昭和三十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四三年一月二六日文部省令第三一号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年三月八日文部省令第八号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一月二二日文部科学省令第三六号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日文部科学省令第七号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

#### (4) 秋田県文化財保護条例(抄)

制定：昭和三十一年秋田県条例第十二号

全部改正：昭和五十年十二月二十二日秋田県条例第四十一号

最終改正：平成一七年条例第四三号

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第八十二条第二項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で秋田県(以下「県」という。)の区域内に存するものうち県にとつて重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資するとともに、我が国の文化の進歩に貢献することを目的とする。

#### 第二章 県指定有形文化財

(指定)

第四条 教育委員会は、県の区域に存する有形文化財(法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち県にとつて重要なものを秋田県指定有形文化財(以下「県指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者及び権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ秋田県文化財保護審議会の意見をきかななければならない。

4 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

5 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

6 教育委員会は、第一項の規定による指定をしたときは、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第五条 教育委員会は、県指定有形文化財が県指定有形文化

財としての価格を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

3 県指定有形文化財について法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があつたときは、当該県指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 教育委員会は、前項の場合には、その旨を告示するとともに、当該県指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第二項において準用する前条第四項の規定による県指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、又は前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに、県指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。(所有者の管理義務及び管理責任等)

第六条 県指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、県指定有形文化財を管理しなければならない。

2 県指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該県指定有形文化財の管理の責に任ずべき者(以下この章において「管理責任者」という。)を選任することができる。

3 県指定有形文化財の所有者は、前項の規定により管理責任者を選任したときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任したときも、同様とする。

4 管理責任者には、第一項の規定を準用する。

(所有者の変更等)

第七条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 県指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第八条 県指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

第十条 県指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、県は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 教育委員会は、前項の補助金を交付する場合には、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第十一条 前条第一項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号の一に該当するに至つたときは、県は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

一 この条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したと



き。  
二 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。

三 補助金の交付の条件に違反したとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第十二条 教育委員会は、県指定有形文化財の管理が適当でないため当該県指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 教育委員会は、県指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とすることができる。

4 前項の規定により県が費用の全部又は一部を負担する場合には、第十条第二項及び前条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第十三条 県が修理又は管理に関し必要な措置(以下この条において「修理費」という。)につき第十条第一項の規定により補助金を交付し、又は前条第三項の規定により費用を負担した県指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者(以下この条において「所有者等」という。)は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該県指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額の合計額から当該修理等が行われた後当該県指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を県に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した県指定有形文化財につき教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後当該県指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該県指定有形文化財を県に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、県は、第一項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第十四条 県指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 教育委員会は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 教育委員会は、第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。(修理の届出等)

第十五条 県指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第十条第一項の規定による補助金の交付、第十二条第二項の規定による勧告又は前条第一項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、県指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言をすることができる。

(調査)

第十八条 教育委員会は、必要があると認めるときは、県指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該県指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第十九条 県指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県指定有形文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示及び許可その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該県指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

## 第五章 県史跡名勝天然記念物

(指定)

第三十四条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物(法第九十九条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち県にとつて重要なものを秋田県指定史跡、秋田県指定名勝又は秋田県指定天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第四条第二項から第五項までの規定を準用する。

(解除)

第三十五条 教育委員会は、県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 県指定史跡名勝天然記念物について法第九十九条第一項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があつたときは、県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第一項の規定による指定の解除には第五条第二項の規定を、前項の場合には同条第四項の規定を準用する。

(土地の所在等の異動の届出)

第三十六条 県指定史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者(第三十八条において準用する第六条第二項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更の制限)

第三十七条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現

状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第十四条第三項及び第四項の規定を準用する。

4 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項において準用する第十四条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

(準用規定)

第三十八条 第六条から第八条まで、第十条から第十三条まで、第十五条、第十八条及び第十九条第一項の規定は、県指定史跡名勝天然記念物について準用する。

## (5) 秋田市文化財保護条例

制定：昭和36年7月5日条例第23号

最終改正：平成16年11月15日条例第68号

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第182条第2項の規定に基づき、秋田市(以下「市」という。)の区域に存する文化財のうち、同法および秋田県文化財保護条例(昭和50年秋田県条例第41号)の規定により指定を受けた文化財以外のものとして重要なものについて、その保存および活用を図り、もつて市民の文化的向上に資するとともに、地方文化の進歩に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 有形文化財(建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。))ならびに考古資料およびその他の学術上価値の高い歴史資料をいう。

(2) 無形文化財(演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いものをいう。以下同じ。)

(3) 民俗文化財(衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術およびこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものをいう。以下同じ。)

(4) 記念物(貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で市にとって芸術上又は観賞上価値の高いものならびに動物(生息地、繁殖地および渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))および地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で市にとって学術上価値の高いものをいう。)

(文化財保護審議会)

第3条 秋田市教育委員会(以下「委員会」という。)の付属機関として、秋田市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)をおく。

2 審議会は、市の区域内に存するすべての文化財の保存および活用に関し、委員会の諮問に応じ、意見を具申しおよびこ

のために必要な調査研究を行う。

3 審議会の委員は、10人以内とし、委員会が委嘱する。

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補充された委員は、他の委員の任期満了まで在任する。

(指定)

第4条 委員会は、市の区域内にある文化財のうち、重要なものを市指定文化財に指定することができる。

2 前項の指定をする場合には、委員会はあらかじめ指定しようとする文化財の所有者および権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の、無形文化財および民俗文化財については、その保持者およびその保存にあたっている者(以下「保持者等」という。)の同意を得なければならない。

(解除)

第5条 委員会は、市指定文化財が、その価値を失ったと認めるとき、又は特別な理由があると認めるときは、その指定を解除することができる。

(告示および通知)

第6条 委員会は、第4条第1項の規定による指定又は前条の規定による解除をしたときは、その旨を告示し、かつ当該文化財の所有者等又は保持者等に通知しなければならない。

(所有者等の管理義務および代理者)

第7条 市指定文化財の所有者等又は保持者等は、この条例ならびにこれに基づく委員会規則に従い、当該市指定文化財を管理しなければならない。

2 市指定文化財の所有者等は、特別の事情があるときは、自己に代り当該市指定文化財の管理するもの(以下「代理者」という。)を選任することができる。

3 代理者には、第1項の規定を準用する。

(届出事項)

第8条 市指定文化財の所有者等又は保持者等もしくは代理者(以下「管理者」という。)は、次の各号の一に該当する場合は、すみやかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(1) 市指定文化財が滅失、き損又は紛失したとき。

(2) 管理者の変更又は氏名、名称もしくは住所の変更があったとき。

(3) 市指定文化財の所在の場所を変更したとき。

(4) 市指定文化財を修理復旧しようとするとき。

(5) 市指定文化財の保存に重大な支障をきたすおそれがあると認められたとき。

(管理又は修理の補助)

第9条 市指定文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、管理者がその負担に堪えない場合、その他特別の事情がある場合には、委員会は、その経費の一部にあてるために、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合において、委員会は、必要な条件を付することができる。

(現状変更の制限)

第10条 管理者は、市指定文化財の現状を変更し、又はその保存に影響をおよぼす行為をしようとするときは、あらかじめ委員会に協議しなければならない。

(公開)

第11条 委員会は、市指定文化財の管理者に対し、当該市指定文化財の公開を勧告することができる。

(報告および調査)

第12条 委員会は、必要があると認めるときは、当該文化財の現状又は管理について報告を求め、又は調査することがで

きる。

(委任規定)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

## (6) 秋田市文化財保護条例施行規則

制定：昭和36年8月8日教委規則第4号

最終改正：昭和61年3月29日教委規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、秋田市文化財保護条例(昭和36年秋田市条例第23号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(秋田市文化財保護審議会)

第2条 秋田市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 市指定文化財の指定および解除に関すること。
- (2) 市指定文化財の修理復旧又は滅失、き損防止の措置に関すること。
- (3) 市指定文化財の現状変更に関すること。
- (4) 市指定文化財の助成に関すること。
- (5) その他文化財の保存および活用に関し必要と認められること。

2 審議会には、委員長、副委員長各1名を置き、委員の互選とする。

3 委員長および副委員長の任期は、1年とする。

4 委員長は、会議を主宰する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 審議会は、委員長がこれを招集する。

6 会議録に署名すべき委員は2名とし、会議のつど定めるものとする。

7 この規則で定めるもののほか、審議会の会議について必要な事項は審議会で定める。

(指定および解除)

第3条 条例第4条第1項の規定による市指定文化財の指定を受けようとする者は、指定申請書を教育委員会(以下「委員会」という。)に提出するものとする。

2 条例第4条第2項の規定による同意は、指定同意書によるものとする。

第4条 条例第4条第1項の規定により市指定文化財の指定をしたときは、指定書を所有者又は保持者に交付する。

2 条例第6条の規定による指定又は解除の通知は、指定通知書又は指定解除書によるものとする。

3 市指定文化財の指定が解除されたときは、すみやかに指定書を委員会に返還しなければならない。

4 市指定文化財の指定書を亡失し、又は著しく破損したときは、指定書再交付申請書により、委員会に対してその再交付を申請することができる。

(届出事項)

第5条 条例第8条各号の規定による届出は、次の書類を提出して行うものとする。

- (1) 滅失(き損、紛失)届
- (2) 代理者選任届
- (3) 代理者変更届
- (4) 所有者変更届

(5) 管理者氏名(住所)変更届

(6) 所在地変更届

(7) 修理(復旧)届

2 条例第8条第4号による修理復旧の届け出に、次の書類を添付しなければならない。

(1) 修理復旧の設計仕様書および設計図

(2) 修理復旧に要する経費の予算書

(3) 修理復旧しようとする箇所の写真又は見取図、史跡、名勝、天然記念物にあつては地域の地番

(4) 届出人が、所有者以外であるときは所有者の承諾書

3 前項による修理復旧を完了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えてすみやかに委員会に届け出なければならない。

(経費の補助申請)

第6条 条例第9条に規定する管理又は修理(以下「管理等」という。)のための補助金の交付を受けようとする者は、経費補助申請書に、次の書類を添えて委員会に提出しなければならない。

(1) 管理等の設計仕様書および設計図

(2) 管理等に要する経費の予算書

(3) 管理等をしようとする箇所の写真又は見取図

(4) 管理等にかかる最近3か年の収支決算書

2 前項の規定による書類等の内容を変更しようとするときは、あらかじめ委員会に届け出なければならない。

3 補助を受けた者は管理等の完了したときは、次に掲げる書類を添えてすみやかに委員会に報告しなければならない。

(1) 経費の予算書

(2) 管理等の結果を示す写真又は見取図

(現状変更)

第7条 条例第10条の規定による市指定文化財の現状を変更しようとするときは、原則として変更しようとする日の30日前までに、現状変更申請書に、次の書類を添えて委員会に提出しなければならない。

(1) 現状変更の設計仕様書および設計図

(2) 現状変更に要する経費の予算書

(3) 現状を変更しようとする箇所の写真又は見取図、史跡、名勝、天然記念物にあつては、変更しようとする地域の地番

(4) 届出人が、所有者以外であるときは、所有者の承諾書

2 届出人は、現状変更を完了したときは、現状変更の結果を示す写真又は見取図を添えてすみやかに委員会に届け出なければならない。

(届出書等の様式)

第8条 この規則において規定する届出書等の様式は、別に定める。

## (7) 秋田市立秋田城跡歴史資料館条例

制定：平成27年12月21日条例第62号

最終改正：令和5年12月21日条例第44号

(設置)

第1条 史跡秋田城跡の保護および管理、調査研究、整備、公開ならびに活用を通じ、市民の教育と文化の向上に資するため、秋田市立秋田城跡歴史資料館(以下「歴史資料館」という。)を秋田市寺内焼山9番6号に設置する。

(事業)

第2条 歴史資料館において行う事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 史跡秋田城跡の保護および管理に関すること。
- (2) 史跡秋田城跡および関連遺跡の調査研究に関すること。
- (3) 史跡秋田城跡の整備および公開に関すること。
- (4) 史跡秋田城跡および関連遺跡の出土品および調査成果の展示および普及に関すること。
- (5) 史跡秋田城跡についての学習活動の支援等に関すること。
- (6) 関係機関および関係団体等との連携に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歴史資料館の設置の目的を達成するために必要と認める事業

(展示室)  
第3条 歴史資料館の展示室は、常設展示室および企画展示室兼研修室とする。

(観覧料)

第4条 歴史資料館の展示室において資料を観覧しようとする者は、別表に定める観覧料を納付しなければならない。

(観覧料の減免)

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の観覧料を減免することができる。

(観覧料の不還付)

第6条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第7条 入館者は、歴史資料館の資料、施設および設備を汚損し、破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(歴史資料館協議会)

第8条 歴史資料館の運営に関し必要な事項を審議するため、秋田市立秋田城跡歴史資料館協議会(以下「歴史資料館協議会」という。)を置く。

2 歴史資料館協議会の委員の定数は、8人以内とする。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月16日から施行する。

附 則(平成31年3月19日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市立秋田城跡歴史資料館条例の規定は、この条例の施行の日以後の観覧に係る同日以後に納付すべき観覧料について適用し、同日前の観覧に係る観覧料および同日以後の観覧に係る同日前に納付すべき観覧料については、なお従前の例による。

附 則(令和5年12月21日条例第44号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市立秋田城跡歴史資料館条例の規定は、この条例の施行の日以後の観覧に係る同日以後に納付すべき観覧料について適用し、同日前の観覧に係る観覧料および同日以

後の観覧に係る同日前に納付すべき観覧料については、なお従前の例による。

別表(第4条関係)

(平31条例6・令5条例44・一部改正)

区分		金額
観覧料	個人	1人 310円
	団体	1人 240円
年間観覧料		1人 460円

備考

1 団体とは、観覧しようとする者(高校生以下を除く。)の人数が20人以上の団体をいう。

2 年間観覧料を納付した者は、当該納付をした日から起算して1年の間、歴史資料館を観覧することができるものとする。

3 高校生以下の観覧料は、無料とする。

## (8) 秋田市立秋田城跡歴史資料館条例施行規則

平成27年12月21日規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市立秋田城跡歴史資料館条例(平成27年秋田市条例第62号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 秋田市立秋田城跡歴史資料館(以下「歴史資料館」という。)の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第3条 歴史資料館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

(観覧券の交付)

第4条 条例第4条の規定により観覧料を納付した者には、観覧券を交付するものとする。

(観覧料の減免申請)

第5条 条例第5条の規定により観覧料の減免を受けようとする者は、観覧料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(観覧料の還付申請)

第6条 条例第6条ただし書の規定により観覧料の還付を受けようとする者は、観覧料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(入館者の遵守事項)

第7条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設もしくは展示資料等を損傷し、又は汚損する行為をしないこと。
- (2) 火災、爆発その他の危険の生ずるおそれのある物品の持込みをしないこと。
- (3) 所定の場所以外で喫煙又は飲食をしないこと。
- (4) 展示資料等を無断で撮影し、模写し又は模造しないこと。

- (5) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。  
 (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に違反しないこと。

(寄贈および寄託)

第8条 歴史資料館は、資料の寄贈および寄託を受けることができる。

(歴史資料館協議会の組織)

第9条 条例第8条に規定する秋田市立秋田城跡歴史資料館協議会（以下「歴史資料館協議会」という。）の委員は、学校教育および社会教育の関係者ならびに学識経験のある者等の中から市長が任命する。

2 歴史資料館協議会に会長および副会長を置き、委員の互選によって選出する。

3 会長は、歴史資料館協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(歴史資料館協議会の会議)

第10条 歴史資料館協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、必要に応じて臨時に招集することができる。

3 会議は、歴史資料館の年間事業計画および資料の収集等に関し意見を述べることができる。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月16日から施行する。

(歴史資料館協議会の招集)

2 この規則の施行後最初に開催される歴史資料館協議会の招集は、第10条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

## (9) 史跡秋田城跡環境整備指導委員会設置要綱

制定：昭和62年6月18日教育長決裁

最終改正：平成28年4月1日部長決裁

(設置)

第1条 国史跡秋田城跡の保存および整備に係る事業の適正な推進を期するため、史跡秋田城跡環境整備指導委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、秋田市教育委員会が実施する史跡秋田城跡の環境整備事業に関する指導、助言および検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織し、専門的知識を有する者および地元の有識者のうちから秋田市教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選による。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ秋田市教育委員会が招集する。

(議決)

第7条 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

(庶務)

第8条 委員会に属する庶務は、観光文化スポーツ部秋田城跡歴史資料館において処理する。

## (10) 秋田市行政組織規則(抄)

### 秋田城跡歴史資料館事務分掌

制定：昭和56年5月29日規則第18号

最終改正：令和6年3月21日規則第17号

#### 第4章 所属機関

##### 第1節の3 観光文化スポーツ部の所属機関

第24条の7 秋田市立秋田城跡歴史資料館条例(平成27年秋田市条例第62号)の規定による秋田城跡歴史資料館は、観光文化スポーツ部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 史跡秋田城跡の保護および管理に関すること。
- (2) 史跡秋田城跡および関連遺跡の調査研究に関すること。
- (3) 史跡秋田城跡の整備および公開に関すること。
- (4) 史跡秋田城跡および関連遺跡の展示および普及に関すること。
- (5) 秋田城跡歴史資料館協議会に関すること。
- (6) 秋田城跡歴史資料館の予算経理に関すること。

## (11) 秋田市教育委員会の権限に属する事務の

### 補助執行に関する規程

制定：昭和52年6月10日教委規則第8号

最終改正：平成30年1月25日教育委員会規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関の職員に補助執行させることについて定めることを目的とする。

(補助執行)

第2条 市長の補助機関の職員に次に掲げる事務を補助執行させる。

- (1) 文化財の調査および保護ならびに管理に関すること。
- (2) 文化財保護審議会に関すること。
- (3) 学校体育施設の開放に関すること。
- (4) 千秋美術館に関すること。
- (5) 千秋美術館協議会に関すること。
- (6) 住民の異動によって生ずる学齢児童生徒の転入学転学通知書の交付および指定学校変更申立書の受付に関すること(経常的に処理できる事務に限る。)
- (7) 地域における社会教育に関すること(生涯学習室、図書

館その他の教育機関の所管に属するものを除く。)

(専決)

第3条 前条の規定により補助執行させる事務に係る処理については、別に定めるところにより専決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和31年秋田市教委規則第5号。以下「事務委任規則」という。)第1条各号に掲げる事項に係る事務(次に掲げるものを除く。)については、専決することができない。

(1) 事務委任規則第1条第4号に掲げる事項のうち、事務委任規則第3条第3号に掲げるもの

(2) 事務委任規則第1条第6号に掲げる事項のうち、教育予算その他の財務に係るもの

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## (12) 秋田市教育委員会の権限に属する事務の

### 補助執行に係る決裁に関する規程(抄)

平成28年3月28日教委訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、秋田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則(昭和52年秋田市教委規則第8号。以下「規則」という。)第3条第1項および第4条の規定に基づき、規則第2条の規定により補助執行させる事務(以下「補助執行事務」という。)の専決その他の決裁に関し必要な事項を定めるものとする。

(部長専決事項)

第2条 観光文化スポーツ部長は、補助執行事務のうち、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 各種委員会の委員等(文化財保護審議会委員その他特に重要と認められるものを除く。)の委嘱および解職に関すること。

(2) 千秋美術館の開館時間および休館日の変更に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、次条第1項から第4項までに規定する専決事項のうち重要と認められる事項

(課長等専決事項)

第3条

3 秋田城跡歴史資料館事務長は、補助執行事務のうち、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 史跡秋田城跡の現状等変更許可に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、史跡秋田城跡の調査および保護ならびに管理に関すること。

(3) 史跡秋田城跡に係る文化財関係資料等の貸出しおよび利用の許可に関すること。

(定めのない専決事項等)

第4条 この訓令に定めるもののほか、前2条に規定する専決事項以外のものの専決その他の補助執行事務に係る決裁については、秋田市事務決裁規程(昭和35年秋田市訓令第10号)の例による。

## 2 参考資料(1)

## 史跡秋田城跡および寺内地区略年表①

西暦	年号	史跡関係事項	史跡内外の開発	社会事項
710	和銅 3			・平城京に遷都する
712	和銅 5			・出羽国が建国される
727	神亀 4	・渤海使(第1回)が出羽国に到着する		
733	天平 5	・出羽柵を秋田村高清水岡に遷し置く		
760	天平 宝字 4	・この頃秋田城と改称され、改修される		
794	延暦 13			・平安京に遷都する
804	延暦 23	・秋田城制を停めて一時的に郡制にする この頃大改修が行われる		
830	天長 7	・大地震により城郭、四天王寺等が倒壊する		
878	元慶 2	・元慶の乱が起き、秋田城下の蝦夷が一斉に蜂起し、秋田城を襲う		
939	天慶 2			・出羽国俘囚の反乱が奏上される
1868	明治元		10/4 ・両津山に招魂社建立工事始まる(土史)	
1869	2		8/28 ・招魂社落成、3日間大祭執行(沿革)	・仙台藩使節殉難者12名西来院に改葬(北羽)
1870	3			3/28 ・戊辰戦役者の招魂祭3日間執行(県史年) 10/4 ・古四王神社神社として確認なる(県史年)
1871	4		・三吉神社遥拝所建立(町誌)	1/13 ・久保田藩を秋田藩と改め、久保田を秋田町と改称(市史年)
1874	7			・寺内の人口1,171人(町誌)
1876	9		10/17 ・国道(現・旧国道)改修工事行われる(県史)	2/24 ・古四王神社県社に列す(県史年)
1878	11			11/5 ・亀井学舎大小路亀井宅に設置(高清水小学校開校記念日)(高小) 12/23 ・郡制施行により南秋田郡となる(県史年)
1881	14			9/16 ・明治天皇ご巡幸、両津山で旧藩士武術を天覧、招魂社へ勅使差遣(町誌)
1882	15			5/7 ・寺内・八橋両村連合して校舎を亀井宅に設ける。高清水小学校と称す 5/12 ・古四王神社・国弊小社に列す(県史年)
1888	21		・古四王神社再建(古四)	6/ ・秋田馬車鉄道会社が、秋田～土崎間鉄道設置工事に着工(町誌)
1889	22		・仙台藩殉難碑現在地に建立(北羽)	4/ ・町村制施行により寺内・八橋合併して寺内村となる(町誌) 7/3 ・馬車鉄道の営業開始(町誌県年史)
1893	26		12/ ・寺内、招魂社焼失(町誌)	
1899	32			・招魂社千秋公園に再建(町誌)
1904	37	12/ ・大山宏氏寺内秋田城説を羽城第27号に発表		

## 史跡秋田城跡および寺内地区略年表②

西暦	年号	史跡関係事項	史跡内外の開発	社会事項
1908	明治41	・大山宏氏秋田魁新報に「秋田城址について」発表	9/21 ・高清水公園の招魂社跡地を行啓記念土崎公園として開園（土町史）	
1912	45			7/12 ・空素沼に秋田県水産試験場養魚場設置（県史）
1914	大正3			7/ ・寺内信用組合創設会員83名（町誌）
1915	4		・南秋田郡が御大典を記念して3か年継続1万4千円を計上して高清水公園整備着手（土史）	
1916	5			・秋田県馬車鉄道会社が秋田軌道(株)と改称（交30）
1917	6	・大山宏氏等秋田城跡を実測	9/3 ・内務省雄物川改修土地収用事務所設置（県史年）	
1918	7	10/23 ・大山宏氏土崎湊町某寺で秋田城の寺内説を発表（土史）	5/28 ・南秋田郡立御大典記念高清水公園開園。忠魂碑除幕式挙行（土史） 8/ ・寺内町役場を児桜107番地に新築	
1920	9			3/22 ・土崎港町立商業学校設立許可（県史年、市史年） ・秋田軌道(株)が秋田電気軌道(株)と改称（交30）
1921	10	5/6 ・秋田県史蹟名勝記念物調査会発足（綜郷）		
1922	11		6/11 ・古四王神社改築起工（神道）	・秋田～土崎間に電車開通（市史年）
1923	12			・秋田～土崎間に乗合自動車運行（交30）
1924	13	・内務省史蹟名勝天然記念物係官柴田常恵氏秋田城を調査（市70）		
1925	14			1/ ・寺内貯金組合創立（町誌）
1926	15			8/1 ・栗原源蔵氏が将軍野遊園地建設に着手（町誌）
1927	昭和2	・秋田師範学校の栗田茂治、佐々木三治郎氏等、再三にわたって秋田城の踏査を行う（市70）		8/11 ・私立将軍野遊園地開園（町誌）
1928	3			9/23 ・秋田考古学会が柳田国男翁を招き古四王神社で菅江真澄翁百年祭を行う
1930	5			・秋田電気軌道(株)が秋田電車(株)と社名変更（交30）
1931	6	・大山宏氏等、寺内地区を実測す		3/30 ・払田柵跡史跡指定
1932	7	12/28 ・秋田県史蹟調査報告書刊行、大山宏氏「秋田城址について」執筆	10/3 ・高清水小学校校舎新築工事起工（高小）	
1933	8		・国道（現＝旧国道）舗装工事实施（町誌） 5/ ・寺内産業組合事務所現在地に落成創立20周年記念式挙行（町誌） 7/15 ・高清水小学校が開校（高小）	6/1～6/3 計 7/28 人7,853人、自転車1,245、自動車452、その他706、計10,256（町誌） ・寺内村、町制許可、8/1施行（県史年）



## 史跡秋田城跡および寺内地区略年表③

西暦	年号	史跡関係事項	史跡内外の開発	社会事項
1934	昭和9			・土崎商業学校が元将軍野中学校に移転(土史)
1935	10	8/ ・文学博士萩野仲三郎氏秋田城調査 ・このとき、魁新報社講堂で研究会開催 10/15 ・文部省の部会で秋田城跡の史跡指定を可決 10/22 ・史跡指定を決定(市70)		3/20 ・日鉱雄物川上総式4号井大噴油(油) 4/8 ・日石八橋式鋼1号井大噴油(油)
1936	11			・八橋油田、日本第1の原油量となり、36年頃まで続く(油)
1937	12		2/ ・寺内町役場を神屋敷142番地に新築起工 6/ ・寺内町役場完工	
1938	13			4/27 ・雄物川放水路通水(県史年) 5/13 ・秋田運河起工(県史年)
1939	14	9/7 ・秋田城跡史跡指定なる(文部省告示第410号)	7/7 ・秋田県護国神社現所在地に造営着工(県T S)	・通称新国道・鉄砲町から土崎城町間工事着工(町誌)
1940	15		・高清水小学校グラウンド整備(皇紀2,600年記念)	2/ ・私立帝国石油秋田掘井戸技術養成所創設(油) 11/15 ・秋田県護国神社遷座祭執行(県年史)
1941	16			2/3 ・寺内町、秋田市に合併、役場が出張所となる ・秋田～土崎間の電車、市営となる(交30)
1942	17		8/19 ・県営高清水道場(秋田県自治研修所)工事着工(県史年)	3/17 ・土崎商業学校を秋田商業に合併 ・寺内将軍野に秋田市立中学校を設置、11/25開校(市史年) 4/1 ・帝石技術養成所を帝国石油鉱山学校と改称(油)
1943	18		7/10 ・蛭根ポンプ場と焼山浄水場設置工事着手。寺内地区に給水始まる(市42)	
1944	19		9/1 ・県営高清水道場開場式を挙行(県史年)	3/31 ・新屋-秋田-土崎の新国道完成(市史年)
1945	20		8/17 ・高清水国民学校全焼(高小)	・寺内の人口1,532人(町誌)
1947	22			5/1 ・高清水中学校、小学校に併設開校(高中) 5/22 ・秋田市寺内出張所が支所と改称
1950	25		3/10 ・高清水国民学校新築落成(高小)	
1952	27		2/23 ・高清水中学校落成式挙行(高中) 9/30 ・高清水中学校体育館竣工(高中)	8/13 ・高清水学園落成開園式挙行(市史年) 8/16 ・秋田運河起工式(市史年)
1953	28		・焼山市水道局用地内に市職員住宅組合が住宅10軒建てる	
1954	29	・文部省技官齊藤忠博士3年継続して来県、秋田城跡の現地調査を行う(市70)	7/5 ・都市計画(高清水公園)設定(建設省告示第1226号) ・高清水風致地区指定(建設省告示第1227号)	

## 史跡秋田城跡および寺内地区略年表④

西暦	年号	史跡関係事項	史跡内外の開発	社会事項
1955	昭和30		5/12 ・焼山風致地区指定 (建設省告示第666号) ・弊切山南沢部、この頃 から宅地化進む	
1956	31		・寺内地区に市営ガス供 給始まる(ガス)	10/28 ・菅江真澄翁生誕200年祭 墓前祭施行(市史年)
1958	33	7/21 ・弊切山無段現状変更 (宅地造成)により、県 市合同で緊急発掘調査を 26日までに実施する。文 部省黒板昌夫氏来市、現 地調査		3/31 ・秋田市役所寺内支所が 出張所となる
1959	34	4/20 ・文部省斉藤忠調査官を 囲み座談会を寺内出張所 で開催 6/12 ・秋田城跡発掘調査に関 する聴聞会を出張所で開 催、文部省斉藤調査官出 席 7/24 ・第1次国営調査始まる、 8/12まで実施		・臨海道路(現・7号線) 工事始まる
1960	35	7/8 ・秋田城跡発掘調査聴聞 会を出張所で開く、総括 責任者文部省斉藤忠調査 官出席 7/22 ・第2次発掘調査、8/15ま で実施		
1961	36	7/19 ・第3次発掘調査、8/17ま で実施		4/1 ・土崎南小学校開校 7/5 ・秋田市文化財保護条例 制定
1962	37	7/23 ・第4次発掘調査、8/15ま で実施 ・史跡北東部、高野地区 で宅地造成問題が持ちあ がる。文部省黒板昌夫調 査官等現地調査を行う	3/31 ・焼山南端部道路沿いで 土採り進む。以後住宅建 つ ・土崎消防署寺内出張所 を現在地に移転(消防)	
1963	38		7/23 ・高清水小学校プール完 成(高小) ・高清水中学校プール完 成(高中)	
1964	39	7/17 ・児桜貝塚発掘調査、 7/19まで3日間実施 9/19 ・秋田城跡出土品収蔵庫 落成		12/31 ・市電廃止で「さよなら 電車」運転、市電75年の 歴史を閉じる(交30)
1965	40		7/ ・建築確認申請許可業 務、県から市に移管	11/1 ・新産業都市建設促進法 で秋田湾地区が指定
1966	41	・史跡保存のため地区の 土地公有化事業始まる	・弊切山宅地造成になる (一部現状復帰あり)	11/28 ・秋田～土崎臨海パイ パス開通
1967	42	・史跡指定解除既成同盟 発足、翌43年にわたって 活動盛ん 10/ ・鶴ノ木、高野、大畑、 保存地区の一筆測量を大 幅に実施する 10/ ・史跡指定境界線の東部 を設定		3/18 ・市立高校、一部を残し て焼失 7/ ・聖霊女子短期大学校舎 新築起工(聖)

## 史跡秋田城跡および寺内地区略年表⑤

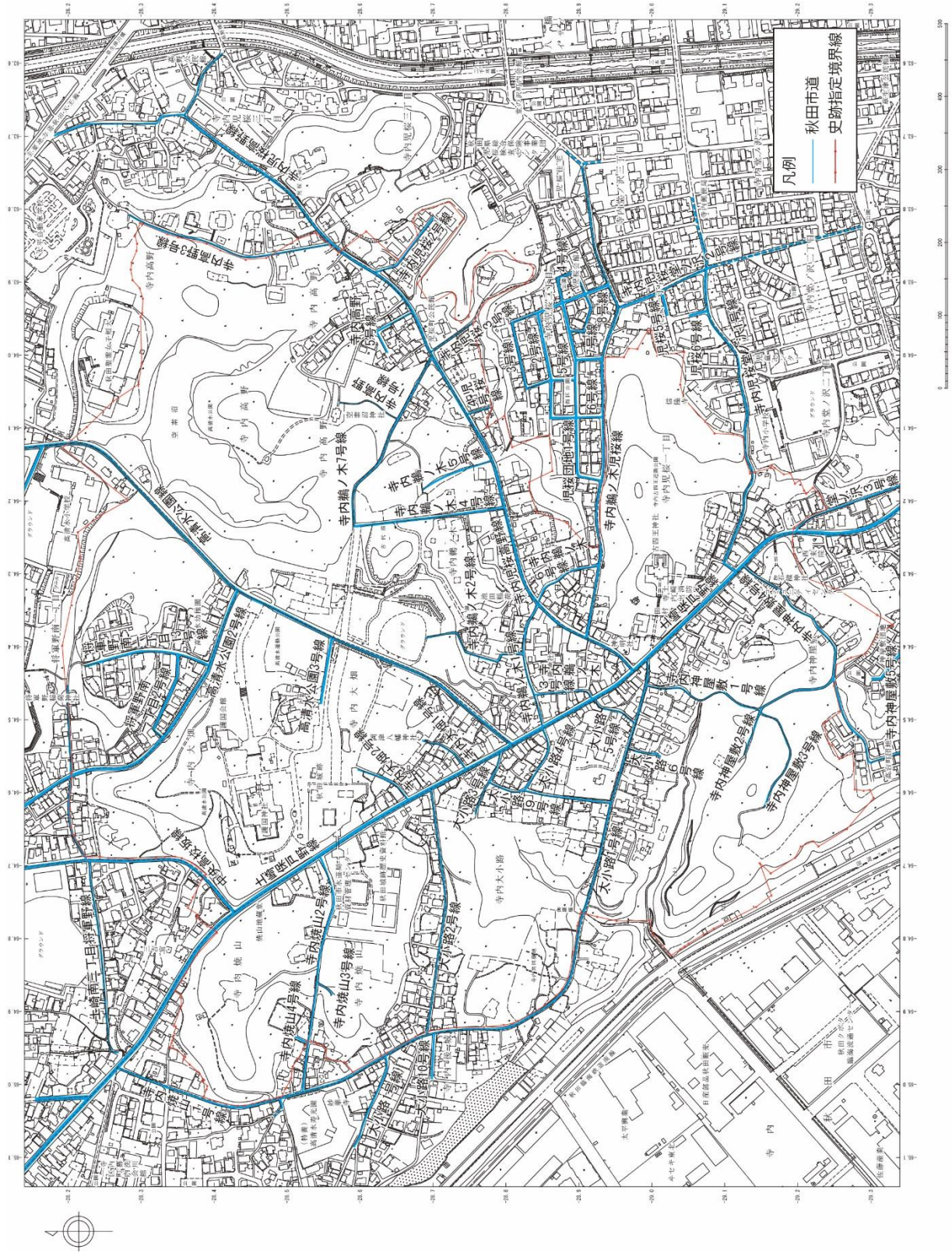
西暦	年号	史跡関係事項	史跡内外の開発	社会事項
1968	昭和43	・史跡指定境界線の西側部を設定 ・焼山保存地区の一筆測量を実施する	7/15 ・東北電力(株)秋田支店が主体となり電線埋設に伴う調査を実施、8/15まで	4/5 ・市立高校新校舎で授業始まる 6/22 ・市立高校新校舎竣工
1969	44	10/ ・第1次保存計画図作成		8/2～ ・秋田農業大博覧会開幕 9/25 (秋博)
1970	45	6/ ・大小路地区の一筆測量実施する	4/1 ・日本電信電話公社東北電気通信局が主体となり電線埋設に伴う調査を実施、10/31まで、文化庁三輪調査官来市	4/1 ・高清水寿光園開設(高清水学園跡地) ・史跡南東部隣接地(児桜沢部)の宅地造成始まる
1971	46	7/ ・保存管理計画見直し(第2次図作成) ・神屋敷保存地区一筆測量を実施する		
1972	47	5/8 ・秋田所跡発掘調査事務所設置(教委規則第3号) 7/20 ・秋田城跡発掘調査開始(調査次数を第5次からとする) 12/8 ・保存管理計画の見直し(第3次図作成)		
1973	48	7/1 ・高清水小グラウンド南西部、第10次調査地で外郭築地を確認	4/10 ・史跡南西隣接地宅地造成計画に伴い第9次調査を実施、6/22まで	4/2 ・八橋小学校開校(八小) 10/1 ・公園都市秋田市をつくる条例制定
1977	52	・保存管理計画策定事業完了(2か年継続事業)	11/1 ・空素沼神社新築工事完工 12/ ・史跡北西隣接地宅地造成計画に伴い分布調査を実施(後城遺跡)	10/29 ・秋田市統狼禁止区域認定(高清水を含む)(県告示第746号)
1978	53	3/22 ・史跡追加指定なる(文部省告示第51号) 11/2 ・第25次調査地井戸跡から「天平六年月」の木簡出土	4/17 ・後城遺跡発掘調査を(有)秋田地所が事業主体となり調査事務所が実施する、12/2まで	11/4 ・高清水小学校創立100周年記念式典挙行
1979	54	7/20 ・市制施行90周年記念「秋田城展」を市美術館で開設、8/8まで	3/ ・都市計画区域内緑のマスタープラン策定 4/1 ・秋田市役所寺内出張所新築工事完了 9/30 ・大畑の県職員住宅解体完了	4/1 4/1 ・泉小学校創立(泉小)
1981	56			4/1 ・泉中学校開校(泉中)
1982	57	9/21 ・第36次調査で漆紙文書「出挙」出土、また政庁北辺築地を検出	4/1 ・高清水中学校が史跡外に移転、將軍野中学校として開校	・市立高校が県立中央高校となる 7/10 ・寺内出張所が地域センターとなる
1983	58	9/10 ・第38次調査で漆紙文書「郡司」出土	6/30 ・高清水中学校跡地を運動広場に整備完了	
1984	59	10/20 ・第40次調査で政庁・正殿を検出		
1988	63	3/ ・環境整備基本計画策定・保存管理計画改訂	4/1 ・高清水小学校が史跡外に移転、現在地に開校	
1989	平成元	・外郭東門を検出、土取り穴から多数の木簡・漆紙文書が出土		
1990	2			4/1 ・寺内小学校開校
1994	6	・鶴ノ木地区で古代水洗厠舎を検出		

## 史跡秋田城跡および寺内地区略年表⑥

西暦	年号	史跡関係事項	史跡内外の開発	社会事項
1995	平成7		・秋田県自治研修所が史跡外に移転、潟上市（旧天王町）に開所	
1997	9	4/ ・秋田城跡管理運営施設完成（調査事務所移転）		
1998	10	3/ ・大畑地区で小札甲と漆紙文書出土 ・外郭東門および築地塀復元工事完成		
2007	19	・日本の歴史公園100選に選定される		
2008	20	3/ ・外郭西門を検出 ・政庁建物平面表示と築地塀、鶴ノ木地区古代水洗厠復元工事完成		
2010	22	・大小路地区で城外南大路を検出		
2012	24	・外郭南門を検出		
2014	26	・焼山地区の外郭西門北東部で築地塀を検出		
2016	28	4/16 ・秋田城跡歴史資料館開館		
2017	29	3/ ・焼山地区で城外西大路を検出 ・続日本100名城に選定される		
2018	30			6/13 ・文化財保護法が改正され、保存活用計画の認定が制度化、H31/4/1施行
2021	令和3	・城内東大路整備工事完成		
2022	4	4/9 ・秋田城跡史跡公園連絡橋、AR・VRサービス供用開始		

## 年表参考文献 【 】は年表内の略記号

- 寺内町誌、1947、【町誌】  
秋田の歴史（市制70周年）、1960、【市70】  
秋田市史 昭和編、1967、【市42】  
秋田市史 年表、1979、【市史年】  
秋田県史 年表、1966、【県史年表】  
秋田県史 資料 大正・昭和編、1966、【県資TS】  
秋田県政史、1955、【県政】  
秋田県史蹟調査報告書第一、1932、【史蹟】  
北羽登達史、1908、【北羽】  
総合郷土研究、1939、【綜郷】  
高清水小学校要覧、【高小】  
高清水中学校要覧、【高中】  
将軍野中学校要覧、【将中】  
八橋小学校要覧、【八小】  
泉小学校要覧、【泉小】  
泉中学校要覧、【泉中】  
秋田市交通局三十年誌、1971、【交30】  
秋田市消防本部資料、【消防】  
秋田市ガス局資料、【ガス】  
秋田市水道局資料、【水道】  
土崎港町史、1941、【土史】  
国幣小社古四王神社由緒書、【古四】  
秋田県神社神道史、1979、【神道】  
記録 秋田博、1970、【秋博】  
八橋油田のあゆみ、1979、【油】  
聖園学園60年史、1968、【聖】



2 参考資料(2) 史跡秋田城跡内および隣接地道路線名一覧

## 2 参考資料 (3) 史跡秋田城跡指定範囲地番一覧

※令和6年12月調べ。土地売買等により随時変更があります。

## 秋田市寺内大畑

5番2, 6番2, 9番3, 10番1, 10番2, 11番, 13番2, 14番2, 15番1, 43番, 44番, 45番1, 45番2, 45番4, 51番, 52番1, 52番2, 52番3, 54番, 57番2, 58番, 59番1, 59番2, 60番, 60番1, 61番, 62番, 63番, 64番, 65番, 67番1, 67番2, 67番3, 67番4, 67番5, 67番6, 67番7, 67番8, 67番9, 67番10, 68番1, 68番2, 71番, 72番, 73番, 74番, 75番, 76番, 77番, 78番, 79番, 80番, 81番, 82番, 83番, 84番, 85番, 86番, 87番, 88番, 89番, 89番1, 90番, 90番1, 91番, 91番1, 92番, 93番, 94番, 95番, 96番, 96番1, 97番, 97番1, 98番, 99番, 99番1, 100番, 101番, 102番, 103番1, 103番2, 103番3, 104番1, 104番2, 104番3, 104番4, 104番5, 105番, 105番1, 105番2, 106番, 107番1, 107番2, 108番1, 109番1, 110番1, 111番1, 111番3, 112番, 113番1, 113番2, 114番1, 114番2, 114番3, 114番4, 114番5, 114番6, 114番7, 115番, 115番1, 115番2, 116番, 116番1, 117番, 118番, 119番, 120番, 120番1, 121番, 122番, 123番, 124番, 125番, 126番, 127番, 128番, 129番, 130番, 131番, 132番, 133番, 134番, 135番, 136番, 137番, 138番, 139番, 140番, 141番, 142番, 143番, 144番, 145番, 146番, 147番, 147番1, 148番, 149番, 150番, 151番, 152番, 152番1, 153番1, 153番2, 154番1, 154番2, 155番1, 155番2, 156番, 157番, 158番2, 159番2, 161番1, 161番3, 161番4, 161番5, 162番3, 163番3, 176番2, 177番2, 178番1, 178番2, 178番3, 178番5, 178番6, 181番1, 181番2, 182番1, 182番2, 183番, 184番, 184番1, 185番, 186番, 187番, 188番, 189番, 190番1, 190番3, 193番2, 193番3, 196番2, 197番1, 197番2, 198番, 199番1, 199番2, 200番1, 200番2, 202番2, 202番3, 203番, 204番1, 204番2, 205番, 206番2, 206番3, 207番1, 207番2, 208番, 209番1, 209番2, 290番, 294番2, 295番2, 300番, 301番, 302番, 303番, 304番, 305番, 306番, 307番, 308番, 309番, 310番, 311番, 313番1, 313番2, 314番1, 314番2, 314番3, 314番4, 314番5, 316番1, 316番2, 317番, 318番, 319番2, 319番3, 320番, 321番1, 321番2, 322番, 323番, 324番, 325番1, 325番2, 326番, 327番, 328番1, 328番2, 329番, 329番1, 330番, 332番, 333番, 334番, 335番1, 335番2, 335番3, 336番, 337番, 338番1, 338番2, 340番, 341番1, 341番2, 341番3, 342番, 343番1, 345番1, 345番2, 345番3, 346番, 347番1, 347番2, 347番3, 347番4, 349番, 350番, 351番1, 351番2, 351番3, 352番, 352番1, 352番2, 353番, 354番, 355番, 356番, 356番1, 356番2, 363番, 366番1, 366番2, 367番, 368番, 369番, 370番

## 秋田市寺内鵜ノ木

1番, 2番, 2番2, 3番, 5番1, 5番3, 6番1, 6番3, 7番, 8番, 9番1, 10番3, 12番, 13番1, 13番3, 13番4, 14番1, 14番3, 15番2, 16番, 17番, 18番, 19番, 19番1, 20番, 21番, 22番, 23番, 24番, 25番, 26番, 27番, 28番, 29番, 30番, 31番, 31番1, 32番, 33番, 33番1, 34番, 35番, 36番, 37番, 38番, 39番, 39番1, 40番, 41番, 42番1, 42番2, 42番3, 43番, 44番, 45番, 45番1, 46番, 47番1, 47番2, 48番, 49番1, 49番2, 50番1, 50番2, 50番3, 51番1, 51番2, 52番1, 52番2, 53番1, 53番2, 54番, 55番, 56番, 57番, 58番, 59番, 59番1, 60番, 61番, 62番, 63番, 64番, 65番, 66番, 67番, 68番, 69番, 70番, 71番, 72番, 73番, 73番1, 73番4, 73番5, 74番, 74番2, 74番3, 75番, 75番1, 75番2, 75番3, 75番4, 76番1, 76番2, 76番3, 77番, 78番, 79番, 80番, 81番, 82番, 83番, 84番, 85番, 86番, 87番, 88番, 89番, 90番, 91番, 92番, 93番, 98番1, 99番1, 99番2, 99番3, 100番1, 100番2, 100番3, 100番5, 101番1, 101番2, 101番3, 101番4, 101番5, 101番6, 102番, 103番, 104番, 104番1, 105番1, 105番3, 106番1, 106番2, 107番1, 107番2, 109番, 109番1, 110番, 111番1, 111番2, 112番1, 112番2, 113番, 114番, 115番, 117番1, 117番2, 119番, 121番, 122番, 123番, 123番1, 124番, 125番, 126番, 127番, 128番1, 128番2, 135番, 135番1, 135番3, 135番4, 135番5, 136番1, 136番5, 137番, 137番1, 137番2, 139番, 139番3, 146番, 148番, 149番2, 158番1, 176番1, 176番3, 204番1, 204番2, 206番1, 206番2, 206番4, 210番1, 210番3, 210番4, 210番5, 210番6, 210番7, 210番8, 210番9, 211番2, 212番1, 212番2, 212番3, 213番1, 213番2, 213番4, 213番5, 214番1, 214番2, 215番1, 215番2, 216番, 217番, 217番1, 218番1, 218番2, 218番3, 219番1, 219番2, 219番3, 220番1, 220番2, 220番3, 221番, 222番1, 222番2, 222番3, 223番1, 223番2, 224番, 225番, 226番, 227番, 228番, 229番1, 229番2, 230番1, 230番2, 230番3, 230番4, 231番1, 231番2, 232番, 233番1, 233番2, 234番, 235番1, 235番2, 235番3, 236番1, 236番2, 238番1, 238番2, 239番1, 239番2, 239番3, 239番4, 240番1, 240番2, 241番1, 241番2, 242番1, 242番2, 243番1, 243番2, 244番1, 244番2, 245番1, 245番2, 246番, 247番, 248番, 249番1, 249番2, 250番1, 250番2, 251番1, 251番2, 251番3,

## 秋田市寺内鶉ノ木

253番, 254番, 255番, 256番1, 256番2, 257番1, 257番2, 258番1, 258番2, 258番3, 258番4, 259番1, 259番2, 259番3, 261番, 262番, 263番, 264番, 265番1, 265番2, 266番1, 266番2, 267番1, 267番2, 267番3, 268番, 269番1, 269番2, 270番1, 270番2, 270番3, 270番4, 273番, 274番, 275番, 276番, 288番1, 288番2, 289番, 291番, 292番, 293番, 294番1, 295番1, 296番, 297番, 298番, 299番, 357番1, 357番2

## 秋田市寺内焼山

1番1, 1番2, 2番2, 3番, 4番, 5番1, 5番2, 5番3, 6番1, 6番2, 7番, 8番, 11番1, 11番2, 12番, 13番1, 15番1, 15番2, 17番1, 18番1, 18番2, 19番, 20番, 21番, 22番1, 22番2, 23番1, 23番2, 23番3, 23番4, 23番5, 23番6, 23番7, 23番8, 23番9, 23番10, 23番11, 23番12, 23番13, 23番14, 23番15, 23番16, 23番18, 23番19, 23番20, 23番21, 23番22, 23番23, 23番24, 23番25, 23番26, 27番1, 27番2, 30番1, 31番1, 31番5, 31番7, 31番8, 31番11, 31番15, 31番16, 31番17, 31番18, 31番19, 32番, 33番, 34番, 36番, 40番, 41番, 42番, 43番, 44番, 45番, 46番, 47番, 48番, 49番, 50番, 51番, 56番, 67番3, 68番3, 68番4, 71番1, 71番2, 71番3, 73番, 74番1, 74番2, 74番3, 75番, 75番1, 76番, 77番1, 77番2, 77番3, 77番4, 77番5, 78番, 79番, 80番, 82番, 83番, 84番, 85番, 86番, 87番, 88番, 89番, 90番1, 90番2, 91番, 92番1, 92番2, 92番3, 93番, 94番, 95番, 96番, 97番, 98番, 99番, 100番, 101番, 102番, 103番, 104番, 105番, 106番, 107番, 108番, 109番, 110番1, 110番2, 111番1, 111番3, 111番4, 112番1, 112番2, 112番3, 121番, 122番, 123番, 131番1, 131番3, 135番, 136番, 137番1, 137番2, 138番, 139番, 140番, 141番, 142番, 143番, 144番1, 144番2, 144番3, 144番5, 144番6, 150番2, 150番12, 150番13, 150番14, 150番15, 150番16, 150番17, 150番18, 150番19, 150番20, 151番2, 155番2, 156番, 157番1, 157番2, 157番3, 157番4, 158番, 159番, 160番, 161番, 162番, 163番, 164番, 165番1, 165番2, 166番1, 166番2, 167番1, 167番2, 167番3, 168番, 170番1, 170番3, 171番1, 171番2, 173番, 174番, 175番, 176番, 177番, 178番, 179番, 180番, 181番, 181番1, 183番, 184番1, 189番, 190番1, 190番2, 190番3, 190番4, 193番1, 193番2, 198番, 198番1, 198番2, 198番4, 199番, 200番1, 200番3, 200番5, 204番1, 204番2, 206番, 207番, 213番1, 213番2, 214番, 215番1, 215番2, 215番3, 215番4, 215番5, 216番, 217番, 218番, 219番, 220番, 221番, 222番, 223番, 224番, 225番1, 225番2, 226番, 227番, 228番, 229番, 230番, 231番1, 231番2, 231番3, 231番4, 232番, 233番, 234番, 234番1, 234番2, 235番, 239番, 248番, 249番, 256番, 257番1, 257番2, 262番1, 262番2, 263番, 266番, 267番, 268番, 269番, 270番, 271番, 272番

## 秋田市寺内大小路

13番2, 14番1, 14番2, 14番3, 17番2, 31番6, 31番12, 31番13, 31番14, 34番3, 52番, 52番1, 52番2, 52番3, 52番4, 53番, 54番, 55番, 56番, 57番, 60番, 63番, 64番2, 64番7, 65番, 66番2, 67番, 67番1, 67番2, 68番, 69番, 70番, 71番, 72番1, 73番, 74番1, 74番2, 74番3, 74番4, 75番, 76番, 77番1, 77番2, 77番3, 78番, 79番, 80番, 80番1, 81番1, 81番2, 82番, 83番, 83番1, 83番2, 83番3, 84番3, 85番, 86番, 86番1, 86番2, 87番, 87番1, 87番2, 88番, 89番1, 89番2, 90番, 91番, 91番1, 91番2, 91番3, 91番4, 92番, 93番, 94番, 95番, 96番, 97番, 98番2, 99番, 100番, 101番, 102番1, 102番2, 103番, 104番, 105番, 106番, 107番, 108番, 109番, 110番, 111番, 112番, 113番1, 113番2, 113番3, 114番, 115番1, 115番2, 116番, 117番, 118番1, 118番2, 119番, 120番, 121番, 122番, 135番1, 136番1, 137番, 138番, 146番, 147番, 148番, 149番1, 149番2, 150番1, 150番3, 150番7, 150番8, 150番9, 150番21, 150番22, 150番23, 152番1, 152番2, 152番3, 152番4, 153番1, 153番2, 153番3, 153番4, 153番5, 154番, 155番, 156番1, 156番2, 156番3, 156番4, 156番5, 156番6, 156番7, 157番, 158番, 159番1, 159番2, 160番, 161番, 162番, 163番1, 163番2, 164番, 165番1, 165番2, 166番, 167番1, 167番2, 168番, 169番, 170番, 171番, 172番, 173番, 174番, 175番, 176番, 177番, 178番, 179番, 180番, 180番1, 180番2, 181番, 182番1, 182番2, 182番3, 183番, 183番1, 184番, 184番1, 184番2, 185番1, 185番2, 186番1, 186番2, 187番, 187番1, 187番2, 188番, 189番, 190番1, 190番2, 191番, 192番, 193番, 194番, 195番, 196番1, 196番2, 196番3, 196番4, 197番, 197番1, 197番2, 197番3, 197番4, 197番5, 197番7, 197番8, 198番2, 200番2, 200番7, 201番, 202番, 203番, 204番1, 204番3

## 秋田市寺内神屋敷

1番, 2番, 3番, 4番, 5番, 6番, 7番, 8番1, 8番2, 9番, 10番, 11番, 12番, 13番, 14番1, 14番2, 15番, 15番2, 16番, 17番, 17番1, 17番2, 17番3, 17番7, 19番, 23番1, 23番2, 23番3, 25番, 28番1, 28番2, 28番3, 29番1, 29番2, 31番1, 31番2, 32番1, 32番2, 34番, 34番1, 34番2, 34番3, 36番, 40番, 42番3, 42番4, 43番,

## 秋田市寺内神屋敷

43番1, 43番2, 43番3, 44番, 46番2, 46番3, 47番2, 48番, 48番2, 48番3, 48番4, 48番5, 49番, 50番, 51番1, 51番2, 83番1, 83番2, 83番3, 83番4, 84番, 84番1, 85番, 86番, 87番1, 87番2, 89番, 90番, 91番, 92番, 133番1, 134番1, 134番2, 134番3, 134番4, 134番5, 134番6, 134番7, 134番8, 134番9, 134番10, 134番11, 135番, 136番, 137番, 138番, 139番, 140番, 141番2, 141番3, 142番, 143番, 143番1, 143番2, 143番3, 143番4, 143番5, 143番7, 144番1, 144番2, 144番4, 144番7, 145番1, 145番3, 145番5, 145番6, 146番, 147番, 148番, 149番, 149番1, 150番, 151番2, 151番3, 151番4, 151番5, 151番6, 151番7, 152番1, 152番2, 152番3, 153番, 154番, 155番, 156番, 157番, 158番, 159番1, 159番2, 160番1, 160番2, 161番, 162番, 163番, 164番, 165番, 166番, 167番, 168番, 169番, 170番1, 170番2, 171番, 172番, 173番, 174番, 175番, 176番, 177番, 178番, 179番1, 179番2, 180番1, 180番2, 181番, 182番, 183番, 184番, 187番1, 187番2, 188番, 189番, 190番, 190番1, 191番, 192番1, 192番2, 193番, 194番, 195番, 196番, 197番, 198番, 199番, 200番, 201番, 202番, 203番, 204番, 205番, 206番, 207番, 208番, 209番, 210番1, 210番2, 211番, 212番, 212番1, 213番, 214番1, 214番2, 215番, 216番, 217番, 218番, 219番, 220番, 221番, 222番, 223番1, 223番2, 224番1, 224番2, 225番1, 225番2, 226番, 227番, 228番, 229番, 230番, 231番, 232番, 233番, 234番, 235番, 236番, 237番, 238番, 239番, 240番, 241番, 242番, 243番, 244番, 245番, 246番, 247番, 248番, 249番1, 249番2, 249番3, 251番, 252番1, 252番2, 253番, 254番1, 254番2, 255番, 256番1, 256番2, 256番3, 257番1, 257番2, 258番, 259番, 260番1, 260番2, 261番, 262番1, 262番2, 263番1, 263番2, 263番3, 264番, 269番, 270番1, 270番2, 271番, 272番, 274番, 275番, 277番1, 279番9, 279番10, 282番, 283番, 284番, 285番, 286番, 287番, 288番1, 288番2, 289番1, 289番2, 290番1, 290番4, 291番, 294番, 301番, 303番, 308番1, 308番2, 309番, 313番, 314番, 315番, 316番, 317番, 318番, 319番, 320番, 325番, 328番, 334番, 335番, 336番, 339番, 417番1, 418番, 420番, 420番1, 421番1, 421番2, 422番, 424番, 424番1, 424番2, 426番, 427番, 430番, 433番, 435番, 437番1, 437番2, 437番3, 438番1, 438番2, 439番, 441番, 445番

## 秋田市寺内高野

1番1, 1番3, 1番4, 1番5, 1番6, 2番1, 3番1, 3番2, 3番3, 3番4, 3番5, 3番6, 3番7, 3番8, 3番14, 3番15, 3番16, 3番17, 3番18, 3番20, 3番21, 3番22, 3番23, 4番2, 5番3, 8番2, 10番, 11番, 12番, 13番, 14番1, 14番2, 14番3, 15番, 16番1, 16番2, 17番1, 17番2, 18番1, 18番2, 19番1, 19番2, 20番1, 20番2, 20番3, 21番1, 21番2, 21番3, 22番, 23番1, 23番2, 23番3, 24番, 25番, 26番, 27番, 28番, 29番, 30番, 31番1, 31番2, 32番1, 32番2, 33番, 34番1, 34番2, 35番, 36番, 37番, 38番, 39番, 40番, 41番, 42番, 43番, 44番, 45番, 46番, 47番, 48番, 49番, 50番, 51番, 52番, 53番, 54番, 57番, 58番, 58番1, 59番, 60番, 61番1, 61番2, 61番4, 61番7, 61番10, 61番11, 62番1, 62番2, 62番4, 62番9, 62番12, 62番13, 62番14, 63番2, 65番, 65番2, 66番, 67番, 68番1, 68番2, 68番3, 69番, 70番1, 70番2, 71番1, 72番, 73番, 74番, 75番, 76番, 77番, 78番, 79番1, 79番2, 80番, 81番, 82番, 83番1, 83番2, 84番, 85番, 86番, 87番, 88番, 89番, 90番, 91番1, 91番2, 92番, 93番, 94番1, 94番2, 95番, 96番, 97番1, 97番2, 98番, 99番1, 99番2, 99番3, 99番4, 99番5, 99番7, 99番9, 100番1, 100番2, 100番3, 100番4, 100番5, 100番6, 100番7, 100番8, 100番9, 100番10, 100番11, 100番12, 100番13, 100番14, 101番1, 101番2, 101番3, 101番4, 103番2, 104番, 105番1, 105番3, 105番4, 105番7, 105番8, 105番9, 105番10, 106番1, 106番2, 106番4, 106番7, 107番, 107番2, 107番4, 107番5, 107番6, 107番8, 107番9, 107番10, 107番11, 107番12, 108番1, 108番2, 108番3, 109番1, 109番7, 109番8, 109番9, 110番, 111番1, 111番2, 111番3, 112番, 113番1, 113番2, 113番3, 113番4, 114番1, 114番2, 114番3, 114番4, 114番5, 114番6, 114番7, 117番, 119番, 120番, 121番, 122番, 123番, 124番, 125番, 126番, 127番, 128番, 129番, 130番1, 130番2, 130番3, 131番, 133番, 134番1, 134番3, 134番4, 134番5, 134番6, 136番, 136番3, 136番6, 137番2, 137番7, 138番2, 138番7, 138番8, 138番10, 139番1, 139番2, 140番1, 141番, 142番2, 143番, 144番, 145番, 146番, 147番, 148番, 149番, 150番, 151番, 152番, 153番, 154番, 155番, 156番, 157番, 158番1, 158番2, 159番, 160番1, 160番2, 161番, 161番5, 161番6, 162番2, 162番4, 162番5, 163番, 164番, 165番, 165番1, 165番2, 166番, 167番1, 167番2, 167番3, 167番4, 170番, 172番2, 174番, 174番1, 175番, 175番1, 175番2, 176番, 176番1, 177番, 177番1, 178番, 179番, 180番, 181番, 264番2, 265番2, 267番2, 267番3, 269番2, 269番3, 272番2, 273番2, 274番3, 274番4, 275番2, 277番2, 277番4, 279番, 282番,



<p>秋田市寺内高野</p> <p>284番2, 285番, 286番1, 286番2, 287番, 460番1, 464番, 466番, 468番, 469番, 473番, 577番, 580番, 583番, 584番1</p>
<p>秋田市寺内児桜一丁目</p> <p>70番, 71番, 72番, 76番2, 77番, 78番, 79番, 81番, 93番, 94番, 95番, 96番, 97番, 98番, 99番, 100番, 101番, 102番, 102番1, 103番, 104番, 105番, 106番1, 106番2, 106番3, 106番4, 107番, 107番1, 107番2, 107番3, 107番4, 107番5, 108番1, 108番2, 109番1, 109番2, 110番, 111番, 112番1, 112番2, 112番3, 112番4, 113番, 114番, 115番1, 115番2, 115番3, 116番, 117番1, 118番, 128番3, 131番1, 131番2, 131番4, 134番1, 134番2, 134番3, 135番2, 135番6, 135番7, 136番3, 139番2, 160番2, 162番1, 162番2, 163番2, 163番3, 164番, 165番2, 166番, 166番1, 166番2, 167番2, 195番4, 196番1, 228番4, 233番1, 233番2, 233番3, 234番4, 236番2, 236番4, 236番6</p>
<p>秋田市寺内児桜二丁目</p> <p>45番1, 45番2, 46番, 47番, 48番, 49番1, 49番2, 50番1, 50番2, 51番1, 51番2, 51番3, 52番1, 52番2, 52番3, 52番4, 53番, 54番, 57番1, 57番2, 57番3, 57番4, 58番1, 60番1, 60番2, 60番3, 60番4, 61番2, 62番1, 62番2, 62番3, 62番4, 63番, 63番1, 63番2, 65番2, 66番, 67番1, 67番2, 67番3, 67番4, 67番5, 67番6, 67番8, 67番9, 68番5, 159番1, 160番1, 161番, 165番1, 167番1, 169番1, 169番2, 169番3, 169番4, 169番5, 170番2, 177番, 178番, 193番, 193番1, 194番1, 194番3, 194番4, 194番6, 196番2, 197番1, 197番3, 197番4, 203番1, 203番2, 205番2, 207番2, 207番3, 207番4, 207番5, 207番6, 209番1, 209番4, 209番5, 209番6, 209番7, 209番8, 209番9, 209番10, 250番3, 250番4, 270番4</p>
<p>秋田市寺内児桜三丁目</p> <p>1番2, 31番1, 31番3, 34番2, 34番6, 34番11, 34番14, 34番19, 34番20, 34番21, 34番22, 34番23, 34番24, 34番25, 34番26, 34番27, 34番28, 34番30, 34番31, 42番, 43番1, 43番2, 43番3, 44番1, 44番2, 102番2, 105番2, 109番2</p>
<p>秋田市将軍野南一丁目</p> <p>161番3, 161番6, 161番8, 161番9, 162番3, 162番4, 162番5, 162番6, 162番7, 178番3, 178番7, 178番8, 178番9, 178番10, 178番11, 178番12, 178番13, 178番14, 178番15, 178番16, 178番17, 178番18, 178番19, 178番20, 178番21, 178番27, 178番28, 178番29, 178番30, 178番31, 178番32, 178番33, 178番35, 178番36, 178番38, 178番39, 178番40, 178番41, 178番42, 178番43, 178番44, 178番45, 178番46, 178番48, 178番49, 178番51, 178番52, 178番53, 178番54, 178番56, 178番58, 178番59, 178番60, 178番61, 178番62, 178番63, 178番66, 178番67, 178番68, 178番69, 178番70, 178番71, 178番82, 178番83, 179番, 209番3, 209番4, 209番5, 209番6, 209番7, 209番8, 209番9, 209番10, 209番11, 209番12, 209番13, 209番14, 212番1, 212番2, 212番3, 212番4, 212番5, 212番6, 212番7, 212番8, 212番9, 212番10, 212番11, 212番13, 212番14, 212番15, 212番16, 212番17, 212番19, 212番20, 212番21, 212番22, 212番23, 212番24, 212番25, 212番26, 212番27, 212番28, 212番29, 212番30, 212番31, 212番32, 212番33, 212番34, 212番36, 212番37, 212番38, 212番39, 212番40, 212番41, 212番42, 212番43, 212番44, 212番49, 212番51, 212番52, 212番53, 212番55, 212番56, 212番58, 212番59, 212番60, 212番61, 212番62, 212番63, 212番64, 212番65, 212番66, 212番67, 212番68, 212番69, 212番75, 212番79, 212番84, 212番85, 212番86, 212番87, 212番88, 212番89, 212番90, 213番2, 214番2, 214番4, 215番, 220番2, 223番1, 225番, 226番1, 226番2, 226番3, 226番4, 226番5, 226番7, 226番8, 229番, 232番, 237番1, 237番2, 241番, 243番1, 243番2, 246番1, 246番14, 246番54, 246番55, 246番62, 246番81</p>
<p>秋田市寺内堂ノ沢二丁目</p> <p>57番1, 57番2, 58番, 59番1, 59番2, 59番3, 60番1, 60番2, 61番, 62番1, 62番2, 62番3, 63番, 63番1, 64番, 65番, 66番, 67番1, 67番2, 68番, 69番, 69番1, 71番</p>
<p>秋田市寺内後城</p> <p>135番2, 236番2, 304番2</p>
<p>秋田市土崎港南三丁目</p> <p>256番, 257番1, 257番2</p>

---

---

史跡秋田城跡保存活用計画書

印刷・発行 令和7年 月 日

編 集 秋田市（秋田城跡歴史資料館）

〒011-0907

秋田市寺内焼山9番6号

TEL 018-845-1837 FAX 018-845-1318

印 刷 秋田活版印刷株式会社

---

---